

大蔵省財政史室 編

# 昭和財政史

終戦から講和まで

第17巻

資料(1)

東洋経済新報社

## 監修のことば

『昭和財政史——終戦から講和まで——』（全二〇巻）は、『明治財政史』（全一五巻）、『明治大正財政史』（全二〇巻）および『昭和財政史』（全一八巻）につづく大蔵省とその担当する財政・金融行政の歴史であり、副題に示されているように、昭和二〇（一九四五）年八月一五日の「終戦」から「サンフランシスコ平和条約」が発効した昭和二七（一九五二）年四月二八日まで、日本が連合国の占領の下におかれた期間を対象とするものである。

ところで、わたくしたち兩名は、昭和四六（一九七一）年四月、本財政史の編集事業が正式に発足するに当たり大蔵省から監修を委嘱され、ひきつづいて、別欄にかかげられているメンバーが共同研究者として決定された。以後監修者と共同研究者は研究会を組織するとともに、「一般」「財政」「金融」の各部会に分属し、かつて大蔵省の要職にあって占領期の行政を担当された方々のほか占領期財政に関係の深かった各界学識経験者（元占領政策担当官等アメリカ側関係者をふくむ）からのヒヤリングを中心とした共同研究会と部会を度重ねて開催し、資料調査と研究を進めた。

この間、資料の収集、整理も精力的に行なわれたが、とくに後述するような在米資料をふくめて未発掘、未公表資料の収集整理も積極的に行なわれたのである。資料調査と研究が一段落した段階で執筆段階に入り、共同研究者とわたくしたち兩名が全員執筆を分担することとなり、また、特定の項目については大蔵省内から若干の関係者が執筆に加わることとなった。

わたくしたちは、大蔵省の省議によって今回の財政史の編さん、刊行の具体的計画が決定した際、そのなかにおいて決められた「大蔵省の担当した財政・金融行政の実績を実証的に記述分析することを主とするが、時期の特殊性にかんがみ、社会経

済的背景の把握ならびに米国の対日経済政策の解明に留意する」という主旨の基本方針を尊重するとともに、新しくかつ豊富な資料をでき得る限り発掘活用し、客観的で詳細な財政史をつくり上げることに意を用いてきた。

今回の財政史が対象とする期間は、『明治財政史』の三五年間、『明治大正財政史』の二四年間、『昭和財政史』の二〇年間に比べて、わずか七年弱にすぎないが、日本がいまだかつて経験したことのない外国の占領下におかれた時期であり、古い日本が新しい日本に生まれかわる激動の時期であったことをおもえば、けっして短い期間とはいえず、記録されなければならぬ事柄はむしろ戦前の二〇年ないし三〇年の歴史を述べる場合以上に多いといえよう。しかもそれらの多くは、財政・金融面のみならずその後の日本経済全体の復興と成長に大きな影響を与え、あるいは、その原型となったものである。

したがって本財政史の内容が財政・金融の領域にとどまることなく、その経済的背景、さらに連合国、とくにアメリカ合衆国の対日占領政策にも及ぶのは当然であり、そうでなくてはこの占領期を対象とする財政史は財政史そのものとしてもきわめて不十分なものとならざるをえないのである。この意味において今回の財政史は、従来大蔵省が編さん刊行した財政史に比べて対象期間は短期間であるが、その内容は量的に膨大であるとともに、きわめて多角的なものとならざるをえなかったのである。しかも外国の占領下という時期であるため、従来のように国内の資料のみでは十分とはいえず、占領当事者である連合軍総司令部および連合国、具体的にはアメリカ側の資料を参照しなければならなかった。

これらの資料の大部分は従来非公開のものであったが、その多くは、年次の経過に従ってアメリカ政府の公文書取扱に関する規定に基づいて公開されるにいたったため、その利用が可能となった。これは、われわれにとって幸いなことであり、このため、共同研究者および財政史室スタッフによる在米資料の収集も行なわれたが、これらの資料を活用できたことは、この財政史を特徴づけるものとなったと思われる。

この財政史の執筆、監修に当たっては、もとより各巻とも執筆者がそれぞれ専門家としての立場から自主的に叙述したものであるが、個人の著書を集めた全集といったようなものでなく、全巻が有機的なつながりをもったものとし、出来る限り客観的で、正確な史実を後世に残すものであることに意が用いられた。そのためにも、執筆者の第一稿は未定稿として省内関

係部に回覧されるとともに、研究会における相互討論にも付されたのである。

なお、本財政史は、各執筆担当者の責任において書かれたものであるが、また全体の統一、調整についての責任は、わたくしたち監修者兩名が負うものである。

終りにわたくしたち監修に当たった兩名は、執筆者一同とともに、本財政史の編さん・刊行について示された大蔵省の非常な熱意と理解、ならびに種々行き届いたご配慮をいただいた舟山正吉顧問に対し深く感謝するとともに、快くヒヤリングに応じて貴重な談話をいただいた方々、省内省外の協力委員をはじめ編さん・執筆に積極的な協力ないし助言をいただいた方々、ならびに何くれとなくお世話をいただいた財政史室、大蔵省文庫の方々にも衷心より感謝申し上げます。また、あわせて本財政史刊行の業務を担当された東洋経済新報社の各位にも謝意を表するものである。

昭和五〇年一〇月一日

監修者

鈴木武雄  
安藤良雄

監修者の一人鈴木武雄博士は、本財政史の刊行をまたず昭和五〇年二月六日、病氣のため逝去されたが、同博士は本財政史編集事業の発足以来、編集・執筆を指導され、全執筆者の原稿または執筆構想についても草稿の校閲、共同研究会における指導助言等を行なわれたので、実質的には全巻にわたっての監修の任を果たされた。この「監修のことば」も鈴木・安藤両博士が協議し執筆されたものである。

大蔵省財政史室

## 凡 例

- 一、本巻の監修および解題は、中村隆英が担当した。
- 二、人名の敬称は、省外の方を含めて原則として省略させていただいた。歴史的叙述の故として御了承を乞うものである。
- 三、引用資料は原則として原文のままとした。ただし、漢字で新字体のあるものはこれに改め、誤記および全く技術的に不整合なものについては、編者の責任において訂正した。

共同研究者等名簿(部会員は五十音順)

顧問	舟山正吉(元大蔵事務次官)	財政部会	宇田川璋仁(横浜国立大学教授)
執筆担当者		加藤三郎(東京大学教授)	
監修者	鈴木武雄(元武蔵大学学長・故人)	加藤睦夫(立命館大学教授)	
一般部会長	安藤良雄(成城大学学長)	高橋誠(法政大学教授)	
財政部会長	江見康一(一橋大学教授)	西村紀三郎(駒沢大学教授)	
金融部会長	中村隆英(東京大学教授)	林健久(東京大学教授)	
幹事	原	山村勝郎(金沢大学教授)	
一般部会	犬田郁彦(拓殖大学教授)	伊牟田敏充(法政大学教授)	
	秦	塩野谷祐一(一橋大学教授)	
	原	志村嘉一(千葉大学教授)	
	藤村幸雄(同志社大学教授)	西川俊作(慶応大学教授)	
	三和良一(青山学院大学教授)	原司郎(横浜市立大学教授)	
財政部会	石弘光(一橋大学教授)	大森とく子(大蔵事務官)	
	植松守雄(元大蔵事務官)	加藤新一(大蔵事務官)	

目次

監修のことは  
凡例  
解題

.....二二五

I 基本資料

(1) 大西洋憲章(一九四一年八月一四日).....三	(13) 五大改革指示(一九四五年一〇月一日).....三五
(2) カイロ宣言(一九四三年一月二七日).....三	(14) 日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令(一九四五年一月一日SWNCC五二/七).....三六
(3) ヤルタ協定(一九四五年二月一日).....四	(15) 持株会社の解体に関する日本政府の司令部宛覚書(一九四五年一月四日).....三六
(4) ポツダム宣言(一九四五年七月二六日).....四	(16) 持株会社解体に関する司令部覚書(一九四五年一月六日SCAP IN二四四).....三六
(5) 降伏関係往復文書(一九四五年八月一〇日―八月一四日).....五	(17) 農地改革に関する司令部覚書(一九四五年二月九日SCAP IN四一一).....三六
(6) 極東委員会付託条項(一九四五年八月一四日アメリカ国務省).....七	(18) 極東委員会及び連合国対日理事会付託条項(抄録)(一九四五年一月二七日公表).....三六
(7) 降伏文書(一九四五年九月二日).....八	(19) 天皇人間宣言(昭和二十一年一月一日付詔書).....三六
(8) 指令第一号(一九四五年九月二日SCAP IN一).....九	(20) 経済危機緊急対策実施要綱(昭和二十一年一月二六日閣議決定).....三六
(9) 指令第二号(一九四五年九月三日SCAP IN二).....二	(21) 指令第三号の修正に関する覚書(昭和二十一年五月二五日SCAP I).....三六
(10) 指令第三号(一九四五年九月二二日SCAP IN四七).....二六	
(11) 降伏後における米国の初期の対日方針(一九四五年九月二二日米国防政府発表).....二九	
(12) 政治的及び宗教的自由に対する制限除去に関する司令部覚書(一九四五年一〇月四日SCAP IN九三).....三三	

N九八四)..... 一〇七

(22) 日本国民の生活水準に関する極東委員会決定(一九四七年一月二三日)..... 一〇八

(23) 物資の国内消費制限方針についての極東委員会決定(一九四七年三月一日)..... 一〇九

(24) 経済安定・統制強化に関するマッカーサー元帥・吉田首相往復書簡(一九四七年三月二日、三月二八日)..... 一一〇

(25) 緊急経済対策(昭和二年六月一日閣議決定)..... 一一一

(26) 民間貿易再開についての司令部発表及びマッカーサー元帥談話(一九四七年六月一日)..... 一一二

(27) 降伏後の対日基本政策(一九四七年七月一日極東委員会発表)..... 一一三

(28) 対日平和条約のための会議に関する米政府提案(一九四七年七月一日)..... 一一四

(29) 司令部の日本占領二カ年の報告経済編中経済科学局の部要旨(一九四七年八月二六日発表)..... 一一五

(30) 司令部の日本占領二カ年の報告政治編中民政局の部要旨(一九四七年九月二日発表)..... 一一六

(31) 占領政策転換、日本経済自立化についてのロイヤル陸軍長官演説(一九四八年一月六日)..... 一一七

(32) わが国経済の戦争被害(昭和二年二月一日経済安定本部発表)..... 一一八

(33) アメリカの対日政策に関するケナン國務省企画政策部長の報告(一九四八年三月二五日PPS二八)..... 一一九

(34) 経済安定十原則(一九四八年七月一日司令部経済科学局非公式メモ)..... 一二〇

(35) 公務員制度改正等に関する芦田首相宛マッカーサー元帥書簡(一九四八年七月二日)..... 一二一

(36) 政令第二〇一号(昭和二年七月三十一日公布)..... 一二二

(37) 新立法による金融制度の全面的改正(一九四八年八月一日司令部経済科学局非公式メモ)..... 一二三

(38) アメリカの対日政策に関する国家安全保障会議の勧告(一九四八年八月一日)..... 一二四

(39) 一〇月七日NSC一三/二)..... 一二五

貨金三原則——罷業状況に関するヘプラー声明(一九四八年二月一日司令部渉外局発表)..... 一二六

(40) 日本に対し指令される経済安定計画(経済安定九原則指令)(一九四八年一月二八日極東軍司令部渉外局発表)..... 一二七

(41) 経済安定九原則についての吉田首相宛マッカーサー元帥書簡(一九四八年一月二九日極東軍司令部渉外局発表)..... 一二八

(42) マッカーサー元帥の昭和二年四月一日の辞(昭和二年四月一日)..... 一二九

(43) 日本円に対する公式為替レート樹立に関する司令部覚書(一九四九年四月二三日SCAPIN一九九七)..... 一三〇

(44) アメリカの対日政策に関する国家安全保障会議の勧告(一九四九年五月六日NSC一三/三)..... 一三一

(45) マッカーサー元帥の昭和二年四月一日の辞(昭和二年四月一日)..... 一三二

(46) 警察予備隊創設に関する吉田首相宛マッカーサー元帥書簡(一九四九年七月八日)..... 一三三

(47) 預金部の資金運用部への改組に関する池田大蔵大臣宛ドッジ公使書簡(一九五〇年一月二日)..... 一三四

(48) 我が国産業の合理化方策について(昭和二年二月二三日産業合理化審議会答申)..... 一三五

(49) 講和使節団ダレス大使来日声明(一九五一年四月一日)..... 一三六

(50) 占領管理緩和に関するリッジウェイ最高司令官声明(一九五一年五月一日司令部発表)..... 一三七

(51) 日米経済協力に関するマークット司令部経済科学局長声明(一九五一年五月一日司令部発表)..... 一三八

(52) 吉田内閣新経済政策(昭和二年六月二三日政府発表)..... 一三九

(53) 講和を迎える日本経済の運営方針に関する最高司令官財政顧問ドッジの声明(一九五一年一月二九日司令部発表)..... 一四〇

(54) 日本国との平和条約及び関係文書(昭和二年四月二八日公布、条約第五号)..... 一四一

(55) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約(昭和二年四月二

(56) 八日公布、条約第六号)..... 一四二

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定(昭和二年四月二八日公布)..... 一四三

(57) 米国の対日援助物資総額及び支払額等について(昭和三七年一月二九日第四〇国会衆議院予算委員会提出資料)..... 一四四

Ⅱ 東久邇・幣原・第一次吉田・片山・芦田内閣時代

一 終戦への対応..... 一四五

1 終戦善後措置一般..... 一四五

(1) 時局收拾に関する諸問題(第一案(昭和二年八月二日)..... 一五〇

(2) 終戦に際しての広瀬大蔵大臣声明(昭和二年八月二五日)..... 一五〇

(3) 財政経済に関する時局收拾及び戦後対策に関する件(未定稿)(昭和二年八月二九日)..... 一五一

(4) 朝鮮、台湾及び樺太に関する善後措置要領案(昭和二年八月二九日内務省管理局)..... 一五二

(5) 戦後緊急対策企画室設置に関する件(昭和二年八月二〇日省議決定)..... 一五三

(6) 戦後緊急対策企画室に対する津島大蔵大臣指示事項(昭和二年八月二〇日)..... 一五三

(7) 終戦処理に関する渋沢日本銀行總裁私案(昭和二年八月二〇日頃)..... 一五四

(8) 陸海軍復員に伴う給与等処理に関する件(昭和二年八月二一日閣議決定)..... 一五五

(9) 塩の専売に関する事務の委譲取止めに関する件(昭和二年八月二一日閣議決定)..... 一五六

(10) 昭和二十年度預金部資金運用計画の変更について(昭和二年八月

二三日大蔵省発表)..... 一五六

(11) 大東亜省及び軍需省の廃止等に伴う経費等の処理に関する件(昭和二年八月二三日)..... 一五七

(12) 塩賠償価格改定に関する件(昭和二年八月二七日大蔵省発表)..... 一五七

(13) 戦後通貨対策委員会設置に関する件(昭和二年八月二八日閣議了解)..... 一五八

(14) 連合国最高司令官の要求に係る一般命令の実施に関する件(昭和二年九月二日閣議了解)..... 一五九

(15) 軍事上並に産業上の復員促進の為に大蔵省として措置すべき事項案(昭和二年九月七日金融局資金統制課)..... 一六〇

2 旧軍保有物資・旧軍財産の処分..... 一六〇

(1) 軍其の他の保有する軍需用保有物資資材の緊急処分の件(昭和二年八月二四日閣議決定)..... 一六〇

(2) 国有財産に関する善後措置並に今後の活用方策(昭和二年八月二五日企画室資料第一号)..... 一六一

(3) 軍需物資資材を急速に民生安定の為に転換する方策並に之に伴い大蔵省として措置すべき事項(昭和二年八月企画室資料第二号)..... 一六二

(4) 戦争終結に伴う国有財産の処理に関する件(昭和二年八月二八日閣議決定)..... 一六三

(5) 軍其の他の保有する軍需用保有物資資材緊急処分の件廃止の件(昭

和二年八月二八日閣議決定)……………二五

(6) 軍保有物資資材を急速に民生の安定の為に転換するの策(昭和二〇年九月四日閣議提出)……………二五

(7) 軍の復員に伴う治安警備及び軍需品の監視引渡等に関する件(昭和二〇年九月四日閣議了解)……………二五

(8) 戦争終結に伴う国有財産の処理に関する件(昭和二〇年九月二一日閣議了解)……………二五

(9) 日本軍隊より受領し且受領すべき資材、補給品及び装備品に関する司令部覚書(一九四五年九月二四日SCAPIN五三)……………二五

(10) 軍所屬国有財産の処理に関する件(昭和二〇年一〇月八日国有財産部総務課)……………二五

(11) 連合軍より日本政府に引渡さるべき資材、補給品及び装備品に関する司令部覚書(一九四五年一〇月一六日SCAPIN一五一)……………二五

(12) 特殊物件処分大綱(昭和二〇年一〇月一九日閣議決定)……………二五

(13) 連合軍より返還を受けたる陸海軍所屬国有財産取扱に関する件(昭和二〇年一〇月二五日次官會議決定)……………二五

3 B号軍票問題……………二五

(1) 進駐軍の軍票使用に関する情報(昭和二〇年八月二二日外資局)……………二五

(2) 保障占領の為の外国軍隊駐屯に伴い必要なる財政金融上の措置案(昭和二〇年八月)……………二五

(3) 外務大臣より連合軍司令官宛発電(昭和二〇年八月二三日)……………二五

(4) 連合国進駐軍の駐屯費支出方法に関する件(昭和二〇年八月二四日閣議報告)……………二五

(5) 連合国進駐軍の使用通貨等に関する考え方(昭和二〇年八月二五日外資局)……………二五

(6) 進駐軍の日銀券使用に関する津島蔵相宛石橋湛山書簡(昭和二〇年八月三〇日)……………二五

(7) 未発表司令部布告第一ノ第三号(英文)(昭和二〇年九月二日)……………二五

(8) 連合国進駐軍所要経費の立替融通等に関する件(昭和二〇年九月二日)

に關する件)に基く閣令及び省令の件(昭和二〇年九月二二日閣議了解)……………二六

4 戦後インフレについての見解……………二七

(1) 預貯金無制限払出に関する大蔵省発表(昭和二〇年八月二四日)……………二七

(2) 戦後インフレに対する国民輿論指導方針に就て(未定稿2)(昭和二〇年八月二八日金融局資金統制課)……………二七

(3) 戦後に於ける国民貯蓄増強方針に関する件(昭和二〇年九月一日閣議決定)……………二八

(4) 戦後に於けるインフレーション対策について(昭和二〇年九月一日東京銀行集会所における津島大蔵大臣演説)……………二八

(5) インフレーションについて(昭和二〇年九月二三日津島大臣放送)……………二八

5 金融応急措置……………二八

(1) 金融機関の融資方針についての金融局長通牒案(昭和二〇年八月二七日)……………二八

(2) 社員及び労務者の退職金支給方法に関する件(昭和二〇年八月一九日大蔵省発表)……………二八

(3) 役員退職金の支給方法に関する件(昭和二〇年八月二二日大蔵省発表)……………二八

(4) 産業資金の融通に関する件(昭和二〇年八月二五日大蔵省発表)……………二八

(5) 事業資金調整暫定標準に関する件(昭和二〇年八月二八日大蔵省金融局)……………二八

(6) 外地預貯金等預け換えに関する債務引受命令案(昭和二〇年八月二九日)……………二八

(7) 会社役員退職金支払に関する金融局長通牒(昭和二〇年九月三日融銀第二五八号)……………二八

(8) 金融機関の閉鎖に伴う融資其の他の処理に関する件(昭和二〇年一〇月一日金融局産業資課)……………二八

(9) 金融機関指定の変更及び取消(昭和二〇年一〇月一日金融局産業資

目)……………二六

(9) 連合国の保障占領軍駐屯費に関する件(大蔵省提出)……………二六

(10) クリステイ少将等との会見要領(昭和二〇年九月三日)……………二六

(11) 占領軍費用に関する司令部覚書(一九四五年九月四日SCAPIN七)……………二六

(12) 司令部提案「占領軍費用に関する件」の処置案(昭和二〇年九月大蔵省)……………二六

(13) 法定通貨に関する司令部覚書(一九四五年九月六日SCAPIN八)……………二六

(14) 占領軍使用通貨に関する大蔵当局談(昭和二〇年九月八日外資局)……………二六

(15) 布告第三号に対する対案(昭和二〇年九月九日外資局長からSCAPへ申入)……………二六

(16) 円表示補助軍用通貨に関する司令部宛日本政府覚書(昭和二〇年九月九日)……………二六

(17) 連合国軍本土進駐に伴う使用通貨に関する交渉経緯(昭和二〇年九月一日内務省警保局経済保安課)……………二六

(18) B号円表示軍票、米ドル及び他の外国通貨の使用に関する司令部覚書(英文)(一九四五年九月二日SCAPIN二一、九月一日接受)……………二六

(19) B号円表示軍票、米ドル及び他の外国通貨の使用に関する覚書に対する日本政府の回答(英文)(一九四五年九月一六日)……………二六

(20) B号軍票問題等に関する愛知文書課長メモ(昭和二〇年九月一五—一六日)……………二六

(21) 日本帝国大蔵省声明(昭和二〇年九月一六日)……………二六

(22) ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二〇年勅令第五四二号)に関する枢密院説明資料(昭和二〇年九月一九日)……………二六

(23) 軍用通貨に関する大蔵省令に付交渉の件(付・大蔵省令)(昭和二〇年九月二〇日外資局)……………二六

(24) 受取B軍票の処理に關し極秘照会の件(昭和二〇年九月二一日大蔵省外資局長通牒)……………二六

(25) 昭和二〇年勅令第五四二号(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令

金課)……………二六

(10) 戦時金融金庫の閉鎖に伴う処置(案)(昭和二〇年一〇月二日金融局産業資課)……………二六

(11) 外資金庫に関する連合軍司令部宛説明書(案)(昭和二〇年外資局)……………二六

(12) 朝鮮銀行、台湾銀行及び朝鮮殖産銀行の内地所在店舗の清算に関する件(昭和二〇年一〇月四日銀行局)……………二六

6 債権債務集中決済……………二六

(1) 債権債務の集中決済に関する閣議報告案(昭和二〇年八月二七日大蔵省金融局)……………二六

(2) 「買入債務及び前受金の集中処理に関する件」実施に伴う金融機関の貸出金の措置に関する件(昭和二〇年八月二九日)……………二六

(3) 買入債務及び前受金の集中処理に関する大蔵省発表並に説明資料(昭和二〇年八月三〇日大蔵省金融局)……………二六

(4) 買入債務及び前受金の集中処理に関する協定書(昭和二〇年八月三一日大蔵省、全国金融統制会、重要産業団体協議会)……………二六

(5) 買入債務及び前受金の集中処理制度実施上の細目(昭和二〇年九月二一日大蔵省発表)……………二六

7 経済統制改廃方針……………二六

(1) 津島大臣より山際次官への指示(昭和二〇年九月一四日)……………二六

(2) 戦時経済統制の改廃に関する方針(昭和二〇年九月一七日企画室第三号)……………二六

(3) 公定価格廃止及び供出用物資特配に関する大蔵省部局長會議結果報告(昭和二〇年九月一七日)……………二六

(4) 食糧確保に関する緊急措置方針要領(昭和二〇年九月一八日閣議決定)……………二六

(5) 経済統制善後措置に関する件(昭和二〇年九月一八日閣議了解)……………二六

(6) 指令第三号の真意釈明に関する件(一九四五年九月二六日司令部経済科学局照会文書)……………二六

(7) 指令第三号の趣旨に関するクレイマー司令部経済科学局長談(一九四五年九月二六日)……………三九

8 金保有額調査……………三三

(1) 昭和二〇年八月二五日現在における金資金及び日本銀行保有の金銀地金調(昭和二〇年九月四日外資局総務課)……………三三  
(2) 日本銀行金保有状況(昭和二〇年九月一九日現在日本銀行調査)……………三三  
(3) 金問題に関する考え方(昭和二〇年九月二〇日外資局)……………三五

9 外国為替対策……………三五

(1) 今後の為替相場の問題(昭和二〇年八月二四日、同年九月七日木内信胤)……………三五  
(2) 為替管理上の諸問題(昭和二〇年九月二日木内信胤)……………三五  
(3) 今後の日本の為替問題(大内兵衛講要要旨)(昭和二〇年九月二〇日大臣官房文書課)……………三四  
(4) 当面の交易決済方法に関する件(昭和二〇年九月二七日外資局)……………三七

10 対外資産・負債の調査と対策……………三七

(1) 当面の諸問題(昭和二〇年八月一〇日外資局)……………三七  
(2) 国外払軍費調達、民間資金調達方式に関する調(昭和二〇年)……………三六  
(3) 支那通貨対策に関する件(閣議決定案関係資料)(昭和二〇年八月)……………三四  
(4) 大東亜各地域通貨処理の見透し(昭和二〇年九月一日木内信胤)……………三五  
(5) 南方各地域及び香港に於て発行せる軍票及び南方開発金庫券の処理に関する件(昭和二〇年九月三日原口武夫)……………三四  
(6) 外地、占領地諸地域に於ける借入金調(昭和二〇年九月二日外資局総務課)……………三七  
(7) 東亜諸地域に於ける円系通貨の現状(昭和二〇年一月三日日外資局特別情報第九七号)……………三九  
(8) 本邦及び支那の金塊相場より換算せる通貨発行及び預け合実質増加高調(昭和二三年二月一〇年一月) (昭和二〇年一月二日外資局)……………三九

資局総務課)……………三六  
(9) 本邦及び満洲国の食米、小麦粉、砂糖及び物価指数等より換算せる満洲国幣実質増加高調(昭和二一年一月二五日外資局総務課)……………三六  
(10) 円系通貨発行実質高調(昭和二二年二月)……………三七

11 その他大蔵省行政の計画と実施……………三七

(1) 中央施策を地方部局及び下部機関並に民間に滲透徹底せしむる措置(昭和二〇年九月三日)……………三七  
(2) 地方総監会議に於ける指示事項(大蔵省関係)(昭和二〇年九月七日)……………三七  
(3) 「ポツダム宣言」の受諾に伴う各省実行計画報告の件(昭和二〇年九月一日内閣より各省宛)……………三七  
(4) 「ポツダム宣言」の受諾に伴う実行計画報告(昭和二〇年九月二八日大蔵省)……………三七  
(5) 九月二十九日以降十月二十日迄に処理したる主要事項(昭和二〇年一月七日大蔵省)……………三六  
(6) 十月二十一日以降十一月三十日迄に処理したる主要事項(昭和二〇年一月二日大蔵省)……………三六  
(7) 昭和二十年十二月一日以降同月末迄に処理したる主要事項(昭和二一年一月二日大蔵省)……………三六  
(8) 昭和二一年一月中旬に処理したる主要事項(昭和二二年二月大蔵省)……………三五

一一 財政経済政策一般……………三五

1 一般財政経済政策……………三五

(1) 経済危機緊急対策についての幣原総理大臣、橋本内閣書記官長及び沢沢大蔵大臣の声明(昭和二二年二月一七日)……………三五  
(2) 戦後物価対策基本要綱(昭和二二年二月一五日閣議決定)……………三四  
(3) 物価体系の確立及び価格等統制の方針に関する件(昭和二二年三月一日閣議決定)……………三六

(23) 石炭企業等新勘定赤字の暫定処理方針(案)(昭和二三年二月一七日)……………三六

経済安定本部財政金融局)……………三六

(24) 臨時資金調整法廃止、企業新勘定赤字処理、特経会社の資本構成是正等の経緯(大蔵次官事務引継資料)(昭和二三年三月二日理財局)……………三六  
(25) 予算均衡、経済再建等をめぐる北村、栗栖両大臣とドレーパー・ミッシェンとの会談記録(昭和二三年三月二七日渉外部)……………三五  
(26) 軍事公債利払停止、主計局の内閣移管等につきマークット・渡辺会談記録(昭和二三年四月一〇日渉外特報号外)……………三七  
(27) 物価改訂に関する司令部内部に於ける調整をめぐりリード・渡辺会談記録(昭和二三年四月一九日渉外特報号外)……………三八  
(28) 物価と賃金の相互安定対策(フライン・経済科学局顧問の閣議における発言要旨)(昭和二三年五月四日)……………三九  
(29) 司令部の貸金安定方策構想について北村蔵相・フライン博士会見記録(昭和二三年五月二日渉外特報第六三三号)……………三九  
(30) 日本経済の安定をめぐるヤング・ミッシェンと北村蔵相ほか大蔵省首脳との会談記録(昭和二三年六月一日渉外特報第六七号)……………三九  
(31) 石炭企業新勘定赤字の処理に関する経済安定本部長官及び商工大臣宛マークット・経済科学局長非公式覚書(一九四八年六月四日)……………三九  
(32) 価格の補正について(昭和二三年六月二日閣議決定、同日経済安定本部発表)……………三九  
(33) 経済安定十原則に対する大蔵省の対応資料(昭和二三年八月一日大臣官房文書課)……………四〇  
(34) 予算均衡、賃金問題に関する泉山大蔵大臣・マークット・経済科学局長定例会見記録(昭和二三年一月一七日渉外特報第一〇九号)……………四〇  
(35) 石炭企業の赤字の処理案(昭和二三年一月二五日経済安定本部財政金融局)……………四〇

2 財政経済政策に対する意見……………四〇

(1) クレイマー・経済科学局長との会談(九月一九一―二日)よりみたり……………四〇

(4) 当面の重要財政金融問題(昭和二一年四月三〇日)……………三九  
(5) 緊急食糧対策に関する件(案)(昭和二一年五月一七日各省次官会議)……………三九  
(6) 食糧非常時突破に関する声明(付・食糧危機突破対策要領)(昭和二一年六月七日閣議決定、同月一三日政府発表)……………四〇  
(7) 石炭非常時対策(昭和二一年六月七日閣議決定)……………四〇  
(8) 米価其の他に就ての覚書(昭和二一年九月三日閣議了解)……………四〇  
(9) 資金資材割当及び物価引上げ等についての司令部非公式提案(一九四六年九月五日)……………四〇  
(10) 昭和二十一年度第四・四半期基礎物資需給計画策定並に実施要領(昭和二一年二月二七日閣議決定)……………四一  
(11) 経済統制強化、経済安定本部機構拡大についての経済安定本部長官宛司令部経済科学局長非公式覚書(一九四七年二月六日)……………四一  
(12) 経済統制再建強化構想について司令部への提出文書(一九四七年三月三日石橋経済安定本部長官)……………四一  
(13) 経済統制強化に関する三月三日付石橋長官提出文書に対する批判のマークット・経済科学局長覚書(一九四七年三月一日)……………四二  
(14) 経済安定本部の機構改組方針日本政府対案(昭和二二年三月一八日)……………四二  
(15) 経済安定本部改組案に関する経済安定本部長官宛マークット・経済科学局長覚書(一九四七年三月二八日)……………四二  
(16) 昭和二十二年度石炭増産対策(昭和二二年四月二六日閣議決定)……………四二  
(17) 財政金融緊急対策実施要領案(昭和二二年六月一五日経済安定本部財政金融局)……………四二  
(18) 価格安定計画に関する経済安定本部総務長官宛司令部経済科学局長非公式所信表明(一九四七年六月二四日)……………四二  
(19) 新価格体系の確立について(昭和二二年七月五日閣議決定、同日経済安定本部発表)……………四二  
(20) 流通秩序確立対策要綱(昭和二二年七月二九日閣議決定)……………四二  
(21) 均衡予算堅持のための三原則をめぐる各大臣・マークット・経済科学局長会談要録(昭和二二年一月一四日渉外特報第二四号)……………四二  
(22) 当面の通貨安定施策について(昭和二二年二月二八日大蔵省)……………四二



本経済再建に関する米国軍の意向(昭和二〇年九月二三日太田終戦連絡中央事務局第三部長)……………三三三

(2) 渋沢大蔵大臣の記者会見における講述要旨(昭和二〇年一〇月一日大臣官房文書課)……………三三六

(3) 自主的即決的施策の緊急樹立に関する件(昭和二〇年一〇月二日外務次官が大蔵次官へ持参)……………三三七

(4) 新内閣の前途(昭和二十一年四月九日石橋湛山講演要旨)……………三三九

(5) 「ボグダン」の総合五箇年計画案(昭和二十一年)……………三七七

(6) インフレ対策についての要望(昭和二十一年六月一日自由、進歩両党政策協定委員会)……………三六〇

(7) 通貨金融の基本政策に関する所見(昭和二十一年九月一日一万田尚登日銀総裁)……………三六一

(8) 石橋財政の本質(時事新報記者と石橋蔵相の一问一答(昭和二十二年一月)……………三六四

3 財政経済の現状と見透し……………三六九

(1) 昭和二十年十一月二日地方長官会議に於ける大蔵大臣訓示(案)……………三六九

(2) 地方長官会議に於ける石橋大蔵大臣説示要領(昭和二十一年一〇月三一日)……………三七一

(3) わが国財政の実情について(財政白書(昭和二十二年二月七日大蔵大臣談)……………三九三

(4) わが国の財政と金融との実情(昭和二十三年七月二日大臣官房文書課)……………三九七

三 皇室財産……………四〇九

(1) 皇室の組織及び財政についての報告に関する司令部覚書(英文)(一九四五年一〇月二日ESSセクションメモ)……………四三〇

(2) 皇室財産に関する司令部覚書(一九四五年一月一日SCAPIN三〇〇)……………四三〇

四 財政再建構想……………四三七

1 昭和二十一年度実行予算及び二二年度予算編成(二一年三月まで)……………四三七

(1) 昭和二十一年度予算の実行計画に関する件(昭和二〇年八月二一日閣議決定)……………四三七

(2) 「昭和二十一年度予算の実行計画に関する件」に付て(閣議説明資料(昭和二〇年八月)……………四三七

(3) 昭和二十一年度予算編成に関する件(昭和二〇年八月二四日閣議決定)……………四三六

(4) 昭和二十一年度予算編成に関する件大蔵大臣閣議説明要旨(昭和二〇年八月)……………四三九

(5) 「昭和二十一年度予算実行計画に関する件」に関する大蔵大臣閣議説明要旨(昭和二〇年九月二日)……………四六一

(6) 昭和二十一年度予算実行計画に関する件(昭和二〇年九月二八日閣議決定)……………四六三

(7) 昭和二十一年度一般会計予算実行節約閣議決定額(昭和二〇年九月二八日)……………四六六

(8) 「昭和二十一年度特別会計予算実行計画」に関する件に関する大蔵大臣閣議説明要旨(昭和二〇年一〇月一日)……………四六六

(9) 昭和二十一年度特別会計予算実行計画に関する件(昭和二〇年一〇月二二日閣議決定)……………四六七

(10) 戦後財政の見透しに付て(昭和二〇年一〇月一六日閣議決定)……………四六九

(11) 行政機構改革案大綱(昭和二〇年一〇月二六日愛知揆一ほか)……………四七三

(12) 行政整理に関する件(昭和二〇年一〇月三〇日閣議決定)……………四七五

(13) 昭和二十一年度予算追加第一号及び第二号に関する司令部覚書(一九四五年一月二日SCAPIN四二七)……………四七五

(14) 行政整理に関する件(昭和二〇年一月二二日閣議決定)……………四七五

(3) 皇室財産に關し大蔵大臣から總理大臣宛照会(昭和二〇年一月二一日官房秘丙第四三三)……………四三〇

(4) 皇室財産に関する特別調査委員会報告(昭和二〇年一月二三日)……………四三二

(5) 「皇室会計令改正理由(昭和二〇年一月二四日宮内大臣上奏)……………四三三

(6) 皇族に関する司令部覚書(一九四六年五月二日SCAPIN一九八A)……………四三三

(7) 宮内省内蔵頭名義封鎖預金の金融緊急措置令の取扱に関する件(昭和二十一年八月)……………四四四

(8) 皇室財産の課税に關する「戦時補償特別措置法案」及び「財産税法案」の補則規程についての説明(昭和二十一年九月法制局第二部長)……………四四五

(9) 皇室財産課税に関する司令部の意見(昭和二十一年一〇月二日大蔵省終戦連絡部)……………四四八

(10) 皇室経済法案要綱(昭和二十一年一〇月一八日閣議了解)……………四四八

(11) 皇室経済法案(枢密院諮詢案)(昭和二十一年一月六日)……………四四九

(12) 皇室経済法案の訂正(昭和二十一年二月七日閣甲第三六〇号)……………四五〇

(13) 皇族の身分を離れる者等に対する一時金支出に関する法律案要綱(昭和二十二年三月七日閣議決定)……………四五三

(14) 皇室経済法施行法要綱(昭和二十二年三月七日閣議決定)……………四五三

(15) 皇室用財産調査委員会設置要綱(昭和二十二年四月一日閣議決定)……………四五三

(16) 皇室用財産とするのを適当と認める皇室財産の範囲に関する皇室用財産調査委員会報告(昭和二十二年四月二八日)……………四五三

(17) 皇室経済法施行法要綱(昭和二十二年六月一七日閣議決定)……………四五三

(18) 司令部要求による皇室経済法施行法中訂正(昭和二十二年八月七日法制局)……………四五六

(15) 昭和二十一年度歳出節約額中昭和二十年十月十九日より同年十二月十五日迄に於ける復活額報告の件(昭和二〇年一月二八日閣議報告)……………四七五

(16) 昭和二十一年度歳入歳出概算(抄録)(昭和二十一年一月四日閣議決定)……………四七六

(17) 行政整理の実施等に伴う昭和二十一年度歳出予算節約に関する件(昭和二十一年一月二五日閣議決定)……………四七七

(18) 昭和二十一年度に於ける今後の財政需要に対処する為の措置に関する件(昭和二十一年二月一三日主計局)……………四七九

(19) 帝國議會の閉会遅延に伴う予算的措置に関する件(昭和二十一年二月一九日閣議決定)……………四八三

(20) 昭和二十一年度一般会計歳出及び借入計画に関する大蔵省宛司令部覚書(一九四六年三月一五日ESSセクションメモ)……………四八四

2 財政五カ年計画……………四八五

(1) 昭和二十一年度以降五箇年度間財政見透し試案(昭和二〇年一月二六日)……………四八五

(2) 我國国庫貸借収支試算表(試案)……………四八六

(3) 我國財政の前途等に就て(昭和二〇年一月第八九議會予算總會における渋沢蔵相講述要旨)……………四八七

(4) 財政収支計画概略案に付て(昭和二〇年一月第八九議會配付資料)……………四九〇

3 財政再建構想と司令部覚書……………四九四

(1) 大蔵次官に対するクレームー経済科学局長の財政金融政策に關する意見表明(英文)(一九四五年九月二八日)……………四九四

(2) 連合軍要望事項(内意)(昭和二〇年一月一日)……………四九四

(3) 大臣官邸における大内兵衛、中山伊知郎及び渋沢大臣の口述要旨(愛知メモ)(昭和二〇年一月一四日)……………四九四

(4) 財政再建対策要目(愛知メモ)(昭和二〇年一月一五日)……………四九七

(5) 日本財政政策の要項(昭和二〇年一月二四日大内兵衛ESSに提)……………四九七

- 出)..... 四七
- (6) 日本財政経済再建に関する意見書(渡辺喜久造)..... 四九
- (7) 財政均衡方策に関するメモ(西原直廉)..... 五〇
- (8) 財政再建の件(杉山知五郎)..... 五二
- (9) 戦後財政再建策覚書(大平正芳)..... 五二
- (10) 財政再建に関する件(昭和二〇年一〇月二十九日)..... 五三
- (11) 財政の均衡恢復に関する件(昭和二〇年一〇月三十一日)..... 五三
- (12) 財政再建計画大綱に関する問題..... 五六
- (13) 財政再建計画大綱要目(昭和二〇年一月五日閣議了解)..... 五六
- (14) 財政再建計画大綱説明要旨(昭和二〇年一月五日)..... 五七
- (15) 愛知文書課長の閣議傍聴メモ(昭和二〇年一月五日)..... 五〇
- (16) 戦後財政再建方策大綱(覚書案)(昭和二〇年一月五日)..... 五二
- (17) 財経新政策に関する一構想(未定稿)(昭和二〇年一月七日)..... 五三
- (18) 戦時利得の除去及び国家財政の再建に関する最高司令官宛大蔵大臣覚書(昭和二〇年一月一六日LOF四)..... 五六
- (19) 戦争利得の除去及び財政の再建に関する司令部覚書(英文、訳文)(一九四五年一月二四日SCAPIN三三七)..... 五七
- (20) 財政再建に関する覚書に関する大蔵大臣談話(昭和二〇年一月二五日)..... 五九
- (21) 戦争利得の除去及び財政再建覚書についての司令部担当官との会議要旨(昭和二〇年一月二六日—一月二九日大蔵省終戦連絡部)..... 五三
- (22) 戦争利得の除去及び財政再建覚書の適用に関する司令部覚書(一九四五年一月二八日SCAPIN四〇七)..... 五三
- (23) 戦時補償債務の日銀封鎖勘定への払込に関する大蔵省発表(昭和二〇年一月二〇日)..... 五三
- (24) 「戦争利得排除及び国家財政再建に関する指令」に対する司令部との了解事項(昭和二〇年一月二六日—二月二日渡辺大蔵省官房企画課長談)..... 五三
- (25) 凍結資金より除外又は解除せられるものに関する司令部覚書(一九四六年一月二日SCAPIN五三三)..... 五五
- (26) 一月二日付封鎖預金の払戻又は譲渡に関する覚書に関する質疑応答..... 五五

- (昭和二年一月三十一日大蔵省終戦連絡部)..... 五六
- 4 司令部による財政活動の規制..... 五七
- (1) 証券取引に関する司令部覚書(一九四五年九月二五日SCAPIN五九)..... 五七
- (2) 恩給及び年金に関する司令部覚書(一九四五年一月二四日SCAPIN三三八)..... 五七
- (3) 新通貨発行規制に関する司令部覚書(一九四五年一月二八日SCAPIN三五九)..... 五八
- (4) 地方財政に関する司令部覚書(一九四六年一月一六日SCAPIN六〇七)..... 五八
- (5) 政府借入及び政府支出の削減に関する司令部覚書(一九四六年一月二日SCAPIN六三五)..... 五九
- (6) 政府の借入金及び歳出の減額に関する指令に伴う問題(昭和二年一月二五日主計局)..... 五二
- (7) 政府借入及び支出の削減に関する覚書質疑応答(昭和二年一月九日、同三十一日大蔵省終戦連絡部)..... 五三
- (8) 「政府借入及び政府支出の削減に関する件」に関する質疑応答(昭和二年一月三〇日日本銀行)..... 五三
- (9) 預金部資金並に簡易生命保険及び郵便年金関係資金運用計画に関する大蔵大臣宛経済科学局覚書(一九四六年一月二九日ESSセクションメモ)..... 五四
- (10) 政府保証債及び借入金に関する司令部覚書(一九四六年四月三日SCAPIN八五六)..... 五五
- (11) 一九四五—四六年度緊急財政処分に関する司令部覚書(一九四六年四月四日ESSセクションメモ)..... 五六
- (12) 日本税関機構に関する司令部覚書(一九四六年四月八日SCAPIN九四一—A)..... 五七
- (13) 国有財産処分に関する司令部覚書(付参照文書)(一九四六年九月六日SCAPIN一一八六)..... 五七

- (14) 連合軍司令部主要指令に関する覚書(昭和二年五月二二日大蔵省終戦連絡部)..... 五〇
- (15) 昭和二〇年勅令第五四二号(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件)に基づく大蔵省関係勅令及び省令調(昭和二年六月)..... 五二
- 5 臨時軍事費会計の終結..... 五五
- (1) 臨時軍事費の支払の一部を政府特殊借入金と為すの件(昭和二〇年九月)..... 五〇
- (2) 臨時軍事費特別会計の処理に関する件(昭和二〇年一〇月一七日主計局)..... 五二
- (3) 臨時軍事費特別会計の終結に関する件(昭和二〇年一〇月二〇日主計局)..... 五二
- (4) 臨時軍事費特別会計の終結に関する法律案・勅令案要綱(昭和二〇年一〇月二〇日主計局)..... 五三
- (5) 臨時軍事費に関する取扱方針(昭和二〇年一〇月二二日主計局内部のメモ)..... 五三
- (6) 臨時軍事費に関し関係者(陸、海、商工)に対する要措置事項(昭和二〇年一〇月二四日主計局)..... 五三
- (7) 臨時軍事費の現状及び今後の処理に就て(昭和二〇年十一月)..... 五五
- (8) 大東亜戦争に関する臨時軍事費特別会計の終結に関する勅令案(昭和二年一月二八日主計局)..... 五七
- (9) 臨時軍事費特別会計の終結に関する勅令案と提案理由(昭和二年二月二二日主計局)..... 五八
- 6 税制改正の立案..... 五九
- (1) 税制適正化勅令の取扱に関する件(昭和二〇年九月二八日)..... 五九
- (2) 財産税実施上問題となるべき事項(昭和二〇年一月二日)..... 五九
- (3) 財産税実施に伴う通貨の引換及び預金の取扱に関する件(案)(昭和二〇年一月二日)..... 五九
- (4) 税制改正案要綱(未定稿)(昭和二〇年一月三日主税局)..... 五九

- (5) 財産税創設案要綱(未定稿)(昭和二〇年一月三日主税局)..... 五二
- (6) 財産増加税創設案要綱(未定稿)(昭和二〇年一月三日主税局)..... 五二
- (7) 財産増加税及び戦時利得税創設案要綱(未定稿)(昭和二〇年一月一七日主税局)..... 五二
- (8) 財産税及び戦時利得税に關し司令部担当官との会議内容(昭和二年一月二八日—二月八日大蔵省終戦連絡部)..... 五二
- (9) 戦後に於ける財政再建等に関する件(昭和二〇年一月三〇日)..... 五三
- (10) 財産税法案等要綱(昭和二年一月一〇日大蔵省発表)..... 五三
- (11) 臨時財産調査令制定に関する件(昭和二年二月一四日枢密院へ提出資料)..... 五三
- (12) 臨時財産調査要領(昭和二年二月一七日)..... 五三
- (13) 財産税回避方法(輿論調査)(昭和二年三月一日理財局)..... 五三
- (14) 新価格体系の設定等に伴う税法改正案要綱(昭和二年三月)..... 五三
- 7 企業補償と生産再開対策..... 五七
- (1) 工場緊急疎開要綱(昭和二〇年二月二三日閣議決定)..... 五七
- (2) 現戦局に於ける経理特別対策要綱(昭和二〇年五月二二日次官會議決定)..... 五七
- (3) 戦災、工場疎開、企業整備等による企業損失についての会社経理特別措置令による特別措置に関する告示(昭和二〇年八月一六日内閣・内務・大蔵・海軍・厚生・大東亜・農商・軍需・運輸省告示第二号、同第三号)..... 五八
- (4) 軍需会社の善後処理転換に関する件(昭和二〇年八月三〇日津島大蔵大臣中渡し)..... 五九
- (5) 「現戦局に於ける経理特別対策要綱」適用方針(案)(昭和二〇年九月四日金融局資金統制課)..... 五九
- (6) 企業要補償額推算(昭和二〇年九月五日金融局資金統制課)..... 五九
- (7) 企業負担の応急処理に関する件(第一次試算)(昭和二〇年九月六日金融局資金統制課)..... 五九
- (8) 軍需産業資本投下額に関する資料(1)(昭和二〇年九月七日金融局資

- (9) 金統制課……………五九三
- (10) 企業の国家補償問題に關し考慮したる事項(昭和二〇年九月八日)……………五九四
- (11) 軍需企業負担の応急処理に關する件(昭和二〇年九月一〇日大蔵省)……………五九四
- (12) 政府保証各種債務の処理に關する対策(昭和二〇年九月二〇日企画室第四号)……………五九五
- (13) 特殊決済額概算(昭和二〇年八月末同九月末現在大蔵省金融局調)……………五九七
- (14) 企業補償問題の経緯と方針策(昭和二〇年一月九日金融局産業資金課)……………五九八
- (15) 軍需融資処理銀行(仮称)の設立に關する件(昭和二〇年一月一〇日金融局産業資金課)……………五九九
- (16) 軍需企業処理に關する経理対策案(昭和二〇年一月一六日金融局産業資金課)……………六〇〇
- (17) 預貯金の一部支払補償に關する件(昭和二〇年一月一六日金融局銀行課)……………六〇三
- (18) 軍需企業に対する補償に關する件(案)(昭和二〇年一月三十一日金融局産業資金課)……………六〇三
- (19) 軍需企業に対する補償に關する件(案)(大蔵省・商工省)……………六〇五
- (20) 軍需企業に対する補償に關する件(昭和二〇年一月一日大蔵省・商工省)……………六〇五
- (21) 軍需企業に対する補償の問題に關する説明要旨(案)(昭和二〇年一月二日金融局産業資金課)……………六〇六
- (22) 軍需企業に対する補償に關する件(昭和二〇年一月五日閣議了解)……………六〇七
- (23) 軍需企業に対する政府補償等の概観(昭和二〇年一月二七日大蔵省・商工省)……………六〇五
- (24) 軍需品の生産若は供給、戦争損害又は軍需工場の建設若は轉換に起因する金銭債務の決済等に關する件(昭和二〇年一月八日国民貯蓄局長・金融局長発日銀總裁・指定銀行・信託会社宛通牒)……………六〇七
- (25) 軍需融資整理に關する問題点(昭和二〇年一月一九日)……………六〇八

- (26) 民需産業再開に關する資金面よりの対策(試案)(昭和二〇年一月二二日)……………六〇九
- (27) 復興金融会社設立要綱(試案)(昭和二〇年一月二二日)……………六〇九
- (28) 民需産業再開促進の爲の新会社旧会社分離方策(試案)(昭和二〇年一月二二日)……………六〇九
- (29) 緊急事態に對処する生産増強方策大綱(昭和二〇年二月八日閣議決定)……………六〇三
- (30) 民需生産再開の爲の企業経理対策要綱(閣議了解案)(昭和二〇年二月二六日大蔵省)……………六〇四
- 8 国庫債務負担の推定……………六〇五
- (1) 戦後に於ける国庫負担等調(昭和二〇年九月二〇日一月二日大臣官房文書課)……………六〇五
- (2) 戦後に於ける国庫負担推定額に就て(昭和二〇年一月一三日大臣官房文書課)……………六〇〇
- (3) 我国財政負担能力と要負担項目の試算(昭和二〇年二月大蔵省)……………六〇〇
- 五 戦時補償打切りと企業再建整備……………六〇七
- 1 戦時補償と財産税の検討……………六〇七
- (1) 司令部税制顧問チャーン氏及びシーガル氏との会見顛末(第一回―第二〇回)(昭和二〇年四月二三日―五月一五日)……………六〇七
- (2) 法人財産税課税についての企業及び証券界代表者とシーガル氏との会谈記録(昭和二〇年五月八日、九日)……………六〇六
- (3) 財産税・戦時利得税に対するチャーン氏修正案の概要(昭和二〇年五月主税局)……………六〇七
- (4) 財産税・戦時利得税チャーン案に対する大蔵省意見(昭和二〇年五月)……………六〇七
- (5) 軍需補償の処理について(昭和二〇年五月一六日)……………六〇七

- (6) 銀行等の根本的整理に關する件(二次案)(昭和二〇年五月二五日銀行局)……………六〇七
- (7) 補償の対象となる金額概算及び補償打切りの影響調(昭和二〇年五月二五日理財局経済課)……………六〇〇
- (8) 戦時補償処理に關する日本政府の司令部宛要請(未提出)(昭和二〇年五月三十一日閣議了解)……………六〇三
- 2 司令部課税提案(補償打切り)をめぐる交渉……………六〇四
- (1) 司令部の課税提案(G案)(一九四六年五月三十一日)……………六〇四
- (2) G案についての大蔵省議提出資料(昭和二〇年六月二日)……………六〇九
- (3) 司令部の復興金融機関設置案(一九四六年六月三日)……………六〇九
- (4) G案に対する疑問事項(昭和二〇年六月四日)……………六〇九
- (5) G案に対する疑義応答要録(昭和二〇年六月四日、五日大臣官房文書課)……………六〇九
- (6) 財産税法案及び個人財産増加税法案司令部改案に關する質疑応答(昭和二〇年六月主税局)……………六〇九
- (7) 課税提案に対する修正要望事項(商工省関係)(昭和二〇年六月七日)……………七〇一
- (8) G案対策経済閣僚懇談会提出資料(昭和二〇年六月八日大蔵省)……………七〇三
- (9) G案について(経済閣僚懇談会提出資料)(昭和二〇年六月八日内閣審議室)……………七〇三
- (10) 租税提案に關する件(昭和二〇年六月八日農林省)……………七〇三
- (11) G案に対する石橋蔵相対案(経済閣僚懇談会付議案)(昭和二〇年六月一〇日)……………七〇三
- (12) G案についての諸対案(昭和二〇年六月一〇日)……………七〇五
- (13) G案に対する石橋蔵相提案(I案)(一九四六年六月一七日)……………七〇七
- (14) I案提出の際の石橋蔵相と司令部担当官との会谈に關する愛知文書課長メモ(昭和二〇年六月一七日)……………七〇三
- (15) 復興金融資金設置要綱(昭和二〇年六月一九日理財局経済課)……………七〇三
- (16) 課税提案について経済科学局財政課との六月一八日会谈記録(英文)……………七〇三

- (17) (一九四六年六月一九日司令部経済科学局)……………七〇四
- (18) I案をめぐる石橋蔵相、ルカウント経済科学局財政課長会见記録(昭和二〇年六月二〇日)……………七〇六
- (19) G案、I案に關する石橋大臣発言の聞き書き愛知メモ(昭和二〇年六月二一日)……………七〇六
- (20) 司令部に對する回答案(昭和二〇年六月二一日商工省)……………七〇六
- (21) 補償処理案要綱(修正I案の原案)(昭和二〇年六月二二日)……………七〇六
- (22) I案の修正提案関係資料(昭和二〇年六月大蔵省)……………七〇六
- (23) 補償打切り問題等に關する愛知文書課長メモ(昭和二〇年六月二五日)……………七〇六
- (24) 石橋提案の修正提案(修正I案)(一九四六年六月二五日大蔵省)……………七〇六
- (25) 課税提案に關する吉田外相から司令部總參謀長ミューラー少将への書簡(英文)(一九四六年六月二六日)……………七〇六
- (26) 課税案に關する渡辺終戦連絡部長のメモ(昭和二〇年七月一日)……………七〇六
- (27) G案実行の場合の司令部への要望事項(未提出)(昭和二〇年七月二日大蔵省)……………七〇六
- (28) 課税案に關する会谈要録(ライダー通告)(昭和二〇年七月二日)……………七〇六
- (29) ライダー通告をめぐる司令部との第二回会谈に關する渡辺終戦連絡部長の日記(昭和二〇年七月二日)……………七〇六
- (30) 課税案に關するライダー通告対策閣議メモ(昭和二〇年七月三日)……………七〇六
- (31) ライダー経済科学局長代理に對する石橋蔵相の回答(昭和二〇年七月三日)……………七〇六
- (32) 石橋蔵相からライダー経済科学局長代理への回答遅延の弁明書(英文)(一九四六年七月八日)……………七〇六
- (33) 預金課税(信用再建税)、戦後復興財産税、企業経理応急措置案に關する大蔵省議提出資料及び関連愛知文書課長メモ(昭和二〇年七月八日、七月九日)……………七〇六
- (34) 課税提案に對する石橋蔵相回答案(英文)(一九四六年七月一〇日)……………七〇六
- (35) 課税案に關するマーケット経済科学局長申入れについての渡辺日誌(昭和二〇年七月一〇日)……………七〇六
- 石橋蔵相のマーケット局長宛回答草稿(昭和二〇年七月一〇日)……………七〇六

- (36) 課税提案に関する経過日程(五月三十一日―七月八日)(英文)(一九四六年七月一日大蔵省)……………七五九
- (37) 対日理事会におけるソ連代表の軍需補償に対する見解及び司令部の補償額発表に関する新聞記事(昭和二十一年七月一日)……………七六〇
- (38) G案に関し大蔵大臣、マーカト少将会談の件(昭和二十一年七月一日終戦連絡事務局総務部)……………七六三
- (39) マーカト少将宛石橋蔵相回答(英文)(一九四六年七月一日)……………七六三
- (40) マーカト少将宛石橋蔵相回答(英文)(一九四六年七月二日)……………七六四
- (41) G案とI案の差異について(昭和二十一年七月二日大蔵省)……………七六四
- (42) 課税提案に関するマッカーサー最高司令官宛吉田首相書簡(英文)(一九四六年七月二日)……………七六六
- (43) 課税提案に関するマッカーサー元帥の吉田首相宛書簡(一九四六年七月二日)……………七六七
- 3 補償打切り関連法案の立案……………七六九
- (1) 課税提案をめぐる石橋蔵相・マーカト少将会談要領(昭和二十一年七月二日)……………七六九
- (2) 補償打切り、復興金融機関等についてのルカウツト財政課長談(昭和二十一年七月二日終戦特報第四号)……………七七〇
- (3) 戦後経済の再建整備に関する件(昭和二十一年七月二日閣議決定)……………七七〇
- (4) 補償打切り措置の日程及び手順に関する大蔵省案(昭和二十一年七月二日)……………七七三
- (5) 復興金融庫(仮称)法案要綱(抄録)(昭和二十一年七月下旬大蔵省)……………七七四
- (6) 金融機関の勘定分離に関する緊急措置に関する法律案要綱(昭和二十一年七月二日銀行局)……………七七五
- (7) 課税立法に対する司令部の考え方(昭和二十一年七月二日)……………七七六
- (8) 金融機関の再建整理に関する法律案(仮称)要綱(昭和二十一年七月二日)……………七七八
- (9) 復興金融開始に関する大蔵省発表(昭和二十一年七月三日)……………七七八

- (10) 金融緊急措置改正案についての七月三十一日会談記録(英文)(一九四六年八月一日)……………七八三
- (11) 企業再建のための応急措置についての八月一日会談記録(英文)(一九四六年八月二日)……………七八三
- (12) 金融機関の勘定分離に関する緊急措置に関する法律案要綱についての会談記録(英文)(一九四六年八月二日)……………七八五
- (13) 補償打切りの善後措置に関する要望(昭和二十一年八月五日経済団体連合委員会建議)……………七八五
- (14) 復興金融庫法案司令部案(一九四六年八月六日)……………七八八
- (15) 保険会社の勘定分離についての司令部意見(一九四六年八月八日)……………七八九
- (16) 課税提案に関する要交渉懸案(昭和二十一年八月八日)……………七八〇
- (17) 金融緊急措置令施行規則の改正についての大蔵省発表(昭和二十一年八月一日)……………七八二
- (18) 補償打切り並に経済再建に関する政府声明(昭和二十一年八月二日閣議決定、同日発表)……………七八三
- (19) 戦後経済再建整備に関する措置の大綱(昭和二十一年八月二日発表)……………七八四
- (20) 戦時補償の法的定義に関する八月二日会談記録(英文)(一九四六年八月二日)……………七八五
- (21) 財産税の修正に関する司令部申入れについて(昭和二十一年八月二日終戦特報第一三三号)……………七八七
- (22) 企業再建整備法案中の重要問題の処理方針(昭和二十一年八月二日)……………七八七
- (23) 補償打切り関係法案に関する司令部交渉の状況(昭和二十一年八月二日終戦特報第一六号)……………七八九
- (24) 戦争に起因する政府等に対する請求権の範囲(司令部最終決定)(昭和二十一年八月二日)……………七八九
- (25) 戦時補償請求権の分類別(昭和二十一年八月)……………八〇二
- (26) 企業再建整備法案に対する司令部の重要修正提案(一九四六年八月二日)……………八〇三
- (27) 課税法案に関する十項目の申入れについての会談記録(昭和二十一年)

- (28) 八月二九日終戦特報号外……………八〇三
- (28) 課税立法に於て準拠すべき十点(英文)(一九四六年八月二九日司令部経済科学局)……………八〇四
- (29) 課税立法に関する司令部の提案十項目に対する意見(昭和二十一年八月三十一日)……………八〇五
- (30) 企業再建整備法案に対する司令部側対案に関する意見(昭和二十一年九月三日)……………八〇八
- (31) 企業再建法案に関する要望(昭和二十一年九月四日経済団体連合会)……………八二二
- (32) 企業再建整備法案に対する司令部側提案に関する大蔵省対策(昭和二十一年九月二日)……………八二三
- (33) 金融機関再建整備法関係懸案事項(昭和二十一年九月一六日)……………八三三
- (34) 司令部の提案十項目について大臣・司令部会談に関する愛知メモ(昭和二十一年九月一七日)……………八三四
- (35) 課税立法に於て準拠すべき十点に対する日本政府改正意見(昭和二十一年九月一八日)……………八三四
- (36) 課税立法に於て準拠すべき十点に対する改正司令部了解(英文)(一九四六年九月一八日)……………八三五
- (37) 金融機関再建整備法案の修正に関する件(昭和二十一年九月一八日大蔵省)……………八三六
- (38) 補償打切りに関する企業整備に伴う労働対策閣議請議案(司令部修正後)(昭和二十一年九月二〇日)……………八三六
- (39) 戦時補償打切り関係諸法案の要綱(昭和二十一年九月二四日)……………八三八
- (40) 金融機関再建整備法に基く補償額の限度設定に伴う措置に関する件(昭和二十一年九月二五日銀行局)……………八三三
- (41) 財産税法の規定についての法制局・大蔵省主税局間往復書簡(昭和二十一年九月二六日、同二七日)……………八三三
- (42) 財産税法承認に関する司令部経済科学局部内メモ(一九四六年九月二七日)……………八三三
- (43) 戦時補償特別税の課税範囲に関する大蔵省令の解説(昭和二十一年二月五日)……………八三四

- 4 企業再建整備の実施……………八三五
- (1) 企業再建整備法に基く資産評価基準案(昭和二十一年一月二七日閣議決定)……………八三五
- (2) 企業再建整備法に基く資産評価基準案閣議決定の取扱について(昭和二十一年一月)……………八三七
- (3) 特別経理株式会社未払込株金徴収並に減資に関する件(昭和二十一年二月二八日大蔵省発表)……………八三七
- (4) 企業再建整備法の運用に関する意見(昭和二十一年三月一八日経済団体連合会)……………八三九
- (5) 企業再建整備法に基く資産評価基準案の修正点(昭和二十一年四月一六日日本銀行資金調整局)……………八三九
- (6) 企業再建整備法における在外資産及び在外負債の取扱に関する件(昭和二十一年四月一八日閣議決定)……………八三九
- (7) 企業再建整備の促進について司令部へ申入れ案次官室討議資料(昭和二十一年四月二二日大蔵省)……………八三九
- (8) 企業再建の基準(ウエルシュ案)(一九四七年五月)……………八四〇
- (9) 企業再建整備法施行令等政令改正の要点について閣議提出資料(昭和二十一年六月法制局)……………八四〇
- (10) 企業再建整備法の実施に関する意見書(昭和二十一年六月経理経営委員会報告書)……………八四〇
- (11) 経済再建整備基準法(経済力集中排除法司令部案)(一九四七年七月一八日)……………八四三
- (12) 司令部提案と企業再建整備法との関係に関する件(昭和二十一年七月二日理財局経済課)……………八四七
- (13) 企業再建整備法の整備計画についての経理に関する認可基準(昭和二十一年九月二三日閣議決定、九月二六日大蔵省発表)……………八四八
- (14) 企業再建整備法における退職金の取扱等に関する件(昭和二十一年〇月二日閣議決定)……………八五〇
- (15) 「配当支払禁止制限令」の廃止に関する司令部覚書(一九四七年一〇)

- (16) 月二日SCAPIN一八〇六) ..... 六五二
- (17) 企業再建整備計画の経理に関する認可基準と証券処理対策に関する意見書(昭和二十二年一月一日全国銀行協会連合会) ..... 六五二
- (18) 固定資産評価に関する各界の意見(昭和二十三年一月一八日) ..... 六五七
- (19) 主要会社新勘定赤字予想額(昭和二十三年二月二三日) ..... 六五七
- (20) 企業会計制度対策調査会設置に関する件(昭和二十三年六月二十九日閣議決定) ..... 六六六
- (21) 基幹産業の新勘定赤字と企業再建整備対策に関する次官への提出資料(昭和二十三年七月二七日理財局経済課) ..... 六六九
- (22) 新勘定赤字対策並に再建整備資本対策に関する覚書(昭和二十三年八月三日経済団体連合会) ..... 六六〇
- (23) 石炭会社等の新勘定における赤字処理に関する件(昭和二十三年八月一二日理財局経済課) ..... 六六一
- (24) 企業再建整備並に制限会社制度に関する司令部への要望事項(昭和二十三年一〇月頃) ..... 六六四
- (25) 企業資産負債の再評価について(未定稿)(昭和二十三年九月二〇日理財局経済課) ..... 六六五
- (26) 企業資産の再評価に関する試案(昭和二十四年一月二〇日主税局) ..... 六六七
- (27) 企業再建整備計画処理状況調(昭和二十四年九月三〇日理財局経済課) ..... 六六九
- 5 金融機関再建整備の実施 ..... 六七
- (1) 日本貯蓄銀行の再建整備と興銀債の旧勘定繰入れに関する陳情書(昭和二十二年一月二九日日本貯蓄銀行) ..... 六七
- (2) 対日理事会における「日本の金融機関及び銀行」に関する司令部レポート(貨幣金融係長の発言)(一九四七年四月一六日) ..... 六七
- (3) 金融機関の集排法適用、証券業兼営等に関する大臣・ビープラット会談記録(昭和二十二年八月一三日) ..... 六八
- (4) 金融機関再建整備に関する評価基準の決定について(昭和二十二年九月六日大蔵省発表) ..... 六八
- (5) 金融機関の確定評価基準・暫定評価基準(昭和二十二年九月六日大蔵省告示第二〇七号、同第二〇八号) ..... 六八

- (6) 個人並に法人所有の興業債券の処理について(昭和二十二年九月二九日銀行局銀行課) ..... 六八
- (7) 金融機関の集排法適用についての法解釈に関する会談記録(英文)(一九四七年一〇月六日司令部経済科学局通貨金融係) ..... 六八
- (8) 金融機関の分割を非とする理由(昭和二十二年一〇月一五日銀行局) ..... 六八
- (9) 金融機関再建整備の経過説明(昭和二十二年一〇月頃銀行局) ..... 六八
- (10) 金融機関再建整備に関する第一国会想定問答(昭和二十二年一〇月銀行局) ..... 六八
- (11) 金融機関再建整備法中未払込資本金の徴収規定の改正に関する法案説明(昭和二十二年一〇月) ..... 六九
- (12) 金融機関最終処理要綱(昭和二十二年一月二日銀行局) ..... 六九
- (13) 積立金処理に関する金融機関再建整備法改正案について(昭和二十二年一月一八日閣議説明) ..... 六九
- (14) 無尽会社の再建整備に関する件(昭和二十二年二月一〇日銀行局) ..... 六九
- (15) 金融機関の新旧勘定合併促進に関する司令部提案について(昭和二十二年二月二四日銀行局) ..... 六九
- (16) 金融機関再建整備に関する司令部提案に関する愛知銀行局長メモ(昭和二十二年二月二四日) ..... 六九
- (17) 金融機関の確定評価基準に金融債の評価基準追加(昭和二十二年二月二四日大蔵省告示第三一一号) ..... 六九
- (18) 金融機関整備計画認可基準(昭和二十二年二月二四日銀行局) ..... 六九
- (19) 第二封鎖預金の第一封鎖への移換中止に関する社会党申入れとこれに対する銀行局意見(昭和二十二年二月二六日) ..... 七〇
- (20) 金融機関再建整備計画についての会談(二月三〇日)記録(英文)(一九四八年一月二日ESS財政課通貨金融係) ..... 七〇
- (21) 金融機関の最終処理に関する大蔵省発表(昭和二十二年二月三二日) ..... 七〇
- (22) 金融機関の再建整備を促進する為の新旧勘定を合併後直ちに増資を為す便法(昭村二十三年一月五日) ..... 七〇
- (23) 帝国銀行分離計画と再建整備計画についてのメモ(昭村二十三年一月) ..... 七〇

- (24) 一四日) ..... 六七
- (24) 全金融機関の未払込資本金の払込要求に関する司令部覚書(一九四八年一月一六日SCAPIN一八四八) ..... 六七
- (25) 旧勘定興業債券の一部新勘定移換について(昭和二十三年一月二〇日銀行局) ..... 六八
- (26) 金融債券の旧勘定移換のための法改正案及び説明(昭和二十三年二月六日銀行局) ..... 六八
- (27) 金融機関の金融債旧勘定移換に関する大蔵省発表(昭和二十三年二月一日) ..... 六九
- (28) 帝国銀行の分離に関する愛知銀行局長メモ(昭和二十三年二月三二日) ..... 六九
- (29) 全金融機関の未払込資本金の払込要求に関する司令部覚書の施行についてのセクションメモ(英文)(一九四八年三月二日ESSセクションメモ) ..... 七〇
- (30) 旧勘定金融債の損失負担後の残存率に関する大蔵省発表(昭和二十三年三月二六日) ..... 七二
- (31) 金融機関の金融債券の旧勘定移換等に関するポツダム政令発令についての大蔵省発表(昭和二十三年三月二七日) ..... 七二
- (32) 最終処理の認可をめぐる司令部交渉経過(昭和二十三年四月六日銀行局銀行課) ..... 七三
- (33) 銀行の配当許可制と再建整備の関連に関する司令部との会談要旨愛知銀行局長メモ(昭和二十三年四月一三日) ..... 七四
- (34) 地方銀行最終処理認可基準についての十三日会におけるロビンソン氏談(昭和二十三年四月一四日) ..... 七五
- (35) 八大銀行の最終処理方法書の改訂について(昭和二十三年四月二〇日頃銀行局) ..... 七六
- (36) 金融機関の最終処理についての報告(昭和二十三年五月一日銀行局銀行課) ..... 七六
- (37) 最終処理後の増資についての司令部方針(昭和二十三年五月五日銀行局) ..... 七六
- (38) 金融機関の最終処理に関する大蔵省発表(昭和二十三年五月一四日) ..... 七六

- (39) 最終処理後の増資方針(昭和二十三年五月一四日銀行局) ..... 七〇
- (40) 金融機関再建整備法中一部改正等法律案要綱(昭和二十三年五月二六日閣議決定) ..... 七〇
- (41) 金融機関の補償限度引上げ、調整勘定設定、封鎖預金制度廃止に関する法改正の施行についての大蔵省発表(昭和二十三年七月二〇日) ..... 七二
- (42) 銀行の集排法適用除外について持株会社整理委員会発表(昭和二十三年七月三〇日) ..... 七三
- (43) 銀行の配当について司令部への要望(昭和二十四年一月八日銀行局) ..... 七三
- (44) 金融機関の配当基準案(昭和二十四年三月二四日銀行局) ..... 七三
- (45) 金融機関の配当について(昭和二十四年二月五日銀行局) ..... 七三
- 六 予算編成と税制改正 ..... 七五
- 1 昭和二十一年度改定予算 ..... 七五
- (1) 財政調査室討議事項(案)(昭和二十二年二月二六日) ..... 七五
- (2) 占領軍及びその家族住宅建設に関する司令部覚書(一九四六年三月六日SCAPIN七九九) ..... 七六
- (3) 昭和二十一年度追加予算要求に関する件(大蔵大臣閣議発言要旨)(昭和二十二年三月七日主計局) ..... 七六
- (4) 財政非常措置資料(草案)(昭和二十二年三月一二日主計局) ..... 七六
- (5) 昭和二十一年度施行予算実行計画作成方針細目(昭和二十二年三月一五主計局) ..... 七六
- (6) 財政非常措置に関する意見(昭和二十二年三月一八日) ..... 七六
- (7) 昭和二十一年度暫定予算編成等に関する件(昭和二十二年三月一九日閣議決定) ..... 七六
- (8) 昭和二十一年度歳入歳出修正概算に関する件(昭和二十二年四月一日閣議決定) ..... 七六
- (9) 昭和二十一年度一般会計修正予算綱要(主計局) ..... 七六
- (10) 昭和二十一年度一般会計予算案に関する司令部との交渉経緯(昭和二十二年四月一日) ..... 七六

- (11) 二年四月一八日) ..... 九六六
- (12) 政府特殊借入金制度の処理に関する件(昭和二十一年四月二三日理財局国庫課) ..... 九六九
- (13) 連合軍司令部に対する予算上の交渉に関する件(昭和二十一年五月二日) ..... 九七二
- (14) 当面の重要案件(主計局関係)(昭和二十一年五月) ..... 九七二
- (15) 昭和二十一年度予算に関する司令部覚書(一九四六年五月一八日SCAPIN九六七) ..... 九七四
- (16) 公共事業費六〇億円計上の指令に関する司令部渉外局発表(一九四六年五月二二日) ..... 九七四
- (17) 公共事業計画原則に関する司令部指示(一九四六年五月二二日) ..... 九七五
- (18) 昭和二十一年度歳入歳出改定予算(昭和二十一年五月三二日閣議決定) ..... 九七五
- (19) 昭和二十一年度改定予算に関する大蔵大臣説明要旨(昭和二十一年五月三二日) ..... 九七六
- (20) 会計法の臨時特例(改定予算)に関する法律案要綱(昭和二十一年六月一日閣議決定) ..... 九七八
- (21) 改定予算に関する法律案の説明(昭和二十一年六月七日法制局) ..... 九七八
- (22) 予算についての司令部宛書簡(昭和二十一年六月十七日) ..... 九七九
- (23) 昭和二十一年度予算案に関する司令部覚書非公式草案(一九四六年七月三日) ..... 九七九
- (24) 昭和二十一年度予算案に関する司令部覚書(英文)(一九四六年七月二三日SCAPIN一〇八〇) ..... 九八〇
- (25) 昭和二十一年度特別会計予算に関する司令部覚書(一九四六年七月三日SCAPIN一〇九三) ..... 九八〇
- (26) 公共事業処理要綱(昭和二十一年九月三日閣議決定) ..... 九八〇
- (27) 昭和二十一年度追加予算第一号及び予算外契約追加に関する司令部経済科学局メモ(一九四六年九月三日ESSセクションメモ) ..... 九八三
- (28) 一般会計歳入予算昭和二十一年度以降五カ年度間収入見込額調(昭和二十一年九月二〇日主計局) ..... 九八三
- (29) 昭和二十一年度以降五カ年度間予算分類計画総表(昭和二十一年九月二一日主計局) ..... 九八三

- (29) 公共事業に失業者を優先雇傭するの件(昭和二十一年一月二日閣議決定) ..... 九八四
- (30) 終戦処理費に付ての連合軍司令部への申入れ(昭和二十一年一月二五日閣議了解) ..... 九八四
- 2 昭和二十一年度本予算 ..... 九八六
- (1) 昭和二十一年度予算編成に関する手続等に関する件(昭和二十一年九月一七日閣議決定) ..... 九八六
- (2) 昭和二十一年度予算編成方針(昭和二十一年一〇月二四日閣議決定) ..... 九八六
- (3) 専売益金増収に関する件(昭和二十一年一月二二日閣議決定) ..... 九八七
- (4) 昭和二十一年度予算編成に関する意見(昭和二十一年一月三日財政収支調整調査会中間報告) ..... 九八七
- (5) 昭和二十一年度歳入歳出概算(閣議提出分)(昭和二十一年一月四日大蔵省) ..... 九八七
- (6) 昭和二十一年度歳出概算額(一月一五日閣議決定分)に関する説明(主計局) ..... 九八七
- (7) 昭和二十一年度予算の編成及び帝国議会提出等に関する各種措置(昭和二十一年一月二九日閣議決定) ..... 九八七
- (8) 昭和二十一年度予算の検討促進について上塚政務次官・マーカット局長会見記録(昭和二十一年二月三日終連特報号外) ..... 九八七
- (9) 昭和二十一年度予算をめぐる石橋蔵相・マーカット局長会談要旨(昭和二十一年二月八日終連特報第三〇号) ..... 九八七
- (10) 昭和二十一年度予算に関する調整方について(昭和二十一年二月二五日主計局) ..... 九八七
- (11) 昭和二十一年度予算の経過に付て(昭和二十一年二月二八日閣議決定) ..... 九八七
- (12) 昭和二十一年度一般会計予算上奏資料(昭和二十一年三月一日主計局) ..... 九八七
- (13) 昭和二十一年度予算編成に関する野田主計局長メモ(昭和二十一年三月三日) ..... 九八七
- (14) 公共事業費並に物資及び物価調整事務取扱費の使用について(昭和二十一年四月一八日閣議決定) ..... 九八七

- (15) 予備費の使用方針について(昭和二十二年四月二六日閣議決定) ..... 九八四
- (16) 地方財政に対する大蔵大臣の監督(昭和二十二年六月五日大蔵省) ..... 九八四
- (17) 予備費使用の特例について(昭和二十二年六月二七日閣議決定) ..... 九八六
- (18) 昭和二十二年度予算等についての大蔵省調査(昭和二十二年八月一日発表) ..... 九八六

3 昭和二十二年度補正予算

- (1) 昭和二十二年度予算の編成替及び実行の適正化に関する方針(昭和二十二年六月二四日主計局) ..... 九八九
- (2) 昭和二十二年度今後の財政状況に付て(閣議説明資料) ..... 九八九
- (3) 昭和二十二年度追加予算について(昭和二十二年七月九日閣議決定) ..... 九八九
- (4) 昭和二十二年度追加見込額(昭和二十二年七月一七日閣議決定) ..... 九八九
- (5) 昭和二十二年度予算補正案について(昭和二十二年七月下旬主計局) ..... 九八九
- (6) 人工甘味料専売実施要領(昭和二十二年八月二二日閣議決定) ..... 九八九
- (7) 国会の財政審議権に關し司令部民政局より衆参両院予算委員長への申渡し(一九四七年八月二二日) ..... 九八九
- (8) 政府諸支出の削減に関する司令部覚書(一九四七年九月二二日SCAPIN一七七五) ..... 九八七
- (9) 地方財政及び予備金支出についての司令部指示(昭和二十二年九月一日渉外特報第一五号) ..... 九八七
- (10) 地方財政に關する栗栖蔵相・ティルトン民政局地方団体課長会談記録(昭和二十二年九月九日渉外特報第一六号) ..... 九八六
- (11) 昭和二十二年度予算の節約等について(昭和二十二年一〇月一四日閣議決定) ..... 九八九
- (12) 昭和二十二年度予算節約に関する実施細目(昭和二十二年一〇月一四日大蔵省) ..... 九八〇
- (13) 閣議決定「昭和二十二年度予算の節約等について」の例外に関する件(昭和二十二年一〇月二四日閣議決定) ..... 九八〇
- (14) 政府支払の削減に關する司令部覚書に對して差当り採るべき措置要領(昭和二十二年一〇月二四日閣議決定) ..... 九八〇

- (15) 政府等の請負契約に基づく支払の節減に関する法律案要綱(昭和二十二年一〇月二四日閣議決定) ..... 九八〇
- (16) 製造煙草の定価決定について(昭和二十二年一〇月三一日閣議決定) ..... 九八〇
- (17) 昭和二十二年度追加予算成立に至る迄の経緯概要(昭和二十二年一月一日渉外特報号外) ..... 九八〇
- (18) 生活補給金支給及び集排法をめぐる渡辺渉外部長・マーカット局長会談記録(昭和二十二年一月二八日渉外特報第二九号) ..... 九八〇
- (19) 補正第十号予算に関する措置等について(昭和二十二年一月二八日閣議了解) ..... 九八〇
- (20) 専売収入の確保対策(昭和二十二年二月二日閣議決定) ..... 九八〇
- (21) 昭和二十二年末に処する財政金融対策(昭和二十二年二月五日) ..... 九八〇
- (22) 製造煙草の定価決定について(昭和二十二年二月二二日閣議決定) ..... 九八〇
- (23) 今後における昭和二十二年度予算に関する方針(昭和二十二年二月二六日主計局) ..... 九八〇
- (24) 鉄道及び通信料金の引上げについて(メモ)(昭和二十二年一月七日主計局) ..... 九八〇
- (25) 当面の財政問題について(昭和二十二年一月) ..... 九八〇
- (26) 補正予算、徴税等についての栗栖蔵相・マーカット局長会談記録(昭和二十二年一月二二日渉外特報) ..... 九八〇
- (27) 〇・八月分子算に關する司令部提案(昭和二十二年一月二五日) ..... 九八〇
- (28) 昭和二十二年度補正予算等をめぐる栗栖蔵相・マーカット局長会談記録(昭和二十二年一月二八日渉外特報第四一号) ..... 九八〇
- (29) 国会の予算増額修正権について(昭和二十二年二月二日主計局法規課) ..... 九八〇
- (30) 補正予算及び財政法第三条をめぐる閣僚とマーカット局長会談記録(昭和二十二年二月七日渉外特報第四三号) ..... 九八〇
- (31) 閣議に於て決定願ひ度き事項(昭和二十二年二月一〇日主計局) ..... 九八〇
- (32) 生活補給金支給財源等をめぐる栗栖蔵相・マーカット局長会談記録(昭和二十二年二月一八日渉外特報第四六号) ..... 九八〇
- (33) 昭和二十二年度一般会計の歳入欠陥対策(昭和二十二年二月二五日理財局) ..... 九八〇

- (34) 予算の増額修正権に関する両院法規委員会勧告(昭和二十二年二月六日勧告第二号)……………1033
- (35) 日銀改組、補正予算等についての栗栖蔵相・マークット局長会談記録(昭和二十三年三月三日渉外特報第四九号)……………1034
- 4 昭和二十三年度本予算……………1035
- (1) 昭和二十三年度予算の編成に関する手続等について(昭和二十二年八月一九日閣議決定)……………1035
- (2) 昭和二十三年度予算編成方針(案)(昭和二十二年八月二六日主計局)……………1036
- (3) 昭和二十三年度予算編成に臨む基本的態度(昭和二十二年二月二五日)……………1036
- (4) 行政の整理合理化について(昭和二十二年二月二七日主計局)……………1036
- (5) 各党の昭和二十三年度予算編成方針(昭和二十三年二月四日理財局調査課)……………1037
- (6) 昭和二十三年度暫定予算編成要領(昭和二十三年三月二一日閣議決定)……………1037
- (7) 昭和二十三年度暫定予算等をめぐる北村蔵相・マークット局長会見記録(昭和二十三年三月一七日渉外特報第五一七号)……………1037
- (8) 昭和二十三年度本予算編成等についての北村蔵相・マークット局長会談記録(昭和二十三年三月三一日渉外特報第五四号)……………1038
- (9) 地方財政関係閣僚懇談会議事要録及び配付資料(昭和二十三年四月一五月)……………1038
- (10) 経済閣僚会議審議結果報告(昭和二十三年五月一〇日主計局)……………1038
- (11) 予算計上の補給金額の不足についての了解事項(昭和二十三年五月一〇日商工省)……………1038
- (12) 経済閣僚懇談会におけるフライン博士発言要旨(昭和二十三年五月一一日渉外特報第六一七号)……………1039
- (13) 予算関係案件国会提案段取り(昭和二十三年五月二四日閣議了解)……………1039
- (14) 栄養菓子専売案(昭和二十三年五月二四日閣議決定)……………1039
- (15) 行政整理に関する件(昭和二十三年五月二五日閣議決定)……………1039
- (16) 行政整理の実施に伴う人件費の節約に関する件(昭和二十三年五月二

- 六日閣議決定)……………1039
- (17) 予算編成についての北村蔵相・栗栖安本長官・苦米地官房長官とマークット局長会談記録(昭和二十三年五月二六日渉外特報第六五号)……………1039
- (18) 予算編成に関する芦田・北村・栗栖三大臣とマークット局長会談記録(昭和二十三年五月二七日渉外特報第六六号)……………1039
- (19) 昭和二十三年度一般会計予算大綱(昭和二十三年五月二八日閣議決定)……………1039
- (20) 国庫予算案決定に伴う地方財政措置について(昭和二十三年五月二八日閣議決定)……………1039
- (21) 昭和二十三年度本予算編成に関する経緯概要(昭和二十三年六月一日渉外特報第六九号)……………1039
- (22) 昭和二十三年度本予算をめぐる北村蔵相・マークット局長会談記録(昭和二十三年六月二日渉外特報第六八号)……………1039
- (23) 予算の国会審議をめぐる北村蔵相・マークット局長会談記録(昭和二十三年六月一六日渉外特報第七一七号)……………1039
- (24) 昭和二十三年度予算修正に関する内閣発表(昭和二十三年六月三〇日)……………1039
- (25) 予算修正妥協成立について北村蔵相・マークット局長会談記録(昭和二十三年七月一日渉外特報第八〇号)……………1039
- (26) 昭和二十三年度本予算修正に関する経緯概要(昭和二十三年七月一日渉外特報第八一七号)……………1039
- (27) 三党政策協定の昭和二十三年度予算への反映(昭和二十三年主計局)……………1039
- (28) 昭和二十三年度一般会計人件費節約実施要領(昭和二十三年七月九日閣議決定)……………1039
- (29) 地方の財政に関係をもつ予算支出の件(昭和二十三年八月三日閣議了解)……………1039
- (30) 政府收支の調整に関する件(昭和二十三年八月一日閣議決定)……………1039
- (31) 昭和二十三年度特別会計予算定員減少等に関する件(昭和二十三年八月二〇日閣議決定)……………1039
- (32) 全額国庫補助地方公共団体職員の定員減少について(昭和二十三年九月一五日閣議決定)……………1039

5 昭和二十三年度補正予算……………1040

- (1) 政府出資特別会計及び融資特別会計の設置について(昭和二十三年一〇月二七日理財局)……………1040
- (2) 追加予算等に関し至急決定を要する事項(昭和二十三年一〇月二八日主計局)……………1040
- (3) 政治的、財政的、経済的総合観点よりする追加予算対策要項(局長私案)(昭和二十三年一〇月二九日経済安定本部)……………1041
- (4) 補正予算をめぐる泉山蔵相・マークット局長会談記録(昭和二十三年一〇月二三日渉外特報第一七号)……………1041
- (5) 補正予算等をめぐる泉山蔵相・マークット局長会談記録(昭和二十三年一〇月二三日渉外特報第一〇七号)……………1041
- (6) 公務員給与引上げ財源に関する吉田総理大臣宛マークット局長書簡(一九四八年一月六日)……………1041
- (7) 予算原則(司令部提案)(昭和二十三年一月二七日)……………1041
- (8) 補正予算編成をめぐる泉山蔵相・マークット局長会談記録(昭和二十三年一月二四日渉外特報第一一〇号)……………1041
- (9) 昭和二十三年度追加予算の見透しについて予算委員会における大蔵大臣説明要旨(昭和二十三年一月一六日)……………1041
- (10) 昭和二十三年度予算補正に関する大蔵大臣の予算委員会における説明(昭和二十三年一月二二日)……………1041
- (11) 官公職員新給与制度(六、三〇七円)実施に伴う昭和二十三年度補正予算処理方針に関する件(昭和二十三年二月一七日閣議決定)……………1041
- 6 税制改正及び税収確保対策……………1042
- (1) 税制改正に関する法律案要綱(昭和二十二年七月一〇日閣議決定)……………1042
- (2) 税制改正に関する司令部との第一回会談頭末(昭和二十二年一〇月二一日主税局)……………1042
- (3) 増加所得税調査要綱(昭和二十二年一月二五日主計局)……………1042
- (4) 一般税制改正についての主税局長宛司令部勧告(一九四七年二月四

- 日)……………1042
- (5) 税制調査会答申(昭和二十二年二月主税局)……………1042
- (6) 税制改正に関する法律案要綱(昭和二十二年二月二八日閣議決定)……………1042
- (7) 酒類密造者取締りによる殉職についての大蔵省発表(昭和二十二年七月四日)……………1042
- (8) 非戦災家屋等特別税(仮称)要綱(昭和二十二年八月五日)……………1042
- (9) 徴税に関する栗栖蔵相・ケイデイス民政局長会談要録(昭和二十二年一〇月四日渉外特報第一九号)……………1042
- (10) 税制改正に関する法律案要綱及び非戦災者特別税要綱(昭和二十二年一〇月二八日閣議決定)……………1042
- (11) 租税収入確保に関する措置(昭和二十二年一〇月二八日閣議決定)……………1042
- (12) 税務行政の現状とその対策(昭和二十二年主税局)……………1042
- (13) 徴税に関する栗栖蔵相・マークット局長会談記録(昭和二十三年一月九日渉外特報第三七号)……………1042
- (14) 租税収入確保に関する緊急対策要綱(昭和二十三年一月二三日閣議決定)……………1042
- (15) 税制改正に関する法律案要綱及び取引高税法案要綱(昭和二十三年五月二六日閣議決定)……………1042
- (16) 所得税法の一部を改正する等の法律案の司令部による訂正(昭和二十三年六月二日)……………1042
- (17) 昭和二十三年度租税収入確保対策要綱(昭和二十三年六月四日閣議決定)……………1042
- (18) 特別所得税の設定について(地方税法改正法案の修正)(昭和二十三年六月一日閣議決定)……………1042
- (19) 国税監察官(仮称)制度要綱案(昭和二十三年六月二四日税務機構及び税務職員に関する特別懇談会小委員会決定)……………1042
- (20) 脱税その他租税犯罪に対する処罰の厳正な適用について(昭和二十三年七月三〇日閣議決定)……………1042
- (21) 酒類密造の取締り及び酒税収入の確保に関する件(昭和二十三年九月七日閣議決定)……………1042

(22) 取引高税の廃止に関しマーケット局長会見記録(昭和二十三年一月二四日涉外特報号外)……………二三

(23) 今後に於ける昭和二十三年度の租税収入確保対策(昭和二十三年一月七日閣議決定)……………二三

(24) 超過供出奨励金に対する課税上の措置について(昭和二十三年二月)

一〇日閣議決定)……………二三

(25) 債務税或は手形税について(昭和二十四年一月二五日銀行局銀行課)……………二三

(26) 手形税(仮称)に関する問題点(昭和二十四年二月四日主税局国税第二課)……………二三



I  
基  
本  
資  
料

(1) 大西洋憲章 (一九四一年八月一日)

英米共同宣言

(一九四一年八月十四日大西洋上ニテ署名)

アメリカ合衆国大統領及ヒ連合王国ニ於ケル皇帝陛下ノ政府ヲ代表スル「チャーチル」総理大臣ハ会合ヲ為シタル後兩國カ世界ノ為一層良キ将来ヲ求メントスル其ノ希望ノ基礎ヲ成ス兩國国策ノ共通原則ヲ公ニスルヲ以テ正シト思考スルモノナリ

- 一、兩國ハ領土の其ノ他ノ増大ヲ求メス。
- 二、兩國ハ關係国民ノ自由ニ表明セル希望ト一致セサル領土の変更ノ行ハルルコトヲ欲セス。
- 三、兩國ハ一切ノ国民カ其ノ下ニ生活セントスル政体ヲ選択スルノ權利ヲ尊重ス。兩國ハ主權及自治ヲ強奪セラレタル者ニ主權及自治力返還セララルコトヲ希望ス。
- 四、兩國ハ其ノ現存義務ヲ適法ニ尊重シ大國タルト小國タルト又戰勝國タルト敗戦國タルトト問ハス一切ノ國カ其ノ經濟的繁榮ニ必要ナル世界ノ通商及原料ノ均等条件ニ於ケル利用ヲ享有スルコトヲ促進スルニ努ムヘシ。
- 五、兩國ハ改善セラレタル労働基準、經濟的向上及ヒ社会的安全ヲ一切ノ國ノ為ニ確保スル為、右一切ノ國ノ間ニ經濟的分野ニ於テ完全ナル協力ヲ生セシメンコトヲ欲ス。
- 六、「ナチ」ノ暴虐ノ最終的破壊ノ後兩國ハ一切ノ国民ニ對シ其ノ國境內ニ於テ安全ニ居住スルノ手段ヲ供与シ、且ツ一切ノ國ノ一切ノ人類カ恐怖及欠乏ヨリ解放セラレ其ノ生ヲ全ウスルヲ得ルコトヲ確實ナラシムヘキ平和カ確立セララルコトヲ希望ス。
- 七、右平和ハ一切ノ人類ヲシテ妨碍ヲ受クルコトナク公ノ海洋ヲ航行スルコトヲ得ンムヘシ。
- 八、兩國ハ世界ノ一切ノ国民ハ實在論的理由ニ依ルト精神的理由ニ依ルトト問ハ

ス強力ノ使用ヲ拋棄スルニ至ルコトヲ要スト信ス。陸、海又ハ空ノ軍備カ自國國境外ヘノ侵略ノ脅威ヲ与ヘ又ハ与フルコトアルヘキ國ニ依リ引續キ使用セララルトキハ將來ノ平和ハ維持セララルコトヲ得サルカ故ニ、兩國ハ一層広汎ニシテ永久的ナル一般的安全保障制度ノ確立ニ至ル迄ハ斯ル國ノ武装解除ハ不可欠ノモノナリト信ス。兩國ハ又平和ヲ愛好スル國民ノ為ニ圧倒的軍備負担ヲ輕減スヘキ他ノ一切ノ実行可能ノ措置ヲ援助シ及助長スヘシ。

フランクリン・デュー・ローズヴェルト  
ウインストン・チャーチル

出所 外務省『日本外交年表並主要文書一八四〇—一九四五』下、五四〇ページ。

(2) カイロ宣言 (一九四三年一月二七日)

カイロ宣言 (日本國ニ對スル英、米、華三國宣言)

千九百四十三年十一月二七日「カイロ」ニ於テ署名

「ローズヴェルト」大統領、蔣介石大元帥及「チャーチル」総理大臣ハ各自ノ軍事顧問及外交顧問ト共ニ北「アフリカ」ニ於テ會議ヲ終了シタリ左ノ一般の声明ヲ發表セラレタリ

「各軍事使節ハ日本國ニ對スル將來ノ軍事行動ニ付意見一致セリ三大連合國ハ海路、陸路及空路ニ依リ其ノ野蠻ナル敵國ニ對シ僞借ナキ圧力ヲ加フルノ決意ヲ表明セリ右圧力ハ既ニ増大シツツアリ

三大連合國ハ日本國ノ侵略ヲ制止シ且之ヲ罰スル為今次ノ戰爭ヲ為シツツアルモノナリ右連合國ハ自國ノ為ニ何等ノ利得ヲモ欲スルモノニ非ズ又領土擴張ノ何等ノ念ヲモ有スルモノニ非ズ右連合國ノ目的ハ千九百十四年ノ第一次世界戰爭ノ開始以後ニ於テ日本國ガ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ日本國ヨリ剝奪スルコト並ニ滿州、台灣及澎湖島ノ如キ日本國ガ中国人ヨリ盜取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ガ回復スルコトニ在リ日本國ハ又暴力及貪欲ニ依リ日本國ガ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ驅逐セラルベシ前記三大國ハ

朝鮮ノ人民ノ奴隸状態ニ留意シ臆テ朝鮮ヲ自由且独立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス

右ノ目的ヲ以テ右三連合國ハ連合國中日本國ト交戦中ナル諸國ト協調シ日本國ノ無条件降伏ヲ齎スニ必要ナル重大且長期ノ行動ヲ続行スベシ

出所 外務省特別資料部『日本占領及び管理重要文書集』第一卷、二ページ。

(3) ヤルタ協定(一九四五年二月一日)

「ヤルタ」協定

千九百四十五年二月ノ「ヤルタ」会谈ニ於テ作成

千九百四十六年二月十一日米國國務省ヨリ発表

三大國即チ「ソヴィエト」連邦、「アメリカ」合衆國及英國ノ指揮者ハ「ドイツ」國カ降伏シ且「ヨーロッパ」ニ於ケル戦争カ終結シタル後二月又ハ三月ヲ經テ「ソヴィエト」連邦カ左ノ条件ニ依リ連合國ニ与シテ日本ニ對スル戦争ニ参加スヘキコトヲ協定セリ

一、外蒙古(蒙古人民共和国)ノ現状ハ維持セラルヘシ

二、千九百四年ノ日本國ノ背信的攻撃ニ依リ侵害セラレタル「ロシア」國ノ旧權利ハ左ノ如ク回復セラルヘシ

(イ) 樺太ノ南部及之ニ隣接スル一切ノ島嶼ハ「ソヴィエト」連邦ニ返還セラルヘシ

(ロ) 大連商港ニ於ケル「ソヴィエト」連邦ノ優先的利益ハ之ヲ擁護シ該港ハ國際化セラルヘク又「ソヴィエト」社会主義共和国連邦ノ海軍基地トシテノ旅順口ノ租借權ハ回復セラルヘシ

(ハ) 東清鐵道及大連ニ出口ヲ供与スル南滿州鐵道ハ中「ソ」合弁会社ノ設立ニ依リ共同ニ運営セラルヘシ但シ「ソヴィエト」連邦ノ優先的利益ハ保障セラレ又中華民国ハ滿州ニ於ケル完全ナル主權ヲ保有スルモノトス

三、千島列島ハ「ソヴィエト」連邦ニ引渡サルヘシ

前記ノ外蒙古並ニ港灣及鐵道ニ關スル協定ハ蔣介石總帥ノ同意ヲ要スルモノト

力ニ比シ測リ知レサル程更ニ強大ナルモノナリ吾等ノ決意ニ支持セラルル吾等ノ軍事力ノ最高度ノ使用ハ日本國軍隊ノ不可避且完全ナル壊滅ヲ意味スヘク又同様必然的ニ日本國本土ノ完全ナル破壊ヲ意味スヘシ

四、無分別ナル打算ニ依リ日本帝國ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍國主義的助言者ニ依リ日本國カ引続キ統御セラルヘキカ又ハ理性ノ経路ヲ日本國カ履ムヘキカヲ日本國カ決定スヘキ時期ハ到来セリ

五、吾等ノ条件ハ左ノ如シ  
吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルヘシ右ニ代ル条件存在セス吾等ハ遅延ヲ認ムルヲ得ス

六、吾等ハ無責任ナル軍國主義カ世界ヨリ驅逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序カ生シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本國國民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ舉ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ權力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス

七、右ノ如キ新秩序カ建設セラレ且日本國ノ戦争遂行能力カ破砕セラレタルコトノ確証アルニ至ルマテハ連合國ノ指定スヘキ日本國領域内ノ諸地点ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スルタメ占領セラルヘシ

八、「カイロ」宣言ノ各項ハ履行セラルヘク又日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及四國並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ

九、日本國軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機會ヲ得シメラルヘシ

十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ又ハ國民トシテ滅亡セシメントスルノ意圖ヲ有スルモノニ非サルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ對シテハ嚴重ナル処罰ヲ加ヘラルヘシ日本國政府ハ日本國國民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ對スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人權ノ尊重ハ確立セラルヘシ

十一、日本國ハ其ノ經濟ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルカ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルヘシ但シ日本國ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルカ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラス右目的ノ為原料ノ入手(其ノ支配

ス大統領ハ「スターリン」元帥ヨリノ通知ニ依リ右同意ヲ得ル為措置ヲ執ルモノトス

三大國ノ首班ハ「ソヴィエト」連邦ノ右要求カ日本國ノ敗北シタル後ニ於テ確實ニ満足セシメラルヘキコトヲ協定セリ

「ソヴィエト」連邦ハ中華民國ヲ日本國ノ羈絆ヨリ解放スル目的ヲ以テ自己ノ軍隊ニ依リ之ニ援助ヲ与フル為「ソヴィエト」社会主義共和国連邦中華民國間友好同盟條約ヲ中華民國國民政府ト締結スル用意アルコトヲ表明ス

千九百四十五年二月十一日

ジェー・スターリン

フランクリン・デイー・ルーズヴェルト

ウィンストン・エス・チャーチル

出所 外務省『日本外交年表並主要文書』下、六〇七—〇八ページ。

(4) ポツダム宣言(一九四五年七月二十六日)

米、英、支三国宣言

(千九百四十五年七月二十六日「ポツダム」ニ於テ)

一、吾等合衆國大統領、中華民國政府主席及「グレート・ブリテン」國總理大臣ハ吾等ノ数億ノ國民ヲ代表シ協議ノ上日本國ニ對シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機會ヲ与フルコトニ意見一致セリ

二、合衆國、英帝國及中華民國ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自國ノ陸軍及空軍ニ依ル数倍ノ増強ヲ受ケ日本國ニ對シ最後の打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事力ハ日本國カ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同國ニ對シ戦争ヲ遂行スルノ一切ノ連合國ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ

三、歐起セル世界ノ自由ナル人民ノ力ニ對スル「ドイツ」國ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本國國民ニ對スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ現在日本國ニ對シ集結シツツアル力ハ抵抗スル「ナチス」ニ對シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ドイツ」國人民ノ土地、産業及生活様式ヲ必然的ニ荒廢ニ帰セシメタル

トハ之ヲ區別ス)ヲ許可サルヘシ日本國ハ将来世界貿易關係ヘノ参加ヲ許サルヘシ

十二、前記諸目的カ達成セラレ且日本國國民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府カ樹立セラルルニ於テハ連合國ノ占領軍ハ直ニ日本國ヨリ撤収セラルヘシ

十三、吾等ハ日本國政府カ直ニ全日本國軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適當且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ對シ要求ス右以外ノ日本國ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス  
出所 外務省前掲書、六二六—二七ページ。

(5) 降伏關係往復文書(一九四五年八月一日—八月四日)

(イ) 「ポツダム」宣言受諾ニ關スル八月十日付日本國政府申入

帝國政府ニ於テハ常ニ世界平和ノ促進ヲ冀求シ給ヒ今次戦争ノ継続ニ依リ齎ラサルベキ慘禍ヨリ人類ヲ免レンシメンガ為速ナル戦闘ノ終結ヲ祈念シ給フ

天皇陛下ノ大御心ニ從ヒ數週間前當時中立關係ニ在リタル「ソヴィエト」連邦政府ニ對シ敵國トノ平和及恢復ノ為斡旋ヲ依頼セルガ不幸ニシテ右帝國政府ノ平和招來ニ對スル努力ハ結果ヲ見ズ茲ニ於テ帝國政府ハ

天皇陛下ノ一般的平和克服ニ對スル御祈念ニ基キ戦争ノ慘禍ヲ出来得ル限り速ニ終止セシメント欲シ左ノ通り決定セリ

帝國政府ハ千九百四十五年七月二十六日「ポツダム」ニ於テ米、英、華三国政府首腦者ニ依リ發表セラレ爾後「ソ」連邦政府ノ参加ヲ見タル共同宣言ニ準ゲラレタル条件ヲ右宣言ハ 天皇ノ國家統治ノ大權ヲ變更スルノ要求ヲ包含シ居ラザルコトノ了解ノ下ニ受諾ス

帝國政府ハ右了解ニシテ誤リナキヲ信ジ本件ニ關スル明確ナル意向ガ速ニ表示セラレンコトヲ切望ス

(d) 合衆国、連合王国、「ソヴィエト」社会主義共和国連邦及中華民國ノ各政府ノ名ニ於ケル八月十一日付合衆国政府ノ日本国政府ニ対スル回答  
 「ポツダム」宣言ノ条項ハ之ヲ受諾スルモ「右宣言」ハ 天皇ノ國家統治ノ大權ヲ變更スルノ要求ヲ包含シ居ラザルコトノ了解」ヲ併セ述べタル日本国政府ノ通報ニ関シ吾等ノ立場ハ左ノ通ナリ

降伏ノ時ヨリ 天皇及日本国政府ノ國家統治ノ権限ハ降伏条項ノ實施ノ為其ノ必要ト認ムル措置ヲ執ル連合国最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルルモノトス  
 天皇ハ日本国政府及日本帝国大本營ニ対シ「ポツダム」宣言ノ諸条項ヲ實施スル為必要ナル降伏条項署名ノ権限ヲ与へ且之ヲ保障スルコトヲ要求セラレ又 天皇ハ一切ノ日本国陸、海、空軍官憲及何レノ地域ニ在ルヲ問ハズ右官憲ノ指揮下ニ在ル一切ノ軍隊ニ対シ戰鬪行為ヲ終止シ、武器ヲ引渡シ及降伏条項實施ノ為最高司令官ノ要求スルコトアルベキ命令ヲ發スルコトヲ命ズベキモノトス  
 日本国政府ハ降伏直後ニ俘虜及被抑留者ヲ連合国船舶ニ速ニ乗船セシメ得ベキ指示セラルル安全ナル地域ニ移送スベキモノトス  
 日本国ノ最終ノ政治形態ハ「ポツダム」宣言ニ遵ヒ日本国民ノ自由ニ表明スル意思ニ依リ決定セラルベキモノトス  
 連合国軍隊ハ「ポツダム」宣言ニ掲ゲラレタル諸目的ガ完遂セラルル迄日本国内ニ留マルベシ

(e) 米英蘇華四国ニ対スル八月十四日付日本国政府通告

「ポツダム」宣言ノ条項受諾ニ関スル八月十日付帝國政府ノ申入及八月十一日付「バーンス」米國國務長官發米英蘇華四國政府ノ回答ニ関連シ帝國政府ハ右四國政府ニ対シ左ノ通報スルノ光榮ヲ有ス  
 一 天皇陛下ニ於カセラレテハ「ポツダム」宣言ノ条項受諾ニ関スル詔書ヲ發布セラレタリ  
 二 天皇陛下ニ於カセラレテハ其ノ政府及大本營ニ対シ「ポツダム」宣言ノ諸規定ヲ實施スル為必要トセラルベキ条項ニ署名スルノ権限ヲ与へ且之ヲ保障セララルノ用意アリ又 陛下ニ於カセラレテハ一切ノ日本国陸、海、空軍右官憲及

之ヲ認メラレ度又連合国側ガ武装ヲ解除セラレタル日本軍人ヲ強制労働ニ使用スル如キ意圖ヲ有セザルモノト了解ス海外ニ於テ武装ヲ解除セラレタル日本軍人ヲ其ノ儘永ク海外ニ駐留セシムルコトハ彼我双方ニトリ面白カラザル種々ノ複雑困難ナル問題ヲ生ズルノ虞アルニ付連合国側ニ於テ速ニ之ヲ日本内地ニ撤収セシムル為ニ必要ナル船舶及其ノ輸送上ノ便宜ヲ供給セラレンコトヲ切望ス  
 三 停戦ニ関シテハ遠隔ノ地ニ在ル部隊ニ 天皇陛下ノ御命令ヲ充分ニ徹底ヲ期スル要アルヲ以テ停戦ノ實施期日ニ付テハ幾分ノ余裕ヲ置カレ度  
 四 太平洋ノ離島ニ在ル帝國軍隊ニ対シ必要欠クベカラザル程度ノ食糧医薬品ヲ送付シ及此等離島ヨリ本土ニ傷病兵ヲ輸送スル為至急連合国側ニ於テ所要ノ措置ヲ講スルカ又ハ我方ニ対シ便宜ヲ供与セラレ度

(f) 停戦實施方ニ関スル八月十四日付米國政府ノ日本国政府ヘノ通報

貴方ハ左ノ措置ヲ執ラレタシ  
 一 日本国軍隊ノ軍事行動ノ速急ナル停止ヲ指令シ連合国最高司令官ニ右停戦實施ノ日時ヲ通報スルコト  
 二 日本国軍隊及司令官ノ配置ニ関スル情報ヲ有シ且連合国最高司令官及其ノ同行スル軍隊ガ正式降伏受理ノ為連合国最高司令官ノ指示スル地点ニ到着シ得ル様連合国最高司令官ノ指示スル打合ヲ為スベキ充分ノ権限ヲ与ヘラレタル使者ヲ直ニ連合国最高司令官ノ許ニ派遣スルコト  
 三 降伏ノ受理及其ノ實施ノ為「ダグラス、マックアーサー」元帥ガ連合国最高司令官ニ任命セラレタル処同元帥ハ正式降伏ノ時、場所其ノ他詳細事項ニ関シ日本国政府ニ通報スベシ  
 出所 外務省特別資料部前掲書、一四—二二ページ。

官憲ノ指揮下ニ在ル一切ノ軍隊ニ対シ戰鬪行為ヲ終止シ、武器ヲ引渡シ、前記条項實施ノ為連合国最高司令官ノ要求スルコトアルベキ命令ヲ發スルコトヲ命ゼラルルノ用意アリ

(e) 「ポツダム」宣言ノ或条項實施ニ関スル八月十四日付日本国政府ノ四國政府ニ対スル希望申入

帝國政府ハ「ポツダム」宣言ノ若干条項ノ實施ノ円滑ヲ期スル為切実ナル希望ヲ存シ之ヲ右宣言實施条項署名ノ際其ノ他適當ナル機会ニ開陳セシメ度キ処或ハ斯ル機会ナキコトヲ虞レ茲ニ之ヲ瑞西國政府ノ斡旋ニ依リ米英蘇華四國政府ニ伝達セントス  
 一 「ポツダム」宣言中ノ占領ノ目的ガ専ラ「ポツダム」宣言ニ掲ゲラレタル基本的目的ノ達成ヲ保障スルニ在ルニ鑑ミ四國側ニ於テハ帝國政府ガ該条項ヲ誠意ヲ以テ実行セムトスルモノナルニ信賴シ帝國政府ノ責務遂行ヲ容易ニ滑ナラシメ且無用ノ紛糾ヲ避クルガ如ク配慮アリ度之ガ為  
 (1) 連合国側ノ艦隊又ハ軍隊ノ日本本土進入ニ付テハ日本側準備ノ關係モアリ予メ其ノ予定ヲ通報アリタキコト  
 (2) 連合国ノ指定スベキ日本国領域内ノ占領ノ地点ハ其ノ數ヲ最少限度ニ止メ且其ノ選択ニ当リ例ヘバ東京ヲ除外スルコト並ニ右当該地点ニ派駐セラルル兵力モ象徴的程度ニ止ムルコト  
 ヲ切實ニ考慮アリ度  
 二 武装解除ハ海外ニ在ル三百万余ノ軍隊ニ關連アルト共ニ日本將兵ノ名譽ニ直接觸レタル最モ困難機微ナル問題ナルコト言フ俟タザル所ニシテ之ガ實施ニ付テハ帝國政府ニ於テ最モ苦慮シ居ル次第ナルガ之ガ實効ヲ期スル最善ノ方法トシテハ 天皇陛下ノ御命令ニ基キ帝國軍自ラ實施シ連合国ハ其ノ円滑ナル實施ノ結果武器ノ引渡ヲ受クルモノト致シ度  
 大陸ニ在ル帝國軍ノ武装解除ニ當リテハ第一線ヨリ逐次後方ニ向ケ段階的ニ實施スルコトトシ度  
 武装解除ニ關連シ海牙陸戰法規第三十五条ヲ準用シ軍人ノ名譽ヲ重ンジ帶剣ハ

(6) 極東委員會付託条項(一九四五年八月一四日アメリカ國務省)

1 設 置

の政府は、参加国の代表者をもつて構成される極東諮問委員會をここに設置する。

2 任 務

甲 極東諮問委員會は、次のことについて参加国政府に対して勧告をするに於いて責任を有する。

一 日本国が降伏文書に基くその義務を履行する方法を定める政策、原則及び基準の作成。

二 日本国が降伏文書の規定に厳格に従うことを確実にするために必要な措置と必要な機構。

三 参加国政府の合意によつてその任務に属させられる他の事項。

乙 委員會は、軍事行動の遂行に關しても、領域の調整に關しても、勧告をしてはならない。

3 他の協議方法  
 委員會の設置は、参加国政府が極東問題について他の協議方法を用いることを妨げない。

4 構 成  
 極東諮問委員會は、この協定の当事国たる各の各の一名の代表者をもつて構成される。委員會の構成国の数は、状況が正当とする場合には、極東にあるか又は極東に領土を有する他の連合国の代表者を加えることによつて、増加することができる。委員會の構成国でない連合国は、委員會が右の国の利害に主として影響すると認める事項が審議されている場合には、委員會に出席するように勧誘される。その上に、委員會は、委員會に付託されている事項で委員會の構成国でない連合国に特に關係があるものについて、右の国の代表者と、必要な場合に、充分且つ適當な協議を行うことについて規定を設けなければならない。

5 所在地及び組織

極東諮問委員会は、その本部をワシントンに置く。極東諮問委員会は、必要に応じて他の場所で会合することができる。委員会の各代表者は、非軍人及び軍人の双方を含む適当な随員を同伴することができる。

委員会は、その事務局を組織し、適当と認められる分科委員会を任命し且つ他の方法でその組織及び手続を完全にする。

6 終了

極東諮問委員会は、四連合国すなわち合衆国、連合王国、中華民国及びソヴェト連邦のうちの一国が委員会を設けた協定を終了させる希望を通告したとき任務遂行を止める。そのような終了に先だつて、委員会は、移すことが適当な任務を、参加国政府が構成国たる中間的又は常設的の安全保障機構に、移さなければならぬ。

編注 この極東諮問委員会設置の提案は、アメリカ政府によって、八月二日

付で中国、英国及びソ連邦政府へ送付された。

出所 外務省特別資料部前掲書、二三一―二六ページ。

(7) 降伏文書 (一九四五年九月二日)

降伏文書

下名ハ茲ニ合衆国、中華民国及「グレート、ブリテン」国ノ政府ノ首班ガ千九百四十五年七月二十六日「ポツダム」ニ於テ発シ後ニ「ソヴィエト」社会主義共和国連邦ガ参加シタル宣言ノ条項ヲ日本国天皇、日本国政府及日本帝国大本営ノ命ニ依リ且之ニ代リ受諾ス右四國ハ以下之ヲ連合國ト称ス

下名ハ茲ニ日本帝国大本営並ニ何レノ位置ニ在ルヲ問ハズ一切ノ日本国軍隊及日本国ノ支配下ニ在ル一切ノ軍隊ノ連合國ニ対スル無条件降伏ヲ布告ス

下名ハ茲ニ何レノ位置ニ在ルヲ問ハズ一切ノ日本国軍隊及日本国臣民ニ対シ敵対行為ヲ直ニ終止スルコト、一切ノ船舶、航空機並ニ軍用及非軍用財産ヲ保存シ

之ガ毀損ヲ防止スルコト及連合國最高司令官又ハ其ノ指示ニ基キ日本国政府ノ諸機関ノ課スベキ一切ノ要求ニ応ズルコトヲ命ズ

下名ハ茲ニ日本帝国大本営ガ何レノ位置ニ在ルヲ問ハズ一切ノ日本国軍隊及日本国ノ支配下ニ在ル一切ノ軍隊ノ指揮官ニ対シ自身及其ノ支配下ニ在ル一切ノ軍隊ガ無条件ニ降伏スベキ旨ノ命令ヲ直ニ発スルコトヲ命ズ

下名ハ茲ニ一切ノ官庁、陸軍及海軍ノ職員ニ対シ連合國最高司令官ガ本降伏実施ノ為適當ナリト認メテ自ら発シ又ハ其ノ委任ニ基キ発セシムル一切ノ布告、命令及指示ヲ遵守シ且之ヲ施行スルコトヲ命ジ並ニ右職員ガ連合國最高司令官ニ依リ又ハ其ノ委任ニ基キ特ニ任務ヲ解カレザル限り各自ノ地位ニ留リ且引續キ各自ノ非戦闘的任務ヲ行フコトヲ命ズ

下名ハ茲ニ「ポツダム」宣言ノ条項ヲ誠実ニ履行スルコト並ニ右宣言ヲ実施スル為連合國最高司令官又ハ其ノ他特定ノ連合國代表者ガ要求スルコトアルベキ一切ノ命令ヲ発シ且斯ル一切ノ措置ヲ執ルコトヲ天皇、日本国政府及其ノ後継者ノ為ニ約ス

下名ハ茲ニ日本帝国政府及日本帝国大本営ニ対シ現ニ日本国ノ支配下ニ在ル一切ノ連合國俘虜及被抑留者ヲ直ニ解放スルコト並ニ其ノ保護、手当、給養及指示セラレタル場所ヘノ即時輸送ノ為ノ措置ヲ執ルコトヲ命ズ

天皇及日本国政府ノ国家統治ノ権限ハ本降伏条項ヲ実施スル為適當ト認ムル措置ヲ執ル連合國最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルモノトス

千九百四十五年九月二日午前九時四分日本国東京湾上ニ於テ署名ス

大日本帝国天皇陛下及日本国政府ノ命ニ依リ且其ノ名ニ於テ

重光 葵

日本帝国大本営ノ命ニ依リ且其ノ名ニ於テ

梅津美治郎

千九百四十五年九月二日午前九時八分東京湾上ニ於テ合衆国、中華民国、連合王国及「ソヴィエト」社会主義共和国連邦ノ為ニ並ニ日本国ト戦争状態ニ在ル他ノ連合諸國家ノ利益ノ為ニ受諾ス

連合國最高司令官 ダグラス、マックアーサー

合衆国代表者 シー、ダブリュー、ニミッツ

中華民國代表者 徐 永 昌

連合王国代表者 ブルース、フレージャー

「ソヴィエト」社会主義共和国連邦代表者 クズマ、エヌ、

「オーストラリア」連邦代表者 ティー、ユー、ブレイミー

「カナダ」代表者 エル、コスグレイヴ

「フランス」国代表者 ジャック、ルクレルク

「オランダ」国代表者 シェルフ、ヘルフリッヒ

「ニュー、ジブラント」代表者 エス、エム、イシット

出所 『官報』昭和二〇年九月二日号外。

(8) 指令第一号 (一九四五年九月二日 SCAPIN 1)

連合國最高司令官部

指令

第一号

千九百四十五年九月二日

千九百四十五年九月二日日本国天皇及日本帝国政府ノ代表者並ニ日本帝国大本営ノ代表者ニ依リ署名セラレタル降伏文書ノ規定ニ従ヒ別添「一般命令第一号、陸、海軍」及右ヲ敷衍スル必要ナル訓令ヲ日本国軍隊及日本国ノ支配下ニアル軍隊並ニ関係非軍事機関ニ対シ遲滞ナク發出シ之ヲ十分且完全ニ遵守セシムベシ

連合國最高司令官ノ指示ニ依リ

參謀長、米国陸軍中將 アール、ケー、サザーランド

添付書

一般命令第一号

陸、海軍

之ガ毀損ヲ防止スルコト及連合國最高司令官又ハ其ノ指示ニ基キ日本国政府ノ諸機関ノ課スベキ一切ノ要求ニ応ズルコトヲ命ズ

下名ハ茲ニ日本帝国大本営ガ何レノ位置ニ在ルヲ問ハズ一切ノ日本国軍隊及日本国ノ支配下ニ在ル一切ノ軍隊ノ指揮官ニ対シ自身及其ノ支配下ニ在ル一切ノ軍隊ガ無条件ニ降伏スベキ旨ノ命令ヲ直ニ発スルコトヲ命ズ

下名ハ茲ニ一切ノ官庁、陸軍及海軍ノ職員ニ対シ連合國最高司令官ガ本降伏実施ノ為適當ナリト認メテ自ら発シ又ハ其ノ委任ニ基キ発セシムル一切ノ布告、命令及指示ヲ遵守シ且之ヲ施行スルコトヲ命ジ並ニ右職員ガ連合國最高司令官ニ依リ又ハ其ノ委任ニ基キ特ニ任務ヲ解カレザル限り各自ノ地位ニ留リ且引續キ各自ノ非戦闘的任務ヲ行フコトヲ命ズ

下名ハ茲ニ「ポツダム」宣言ノ条項ヲ誠実ニ履行スルコト並ニ右宣言ヲ実施スル為連合國最高司令官又ハ其ノ他特定ノ連合國代表者ガ要求スルコトアルベキ一切ノ命令ヲ発シ且斯ル一切ノ措置ヲ執ルコトヲ天皇、日本国政府及其ノ後継者ノ為ニ約ス

下名ハ茲ニ日本帝国政府及日本帝国大本営ニ対シ現ニ日本国ノ支配下ニ在ル一切ノ連合國俘虜及被抑留者ヲ直ニ解放スルコト並ニ其ノ保護、手当、給養及指示セラレタル場所ヘノ即時輸送ノ為ノ措置ヲ執ルコトヲ命ズ

天皇及日本国政府ノ国家統治ノ権限ハ本降伏条項ヲ実施スル為適當ト認ムル措置ヲ執ル連合國最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルモノトス

千九百四十五年九月二日午前九時四分日本国東京湾上ニ於テ署名ス

大日本帝国天皇陛下及日本国政府ノ命ニ依リ且其ノ名ニ於テ

重光 葵

日本帝国大本営ノ命ニ依リ且其ノ名ニ於テ

梅津美治郎

千九百四十五年九月二日午前九時八分東京湾上ニ於テ合衆国、中華民国、連合王国及「ソヴィエト」社会主義共和国連邦ノ為ニ並ニ日本国ト戦争状態ニ在ル他ノ連合諸國家ノ利益ノ為ニ受諾ス

連合國最高司令官 ダグラス、マックアーサー

一般命令第一号\*

陸、海軍

一 帝國大本営ハ茲ニ依リ且天皇ニ依リ且日本国軍隊ノ連合國最高司令官ニ対スル降伏ニ従ヒ日本国内及国外ニ在ル一切ノ指揮官ニ対シ其ノ指揮下ニ在ル日本国軍隊及日本国ノ支配下ニ在ル軍隊ヲシテ敵対行為ヲ直ニ終止シ其ノ武器ヲ措キ現位置ニ留リ且左ニ指示セラレ又ハ連合國最高司令官ニ依リ追テ指示セラレルコトアルベキ合衆国、中華民国、連合王国及英帝国並ニ「ソヴィエト」社会主義共和国連邦ノ名ニ於テ行動スル各指揮官ニ対シ無条件降伏ヲ為サシムベキコトヲ命ズ指示セラレタル指揮官又ハ其ノ指名シタル代表者ニ対シテハ即刻連絡スベキモノトス但シ細目ニ関シテハ連合國最高司令官ニ依リ変更ノ行ハルコトアルベク右指揮官又ハ代表者ノ命令ハ完全ニ且即時実行セラレベキモノトス

(イ) 中国 (滿州ヲ除ク)、台湾及北緯十六度以北ノ仏領印度支那ニ在ル日本國ノ先任指揮官並ニ一切ノ陸上、海上、航空及補助部隊ハ「ソヴィエト」極東軍最高司令官ニ降伏スベシ

(ロ) 「アンダマン」諸島、「ニコバル」諸島、「ビルマ」、「タイ」國、北緯十六度以南ノ仏領印度支那、「マライ」、「スマトラ」、「ジャヴァ」、小「スンダ」諸島(バリ)、「ロンボク」及「チモール」ヲ含ム「ブル」、「セラム」、「アンボン」、「アラフラ」海ノ「カイ」、「アル」、「タニンバル」

其ノ他ノ諸島、「セレベス」諸島、「ハルマヘラ」島並ニ蘭領「ニュー、ギニア」ニ在ル日本國ノ先任指揮官並ニ一切ノ陸上、海上、航空及補助部隊ハ東南亞細亞軍司令部連合國最高司令官ニ降伏スベシ

(ハ) 「ボルネオ」、英領「ニュー、ギニア」、「ビスマルク」諸島及「ソロモン」諸島ニ在ル日本國ノ先任指揮官並ニ一切ノ陸上、海上、航空及補助部隊ハ濠洲陸軍最高司令官ニ降伏スベシ

- (ウ) 日本国委任統治諸島、小笠原諸島及他ノ太平洋諸島ニ在ル日本国ノ先任指揮官並ニ一切ノ陸上、海上、航空及補助部隊ハ合衆国太平洋艦隊最高司令官ニ降伏スベシ
- (ハ) 日本国大本営並ニ日本国本土、之ニ隣接スル諸小島、北緯三十八度以南ノ朝鮮、琉球諸島及「フィリピン」ニ在ル先任指揮官並ニ一切ノ陸上、海上、航空及補助部隊ハ合衆国太平洋陸軍部隊最高司令官ニ降伏スベシ
- (ニ) 前記各指揮官ノミガ降伏ヲ受諾スルノ権限ヲ付与セラレタル連合代表者ニシテ日本国軍隊ノ降伏ハ総テ右指揮官又ハ其ノ代表者ノミニ対シサルベシ

日本国大本営ハ更ニ日本国国内及国外ニ在ル其ノ指揮官ニ対シ何レノ位置ニ在ルヲ問ハズ一切ノ日本国軍隊又ハ日本国ノ支配下ニ在ル軍隊ヲ完全ニ武装解除シ且前記連合代表者ニ依リ指定セラレル時期及場所ニ於テ一切ノ兵器及裝備ヲ現状ノ儘且安全ニシテ良好ナル状態ニ於テ引渡スベキコトヲ命ズ

追テ指示アル迄日本国本土内ニ在ル日本国警察機関ハ本武装解除規定ノ適用ヲ免ルモノトス警察機関ハ其ノ部署ニ留ルモノトシ法及秩序ノ維持ニ付其ノ責ニ任ズベシ右警察機関ノ人員及武器ハ規定セララルモノトス

二 日本国大本営ハ連合最高司令官ニ対シ本命令受領ノ後遅滞ナク日本国及日本国ノ支配下ニ在ル一切ノ地域ニ於ケル左ノ諸点ニ関スル完全ナル情報ヲ提供スベシ

- (イ) 一切ノ陸上、海上、航空及防空部隊ノ位置及將兵ノ数ヲ示ス表
- (ロ) 一切ノ陸軍、海軍及非軍用航空機ノ数、型式、位置及其ノ状態ニ関シ完全ナル情報ヲ与フル表
- (ハ) 日本国ノ及日本国ノ支配スル一切ノ水上及潜水海軍艦艇並ニ補助海軍艦艇ニシテ就役中ノモノ又ハ就役中ニ非ザルモノノ位置、状態、位置、状態及運用ヲ示ス表
- (ニ) 日本国ノ及日本国ノ支配スル一切ノ総噸數百噸ヲ超ユル商船(管テ連合國ノ何レカニ属シ現ニ日本国ノ権内ニ在ルモノヲ含ム)ニシテ就役中ノモノ又ハ就役中ニ非ザルモノノ位置、状態及運用ヲ示ス表

七 日本国大本営ハ連合最高司令官ニ対シ本命令受領ノ後遅滞ナク前記第六項

- (イ) (ロ) 及 (ハ) ニ掲グル一切ノ項目ニ関シ其ノ各ノ數量、型式及位置ヲ示ス完全ナル表ヲ提供スベシ

八 一切ノ兵器、彈藥及軍用器材ノ製造及分配ハ直ニ之ヲ終止スルモノトス

九 日本国ノ又ハ日本国ノ支配下ニ在ル官憲ノ権内ニ在ル連合國ノ俘虜及被抑留者ニ関シテハ

- (イ) 一切ノ連合國ノ俘虜及被抑留者ノ安全及福祉ハ細心ノ注意ヲ以テ之ヲ維持スルモノトシ右ハ連合最高司令官ガ其ノ責任ヲ引継グニ至ル迄適當ナル食糧、住居、被服及医療ヲ供スルニ必要ナル管理及補給ノ業務ヲ含ムモノトス
- (ロ) 連合國ノ俘虜及被抑留者ノ收容所其ノ他ノ抑留所ハ夫々其ノ設備、貯藏品、記録、武器及彈藥ト共ニ直ニ之ヲ右俘虜及被抑留者中ノ先任將校又ハ指定セラレタル代表者ニ引渡シ其ノ指揮下ニ入ラシムルモノトス
- (ハ) 連合國最高司令官ノ指示スル所ニ從ヒ俘虜及被抑留者ハ連合國官憲ガ之ヲ引取り得ベキ安全ナル場所ニ輸送セララルモノトス

(ニ) 日本国大本営ハ連合最高司令官ニ対シ本命令受領ノ後遅滞ナク一切ノ連合國ノ俘虜及被抑留者ノ所在ヲ示ス完全ナル表ヲ提供スルモノトス

十 一切ノ日本国ノ及日本国ノ支配下ニ在ル軍及行政当局ハ連合國軍隊ノ日本国及日本国ノ支配スル地域ノ占領ヲ援助スベシ

十一 日本国大本営及日本国当該官憲ハ連合國占領軍指揮官ノ指示アル際一般日本国民ノ所有スル一切ノ武器ヲ蒐集シ且引渡ス為ノ準備ヲ為シ置クベシ

十二 日本国ノ及日本国ノ支配下ニ在ル軍及行政官憲並ニ私人ハ本命令及爾後連合國最高司令官又ハ他ノ連合國軍官憲ノ發スル一切ノ指示ニ嚴格且迅速ニ服ス

- (ウ) 一切ノ機雷、機雷原其ノ他ノ陸上、海上又ハ空中ノ行動ニ対スル障害物ノ位置及施設状況並ニ関連スル安全通路ニ関スル完全且詳細ナル地図情報
- (ハ) 飛行場、水上機基地、防空防備施設、港及海軍基地、物資貯藏所、常設及仮設ノ陸上及沿岸防備施設、要塞其ノ他ノ防備地域ヲ含ム一切ノ軍事施設及建造物ノ位置及説明
- (ロ) 連合國ノ俘虜及被抑留者ノ一切ノ收容所其ノ他ノ抑留所ノ位置
- 三 日本軍及民間航空所管当局ハ一切ノ日本国ノ陸軍、海軍及非軍用航空機ガ追テ其ノ処理ニ関シ通告アル迄陸上、海上又ハ艦上ニ留ルコトヲ確實ナラシムルモノトス

四 日本国ノ又ハ日本国ノ支配スル一切ノ型式ノ海軍艦艇及商船ハ連合最高司令官ノ指示アル迄之ヲ毀損スルコトナク保全シ且移動ヲ企図セザルモノトス海中ノ船舶ニ於テハ直ニ一切ノ種類ノ爆発物ヲ無害ト為シ海中ニ抛棄スルモノトス航海中ニ非ザル船舶ニ於テハ直ニ一切ノ種類ノ爆発物ヲ沿岸ノ安全ナル貯藏所ニ移転スルモノトス

五 責任アル日本国ノ又ハ日本国ノ支配下ニ在ル軍及行政当局ハ左記ヲ確實ナラシムルモノトス

- (イ) 一切ノ日本国ノ機雷、機雷原其ノ他ノ陸上、海上及空中ノ行動ニ対スル障害物ハ何レノ位置ニ在ルヲ問ハズ連合最高司令官ノ指示ニ從ヒ之ヲ除去ス
- (ロ) 航海ヲ便ナラシムル一切ノ施設ハ直ニ之ヲ復活ス
- (ハ) 前記(イ)ノ実施迄一切ノ安全通路ハ之ヲ開放シ且明瞭ニ標示ス
- 六 責任アル日本国及日本国ノ支配下ニ在ル軍及行政当局ハ連合最高司令官ヨリ追テ指示アル迄左記ヲ現状ノ儘且良好ナル状態ニ於テ保持スルモノトス
- (イ) 一切ノ兵器、彈藥、爆発物、軍用ノ裝備、貯品及需品其ノ他一切ノ種類ノ軍用器材及他ノ一切ノ軍用資材(本命令第四項ニ特ニ規定スルモノヲ除ク)
- (ロ) 一切ノ陸上、水上及空中運輸及通信ノ施設及裝置
- (ハ) 飛行場、水上機基地、防空防備施設、港及海軍基地、物資貯藏所、常設及仮設ノ陸上及沿岸防備施設、要塞其ノ他ノ防備地域ヲ含ム一切ノ軍事施設及建造物並ニ一切ノ右防備施設、軍事施設及建造物ノ設計及図面

ルモノトス本命令若ハ爾後ノ命令ノ規定ヲ遵守スルニ遅滞アリ又ハ之ヲ遵守セザルトキ及連合最高司令官ガ連合國ニ對シ有害ナリト認ムル行為アルトキハ連合國軍官憲及日本国政府ハ嚴重且迅速ナル処罰ヲ加フルモノトス

十三 日本国大本営ハ連合最高司令官ニ對シ前記第二項、第七項及第九項(ニ)要求セララル情報ヲ提供シ得ベキ最モ速ナル日時ヲ直ニ通報スルモノトス

原注 \* 昭和二十年九月二日付官報号外布告欄に掲載されている訳文を多少訂正した。

編注 文書ノ形式は英文により補正。「Office of the Supreme Commander of the Allied Powers」は「連合最高司令官部」とした。

出所 外務省特別資料部前掲書、第一卷、三三四四ページ。

(9) 指令第二号 (一九四五年九月三日 SSCAPIN II)

連合最高司令官部

APO五〇〇  
千九百四十五年九月三日

指令 第二号

第一部 総則

一 イ 日本帝国政府及日本帝国大本営ハ茲ニ本指令ニ掲グル連合最高司令官ノ要求ヲ各場合ニ從ヒ自ラ遵守シ又ハ其ノ遵守ヲ確實ナラシムルコトヲ指示セラル

ロ 本指令並ニ之ニ基キ必要ナリト認メララルニ至ルコトアルベキ日本帝国政府及日本帝国大本営ノ敷衍的訓令ハ日本国本土並ニ對馬島ヲ含ム隣接沿岸諸島、北緯三十八度以南ノ朝鮮及琉球諸島ニ在ル日本国ノ及日本国ノ支配下ニ在ル軍隊並ニ當該行政機関ニ適用セラルベシ

ハ 本指令ニ依リ課セラレタル要求ハ其ノ適用範圍内ニ於ケル指定目的ニ付連合最高司令官ノ占領軍ノ迅速且秩序アル定駐ヲ容易ナラシメ且確實ナラシムルコト並ニ降伏条件ノ秩序アル遵守ヲ確實ナラシムルニ必要ナリト

認メラルル日本国軍隊ノ武装解除及復員ニ対スル一定ノ統制ヲ設クルコトヲ目的トス

ニ 追加要求事項ハ前記目的ヲ達成スル為必要ナリト認メラルルニ從ヒ時々之ヲ課スルモノトス

二 イ 本指令ニ使用セラレタル「日本国軍隊」ナル語ハ一切ノ日本国ノ及日本国ノ支配下ニ在ル陸軍及海軍ヲ謂ヒ其ノ空軍、補助機関及準軍事組織並ニ前記ノ何レカニ依リ雇傭セラレ又ハ之ニ付属スル一切ノ者ヲ含ム但シ警察ヲ含マザルベシ

ロ 本指令ニ使用セラレタル「連合軍代表者」ナル語ハ占領軍指揮官又ハ連合国最高司令官若ハ占領軍指揮官ノ委任ニ基キ行動スル下級指揮官、參謀將校若ハ機関ヲ謂フ

三 連合国最高司令官兼合衆国太平洋陸軍最高司令官ハ本指令ノ一部ト看做サルベキ付属書「甲」タル地図ニ詳細ニ示サル日本国本土並ニ北緯三十八度以南ノ朝鮮ノ諸区域ニ於ケル占領軍指揮官ヲ指名セリ右指揮官ニ依リ又ハ其ノ委任ニ基キ發セララルル一切ノ命令又ハ訓令ハ示サレタル区域内ニ於テハ連合国最高司令官ノ権限ニ依リタルモノト看做サルベシ

四 連合国最高司令官ノ権限ニ依リ發セラルル一切ノ布告、命令及訓令ノ正文ハ英語ニ依ルベシ日本語ノ翻訳文モ發セラレ相違發生スル場合ニ於テハ英語ノ本文ニ拠ルモノトス發セラレタル何レカノ訓令ノ意義ニ関シ疑義發生スルトキハ發令官憲ノ解釈ヲ以テ最終的ノモノトス

五 日本国軍隊ノ一切ノ機構、部隊又ハ分隊ノ指揮官ハ連合軍代表者ニ依リ發セラレ且右日本国ノ指揮官ノ責任ノ範圍ニ於テ適用セラルル訓令ノ迅速且完全ナル遂行ニ付個人的ニ責任アルモノト連合国最高司令官又ハ当該占領軍指揮官ニ依リ認メラルベシ

六 別段ノ明示ナキ限り本指令ニ掲グル期限ハ日本帝国大本營ニ依ル本指示ノ受領ノ時ヨリ起算セラル要求セラレタル報告ハ英語ニ依リ提出セラルルモノトス

第二部 日本国軍隊

ロ 師団及独立旅団並ニ右ニ相当スル海軍部隊ニ至ル迄ノ指揮系統ヲ示ス日本国軍隊ノ詳細ナル組織図

四 日本帝国大本營ハ各總軍、方面軍、軍、師団、獨立旅団（一切ノ種類ノモノ）及獨立連隊（一切ノ種類ノモノ）並ニ右ニ相当スル海軍部隊ニ関スル左ノ情報ヲ連合国最高司令官ニ對シ遲滞ナク提供スルモノトス

イ 名称並ニ暗号呼出名及番号

ロ 本營ノ特定ノ位置

ハ 指揮官ノ姓名

ニ 原隊ノ所在地

ホ 組織上ノ兵力表

ヘ 現兵力（兵力ノ報告ガ受領セラレタル最近ノ日ニ於ケルモノ）

五 イ 日本国軍隊ノ武装解除ニ関スル「一般命令第一号、陸、海軍」第一項ノ規定ノ実施ニ関シテハ日本帝国大本營ハ日本国軍隊ニ依ル右武装解除ノ完全且無条件ノ履行ニ付引統キ責ニ任ズベシ

ロ 占領軍ヘノ武装ノ引渡ニ関スル詳細ナル訓令ハ左ノ者ニ依リ当該日本国指揮官ニ對シ直接与ヘラルルモノトス

(一) 合衆国陸軍ニ依リ引取ラルル彈藥手持品、日本国陸軍ノ武器並ニ海軍艦船及商船並ニ其ノ武器ニ付テハ各自ノ責任区域ニ於ケル合衆国第八軍指揮官、合衆国第六軍指揮官及朝鮮派遣合衆国軍隊指揮官

(二) 合衆国海軍ニ依リ引取ラルル海軍艦艇、沿岸建設物、需品及裝備ニ付テハ連合国最高司令官ノ各指定海軍代表者

六 イ 日本帝国大本營ハ一切ノ日本国軍隊ノ迅速ニシテ秩序アル復員ヲ行フベシ

ロ 復員手続ハ監視、人員ノ除隊率及復員部隊ノ指定ヲ含ミ部隊ガ復員セラレベキ区域ニ在ル占領軍指揮官ノ監督ヲ受クルモノトス

七 日本帝国大本營ハ復員ノ終了迄日本国軍隊ノ維持及管理ヲ繼續スルコト並ニ連合軍代表者ニ依リ責任ヲ解除セララル迄一切ノ記録及文書ヲ維持シ及保存スルコトニ付責ニ任ズ

一 日本国大本營ハ付属書「甲」タル地図ニ示サル所ニ從ヒ管轄ノ境界ヲ日本国第一總軍ニ付テハ合衆国第八軍ト符合スル様又日本国第二總軍ニ付テハ合衆国第六軍ニ符合スル様遲滞ナク調整スルモノトス

二 イ 日本国第一總軍指揮官ハ合衆国第八軍ノ責任区域ヘノ占領軍ノ進入ニ関スル訓令ヲ待ツ為東京区域ニ在ル合衆国第八軍指揮官ニ依リ指示セラルル時及場所ニ於テ右指揮官ト自ラ連絡スルモノトス

ロ 日本国第二總軍指揮官ハ合衆国第六軍ノ責任区域ヘノ占領軍ノ進入ニ関スル訓令ヲ待ツ為合衆国第六軍指揮官ト「ラヂオ」ニ依リ遲滞ナク連絡スルモノトス「ラヂオ」ニ依ル最初ノ連絡ハ連合国最高司令官ノ施設ニ依リ又爾後ノ直接連絡ハ合衆国第六軍ノ指揮官ガ指示スル所ニ從ヒ行ハラルモノトス

ハ 京城ニ在ル日本国第十七方面軍指揮官ハ予メ日本帝国大本營ニ伝達セラルル訓令ニ從ヒ北緯三十八度以南ノ朝鮮ヘノ合衆国占領軍ノ進入ニ関スル詳細ナル訓令ヲ待ツ為朝鮮派遣合衆国軍隊指揮官（合衆国第二十四軍団指揮官）ト連絡スベシ

ニ 日本帝国海軍軍令部長ノ先任代表者ハ合衆国海軍部隊ノ日本国本土及朝鮮ノ水域及海軍建造物ヘノ進入ニ関スル訓令ヲ待ツ為連合国最高司令官ノ東京区域ニ在ル指定海軍代表者ニ依リ指示セラルル時及場所ニ於テ右代表者ト自ラ連絡スルモノトス

ホ 琉球諸島ニ在ル日本国指揮官ハ合衆国軍隊ニ依ル右諸島ノ占領ニ関スル合衆国第十軍指揮官ヨリノ直接訓令ヲ適當ナル時ニ於テ受クルモノトス

三 日本帝国大本營ハ要求アリタルトキ連合国最高司令官ニ對シ左記ヲ提出スルモノトス

イ 日本帝国大本營ノ並ニ其ノ一切ノ部、局及出先機関ノ現位置ニ関スル詳細ナル情報、位置ハ縮尺十万分一ヨリ小ナラザル地図上ニ正確ニ之ヲ標示スルモノトス帝国大本營ノ部、局及出先機関ノ完全ナル公ノ名称及宛先ハ右ノ各部、局又ハ出先機関ノ先任將校又ハ官吏ノ姓名及担任事務又ハ官職ト共ニ之ヲ示スモノトス

八 日本帝国大本營ハ左ノ趣旨ノ訓令ヲ發スベシ

イ 左ノ事業ハ遲滞ナク之ヲ完成スベシ

(一) 一切ノ港及碇泊所ニ於ケル防材ニ依ル一切ノ防禦施設ハ之ヲ開放シ且開放シ置クモノトス右防禦施設ハ十四日以内ニ之ヲ撤去スルモノトス

(二) 一切ノ港及碇泊所ニ於ケル一切ノ制御機雷原ハ連絡ヲ断チ且無害タラシムルモノトス

(三) 一切ノ港及碇泊所工作物内ニ在ル一切ノ爆破装置ハ之ヲ撤去シ又ハ無害ナラシメ且其ノ位置ハ明瞭ニ之ヲ標示スルモノトス

ロ 航海及航空ヲ便ナラシムル一切ノ施設ハ之ヲ復活ス右事業ノ完成ニ至ル迄ハ現在ノ戰時航路照明方式ハ之ヲ維持スルモノトス但シ一切ノ滅光燈ハ全光度ヲ以テ之ヲ掲グルモノトス

ハ 一切ノ水先案内業務ハ引統キ之ヲ營ミ且一切ノ水先案内人ハ海圖ヲ携帶シ其ノ平常ノ職場ニ在リテ待機スベシ

ニ 海港及空港ノ作業ニ関係アル日本人職員ハ追テ指示アル迄其ノ職場ニ留リ其ノ平常ノ任務ヲ引統キ遂行スベシ

ホ 一切ノ軍艦及商船ハ港ニ在ルト海上ニ在ルトト間ハ直ニ一切ノ武器ヲ船ノ首尾線ニ副ハシメ且之ヲ使用不能ナラシムベシ

九 日本帝国大本營ハ日本国ノ軍艦、補助艦、商船及他ノ船舶ノ一切ノ乗員ガ連合国ノ代表者ニ依リ課セラレタル任務ノ遂行ニ当リ別段ノ要求ヲ受クル場合ヲ除キ追テ訓令アル迄船内ニ留ルコトヲ命ズベシ

十 日本帝国大本營ハ連合国最高司令官ニ對シ遲滞ナク左記ノ情報ヲ引渡スモノトス

イ 日本及朝鮮ノ水域ニ於ケル沿岸護送航路及探索濟ノ水路並ニ浮標、照明燈及他ノ航海ヲ便ナラシムル施設ニ関スル詳細

ロ 日本国海軍省ニ最近報告セラレタル海軍用彈藥並ニ炉用重油、「ガソリン」及石炭ヲ含ム海軍用燃料手持品ニ関スル明細表

ハ 一切ノ病院船ノ位置、状態及病床収容力ヲ示ス表

ニ 日本国本土及隣接諸島、琉球諸島、中国、朝鮮並ニ日本人ニ依リ占領セラ

レ居ル他ノ地域ヲ包含スル一切ノ航海圖及航空圖並ニ他ノ一切ノ種類ノ水路學的出版物中最近出版ノモノ各十部

ホ 「マリアナ」諸島及「カロリン」諸島ニ関スル三角測量及潮汐ニ付テノ資料(「データ」)

十一 日本帝国政府及日本帝国大本営ハ連合最高司令官ニ対シ二十一日以内ニ左ノ地図及書類ヲ引渡スモノトス

イ 日本帝国大本営、日本国參謀本部及帝國陸地測量部ノ發行ニ係ル日本、中國、朝鮮、滿州並ニ日本國陸海軍ノ軍隊ニ依リ占領セラレ居ル他ノ一切ノ區域に關スル一切ノ縮尺及種類ノ最新版ノ地形圖各二部

ロ 地圖ハ縮尺別及區域別ニ各別ノ圖葉ニ依リ之ヲ整理スベク且之ニ各圖葉ノ内容ヲ示ス圖解式索引ヲ付スベシ日本帝国大本営及其ノ從屬機關ノ所有スル右地圖ノ一切ノ追加分ハ連合最高司令官ヨリ其ノ最後の処分ニ關シ追テ指示アル迄之ヲ安全ニ保管スベシ

ハ 日本国軍隊ガ「マニラ」占領中ニ鹵獲シタル「フィリピン」諸島ニ関スル一切ノ測量資料(「データ」)

十二 本指令ニ包含セラルル区域中ノ何レノ位置ニ在ルヲ問ハズ一切ノ機雷、地雷原其ノ他ノ陸路、海路及空路ニ依リ行動ニ対スル障害物ヲ明瞭ニ標示スル為即時手段ガ執ララルモノトス

十三 日本帝国大本営ハ一切ノ掃海艇ガ直ニ所定ノ武装解除ノ措置ヲ遂行シ、必要ナル燃料ヲ補給シ且引続キ掃海任務ニ利用シ得シムルコトヲ確實ナラシムルモノトス日本及朝鮮ノ水域ニ在ル水中機雷ハ連合最高司令官ノ指定海軍代表者ノ指示スル所ニ從ヒ除去セラルモノトス

十四 日本国ノ一切ノ地雷、地雷原並ニ爆破装置、隠蔽爆発物及落下兇ヲ含ム他ノ障害物ハ之ヲ安全ナラシメ能フ限り早期ニ之ヲ撤去スベシ右作業ノ完了迄ハ一切ノ安全通路ハ明瞭ニ之ヲ表示シ且之ヲ開放シ置クベシ

一 イ 本指令ニ使用セラルル「俘虜」ナル語ハ日本国ニ依リ收容セラレ居ル左ノ一切ノ人員ヲ含ムモノト解セラルベシ

(一) 連合國中ノ何レカノ軍隊ノ隊員タルカ若ハ隊員タリシ者又ハ右軍隊ニ隨行若ハ勤務シ又ハシタル者

(二) 連合國ノ為ニ勤務中日本國ノ占領シタル國ノ軍隊ノ隊員トシテ日本人ニ依リ逮捕セラレタル者及千九百二十九年七月二十七日ノ「ジェネバ」条約(俘虜ニ関スルモノ)ノ条項ニ基キ右条約ガ日本國ニ依リ批准セラレ居ラザリシモ俘虜トシテ取扱ハルル權利ヲ有スル者

(三) 連合國中ノ何レカノ商船隊ノ乗員タルカ若ハ乗員タリシ者又ハ右商船隊ニ勤務シ若ハ勤務シタル者

(四) 「俘虜」ナル語ハ嘗テ俘虜トシテ日本國ニ依リ收容セラレ居リタルモノ日本國ニ於ケル又ハ日本國ニ依ル雇傭ノ代價トシテ俘虜タルノ身分ヨリノ解放ヲ承諾シタル者ヲ含マズ

ロ 本指令ニ使用セラルル「非軍人被拘留者」ナル語ハ千九百三十七年七月十日現在日本帝国ノ國民タラザル者ニシテ日本国政府ニ依リ抑留セラレ居ル軍人タルノ身分ヲ有セザル一切ノモノヲ含ムモノト解セラルベシ

ハ 本指令ニ使用セラルル「俘虜及非軍人被拘留者收容所」ナル語ハ一切ノ收容所、刑務所、船舶、宿舎、病院其ノ他俘虜又ハ非軍人タル被拘留者ノ監禁又ハ抑留ノ場所ヲ含ムモノト解セラルベシ

ニ 本指令ニ使用セラルル「收容所長」ナル語ハ日本国軍隊ノ又ハ其ノ補助部隊ノ一切ノ部隊、分遣隊若ハ他ノ構成分子ノ指揮將校又ハ俘虜若ハ非軍人被拘留者ノ收容ヲ担任スル一切ノ非軍人看守長若ハ他ノ官吏ヲ含ムモノト解セラルベシ

二 日本帝国政府及日本帝国大本営ハ連合最高司令官ニ対シ未ダ提出セラレ居ラザル場合ニハ四十八時間以内ニ左ノ情報ヲ提供スベシ

イ 前記ニ定義セラレタル俘虜及非軍人被拘留者ノ收容所ノ各ニ付左記ヲ示ス表

(一) 公式ノ名称又ハ呼称

十五 日本帝国政府及日本帝国大本営ハ左記ヲ確實ナラシムルモノトス

イ 連合最高司令官ノ要求アルトキハ左記ニ関スル完全ナル情報ヲ提供スル為準備ガ為サルルコト

(一) 海底電線、無線電信、無線電話及無線放送施設ヲ含ム一切ノ對外、國際電氣通信施設

(二) 北海道、本州、四国、九州、朝鮮及台灣並ニ琉球諸島及千島諸島ノ主要ナル地点ノ間ヲ連絡スル一切ノ長距離幹線電氣通信施設

ロ 本指令ニ包含セラルル区域内ニ在ル一切ノ對外、國際及国内電氣通信施設(海底電線、無線電信、無線電話及無線放送施設ヲ含ム)ハ現状ノ儘之ヲ維持シ且現在人員(陸海軍人タルト非軍人タルトヲ問ハズ)ヲ以テ引続キ之ヲ運営スベシ

ハ 狀況ニ因リ必要トセラルベキ檢閲及監督ノ為連合最高司令官ノ代表者ノ要求アル場合ニ於テ前記ノ施設ニ出入スルコトヲ得シムルコト

ニ 政府、非軍事、空軍、海軍、陸軍ノ信号通信機關ノ先任代表者ハ訓令ヲ受クル為呼出アリタル場合ニハ連合最高司令官通信部長ノ許ニ出頭シ得ル様為サルルコト

十六 日本帝国大本営ハ連合最高司令官ニ対シ左記ノ情報ヲ提供スル報告ヲ遲滞ナク提出スベシ

イ 日本国軍隊ノ健康ニ関スル詳細ナル記述

ロ 日本国軍隊ニ依リ支配セラルル野戦及固定病院ノ所在地表ニシテ各病院ノ位置及病床收容力ヲ示スモノ

十七 日本帝国政府ハ一切ノ都市ノ名称ガ此等ヲ連結スル公路ノ各入口ノ兩側及停車場歩廊ニ少クモ縦六「インチ」ノ文字ヲ使用シ英語ヲ以テ掲ゲラルルコトヲ確實ナラシムルモノトス名称ノ英語ヘノ転記ハ修正「ヘボン」式(「ローマ字」)ニ依ルベシ

十八 日本帝国大本営ハ要求アルトキハ日本国軍隊ニ於テ使用セラルル徵集及除隊ノ方法ニ関スル詳細ナル情報ヲ入手シ得シムルモノトス

第三部 連合國俘虜及非軍人被拘留者

(一) 最も近キ顯著ナル地理的地点トノ關係的位置

(二) 度及分ニテ示シタル緯度及經度

(三) 俘虜及非軍人被拘留者ノ總數(適當ナル場合ニ於テハ總數中ニ含マルル女子ノ數ヲ含ム)

(四) 最も近キ鉄道停車場ノ地理的位置

(五) 最も近キ飛行場ノ名称及地理的位置、各辺ノ長サ並ニ滑走路ノ状態

(六) 入院ヲ要スル俘虜又ハ非軍人抑留者ノ概數

ロ 各收容所ノ位置ガ正確ニ記入セラレ居ル縮尺百万分一ノ一葉ノ又ハ數葉ノ記号入地圖

ハ 各收容所ノ位置ヲ正確ニ示シタル俘虜及非軍人被拘留者ノ收容所ノ各所在區域ノ縮尺十万分一又ハ之ヨリ大ナル縮尺ノ記号入地圖

三 日本帝国政府及日本帝国大本営ハ本指令ヲ受領シタルトキハ利用シ得ル最も迅速ナル方法ニ依リ各收容所長ニ対シ左ノ訓令ヲ發スベシ

イ 一切ノ俘虜及非軍人被拘留者ヲ最も早キ機會ニ集合セシメ且左ノ声明ヲ英語及要求セラルルコトアルベキ他ノ言語ニテ誦ムコト

「日本國ノ連合國ニ對スル正式ノ降伏ハ千九百四十五年九月二日署名セラレタリ「ダグラス、マックアーサー」元帥ハ連合國最高司令官ニ任命セラレタリ連合國ノ軍隊ハ能フ限り速ニ日本國本土及朝鮮ノ占領ヲ進メツツアリ連合國ノ俘虜及非軍人被拘留者ノ救済及引取ハ能フ限り速ニ達成セラルルモノトス

連合軍代表者ノ到着スル迄本收容所ノ指揮並ニ其ノ設備、貯品、記録、武器及彈藥ハ首席俘虜又ハ指定セラレタル非軍人被拘留者ニ引渡サルベク此等ノ者ハ爾後補給及管理業務ノ維持並ニ地方ノ状態ノ改善ノ為收容所長ニ対シ訓令ヲ与フルモノトス收容所長ハ首席俘虜又ハ指定セラレタル非軍人被拘留者ニ対シ其ノ指揮ガ従來通り維持セラルルコトニ付責ニ任ズルモノトス

連合軍代表者ハ諸君ノ移転及諸君ノ家庭ヘノ結局ノ帰還ヲ準備スル為本收容所ニ能フ限り速ニ派遣セラルベシ」

ロ 後ニ明示セラルル職務ノ遂行上日本國ノ收容所官吏ガ使用スル為首席俘虜



又ハ非軍人被拘留者ニ依リ指定セラルベキ物件ヲ除キ收容所ノ完全ナル支配ヲ一切ノ設備、貯品、管理上ノ及他ノ記録、武器並ニ彈藥ト共ニ首席俘虜又ハ非軍人被拘留者ニ引渡スコト

ハ左記ヲ確保スルヲ為シ首席俘虜又ハ指定セラレタル非軍人被拘留者ノ監督ノ下ニ地方的ニ入手シ得ル政府又ハ軍ノ貯品ノ徵發ヲ含ミ必要ナル管理及補給ノ業務ヲ遂行スルコト

(一) 地方的ニ入手シ得ル最高ノ割合ニ相当スル日本國ノ軍隊又ハ非軍人人員ニ対スル一日ノ給食量

(二) 能フ限りノ最善ノ医療及一切ノ必要ナル医療用補給品

(三) 適當ナル住居、被服及沐浴施設

ニ 本指令ハ收容所ノ近隣ニ於テ入手シ得ル政府又ハ軍ノ需品ニシテ本指令ニ明記セラルル責任ノ履行ノ為ニ要スルモノヲ徵發スル權限ヲ構成スルモノトス

ホ 收容所組織ヲ現状ノ儘ニ維持シ且首席俘虜又ハ非軍人被拘留者ニ対シ一切ノ收容所職員、收容所ノ管理記録、勤務名簿並ニ收容所ニ在リ又ハ在リタル各俘虜及非軍人被拘留者ノ移送、入院及死亡ノ記録ニ関シ説明スルコト

ハ 連合軍代表者ニ依リ地方的ニ指示セラルルコトアルベキ俘虜及非軍人被拘留者ノ移動ノ為シ輸送手段及需品ヲ補給シ又ハ地方ノ政府若ハ軍ノ方面ヨリ之ヲ徵發シ且行政的ノ手配ヲ完成スル標準備スルコト

ト 首席俘虜又ハ非軍人被拘留者ノ監督ノ下ニ左ノ情報ヲ作成シ日本帝國大本營ヲ通ジ之ヲ連合國最高司令官ニ送付スルコト

(一) 俘虜及非軍人被拘留者ノ一切ノ現在員ノ姓名、階級又ハ地位、国籍、最近親、本國名宛先、年齢、性及健康狀況ヲ示ス完全ナル表

(二) 死亡シタル又ハ移送セラレタル俘虜及非軍人被拘留者ニ関シ姓名、階級若ハ地位、国籍、最近親、本國名宛先、死亡若ハ移送ノ日及目的地又ハ死亡シタル者ニ付テハ埋葬場所ヲ示シタル入手シ得ル記録ヨリノ抜萃

四 日本帝國大本營ハ前記三トニ明記セラルル訓令ニ対スル回答トシテ收容所長ニ依リ提出セラレタル一切ノ情報ヲ遲滞ナク連合國最高司令官ニ伝達スベシ

ヲ提供スル準備ヲ為スモノトス右要求ハ次ノ一般の種類即チ事務所用建築物、病院、宿舍、倉庫及貯藏所、店舗、運輸及通信ノ施設ヲ含ムモノトス明細ナル要求ハ後日提出セララルモノトス建築物ハ能フ限り耐火建築ニシテ水道、下水処理施設、電気、暖房裝置ヲ設備セラレ且如何ナル天候ニ於テモ使用シ得ル道路ニ接スルモノタルベキモノトス

六 飛行場 特定ノ飛行場ハ必要ニ応ジ之ヲ占領軍ニ利用シ得シムルモノトス滑走路、航空機分散区域及前庭ハ之ヨリ日本國航空機ヲ除去スルモノトシ又滑走路ハ必要アルトキハ最小限五千「フィート」ノ長サヲ有スル最大ノ堅面着陸区域ト為ル様改良セララルモノトス乗客及貨物発着所、保安、運航及通信ノ施設ハ各飛行場ニ於テ之ヲ利用シ得ルモノトス一切ノ日本國航空機及裝置ハ追テ訓令アル迄保護セララルモノトス使用可能ナル一切ノ種類ノ運轉用及保安用裝置及施設ノ完全ナル目録ハ之ヲ種類別及区域別ニ作成シ要求アリタルトキ連合軍代表者ニ提示スルモノトス

第五部 雜則 一 日本國大本營ハ裝置及操作員ヲ有スル完全ナル無線電送写真及普通写真實驗所ヲ連合國最高司令官通信部長ヲシテ東京区域ニ於テ直ニ利用シ得シムルモノトス

二 日本國大本營ノ適當ナル代表者ハ空中及地上写真撮影ニ利用シ得ル撮影員、撮影裝置、処理済及未処理ノ「フィルム」並ニ印画集ニ関スル完全ナル情報ヲ以テ四十八時間以内ニ連合國最高司令官通信部長ニ報告ヲ行フモノトス此等ハ爾後要求ニ応ジ之ヲ利用シ得シムルモノトス

三 氣象情報ノ蒐集、頒布及記録ニ從事スル非軍事及軍事ノ一切ノ機關ハ追テ訓令アル迄平常ノ作業ヲ繼續スルモノトス一切ノ氣象資料(「データ」)ノ綴込及一切ノ設備ハ現状ノ儘保存セララルモノトス因索索引番号、地理的位置及種類(予報、調査、中央又ハ観測)ヲ示セル一切ノ測候施設ノ位置表ヲ遲滞ナク連合國最高司令官ニ提出スルモノトス

四 日本帝國政府ハ連合國最高司令官軍醫長ニ対シ遲滞ナク左ノ情報ヲ提供スベシ

一 總則 日本帝國政府ハ連合國最高司令官ノ委任ヲ受ケタル代表者又ハ各自ノ区域ニ於ケル占領軍指揮官ノ指示スル所ニ從ヒ連合國占領軍ノ使用ノ為ニ必要ナル一切ノ地方的資源ヲ連合國占領軍ノ処分ニ委スベシ

二 管理 日本帝國政府ハ一ノ中央機關及主要占領区域ノ各ニ必要ナル下級機關ヲ設置スルモノトス右機關ノ主要ナル職務ハ占領軍ノ為ニ要スル区域及施設ニ関スル情報ヲ提供シ且右区域及施設ノ為ニ要求ヲ受理スルニ在ルモノトス

三 石油 連合國占領軍ニ対シ必要トスル石油製品、貯藏所及配給施設ヲ入手シ得ル限り供給スルヲ準備ガ為サルモノトス明細ナル要求ハ後日提出セララルモノトス

四 勞務 勞務ノ供給 日本帝國政府ハ主要占領区域ノ各ニ設置セラルル中央政府ノ出先機關ヲ通ジ連合國最高司令官又ハ各自ノ区域ニ於ケル占領軍指揮官ニ依リ指示セラルル量、訓練度及熟練度ノ勞務ヲ指示セラレタル期日及場所ニ於テ提供スルモノトス勞務ノ供給スル機關ハ統制及生産ノ最高能率ヲ確保スルヲ建設隊及沖仲仕組ノ如キ勞務者群ノ完備ヲ能フ限り保持スルモノトス

第四部 資源

一 總則 日本帝國政府ハ連合國最高司令官ノ委任ヲ受ケタル代表者又ハ各自ノ区域ニ於ケル占領軍指揮官ノ指示スル所ニ從ヒ連合國占領軍ノ使用ノ為ニ必要ナル一切ノ地方的資源ヲ連合國占領軍ノ処分ニ委スベシ

二 管理 日本帝國政府ハ一ノ中央機關及主要占領区域ノ各ニ必要ナル下級機關ヲ設置スルモノトス右機關ノ主要ナル職務ハ占領軍ノ為ニ要スル区域及施設ニ関スル情報ヲ提供シ且右区域及施設ノ為ニ要求ヲ受理スルニ在ルモノトス

三 石油 連合國占領軍ニ対シ必要トスル石油製品、貯藏所及配給施設ヲ入手シ得ル限り供給スルヲ準備ガ為サルモノトス明細ナル要求ハ後日提出セララルモノトス

四 勞務 勞務ノ供給 日本帝國政府ハ主要占領区域ノ各ニ設置セラルル中央政府ノ出先機關ヲ通ジ連合國最高司令官又ハ各自ノ区域ニ於ケル占領軍指揮官ニ依リ指示セラルル量、訓練度及熟練度ノ勞務ヲ指示セラレタル期日及場所ニ於テ提供スルモノトス勞務ノ供給スル機關ハ統制及生産ノ最高能率ヲ確保スルヲ建設隊及沖仲仕組ノ如キ勞務者群ノ完備ヲ能フ限り保持スルモノトス

五 住居 日本帝國政府ハ占領軍ニ対シ其ノ為ニ適當ニシテ且其ノ要求スル一切ノ建築物

シ 主要ナル職員、機關及施設ノ表ヲ付シタル施行中ノ公衆衛生措置ノ包括的記述

イ 流行中ノ伝染病ノ性質、發生場所及重大性(施行中ノ防遏措置ヲ含ム)

ロ 藥品、医薬及他ノ衛生用品ノ最近報告セラレタル供給狀況

ニ 一切ノ非軍用病院、療養所及他ノ医療施設ニ付位置及病床収容力ヲ示ス表

五 日本語以外ノ言語ニ依ル一般ニ対スル情報ノ為ノ一切ノ音声放送ハ直ニ中止セララルモノトス

連合國最高司令官ノ指示ニ依リ 參謀長、米國陸軍中將 アール、ケー、サザーランド

配布先 日本帝國大本營(五部) 日本帝國政府(五部)

連合國最高司令官部 APO 五〇〇

指令第二号 千九百四十五年九月三日

附屬書「乙」 一 左記附屬書「乙」ハ茲ニ指令第二号ニ付屬セシメラレ右指令ト同一ノ効力ヲ有シ且其ノ一部ト為ルベシ

二 「グラム」島ニ司令官ヲ有スル合衆國太平洋艦隊最高司令官ハ指令第二号第二部ニニノ意義ニ於ケル連合國最高司令官ノ海軍代表者ニ指名セラレタリ合衆國太平洋艦隊最高司令官ヲ代表スル海軍連絡團ハ連合國最高司令官總司令部内ニ設置セラレ該連絡團ノ先任將校ハ日本帝國海軍軍令部ノ總長及代表者トノ地方的且個人的連絡ニ当ルモノトス

三 日本帝國大本營ハ日本帝國陸軍ニ付指令第二号第二部一ニ掲ゲラルル所ト対應スル如ク日本國ニ於ケル日本帝國海軍組織ノ境界ヲ遲滞ナク調整スルモノトス日本帝國大本營ハ斯ク指定セラレタル区域ノ海軍指揮官ニ対シ右区域内ニ在

ル日本帝国陸軍司令部ノ先任指揮官ガ合衆国第六軍及第八軍ノ指揮官ニ連絡スルコトヲ命ゼラレ居ル如ク合衆国第三艦隊及第五艦隊指揮官ニ連絡スルコトヲ命ズルモノトス合衆国第十軍区域及合衆国第二十四軍団区域ト対応スル日本国海軍区域ニ於テハ其ノ日本国海軍指揮官ハ夫々合衆国第五艦隊及第七艦隊ノ指揮官ニ連絡スルモノトス合衆国第三艦隊、第五艦隊及第七艦隊ノ指揮官ハ指令第二号第二部五(ロ)ノ意義ニ於ケル連合最高司令官ノ海軍代表者ト看做サル

四 一切ノ日本国商船ニシテ総噸数百噸ヲ超ユルモノノ行動ハ連合最高司令官ノ監督ヲ受クルモノトス日本帝国政府及日本帝国参謀本部(軍令部)ハ全員乗組ミタル右船舶ヲ、其ノ行動ノ指揮及監督ニ任ズル合衆国太平洋艦隊最高司令官(又ハ其ノ指名スル代表者)ニ報告スルモノトス

五 指令第二号第一部二(ロ)、三及五並ニ第二部六ニ用ヒラレタル「占領軍指揮官」ナル語ハ海軍占領軍並ニ海軍部隊ノ武装解除及復員ニ関シテハ各自ノ責任区域ニ於ケル合衆国第三艦隊、第五艦隊及第七艦隊ノ指揮官ヲ含ムモノトス出所 外務省特別資料部前掲書、四五―七八ページ。

(10) 指令第三号(一九四五年九月二日SCAPIN四七)

連合軍最高司令官部

APO五〇〇

千九百四十五年九月二十二日

指令

第三号

一 総則

日本帝国政府ハ茲ニ本指令ニ掲グル連合最高司令官ノ要求ニ付場合ニ応ジ自ラ之ニ従ヒ又ハ之ニ従ハシムルコトヲ確実ナラシムル様指令セラル

二 経済統制

イ 日本帝国政府ハ貨銀及必需品ノ価格ニ付確固タル統制ヲ設定シ且維持スベキ責任ヲ負フ

ロ 日本帝国政府ハ供給不足ノ必需品ノ公正ナル分配ヲ確実ナラシムル為此等ノ必需品ノ嚴重ナル割当計畫ヲ設定シ且維持スベキ責任ヲ負フ

ハ 日本帝国政府ハ最高司令官ニ対シ本指令接受後十日以内ニイ及ロニ掲ゲラレタル目的ヲ有スル現存経済統制機構及手続ニ関スル一切ノ詳細ヲ報告スベシ右報告ニハ貨銀表及供給不足ノ必需品ノ割当量ニ関スル資料ヲ含マシムベシ右ノ如キ経済統制措置ガ現ニ如何ニ運用セラレツツアリヤ而シテ若シ何等不十分ノ点アリトセバ其ノ理由如何ニ関スル陳述ヲ含マシムベシ

三 生産

イ 日本帝国政府ハ工業、農業及漁業生産品ヲ含ム一切ノ必需消費財並ニ右ノ如キ必需消費財ノ生産ニ必要ナル商品ヲ直ニ最大限度迄生産スル様刺戟シ且奨励スベシ原料、燃料、施設及労働ノ割当ニ当リテハ住民ノ食、衣及住ニ必要ナル商品ノ生産ニ優先順位与ヘラルベシ

四 禁止品目

左ノ種類ノ品目ノ生産ハ許可セラレズ

イ 武器、弾薬又ハ軍用器材

必要ト認メラルル工業用爆薬ノ使用又ハ製造ニ付テハ其ノ必要欠クベカラザルコト及其ノ分配及使用ノ統制方法ニ関スル完全ナル説明資料ヲ付シテ願書ヲ提出スベシ

ロ 武器、弾薬又ハ軍用器材ニ結合セシムル為特ニ設計シ又ハ生産セラルル部品、組成品又ハ成分

ハ 戦闘用海軍艦艇

ニ 非軍用トシテ設計セラレタルモノヲ含ミ一切ノ型式ノ航空機

ホ 一切ノ型式ノ航空機ニ結合セシムル為特ニ設計シ又ハ生産セラルル部品、組成品及材料

五 日本帝国政府ハ本指令四ニ掲ゲラレタル品目ノ何レカ又ハ左ニ掲グル品目ノ

何レカヲ製造シ居リタル日本帝国政府又ハ私有工業会社並ニ商会及研究団体ノ工場、設備、特許及他ノ財産並ニ一切ノ帳簿、記録及文書ヲ点検ヲ受ケ且本司令部ニ依リ指示セラルベキ処分ヲ受クル為良好ナル状態ニ於テ保存シ且維持スベシ

イ 鉄及鋼

ロ 化学製品

ハ 非鉄材料

ニ 「アルミニウム」

ホ 「マグネシウム」

ヘ 合成護謨

ト 人造石油

チ 工作機械

リ 「ラヂオ」及電気器具

ヌ 自動車類

ル 商船

ヲ 重機械及其ノ重要部品

日本ノ戦争努力ニ貢献シ又ハ日本経済ニ必須ナリシ会社、組合又ハ「カルテル」ニ付テモ右ニ同ジ

六 財産目録及記録ノ要求

日本帝国政府ハ出来得ル限り速ニ本司令部ニ対シ本指令ノ四及五ニ掲ゲラルル工業生産物ヲ現ニ生産シ又ハ生産セントスル主要工場ノ財産目録ヲ提出スベシ右財産目録ハ工場ノ状況、設備及能力並ニ燃料、原料、製品及仕掛品ノ現在高ヲ具体的ニ示ス詳細ナル報告ヲ含ムベシ

七 輸入及輸出

本司令部ノ事前ノ承認ナキ限り日本ヨリ又ハ日本ヘノ如何ナル製品、商品ノ輸出入ヲモ之ヲ許可セズ

八 イ 日本帝国政府ハ一切ノ実験所、研究所並ニ同種ノ科学及技術機関ニ付左

記情報ヲ含ム報告書ヲ提出スベシ

三 生産

イ 日本帝国政府ハ工業、農業及漁業生産品ヲ含ム一切ノ必需消費財並ニ右ノ如キ必需消費財ノ生産ニ必要ナル商品ヲ直ニ最大限度迄生産スル様刺戟シ且奨励スベシ原料、燃料、施設及労働ノ割当ニ当リテハ住民ノ食、衣及住ニ必要ナル商品ノ生産ニ優先順位与ヘラルベシ

四 禁止品目

左ノ種類ノ品目ノ生産ハ許可セラレズ

イ 武器、弾薬又ハ軍用器材

必要ト認メラルル工業用爆薬ノ使用又ハ製造ニ付テハ其ノ必要欠クベカラザルコト及其ノ分配及使用ノ統制方法ニ関スル完全ナル説明資料ヲ付シテ願書ヲ提出スベシ

ロ 武器、弾薬又ハ軍用器材ニ結合セシムル為特ニ設計シ又ハ生産セラルル部品、組成品又ハ成分

ハ 戦闘用海軍艦艇

ニ 非軍用トシテ設計セラレタルモノヲ含ミ一切ノ型式ノ航空機

ホ 一切ノ型式ノ航空機ニ結合セシムル為特ニ設計シ又ハ生産セラルル部品、組成品及材料

五 日本帝国政府ハ本指令四ニ掲ゲラレタル品目ノ何レカ又ハ左ニ掲グル品目ノ

- (1) 名称
- (2) 位置
- (3) 所有者
- (4) 施設ノ説明
- (5) 使用人数
- (6) 現在此等ノ機関ニ依リ研究セラレ居ル一切ノ機関別企画及千九百四十年以降研究セラレタル企画ニ関スル明細表

ロ 日本帝国政府ハ此等機関ニ対シ正当ナル権限ヲ有スル連合軍代表者ノ視察ニ常ニ応ズル様指令スベシ

ハ 日本帝国政府ハ此等機関ニ対シ毎月一日現在ヲ以テ前月中ニ当該機関ノ施設及所屬員方其ノ為ニ使用セラレタル諸企画及其ノ業績ヲ詳細ニ陳述セル報告書ヲ終戦連絡中央事務局ヲ經由シ本司令部ニ提出スル様指令スベシ

ニ 日本帝国政府ハ「ウラニウム」ヨリ「ウラニウム」二三五ノ大量分離ヲ来サシムルカ又ハ如何ナル他ノ放射能ヲ有スル不安定要素ノ大量分離ヲ来サシムルコトヲ目的トスル一切ノ研究又ハ応用作業ヲ禁止スベシ

九 本指令ニ於テ要求セラルル一切ノ報告書ハ英語ヲ以テ縦十一吋横八吋半ノ白紙ニ「タイプ」シタルモノニテ五部提出セラルベシ

参謀長、米國陸軍中将 アール、ケイ、サザーランド

関係官

高級副官、米國陸軍代将「ビー、エム、フィッチ」ニ代リ

ハロルド、フェヤ

出所 外務省特別資料部前掲書、七九―八六ページ。

(11) 降伏後における米國の初期の対日方針

(一九四五年九月二日米國政府発表)

降伏後ニ於ケル米國ノ初期ノ対日方針

千九百四十五年九月二十二日

本文書ノ目的

本文書ハ降伏後ノ日本国ニ対スル初期ノ全般ノ政策ニ関スル声明ナリ本文書ハ大統領ノ承認ヲ経タルモノニシテ連合最高司令官及米國關係各省及機關ニ対シ指針トシテ配布セラレタリ本文書ハ日本国占領ニ関スル諸問題中政策決定ヲ必要トスル一切ノ事項ヲ取扱ヒ居ルモノニ非ズ本文書ニ含まレズ又ハ充分尺サレ居ラザル事項ハ既ニ別個ニ取扱ハレ又ハ将来別個ニ取扱ハルベシ

第一部 究極ノ目的

日本国ニ関スル米國ノ究極ノ目的ニシテ初期ニ於ケル政策ガ從フベキモノ左ノ如クシ

- (イ) 日本国ガ再ビ米國ノ脅威トナリ又ハ世界ノ平和及安全ノ脅威トナラザルコトヲ確實ニスルコト
- (ロ) 他國家ノ權利ヲ尊重シ國際連合憲章ノ理想ト原則ニ示サレタル米國ノ目的ヲ支持スベキ平和的且責任アル政府ヲ究極ニ於テ樹立スルコト、米國ハ斯ル政府ガ出来得ル限り民主主義的自治ノ原則ニ合致スルコトヲ希望スルモ自由ニ表示セラレタル國民ノ意思ニ支持セラレザル如何ナル政治形態ヲモ日本国ニ強要スルコトハ連合國ノ責任ニ非ズ
- 此等ノ目的ハ左ノ主要手段ニ依リ達成セララルベシ
- (イ) 日本国ノ主權ハ本州、北海道、九州、四國並ニ「カイロ」宣言及米國ガ既ニ參加シ又ハ將來參加スルコトアルベキ他ノ協定ニ依リ決定セララルベキ周辺ノ諸小島ニ限ラルベシ
- (ロ) 日本国ハ完全ニ武装解除セラレ且非軍事化セララルベシ軍国主義者ノ權力ト軍国主義ノ影響力ハ日本国ノ政治生活、經濟生活及社会生活ヨリ一掃セララルベシ
- (ハ) 日本国國民ハ個人ノ自由ニ対スル欲求並ニ基本的人權特ニ信教、集会、言論及出版ノ自由ノ尊重ヲ増大スル様奨励セララルベク且民主主義的及代議的組織ノ形成ヲ奨励セララルベシ
- (ニ) 日本国國民ハ其ノ平時ノ需要ヲ充シ得ルガ如キ經濟ヲ自力ニ依リ發達セシムベキ機會ヲ与ヘラルベシ

三 政策ノ周知

日本国國民及世界一般ハ占領ノ目的及政策並ニ其ノ達成上ノ進展ニ関シ完全ナル情報ヲ与ヘラルベシ

第三部 政治

一 武装解除及非軍事化

武装解除及非軍事化ハ軍事占領ノ主要任務ニシテ即時且断乎トシテ実行セララルベシ日本国國民ニ対シテハ其ノ現在及將來ノ苦境招來ニ関シ陸海軍指導者及其ノ協力者ガ為シタル役割ヲ徹底的ニ知ラシムル為一切ノ努力ガ為サルベシ日本国ハ陸海空軍、秘密警察組織又ハ何等ノ民間航空ヲモ保有スルコトナシ日本国ノ地上、航空及海軍兵力ハ武装ヲ解除セラレ且解体セララルベク日本国大本營、參謀本部(軍令部)及一切ノ秘密警察組織ハ解消セシメララルベシ陸海軍資材、陸海軍艦船、陸海軍施設並ニ陸海軍及民間航空機ハ引渡サレ且最高司令官ノ要求スル所ニ從ヒ処分セララルベシ日本国大本營及參謀本部(軍令部)ノ高級職員、日本国政府ノ他ノ陸海軍高級職員、超國家主義的及軍国主義的組織ノ指導者並ニ他ノ軍国主義及侵略ノ重要ナル推進者ハ拘禁セラレ將來ノ処分ノ為留置セララルベシ軍国主義及好戰的國家主義ノ積極的推進者タリシ者ハ公職及公的又ハ重要ナル私的責任アル如何ナル地位ヨリモ排除セララルベシ超國家主義的又ハ軍国主義的ノ社会上、政治上、職業上及商業上ノ団体及機關ハ解散セラレ且禁止セララルベシ

二 戦争犯罪人

最高司令官又ハ適當ナル連合國機關ニ依リ戦争犯罪人トシテ告発セラレタル者(連合國ノ俘虜其ノ他ノ國民ヲ虐待セル廉ニヨリ告発セラレタル者ヲ含ム)ハ逮捕セラレ裁判ニ付サレ有罪ノ判決アリタルトキハ処罰セララルベシ連合國中ノ他ノ國ヨリ其ノ國民ニ対スル犯罪ヲ理由トシテ要求セラレタル者ハ最高司令官ニ依リ裁判ノ為又ハ証人トシテ又ハ他ノ理由ニ依リ必要トセラレザル限り当該國ニ引渡サレ拘禁セララルベシ

第二部 連合國ノ權限

一 軍事占領

降伏條項ヲ實施シ上述ノ究極目的ノ達成ヲ促進スル為日本国本土ハ軍事占領セララルベシ右占領ハ日本国ト戦争状態ニ在ル連合國ノ利益ノ為行動スル主要連合國ノ為ノ軍事行動タルノ性質ヲ有スベシ右ノ理由ニ因リ対日戦争ニ於テ指導的役割ヲ演ジタル他ノ諸國ノ軍隊ノ占領ヘノ参加ハ歓迎セラレ且期待セララルベシ占領軍ハ米國ノ任命スル最高司令官ノ指揮下ニ在ルモノトス協議及適當ナル諮問機關ノ設置ニ依リ主要連合國ヲ満足セシムベキ日本国ノ占領及管理ノ實施ノ為ノ政策ヲ樹立スル為有ラヌル努力ヲ尽スベキモ主要連合國ニ意見ノ不一致ヲ生ジタル場合ニ於テハ米國ノ政策ニ從フモノトス

二 日本国政府トノ關係

天皇及日本国政府ノ權限ハ降伏條項ヲ實施シ且日本国ノ占領及管理ノ施行ノ為樹立セラレタル政策ヲ実行スル為必要ナル一切ノ權力ヲ有スル最高司令官ニ從屬スルモノトス日本社会ノ現在ノ性格並ニ最小ノ兵力及資源ニ依リ目的ヲ達成セントスル米國ノ希望ニ鑑ミ最高司令官ハ米國ノ目的達成ヲ満足ニ促進スル限リニ於テハ天皇ヲ含ム日本国政府機構及諸機關ヲ通ジテ其權限ヲ行使スベシ日本国政府ハ最高司令官ノ指示ノ下ニ国内行政事項ニ関シ通常ノ政治機能ヲ行使スルコトヲ許容セララルベシ但シ右方針ハ、天皇又ハ他ノ日本国ノ權力者ガ降伏條項實施上最高司令官ノ要求ヲ満足ニ果サザル場合最高司令官ガ政府機構又ハ人事ノ變更ヲ要求シ又ハ直接行動スル權利及義務ニ依リ制限セララルベシ又右方針ハ最高司令官ヲシテ米國ノ目的達成ニ指向スル革新的變化ニ抗シテ、天皇又ハ他ノ日本国ノ政府機關ヲ支持スル様拘束スルモノニ非ズ即チ右方針ハ日本国ニ於ケル現存ノ政治形態ヲ利用セントスルモノニシテ之ヲ支持セントスルモノニ非ズ封建的及權威主義的傾向ヲ修正セントスル政治形態ノ變更ハ日本国政府ニ依ルト日本国國民ニ依ルトト問ハズ許容セラレ且支持セララルベシ斯ル變更ノ實現ノ為日本国國民又ハ日本国政府ガ其ノ反對者抑圧ノ為實力ヲ行使スル場合ニ於テハ最高司令官ハ麾下部隊ノ安全並ニ占領ノ他ノ一切ノ目的ノ達成ヲ確實ニスルニ必要ナル場合ニ於テノミ之ニ干渉スルモノトス

三 個人ノ自由及民主主義過程ヘノ冀求ノ奨励

宗教的信仰ノ自由ハ占領ト共ニ直ニ宣言セララルベシ同時ニ日本人ニ対シ超國家主義的及軍国主義的組織及運動ハ宗教ノ外被ノ蔭ニ隠ルルヲ得ザル旨明示セララルベシ

日本国國民ハ米國及他ノ民主主義國家ノ歴史、制度、文化及其ノ成果ヲ知ル機會ヲ与ヘラレ且此等ヲ知ルコトヲ奨励セララルベシ占領軍人員ノ日本人トノ交際ハ所要ノ限度ニ於テノミ占領政策及占領目的ヲ促進スル為統制セララルベシ

集会及公開討論ノ權利ヲ有スル民主的政党ハ奨励セララルベシ但シ占領軍ノ安全ヲ保持スル必要ニ依リ制限セララルベシ

人種、国籍、信仰又ハ政治的見解ヲ理由ニ差別待遇ヲ規定スル法律、命令及規則ハ廃止セララルベシ又本文書ニ述ベラレタル諸目的及諸政策ト矛盾スルモノハ廃止、停止又ハ必要ニ応ジ修正セララルベシ此等諸法規ノ實施ヲ特ニ其ノ任務トスル諸機關ハ廃止又ハ適宜改組セララルベシ政治的理由ニ因リ日本国当局ニ依リ不法ニ監禁セラレ居ル者ハ釈放セララルベシ個人ノ自由及人權ヲ保護スル為司法制度、法律制度及警察制度ハ第三部ノ一及三ニ掲ゲラレタル諸政策ニ適合セシムル様能フ限リ速ニ改革セララルベク且爾後漸進的ニ指導セララルベシ

第四部 經濟

一 經濟上ノ非軍事化

日本軍事力ノ現存經濟基礎ハ破壊セラレ且再興ヲ許サレザルヲ要ス從テ特ニ下記諸項ヲ含ム計画ガ實施セララルベシ

軍隊又ハ軍事施設ノ裝備、維持又ハ使用ヲ目的トスル一切ノ物資ノ生産ノ即時停止及將來ニ於ケル禁止

海軍艦船及一切ノ型式ノ航空機ヲ含ム軍用器材ノ生産又ハ修理ノ為ノ一切ノ専門的施設ノ禁止

隠蔽又ハ擬裝セラレタル軍備ヲ防止スル為日本国ノ經濟活動ニ於ケル特定部門ニ対スル監察管理制度ノ設置

日本国ニトリ其ノ價值ガ主トシテ戦争準備ニ在ルガ如キ特定産業又ハ生産部門ノ除去

戦争遂行力ノ増進ニ指向セラレタル専門的研究及教育ノ禁止

将来ノ平和的需要ノ限度ニ日本重工業ノ規模及性格ヲ制限スルコト

非軍事化目的ノ達成ニ必要ナル範圍ニ日本国商船ヲ制限スルコト

本計画ニ從テ除去セラルベキ日本国ノ現存生産施設ノ終局的処分ニ関シ用途転換、外国ヘノ搬出、又ハ屑鉄化ノ何レトスベキヤハ明細表ニ基キテ決定セラレベシ右決定ニ至ル迄ノ間ニ於テハ容易ニ民需生産ニ転換シ得ル施設ハ非常ノ場合ヲ除キ破壊セラルベカラズ

二 民主主義勢力ノ助長

民主主義的基礎ノ上ニ組織セラレタル労働、産業及農業ニ於ケル組織ノ發展ハ之ヲ奨励支持スベシ所得並ニ生産及商業手段ノ所有權ヲ広範圍ニ分配スルコトヲ得シムル政策ハ之ヲ支持スベシ

日本国国民ノ平和的傾向ヲ強化シ且經濟活動ヲ軍事的目的ノ為ニ支配シ又ハ指導スルコトヲ困難ナラシムルト認メラルル經濟活動、經濟組織及指導ノ各形態ハ之ヲ支持スベシ

右目的ノ為最高司令官ハ左ノ政策ヲ執ルベシ

- (イ) 将来ノ日本国ノ經濟活動ヲ專ラ平和的目的ニ向テ指導セザル者ハ之ヲ經濟界ノ重要ナル地位ニ留メ又ハハスル地位ニ選任スルコトヲ禁止スルコト
- (ロ) 日本国ノ商工業ノ大部分ヲ支配シ来リタル産業上及金融上ノ大「コンビネーション」ノ解体計画ヲ支持スベキコト
- 三 平和的經濟活動ノ再開

日本国ノ政策ハ日本国国民ニ經濟上ノ大破滅ヲ齎シ且日本国国民ヲ經濟上ノ困難ト苦惱ノ見透シニ直面セシムルニ至レリ日本ノ苦境ハ日本国自ラノ行為ノ直接ノ結果ニシテ連合國ハ其ノ蒙リタル損害復旧ノ負担ヲ引受ケザルベシ右損害ハ日本国国民ガ一切ノ軍事的目的ヲ抛棄シ致々且専心平和的生活様式ニ向ヒ努力スル曉ニ於テノミ復旧セラルベシ日本国ハ物質的再建ニ着手スルト共ニ其ノ經濟活動及經濟制度ヲ徹底的ニ改革シ且日本国国民ヲ平和ヘノ線ニ沿ヒ有益ナル職業ニ就カシムルコト必要ナリ連合國ハ適當ナル期間内ニ右諸措置ガ實現セララルコトヲ妨グルコトアルベキ条件ヲ課セントスル意図ナシ

但シ最高司令官ノ承認及審査ニ服スルモノトス

六 國際通商及金融關係

日本国ハ終局的ニハ諸外國トノ正常ナル通商關係ノ再開ヲ許容セラルベキモ占領期間中適當ナル統制ノ下ニ外國ヨリ平和的目的ノ為ニ必要トスル原料及他ノ商品ヲ購入スルコト並ニ許容セラレタル輸入ノ支払ヲナス為ノ商品輸出ヲ許可セラルベシ一切ノ商品輸出入、外國為替及金融取引ニ對シ統制ヲ維持スベキ処右統制實施ノ為ニ執ルベキ政策及其ノ實際ノ運営ハ何レモ占領軍当局ノ政策ニ違反セズ且特ニ日本国ノ獲得スル一切ノ對外購買力ガ日本国ノ欠クベカラザル必要ノ為ニノミ利用セラルコトヲ確實ナラシムル為最高司令官ノ承認及監督ヲ受クベシ

七 在外日本國資産

日本国ノ現存在外資産及降伏条項ニ依リ日本国ヨリ分離セシメラレタル地域ニ在ル日本国ノ現存資産ハ全部又ハ一部皇室及政府ノ所有ニ属スル資産ヲ含ミ占領軍当局ニ明示セラレ且連合國当局ノ決定ニ依ル処分ヲ待ツベシ

八 日本国内ニ於ケル外國企業ニ對スル機會均等

日本国当局ハ如何ナル外國ノ企業ニ對シテモ排他的若ハ優先的ノ機會若ハ条件ヲ自ラ与ヘ又ハ日本国ノ産業組織ガ右機會若ハ条件ヲ与フルコトヲ許可セザルベク又外國企業ニ對シ經濟活動ノ如何ナル重要部門ノ統制權ヲモ讓渡セザルベシ

九 皇室ノ財産

皇室ノ財産ハ占領目的ノ達成ニ必要ナル如何ナル措置ヨリモ免除セラルルコトナカルベシ

出所 外務省特別資料部前掲書、九一—一〇八ページ。

(12) 政治的、市民的及び宗教的自由に對する制限の除去に關する

司令部覚書（一九四五年一〇月四日SCAPIN九三）

連合國最高司令官部

一九四五年一〇月四日

覚書宛先 日本帝國政府

占領軍ノ必要トスル物資及役務ノ調達ニ関シテハ之ガ為飢餓、広範圍ノ疾病及甚シキ肉体的苦痛ヲ生ゼザル程度ニ於テ日本国ガ調達センコトヲ期待ス

日本国当局ニ對シテハ左ノ目的ニ從立ツ計画ヲ統行シ、進展シ、實施スルコトヲ期待スルモノニシテ必要アル場合ニ於テハ之ヲ命令スベシ

(イ) 甚シキ經濟上ノ苦痛ヲ避クルコト

(ロ) 入手シ得ル物資ノ公正ナル配給ヲ確實ナラシムルコト

(ハ) 連合諸國政府間ニ協定セララルル賠償引渡要求ニ応ズルコト

(ニ) 日本国国民ノ合理的ナル平和的需要ヲ充シ得ル如ク日本經濟ノ再建ヲ促進スルコト

右ニ関シ日本国当局ハ自己ノ責任ニ於テ必須國家公共事業、財政、金融並ニ必需物資ノ生産及分配ヲ含ム經濟活動ノ統制ヲ設ケ且實施スルコトヲ許サルベシ但シ占領目的ニ合致スルコトヲ確實ナラシムル為右統制ハ最高司令官ノ承認及審査ヲ受クルモノトス

四 賠償及返還

賠償

日本国ノ侵略ニ對スル賠償方法ハ左ノ如シ

(イ) 日本国ノ保有スベキ領域外ニ在ル日本國財產ヲ關係連合國当局ノ決定ニ從ヒ引渡スコト

(ロ) 平和的的日本經濟又ハ占領軍ニ對スル補給ノ為必要ナラザル物資又ハ現存資本設備及施設ヲ引渡スコト

賠償勘定ニ於テ又ハ返還トシテ輸出方指令セラレタルモノノ外荷受國ガ其ノ見返リトシテ必要ナル輸入品ノ提供ニ同意シ又ハ外國為替ニ依ル支払ニ同意スル場合ニノミ輸出ヲ許容ス日本国ノ非軍事化計画ト矛盾シ又ハ之ニ支障ヲ来スガ如キ種類ノ賠償ヲ強要スルコトナカルベシ

返還

一切ノ識別シ得ル掠奪財產ハ之ヲ完全且速ニ返還スルヲ要ス

五 財政、貨幣及銀行政策

日本国当局ハ依然國內ノ財政、貨幣及信用政策ノ管理及指導ノ責任ヲ保持スベシ

經由 終戰連絡中央事務局、東京

件名 政治的、市民的及宗教的自由ニ對スル制限除去ノ件

一、政治的、市民的、宗教的自由ニ對スル制限並ニ種族、國籍、信教乃至政見ヲ理由トスル差別ヲ除去スル為日本帝國政府ハ

a、左記一切ノ法律、勅令、命令、条例、規則ノ一切ノ条項ヲ廢止シ且直ニ其ノ適用ヲ停止スベシ

(一) 思想、宗教、集會及言論ノ自由ニ對スル制限ヲ設定シ又ハ之ヲ維持セントスルモノ

(二) 情報ノ蒐集及弘布ニ對スル制限ヲ設定シ又ハ之ヲ維持セントスルモノ

(三) 其ノ字句又ハ其ノ適用ニ依リ種族、國籍、信教乃至政見ヲ理由トシテ何人カノ有利又ハ不利ニ不平等ナル取扱ヒヲ為スモノ

b、前項aニ規定スル諸法令ハ左記ヲ含ムモ右ニ限定セラレズ

(一) 治安維持法（昭和十六年三月十日又ハ同日頃公布セラレタル昭和十六年法律第五四号）

(二) 思想犯保護觀察法（昭和十一年五月二十九日又ハ同日頃公布セラレタル昭和十一年法律第二九号）

(三) 思想犯保護觀察法施行令（昭和十一年十一月十四日又ハ同日頃公布セラレタル昭和十一年勅令第四〇二号）

(四) 保護觀察所官制（昭和十二年十一月十四日又ハ同日頃公布セラレタル昭和十二年勅令第四〇三号）

(五) 予防拘禁手續令（昭和十六年五月十四日又ハ同日頃公布セラレタル司法部令第四九号）

(六) 予防拘禁処遇令（昭和十六年五月十四日又ハ同日頃公布セラレタル司法部令第五〇号）

(七) 国防保安法（昭和十六年三月七日又ハ同日頃公布セラレタル昭和十六年法律第四九号）

(八) 国防保安法施行令（昭和十六年五月七日又ハ同日頃公布セラレタル昭和十六年勅令第五四二号）

(ハ)治安維持法ノ下ニ於ケル弁護士指定規程(昭和十六年五月九日又ハ同日頃公布セラレタル昭和十六年司法省令第四七号弁護士指定規程)

(イ)軍用資源秘密保護法(昭和十四年三月二十五日又ハ同日頃公布セラレタル昭和十四年法律第二五号)

(ロ)軍用資源秘密保護法施行令(昭和十四年六月二十四日又ハ同日頃公布セラレタル昭和十四年勅令第四一三号)

(ハ)軍用資源秘密保護法施行規則(昭和十四年六月二十六日又ハ同日頃公布セラレタル昭和十四年陸軍省令第三号)

(ニ)軍機保護法(昭和十二年八月十七日又ハ同日頃公布セラレタル昭和十六年法律第五十八号ニ依リ改正セラレタル昭和十二年法律第七二号)

(ヘ)軍機保護法施行規則(昭和十四年十二月十二日又ハ同日頃公布セラレタル昭和十六年陸軍省令第六号、第二〇号及第五八号ニ依リ改正セラレタル昭和十四年陸軍省令第五九号)

(ニ)宗教団体法(昭和十四年四月八日又ハ同日頃公布セラレタル昭和十四年法律第七七号)

(ハ)前記法律ヲ改正、補足、執行スルタメノ一切ノ法律、勅令、命令、条例及規則

c、目下拘禁、禁錮セラレ「保護又ハ観察」下ニアル一切ノ者ヲ直チニ釈放スベシトシ、禁錮、保護及観察下ノ状態ニ非ルモ自由ノ制限セラレ居ル者ニ付キテモ亦同ジ即自由ノ制限トハ

(一)前記第一項 a 及 b ニ掲ゲタル法令ニ拠リ

(二)告発ナク

(三)實際ニハ拘禁、禁錮、「保護及観察」又ハ自由制限ノ理由ガ当該者ノ思想、言論、宗教、政治的信念又ハ集会ニアリタル場合ニ当該者ヲ技術的ニ微罪ヲ以テ告発セル場合ヲ云フ

一切ノ前記該当者ノ釈放ハ昭和二十年十月十日迄ニ完全ニ実施セラルルモノトス

d、前記第一項 a 及 b ニ掲ゲタル法令各条項実施ノタメ設置セラレタル一切ノ機

構ノ本所支所及前記条項ノ執行ヲ補助支援スル他ノ官庁及機関ノ局課ノ部署又ハ機能ヲ廃止スベシ

右ハ以下ニ述ブルモノヲ包含スルモ右ニ限定セラレズ

(一)一切ノ秘密警察機関

(二)出版監督、一般集会及機構ノ監督、映画検閲ヲ管掌スル警保局ノ如キ内務省ノ諸部局及思想、言論又ハ集会統制ニ関係アル其他ノ諸部局

(三)出版監督、一般集会及結社ノ監督、映画検閲ヲ管掌スル警視庁、大阪警察

局、其他ノ都市警察官署、北海道庁警察部及諸種警察部内ノ特別高等警察部ノ如キ諸部局及思想、言論、宗教又ハ集会統制ニ関係アル其他ノ部局

(四)保護及観察並ニ思想、言論、宗教又ハ集会統制ヲ管掌スル司法省下ノ保護

観察委員会及右ヲ責任トスル一切ノ保護観察所ノ如キ諸部局

e、内務省ノ官職ヨリ左記ノ者ヲ罷免スベシ

内務大臣、警保局長、警視總監、大阪府警察局長、其ノ他ノ都市警察部長、北海道庁警察部長、各県警察部長、一切ノ都府道県警察部特高等警察全職員、

保護観察委員会及保護観察所ノ教導司、保護司及其ノ他ノ全職員、右ノ中ノ何人ト雖モ内務省、司法省又ハ日本ニ於ケル如何ナル警察機関ノ下ニ於ケル如何ナル地位ニ再任命セラルルコトナカルベシ本指令ノ諸条項ヲ完全ニ実施スル為右ノ中ノ何人カノ援助ヲ要スルトキハ本指令ノ完全実施迄其ノ職ニ留任セシメ然ル後之ヲ罷免スベシ

f、前記第一項 a 及 b ニ記載ノ諸法令及前記第一項 d ニ掲リ廃止セラレタル機

関及職務ニ関係アル警察官吏、官公吏ニ依ル爾後一切ノ活動ヲ禁止スベシ

g、日本ノ法律、勅令、命令、条例及規則等一切ノ法令ニ基キ拘禁、禁錮セラレ又ハ保護及観察下ニアル一切ノ者ニ対スル体刑及虐待ヲ禁止スベシ

h、前記第一項 d ニ掲リ廃止セラレタル機関ノ全記録及其ノ他一切ノ資料ノ安全ト維持トヲ保証スベシ

i、本指令ノ一切ノ条項ニ従ヒ採ラレタル一切ノ措置ヲ詳細ニ記載セル包括的報告ヲ一九四五年十月十五日迄ニ本司令部ニ提出スベシ右報告ハ個別的補助報告ノ形式ニ於テ準備セラレタル左記ノ特殊ノ情報ヲ含ムベキモノトス

出所 大蔵省資料 Z 五二六一一

(13) 五大改革指示(一九四五年一月一日)

日本政府に対する改革要求意見表明

ポツダム宣言の達成によって、日本国民が数世紀にわたって隷属させられてきた伝統的社会秩序は矯正されるであろう。このことが憲法の自由主義化を包含することは当然である。

人民はその精神を事実上の奴隷状態においた日常生活に対する官憲的秘密審問から解放され、思想の自由、言論の自由及び宗教の自由を抑圧せんとするあらゆる形態の統制から解放されねばならぬ。いかなる名称の政府のもとであれ、能率増進を装いはかゝる要求のもとに大衆を統制することを停止せねばならぬ。

これらの要求の履行において並びにそれによって企図された諸目的を達成するために、余は貴下が日本の社会秩序において速かに次の如き諸改革を開始し、これを達成することを期待する。

一、選挙権賦与による日本婦人の解放——日本婦人は政治体の一員として、家庭の安寧に直接役立つ新しい概念の政府を日本に招来するであろう。

二、労働組合の組織化促進——それは労働者の搾取と酷使からの防衛及び生活水準の向上のため、有効な発言を許容するが如き権威を賦与するためである。とくに、現在行われている児童労働の悪弊を矯正するために必要な諸施設を識すること。

三、より自由な教育を行うための諸学校の開校——国民は政府が国民の主人というよりは寧ろ下僕となる如き組織を理解することによって、事実に基づく知識及び利益を得て、将来の進歩を形成するであろう。

四、秘密の検察及びその濫用によって国民を絶えず恐怖の状態にさらしてきた如き諸制度の廃止——従って、圧制的、専横的にして不正な手段から国民を擁護し得る如き正義に基いてつくられた組織にこれを置き換えること。

二、本指令ノ字句ニ関係アル一切ノ日本政府官吏及属僚ハ本指令ノ精神及文字ニ従ヒ又之ヲ恪守スルコトニ付個人的ニ責任ヲ負ヒ且嚴重ナル責任ヲ負ハサルベシ

最高司令官ニ代リ

高級副官補、陸軍大佐 H、W、アレン

編注 文体の形式は、外務省特別資料部前掲書、第二巻、八二—八六ページ所

収の英文で補正。

五、生産及び貿易手段の収益及び所有を広汎に分配するが如き方法の発達により、独占的産業支配が改善されるよう日本の経済機構が民主主義化せられること。直接的な行政分野においては、余は流行病、疾病、飢餓又は他の重大な社会的被害を防止するために、国民の住居、食糧、衣類にたいし、政府が精力的にして急速な活動を為すことを切望する。来るべき冬は、危機に直面せんとしている。この諸困難を克服する唯一の道は、国民のすべてを有用なる仕事に遺憾なく活動させることである。

編注 この指示は、一〇月二一日、幣原首相のマッカーサー元帥訪問にあたり、席上、マッカーサーの表明した見解である。

出所 Government Section, SCAP, *Political Reorientation of Japan, Sept. 1945 to Sept. 1948*, Vol. 2, p. 741. 訳文は辻清明『資料戦後二十年史』第一巻、二四―二五ページを参照した。

(14) 日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する

降伏後における初期の基本的指令

(一九四五年一月一日SWNCC五二／七)

日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する

降伏後における初期の基本的指令

一九四五年一月一日

1 この指令の目的及び範囲

(い) この指令は、降伏後の初期の期間における日本の占領及び管理に当つて、貴官の有する権限及び貴官の指針となる政策を規定する。

(お) この指令にいう日本は、次のものを含むものと定められる。日本の主要な四島、すなわち北海道(エゾ)、本州、九州、四国及び対馬諸島を含む約一千の隣接小諸島。

(か) この指令は、第一部一般及び政治、第二部経済及び民生物資、第三部財政金融にわたれる。

日本における自由主義的政治傾向を奨励し且つ支持すること。

米国は、日本政府が民主主義的自治の諸原則にできるだけ従うことを希望するが、日本国民の自由に表明された意思によつて支持されないいかなる政治形態をも日本に強いることは占領軍の責任ではない。

(こ) 連合国最高司令官としての貴官の使命は、降伏が強力に実施されることを確実にし且つ連合国の目的の達成に適当な行動を執るにある。

(け) この指令は、戦後の世界における日本の待遇に関する長期政策を最終的に形成しようとするものではなく、又、貴官の日本占領期間中降伏及びポツダム宣言の実施に努力するに当つて貴官の執るべき措置を詳細に規定しようとするものでもない。これらの政策及びその実現のため適当な措置は、大部分日本における事態の発展によつて決定されるであろう。それ故、貴官は、常に日本の経済、産業、財政金融、社会及び政治の状態に関する調査を継続し、これを本国政府の利用に供することが必要である。これらの調査を進めるに当つては、この指令に述べられている初期の管理措置に変更を加え、又連合国の終局目的を促進する政策を逐次形成してゆくための基礎を築くようになされなければならない。必要に応じ、貴官に対して、補足指令が合同参謀本部を通じて発せられる。

4 日本に対する軍事的権限の確立

(い) 日本の降伏後直ちに貴官は、天皇、日本政府及び日本大本営に対して、日本の全軍隊及び日本の支配下にある全軍隊に戦闘行為を停止して武器を引き渡すように命令を発し、且つ降伏文書及びポツダム宣言に述べられている政策の実施に必要な他の命令を発するように要求する。貴官は、天皇及び日本政府に対して、貴官の使命の目的実現のために発せられるすべての命令が日本におけるすべての者によつて迅速且つ完全に遵守されることを確実にするのに必要なすべての措置を執るよう要求する。

(お) 貴官は、帝都東京及び貴官が日本政府に対する貴官の管理を容易ならしめるために必要と認める府県的首都を占領する。貴官は、更に貴官の必要と認める戦略的な場所をも占領する。それ以外には、貴官は、日本のいかなる部分をも

第一部 一般及び政治

2 軍事的権限の基礎及び範囲

日本に対する貴官の権力及び権限の基礎は、貴官を連合国最高司令官に任命する米国大統領の署名した指令及び日本国天皇の命令によつて実施された降伏文書である。これらの文書は、更に一九四五年七月二十六日のポツダム宣言、一九四五年八月十日の日本側通告に対する一九四五年八月十一日の国務長官の回答及び一九四五年八月十四日の最終の日本側通告に基礎を置いている。これらの文書に従つて、連合国最高司令官としての貴官の日本に対する権限は、降伏実施という目的のために最高のものである。敵国領土の軍事占領者としての通例の権力以外に、貴官は、貴官が降伏及びポツダム宣言の規定の実施に得策且つ適当と考えるいかなる措置をも執る権力を有する。しかしながら、貴官は、貴官が必要と認めるか又は反対の訓令を受けない限り、直接軍政を樹立することなく、貴官の使命達成と両立する限り、日本国天皇又は日本政府を通じて貴官の権力を行使する。貴官の権力の行使に当つては、次の一般原則が貴官の指針となるであろう。

3 日本の軍事占領の基本的目的

(い) 日本に関する連合国の終局の目的は、日本が再び世界の平和及び安全に対する脅威とならないためだけ大きい保証を与え、又、日本が終局的には国際社会に責任あり且つ平和的な一員として参加することを日本に許すような諸条件を育成するにある。この目的の達成にとつて不可欠と考えられるある措置は、ポツダム宣言に述べられている。これらの措置は、特に、次の諸点を含んでいる。

カイロ宣言を履行すること及び日本の主権を主要四島及び連合国の決定する諸小島に制限すること。

あらゆる形態の軍国主義及び超国家主義を排除すること。

日本を非武装化し且つ非軍事化し、日本の戦争遂行能力を引き続き抑制すること。

政治上、経済上、社会上の諸制度における民主主義的傾向及び過程を強化すること。

直接軍政施行が不可欠とならない限り占領してはならない。しかしながら、貴官は、貴官の使命実現の必要に応じて、日本のいかなる地域においても臨時に貴官の軍隊を使用することができる。下記第4節(お)の規定には従わなければならないが、貴官は、日本当局又は必要があれば貴官の軍隊による法律及び秩序の回復及び維持を確実にするために迅速な行動をとる。

(か) 降伏実施に行動が必要な場合には、貴官は、当初から直接に行動する権利を有する。それ以外には、天皇又は他の日本当局が有効に行動することを欲しないか又は有効に行動しないときに直接行動を執る最高司令官としての貴官の権利を常に留保して、貴官は、貴官の最高権限を天皇と中央及び地方における日本政府機構とを通じて行使する。この政策は、日本における現在の政治形態を利用するにあつて、これを支持するものではない。政府の封建的及び権威主義的傾向を修正しようとする変更は、許容され且つ支持される。このような変更の実現のために日本国民又は政府がその反対者に対して実力を行使する場合には、貴官は、最高司令官として貴官の軍隊の安全及び他の一切の占領目的達成を確実にするために必要な場合にのみ干渉すべきである。貴官は、情勢の必要に応じて、直接軍政の施行を含め、貴官の最高の権力及び権限を全面的に行使することができる。日本のいずれかの部分において直接軍政の実施が必要となつた場合には、貴官は、その後直ちに合同参謀本部に通報する。貴官は、合同参謀本部との事前の協議及び合同参謀本部を経て貴官になされる通達なしには天皇を排除したり又は天皇を排除しようとするいかなる措置をも執らない。

(こ) 貴官は、(1)一九一四年世界大戦開始以後日本が委任統治その他の方法によつて奪取又は占領した太平洋諸島の全部、(2)満州、台湾、澎湖諸島、(3)朝鮮、(4)樺太及び(5)今後の指令に指定されることのあるような他の地域の日本からの完全な政治上及び行政上の分離を実施するために適当な措置を日本において執る。

(け) 貴官は、適当な方法によつて日本国民の全階層に対し、彼らの敗戦の事実を明らかにする。彼らの苦痛と敗北は日本の不法且つ無責任な侵略によつてもたらされたものであること、又、日本人の生活及び制度から軍国主義が排除され

てはじめて日本は国際社会への参加を許されることを、彼らに認識させなければならぬ。彼らが他国民の権利と日本の国際義務とを尊重する非軍国主義的、民主主義的日本を発達させるように期待されていることを彼らに知らせなければならぬ。貴官は、日本の軍事占領は連合国の利益のために実施されているものであり、日本の侵略力及び潜在的戦争能力の破壊のため日本人に災禍をもたらした軍国主義及び軍国主義的の排除のために必要であることを明らかにする。この目的をもつて、且つ軍隊の安全を確保するために、貴官が望ましいと認めるときに、又貴官が望ましいと認める限度において、日本に交際禁止政策を適用することができる。しかしながら、貴官の将兵は、米国及び連合国並びにそれらの代表者に対する信頼を深めるように日本人を扱わなければならない。

(ノ) 貴官は、天皇に対し、ポツダム宣言に述べられている目的の達成を阻害するか、又は降伏文書若しくは合同参謀本部を通じて貴官に発せられることのある指令に抵触するすべての法律、命令、規則を廃止するように要求する。貴官は、特に政治的及び市民的自由の制限と、人種、国籍、信仰又は政見による差別とを設け且つ維持したすべての法律、命令、規則の廃止を確保にする。既に廃止され、又は廃止されるべき法規の執行を特に担当している機関又は機関の一部は、即時廃止されなければならない。

(ニ) 貴官は、必要に応じ、占領軍に対する犯罪及び降伏実施と両立するような他の事項について管轄権を有する軍事裁判所を設置する。しかしながら、貴官は、そうしないことを貴官が必要と認める場合を除き、日本の裁判所が貴官の軍隊の安全に直接且つ重大な関係を有しない事件については有効な裁判権を行使することを確保にする。

(ホ) 米国政府又は他の連合国政府の非軍事機関代表者は、貴官の承認を得、且つその目的、期間及び範囲に関し合同参謀本部によつて貴官に通告される決定に従うのでなければ、占領に参加し又は日本国内で独立して任務を遂行してはならない。

5 政治的及び行政的改組

(イ) 日本全国を通じて、貴官は、大日本政治会、大政翼賛会、大政翼賛政治会、これらの参加団体及び出先機関又は後継団体並びに日本のすべての超国家主義的結社、暴力的結社及び愛国的秘密結社、これらの出先機関及び参加団体の解散を確保にする。

(ロ) 貴官は、国務省が合同参謀本部を通じて要求する日本の外交官、領事官、その他海外出先機関員の召還を日本政府に指令する。貴官は、又降伏実施の目的のために日本の外交及び領事施設の文書及び財産を連合国政府の正当に任命した代表者による管理に移す手配をするように日本政府に指令する。

(ハ) 上記第5節(ロ)に述べられている団体のいずれかの所有又は支配しているすべての動産及び不動産は、公有財産とみなされるべきである。なんらかの財産(例えば、半官会社又は日本政府若しくは日本皇室が重大利害を有する民間会社の資産)の公的地位について疑問がある場合には、それは、公有財産とみなされるべきである。皇室財産は、この指令に述べられている目的の遂行に必要ないかなる措置からも免除されてはならない。

6 非軍事化

(イ) 貴官は、憲兵隊(但し、警察を含まない)、民間義勇隊及びすべての準軍事組織を含むすべての日本の武装部隊の速やかな武装解除を確保にする。このような部隊の隊員は、捕虜としてではなく、彼ら自身の将校の下に武装解除された部隊として取り扱われ、貴官の発したか又は発することのある指令に従つて復員させられる。貴官は、日本へ送還される日本武装部隊の隊員であつて捕虜となつたいずれの者に対しても不公平な待遇又は権能剝奪を防止する規定が設けられるように要求する。

(イ) 地方、地域及び中央の行政機関は、その機能及び責任が占領目的と一致しないものを除き、下記第5節(イ)に述べられている受け入れたい官吏又は信頼を置きがたいことが認められた官吏を排除した上で機能継続を許される。このような機関及びその人員は、行政について責任を負わされ、貴官の政策及び指令の実施の任務を課せられる。しかしながら、あらゆる場合に、又あらゆる情報の下において、貴官は、日本当局が貴官の指令を満足に実施しない場合には、又実施しない程度に応じて、貴官自身で直接行動を執る権限を与えられている。

(ロ) 下記第7節(イ)に示されている場合を除き、好戦的国家主義及び侵略の積極的な推進者、日本の超国家主義的結社、暴力的結社又は愛国的秘密結社、その出先機関又は参加団体の有力な会員であつた者、下記第5節(ロ)に列挙されている他の団体の活動に勢力をもつていた者又は軍事占領目的に敵意を示した者は、いかなる事情の下においても公職又は公的企業若しくは重要な私的企業における責任ある又は有力ないかなる他の地位をも保持することを許されない。

(ハ) 貴官は、現在の政治形態が維持される限り、あらゆる場合において、内大臣、枢密顧問、内閣総理大臣及び閣僚の地位が貴官の使命の目的を促進するものと信頼することができる人物によつてのみ占められることを確保にする。貴官は、大東亜省の即時廃止を要求するが、同省の機構及び人員のうち、上記第4節(ロ)に規定されている植民地分離の実施に必要なものは残置することができる。貴官は、非武装化及び復員の過程において陸軍省、海軍省、軍需省を逐次解体廃止する。

(ニ) 国の政策の地方的実施に対し地方に責任をもたせることは、奨励される。

(ホ) 日本における通常の刑事及び民事裁判所は、貴官の決定する規則、監督及び統制に従つて機能継続を許される。上記第5節(ホ)の規定によつて受け入れがたい裁判官その他の裁判所所員は、できるだけ速やかに排除される。このような官吏は、受け入れうる有資格者を取り換える。機能継続を許されるすべての裁判所に対し、貴官は、全面的審査権を保有する。貴官は、貴官の使命の目的と一致しないすべての判決を拒否する。貴官は、上記第4節(イ)によつて廃止される。

(イ) 貴官は、軍事参議院、元帥府、大本営、参謀本部、軍令部、陸軍、海軍及び民間義勇隊、憲兵隊を含むすべての軍事組織及び準軍事組織並びに日本における軍事的伝統の保存に役立つことのあるすべての在郷軍人会その他の軍国主義的団体の恒久的解体を規定する。但し、貴官は、降伏特に復員を実施するといふ限られた目的をもつて、上に列挙されたものを含む陸海軍機関を短期間利用することができる。陸海空におけるすべての軍事的及び準軍事的訓練は禁止される。

(ロ) すでに貴官に対して発せられた指令の規定に従い、貴官は、すべての武器、弾薬、艦艇及び非軍事的用途に当てられる航空機を含む軍用器材を押収又は破壊し、且つその生産を停止する。

(ハ) 貴官は、この指令の第二部及び第三部に述べられているように、日本の潜在的戦争能力を破壊するために適当な措置を執る。

7 日本人公職者の逮捕及び抑留

(イ) 次の者は、その処置について追つて訓令があるまで、戦争犯罪容疑者としてできる限り速やかに逮捕し且つ抑留する。

(1) 軍事参議院、元帥府、大本営並びに参謀本部及び軍令部の構成員全部。

(2) 憲兵隊の将校全部及び陸海軍将校のうち好戦的国家主義及び侵略の重要な推進者であつた者全部。

(3) 超国家主義的結社、暴力的結社及び愛国的秘密結社の重要な会員全部。

(4) 貴官が戦争犯罪人と信ずる理由を有する者又はこれまで貴官に送達されたか又は送達されることのある戦争犯罪容疑者の表の中にその姓名又は人相書が含まれている者全部。

(ロ) 日本の侵略計画の策定又は実行に当り積極的且つ支配的に政治上、経済上、金融上その他重要な役割を演じた者全部並びに大日本政治会、大政翼賛会、大政翼賛政治会、これらの出先機関及び参加団体又は後継団体の幹部全部は、追つて処置されるまで抑留される。貴官は、貴官の使命達成の必要に応じ他の非軍人をも抑留することができる。

(ハ) しかしながら、貴官は、上記第7節(イ)の(1)及び(2)に列挙されている種類の

人物中、日本武装部隊の復員を確実にするために貴官が絶対に必要とする人物を、嚴重な監督の下に短期間利用することができる。

(C) 貴官は、平和に対する罪及び人道に対する罪を犯した者を含む戦争犯罪人に関する貴官の責任について、さらに訓令を受ける。

(D) 戦争犯罪人として逮捕された非軍人又は軍人に対して、財産又は政治上、産業上その他の階級若しくは地位によつて、逮捕の方法又は拘留の状態に關して差別を設け又は特別の考慮を与えてはならない。

(E) 第二次世界大戦において連合国のいずれかの敵国であるか又はあつたことのある日本以外の国(ブルガリア、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、イタリア、ルーマニア、及びタイ)の国民はすべて調査登録し、状況の必要に応じ、抑留し又はその活動を制限することができる。このような国の外交官及び領事官は、保護抑留し、追つて処置するため留めておく。

(F) 第7節の規定によつて抑留又は逮捕された人物の所有又は支配している動産及び不動産は、その終局的処置について指令があるまで貴官の管理下におく。

8 捕虜、連合国人、中立国人、その他の者

(A) 貴官は、連合国の捕虜及び流民が保護され且つ送還されることを確実にする。

(B) 中立国の国民は、適当な軍事当局に登録するように要求される。彼らは、貴官の設定することのある規則に従つて送還されることことができる。しかしながら、連合国の一国に対する戦争にかなる方法によつても積極的に参加したすべての中立国人は、逮捕され、後に発せられる訓令に従つて処置される。中立国人は、その本国又は日本以外に居住する者との通信又は事業關係についていかなる特権をも与えられない。中立国の外交官及び領事官の身体、文書及び財産は、十分に保護される。

(C) 連合国人であつて日本に居住しているか又は抑留されているすべての非軍人は、調査し、綿密に訊問し、貴官が適当と認める場合には、抑留し又は居住を制限する。右の上記第7節(F)の規定に該当するすべての者は、戦争犯罪容疑者として逮捕し且つ抑留しなければならない。一又は二以上の連合国に対する

戦争にかなる方法によつても積極的に参加した他のすべての連合国人は、逮捕し、追つて処置するため留めておく。その後、彼らは、貴官に与えられるべき指令に従つて処置される。一般に、連合国人の健康及び福祉を確実にするために實際的措置が執られる。

(D) 貴官は、中国人たる台湾人及び朝鮮人を、軍事上の安全の許す限り解放国民として取り扱う。彼らは、この指令に使用されている「日本人」という語には含まれないが、彼らは、日本臣民であつたのであり、必要な場合には、貴官によつて敵国人として取り扱われることができる。彼らは、もし希望するならば、貴官の定める規則によつて送還されることができる。しかしながら、連合国人の送還に優先権が与えられる。

(E) 軍事情勢によつて必要とされる限度内において、貴官は、連合国及び連合国人の財産の保存及び保護に必要なすべての妥當な措置を執らなければならない。

9 政治活動

(A) 日本の軍国主義的及び超国家主義的イデオロギーと宣伝とのいかなる形式における弘布も、禁止され且つ完全に抑圧される。貴官は、日本政府に対し国家神道施設への財政的その他の援助を停止するように要求する。

(B) 貴官は、軍事的安全とこの指令に述べられている目的の達成のために必要な最低限度の統制及び検閲を、郵便、無電、ラジオ、電話、電信、海底電信、映画及び出版物を含む非軍事的通信に対し設ける。思想の自由は、利用しうるあらゆる弘報手段による民主主義的理想及び原理の弘布によつて育成される。

(C) 貴官は、現存するすべての政党、政治団体、政治結社を即時統制の下に置く。そのうち軍事占領の要求及びその目的に一致した活動をしているものは、奨励されるべきである。このような要求及び目的に一致しない活動をしているものは、廃止すべきである。占領軍の安全維持の必要には従わなければならないが、集会及び公開討論の権利を有する民主主義的政党の結成及び活動は、奨励される。代議的地方政府の自由な選挙は、できる限り早い時期に行われるべきであり、地域的及び全国的の自由な選挙は、貴官の勧告を考慮した後合同参

本の経済能力を破壊すること。

(D) 適当な連合国当局によつて決定されることのある賠償及び返還計画を実行すること。

(E) 日本の平和的、民主的勢力の成長に貢献するような種類の経済的慣行及び制度の日本国内における発達を奨励すること。

(F) 日本の経済的組織の運用と経済的操作とが、占領の一般的目的に合致することを確実にし、且つ平和的貿易国家の列への日本の終局的復歸を可能とするように監督指導すること。

この指令の経済的部分をなす訓令は、前途に控えている占領の最初且つ当面の期間においてこれらの目的を促進することを企図している。これらの訓令は、貴官の遭遇する事態及び日本国民の行動に照して、追加改訂されることもある。

12 日本における連合国最高司令官としての貴官の最高権限は、経済的分野におけるすべての事項に及ぶ。この権限の行使に當つては、貴官の目的の達成の許す限度で、貴官は、天皇及び日本政府の機構を貴官の目的達成に利用する。貴官は、彼らに対し、貴官の命令を遂行し、且つ、貴官の目的遂行上貴官の必要と思ふような変更を経済事項担当の政府部門の行政組織に加えるように要求する。貴官は、次の場合には、直接に行動しなければならない。

(A) 任務の性質そのものから日本当局を通ずる行動では貴官の経済的目的が有効に達成されない場合。

(B) 貴官の操作のいずれか特定の部面において日本政府を通ずる操作が満足すべき方法でないことが明らかとなる場合。

(C) 直接に行動するに當つては、貴官は、貴官がその任務を日本政府当局に委せても満足しうると考える時期まで、この指令に含まれている経済的措置を実施するか又は、その実施を確実にするために、日本の官吏及び機関から独立し且つこれに優越する行政機構を設置する。

13 貴官は、日本の経済的復興又は日本経済の強化について何らの責任をも負わない。貴官は次のことを日本国民に明らかにする。

(A) 貴官が日本にいずれの特定の生活水準を維持し又は維持させる何らの義務を

謀本部を通じて指令されるところに従つて行われるべきである。この項に述べられている計画に關する貴官の行動は、占領の終局目的の一つ、すなわち日本国民の自由に表明された意思による平和的傾向を有し且つ責任ある政府の樹立に照して執られなければならない。

(B) 労働、産業、農業における民主主義的団体の発達は、奨励される。

(C) 信教の自由は、日本政府によつて速やかに宣言されるべきである。貴官の軍事占領の安全及びその目的の達成が害されない限度において、又上記第9節(A)及び(B)に従うことを条件として、貴官は、意見、言論、出版及び集会の自由を確実にする。

10 教育、美術及び文書

(A) 教育機関は、できる限り速やかに再開される。好戦的国家主義及び侵略の積極的推進者であつたすべての教師及び軍事占領の目的に積極的に反対し続けているすべての教師は、受け容れうる有資格後継者と取り換える。すべての学校における日本の軍事的及び準軍事的教育及び教練は、禁止される。貴官は、貴官に受け容れられる教科がすべての学校で採用され、そのうちには上記第3節(B)に示されている観念を含むことを確保する。

(B) 貴官は、すべての政府事業、準政府事業、重要な民間の金融、産業、製造及び商業会社並びに上記第5節(B)に述べられている日本の団体の記録を、貴官の参考及び使用の目的のために保存させるべきである。

(C) 貴官は、できる限りすべての歴史的、文化的及び宗教的物件を占領軍その他によつて略奪されないように保護させ且つ保存させる。

第二部 甲 経済

目的及び一般的基本原則

11 占領期間中の日本の経済問題に關する米國政府の政策は、次の諸目的の同時達成を企図している。

(A) あらゆる種類の武器、軍需品又は軍用器材の生産を専門とする現存の施設を除去すること。

(B) 國際的平和に対して危険ないかなる軍備をもあらたにつくり又は維持する日



も負わないこと。

(3) 生活水準は、日本がどれだけ徹底的にすべての軍国主義的野望を自らすて、その人的及び天然資源の利用を全く且つ専ら平和的生活の目的に転換し、適当な経済的及び財政的統制を実施し、且つ占領軍及びその代表する諸政府と協力するにかかっていること。

日本がその努力及び資源によつて第11節に特記されている目的に合致する日本における生活状態を終局的に実現するのを妨げるのは、米国の政策ではない。経済的非武装化

14 日本の経済的非武装化を実施するために、

(イ) 貴官は、すべての武器、弾薬その他の軍用器材、海軍艦艇、非軍事的用途に向けられるものを含むあらゆる種類の航空機並びに前記のものいづれかに合体させることを特に目的とする部分品、構成物及び資材の将来の生産、取得、発達、維持又は使用を即時停止し、且つ防止する。

(ロ) 貴官は、上記の品目いづれかの生産又は維持に使用されるか又は使用される目的を有する施設を保全するために貴官が必要と認める措置を執る。これらの施設は、終局的処理について追つて訓令あるまでは、緊急事態でなければ破壊されるべきでない。

(ハ) 貴官は、合同参謀本部を通ずる特別の承認を得なければ、(イ)項に特記されている禁止計画の実施又は(ロ)項に従つて受ける訓令の執行を延期しない。しかしながら、万一貴官が(イ)項に列挙されている品目のいづれかの生産が貴官の軍事作戦、占領軍又は臨時の軍事的調査の要求をみたすために必要であると認める場合には、貴官は、合同参謀本部に適当な勧告をなし、合同参謀本部の決定があるまで、必要な最低限度まで生産の手配をなす権限を与えられる。

15 経済的非武装化、賠償、返還の計画実施のために後に貴官に送付される訓令は、鉄、鋼、化学製品、非鉄金属、アルミニウム、マグネシウム、人造ゴム、人造石油、工作機械、ラジオ、電気器具、自動車輦、商船、重機械及びこれらの重要部分のような、日本のある生産部門の縮減又は除去を含む。

しかしながら、これらの事項について最終的且つ特定の決定あるまで、貴官

必要と認める場合にはこれらのものの物的施設の維持及び安全並びに貴官の技術的又は防諜的調査に利益ある人員の保持をはかる。貴官は、直ちにこのような閉鎖団体において行われた研究及び調査の性質を調べ、明白に平和的目的を有する種類の研究及び調査の再開を、(1)許可される研究の特定の種類を定義し、(2)頻繁な検査を規定し、(3)研究の結果を貴官に率直に知らせることを要求し、(4)規則に違反した場合には違反機関の恒久的閉鎖を含む懲罰を課する適当な規則の下にできるだけ速やかに許可する。

日本経済制度の運用

19 日本当局は、自己の資源及び労力によつて次のことの達成を可能とする実行計画を作成し且つ有効に実施するように期待される。

(イ) 甚しい経済的困窮を避けること。

(ロ) 利用しうる物資の適正公平な分配を確保すること。

(ハ) 占領軍の必要のための貴官の要求をみたすこと。

(ニ) 連合国政府の合意するような賠償引渡のための要求をみたすこと。

これらの目的達成のために、日本当局は、農業及び漁業生産物、石炭、木炭、家屋修理材料、衣料その他の必需品の生産を最大とするように最善を尽さなければならぬ。日本当局がそうするのを怠つた場合には、貴官は、日本当局に貴官が必要と判断する措置を執るよう指令する。

20 貴官は、飢餓、広範囲の疾病及び甚しい肉体的苦痛をひきおこすことなしに行われうる限度内で、占領軍の必要をみたすために物資及びサービスを供給することを日本当局に要求する。

21 日本当局は、第19節に明記されている経済的目的の達成のために適当又は必要な経済活動に対する統制を自己の責任において確立実施することを許されるべきである。これらの統制の政策と実施は双方とも、特にこれらの統制が第15節に矛盾する限りにおいて、貴官の承認及び監督を受けなければならない。この節は、貴官が第12節に規定されているところに従つて直接行動に出ることを妨げるものではない。

22 深刻なインフレーションは、占領の終局的目的の達成を大いに遅延させるで

は、占領軍の需要及び人民の最少限度の平和的需要をみたすのに必要な最低限度まで、これらの産業における生産の継続及び生産施設の修理を許す。

貴官は、生産の継続又は生産施設の修理に関して与えられるいかなる許可も、日本経済のいかなる部門に加えられることのある制限又は賠償若しくは返還として要求されることのある引渡についての最終的決定を害するものでないことを日本人に対し明らかにする。

16 貴官は、又第14節及び第15節に述べられている種類を含む工場及び設備を必需消費財の生産に転換することを許可することができる。貴官は、このような転換の行われた場合そのいづれもが平和経済への真正な動きであり且つ軍事的目的のために生産能力を温存しようとする擬装された試みでないことを確める。

貴官は、又いづれのこのような転換許可も、賠償若しくは返還による工場若しくは設備の撤去、又は第11節による安全上の理由のための屑鉄化に関する後の決定を害するものでないことを日本人に対し明らかにする。

17 貴官は、

(イ) 第14節及び第15節に禁止されている種類の生産が隠蔽され又は擬装された形で行われぬことを確実にするために、直ちに検査制度及び統制を確立する。

(ロ) 第14節に網羅されている生産物をこれまで生産してきたか又は今後生産する目的を有するすべての重要な施設及び第15節に特記されているすべての産業におけるすべての重要な施設に関する明細目録の報告をできるだけ速やかに作成させる。これらの報告は、工場及び施設の状態、能力並びに手持原料、製品及び仕掛品の数量を明記しなければならない。貴官は、又日本商船隊の明細目録を作成する。

経済政策に関する今後の決定に必要な情報を供するために、貴官は、これらの報告を合同参謀本部に送る。

(ハ) 貴官の占領終了後日本の再軍備を防止する統制を立案し、合同参謀本部に報告する。

18 貴官は、すべての実験所、調査機関及び類似の技術機関が、貴官が占領目的のために必要と考えるものを除き、即時閉鎖されることを確実にする。貴官は、

あろう。それ故、貴官は、日本当局に対し、このようなインフレーションを回避するためにあらゆる実行可能な努力を払うように指令する。しかしながら、インフレーションの防止又は抑制は、賠償、返還、非軍事化又は経済的非武装化の計画の実施に当り生産施設の撤去、破壊又は縮小を制限する理由としてはならない。

日本経済制度における種の分子の排除

23 貴官は、好戦的国家主義及び侵略の積極的推進者であつたすべての者、この指令の第5節(第一部、一般及び政治)に列挙されている団体に積極的に参加した者及び将来の日本の経済的努力を専ら平和的目的の方向に向けないいかなる者をも、産業、金融、商業又は農業における重要な責任又は勢力ある地位に留め又は選任することを禁止する。(貴官にとつて満足すべき反証のない限り、貴官は、一九三七年以来産業、金融、商業又は農業において高度の責任を有する重要な地位を占めたことのあるいかなる者も好戦的国家主義及び侵略の積極的推進者であつたものと推定する。)

24 貴官は、日本の戦争努力又は経済において重要な役割を演じたことのある日本の大産業及び金融会社並びに商業及び研究団体のすべての工場、設備、特許権、帳簿、記録その他すべての重要財産を、この指令及び他の指令によつて決定されるような処置のために破壊から保護し且つ保全するように要求する。

日本経済制度の民主化

25 次のものを奨励し且つこれに好意を示すのが米国政府の意向である。

(イ) 所得と生産及び商業手段の所有権とを広く分配することを許す政策。

(ロ) 労働、産業、農業における民主主義的基礎の上に組織された団体の発達。

従つて、貴官は、

(1) 日本側に対し、本国政府の軍事的及び経済的目的に従つて日本財界を改組することに責任を持つ公的機関を設立するように要求する。貴官は、この機関に対し、日本の大規模な産業及び金融企業合同体又は他の私的事業支配の大集中を解体する計画を貴官の承認をうるため提出するように要求する。

(2) 満足すべき改組案が承認されるまでの間、本国政府の軍事的経済的目的と

の合致を確実にするため前記(1)項に述べられている日本財界に対し監視を確立し且つ維持する。

(3) 統制団体を解散する。従来これらの団体によつて行われていた公的機能であつて必要なものがあれば、貴官の承認し且つ監督する公的機関に移管されるべきである。

(4) 改組されるべき産業へ商社が自由に加入することを制限する立法的又は行政的措置は、その目的又は効果が私的独占を育成し且つ強化するものである場合には、すべて廃止する。

(5) 私的国際カルテル又は他の制限的な私的国際契約若しくは取極への日本の参加をすべて終止し、禁止する。

(6) 日本側に対し労働に対する戦時の統制をできるだけ速やかに撤廃し、労働保護立法を復活させるように要求する。

(7) 民主的な線に沿う被使用者の組織の結成に対するすべての法的障害の撤廃を要求する。但し、これは、いかなる擬装の下における軍国主義的勢力の恒久化又は占領軍の目的及び作戦行動に敵意を抱くいかなる集団の存続をも防止するのに必要な保障措置を執ることを妨げるものではない。

(8) 罷業又は他の作業停止は、これらが占領軍の軍事行動を妨害するか又はその安全を直接危くすると貴官が認めた場合にのみ防止又は禁止する。

#### 対外経済取引

26 貴官は、商品及びサービスについての日本の対外貿易全般に統制を確立する。このような統制は、初期の期間において次の諸政策を実施するように運営されなければならない。

(イ) 輸出品が国内の最低需要をみたすのに必要なことが明らかな場合には、輸出を承認してはならない。

(ロ) 工場及び設備の輸出は、それが賠償又は返還に必要とされるかどうかについて決定がなされるまでは、許可されてはならない。

(ハ) 賠償のため又は返還として積出を指令されたもの以外の輸出は、これらの輸出品の見返として必要な輸入品を供給することに同意するか又は輸出品の代価

を外国為替で支払うことに同意する仕向国に対してのみ行うことができる。

(ニ) すべての輸出現金は、貴官が管理し、まず第一に、承認された輸入の支払にあてなければならない。日本におけるいかなる者、会社又は団体も、貴官の特別の承認がなければ、いかなる種類の外国資産の取得をも許されてはならない。

(ホ) この指令中の他の個所に述べられている経済政策に明らかに一致する輸入にのみ承認を与えるべきである。

(ヘ) 輸入又は輸出(賠償のために行われることのある輸出を含む)の必要は、いかなる日本の産業部門をも日本の潜在的戦争能力に著しく寄与し又は戦略物資に対する他国の対日従属度を高めるような程度まで復興又は発展させることを要求し又は許可する理由と考えられてはならない。

27 日本当局は、事前に貴官と協議の上貴官の明示的承認を得なければ、外国政府又は業者との間にいかなる種類の経済協定をも結ぶべきではない。いかなるこのような協定の提案も、その審議のために合同参謀本部に提出されなければならない。

#### 賠償及び返還

28 貴官は、合同参謀本部によつて貴官に到達される連合国の当該官憲の決定に従つて、現物賠償計画及び識別しうる略奪財産の返還計画を実施することを確実にする。賠償は、次の方法によつて実行される。

(イ) 日本が保有すべき領域外にある日本資産を移転すること。

(ロ) 平和的な日本経済の運営又は占領軍に対する供給に必要なでない商品、現存の工場、設備、施設を日本から移動すること。

日本の侵略の犠牲となつた連合国から貴官の受理する賠償又は返還のすべての要求は、貴官の勧告を添えて合同参謀本部に報告する。

#### 乙 民生物資供給及び救済

民生物資供給方針及び供給基準

29 (イ) 貴官は、日本への輸入を嚴重に制限する目的をもつて、日本の重要資源の最大限の利用を達成するために実行しうるすべての経済及び警察措置が執ら

れることを確実にする。このような措置は、生産と物価の統制、配給、闇市場の取締、財政金融統制その他日本において利用しうる資源、施設及び資力の完全な使用を目的とする措置を含む。

(ロ) 貴官は、現地資源の補充のためにのみ、且つ占領軍を危うくするか軍事行動を妨げるような広範囲の疾病又は民生不安の防止に補充が必要な限度においてのみ、輸入物資の供給に責任を持つ。このような輸入は、食料、燃料、医療及び衛生物資その他の必需品の最低量に限定され、そのうちには、貴官がそれがなければ輸入しなければならないような物資の現地生産を可能ならしめる品目を含む。

(ハ) 上記第29節(ロ)によつて輸入が必要な物資は、他のアジア及び太平洋地域から得られる余剰物資からできるだけ入手する。このような余剰物資が他の米軍司令官の管轄地域から供給しうる限度においては、貴官は、このような他の司令官と直接に取極を行うことができる。このような余剰物資が米国外の政府又はこのような政府の軍司令官の管轄下の地域において入手しうる限度においては、このような余剰物資の入手に必要な交渉は、当該地域における現地米国外代表により又はその承認を得て行われる。このような外交代表が利用し得ない場合には、貴官は、貴官の勧告を添えて情勢を合同参謀本部に報告する。

(ニ) 貴官が貴官の占領目的を達成するため、追加輸入をする責任を負うべきであると考えるときは、貴官は、合同参謀本部に貴官の勧告を提出する。

#### 分配の方法及び条件

30 貴官は、画一的配給基準による物資の公正な分配を確実にするためにすべての実行可能な措置を執るよう要求する。

31 軍事的便宜に合致する最大限度まで、一般住民のための輸入物資は、実行可能であり且つ望ましい限りにおいて、貴官にとつて受け容れうるような日本の公的供給機関又は他の受託者に対し、且つ貴官の直接の監督又は統制の下に、引き渡されるべきである。このような引渡は、可能な場合には常に輸入港において行われるが、必要な場合には国内の適当な分配中心地で引渡を行うことができる。32 満足すべき公的供給機関が存在しないか又は作戦上若しくは他の理由によつ

て民生物資のこのような機関を通ずる分配が実行不可能である場合には、貴官は、直接卸売業者又は他の商人に対し販売することができる。貴官による一般住民に対する物資の直接的供給と分配をなるべく少くするために、貴官は、日本人が不必要に占領軍をこのような責任に巻き込まないことを確実にすべきである。貴官による直接販売が必要となる場合には、その代金は、貴官が国内経済に適合すると決定する価格をもつて、購入者によつて現地通貨で支払われる。

33 供給機関又は他の受託者に引き渡される物資は、それら機関によつて分配経路を通じ、且つ貴官にとつて満足すべき分配方針に従い、又貴官が国内経済に適合するように決定する価格によつて販売される。軍事上の必要が要求する場合には、民生物資は、貴官又は貴官の監督若しくは統制下にある供給機関による直接的救済放出の対象とすることができる。

#### 第三部 財政金融

34 財政金融の部門においては、貴官は、後に列挙されている政策及び計画の有効な実施が許す限度まで日本政府を通じて行動するが、このような政策及び計画を実施し又はそれらの有効な実施を確実にするために必要な限度において日本当局及びその機関に従属しない行政機構を設置して、この指令の他の部分において述べられている原則を完全に適用する。貴官は、この指令の第40節、第41節、第45節、第46節及び第47節の規定を実施し又はそれらの有効な実施を確実にするために、このような独立の行政機構を設置することを特に指令されている。

35 日本の金融機関及び財政制度は、日本の資源を基礎として機能するように期待される。貴官は、この指令に明記されている目的のために必要でない限り、日本の財政金融機構の維持、強化、又は運用を目的としたいかなる措置をも執らな

い。

36 貴官は、日本銀行又は他のいかなる銀行若しくは機関に対しても法貨である銀行券及び通貨を発行することを認可し又は要求することができる。このような認可がなければ、いかなる日本政府の又は民間の銀行又は機関も銀行券又は通貨の発行を許されない。

37 貴官は、日本当局に対し無償で且つ貴官の軍事占領の費用を含む貴官の軍隊

のすべての経費をまかなうに十分な数量の法貨である円紙幣又は円クレジットを貴官に提供するように要求する。

38 (イ) なんらかの理由によつて正規の法貨である円紙幣の適当な量が入手できない場合には、貴官は、軍布告に従つて発行される補助円軍票（B型）を使用する。補助円は、法貨と宣言され、他の法貨である円通貨と差別なしに等価で交換される。

(ロ) 正規の円通貨は、この地域において現在法貨である通貨を含む。

(ハ) 日本によつて占領された地域において流通させるために発行された日本の軍票は、法貨としないし、又通用力もなく、補助円又は正規の円通貨と交換することもできない。

39 貴官は、今後訓令を受理するまでは、一方において日本円と、他方において米ドル及び他の通貨とのいかなる一般的交換率の使用又は発表をも布告し、実施し又は許可しない。しかしながら、陸海軍人員に対する支払及び陸海軍の会計の目的にのみ使用されるべき交換率、すなわち正規又は補助円十五はドルという比率は、すでに貴官に通達されている。

40 貴官は、好戦的国家主義及び侵略の積極的推進者であつたか、又はこの指令の第7節に列挙されている団体に積極的に参加したすべての者をすべての公的及び私的の財政金融機関又は団体における重要な責任又は勢力ある地位から罷免し且つ排除する。反証のない限りこのような機関又は団体のいづれかにおける重要な地位を占めたことがあるいかなる者も、好戦的国家主義及び侵略の積極的推進者であると一般に推定することができる。貴官は、又将来の財政金融活動を専ら平和的目的に向けたい者を財政金融分野における重要な地位に留め又は選任することを阻止する。

41 貴官は、戦時生産の金融又は植民地若しくは日本の占領地域における財源の動員若しくは統制を最高の目的としていた銀行その他の金融機関を閉鎖し且つその再開を許さない。これらは、次のものを含む。

- (イ) 戦時金融金庫
- (ロ) 全国金融統制会及びその会員である統制会

るか又はこれらのために尽力した者。

(2) この指令の第5節又は第40節に従つて官職又は地位から罷免されたもの。

(3) この指令の第7節に従つて拘禁された者は、拘禁期間中又はその後有罪と決定した場合には永久に。

44 (イ) 課税又は他の財政金融の分野に関する法律、命令、規則又は慣行であつて国籍、人種、信条又は政見を理由にいづれかの者に対して有利又は不利な差別待遇を与えるものは、このような差別待遇を除去するのに必要な限度まで改正され、停止され又は廃止される。あらゆる種類の国家主義的、帝国主義的、軍国主義的又は反民主主義的結社のためのあらゆる種類の寄附金募集は、禁止される。

(ロ) 貴官は、日本の公的支出がこの指令の他の個所に述べられている目的と一致することを確実にする。

45 貴官は、下に列記されている種類に入るすべての金、銀、白金、通貨、証券、金融機関における勘定、クレジット、財産的価値ある書類その他すべての資産を押し又は封鎖する。

(イ) 次のものいづれかによつて直接又は間接に、全部又は一部所有され又は支配されている財産。

(1) 日本の中央、都道府県及び市町村政府又はこれらのものいづれかの出先機関若しくは手先。このうちには、これらのものいづれかの支配下にあるすべての公共事業、企業、公団又は独占事業を含む。

(2) ドイツ、イタリー、ブルガリア、ルーマニア、ハンガリーの政府、国民又は住民。このうちには、かつてこれら諸国及び日本によつて占領されていた地域の政府、国民又は住民を含む。

(3) 日本皇室。

(4) 大日本政治会、大政翼賛会、大政翼賛政治会、これらの参加団体及び出先機関又は後継若しくは類似の団体並びに日本のすべての国家主義的結社、暴力的結社及び愛国的秘密結社、これらの出先機関、参加団体並びにこれらの役員、幹部、支持者。

(ハ) 朝鮮銀行及び台湾銀行の日本本土における営業所

(ニ) 日本本土外を活動舞台としていた各種の銀行及び開発会社、例えば南洋興発会社、南方開発金庫並びに満州中央銀行、蒙疆銀行、中国連合準備銀行及び中国中央儲備銀行の東京営業所等。貴官は、これらの銀行その他の機関のすべての帳簿及び記録を保管する。

42 貴官は、貴官の軍事占領の目的達成に必要なと考える財政金融措置を執る権限を与えられる。これは、特に次の措置を含むが、これに限るわけではない。

(イ) 上記第41節に指示されているもの以外の銀行は満足すべき管理を行い、好ましくない人員を除き又ある種の勘定及び振替の封鎖、若しくは封鎖されるべき勘定の決定の計画を実施するための措置を執るといふ目的のためか、又は他の軍事上の理由のために明らかに必要な場合にのみ閉鎖する。貴官は、上記第41節に述べられている以外のいづれの閉鎖された銀行をも前記目的の遂行と合致する限り速やかに再開しなければならない。

(ロ) 私的又は公的の証券又は不動産その他の財産の移転その他の取引を禁止し又は制限する。

(ハ) 貴官の軍事占領の目的遂行に明らかに必要な限度においてのみ、一般的又は部分的支払猶予令を施行する。

(ニ) 株式取引所、保険会社及び類似の金融機関を貴官の適当と考える期間閉鎖する。

43 貴官は、次のものの支払を禁止する。

(イ) すべての軍人年金、その他の手当又は特典。

但し、受給者の労働能力を制限する肉体的不具に対する補償は除くが、その率は、非軍事的な原因から生ずる同様の肉体的不具に対するものの最低より高くはならない。

(ロ) 次の者に授与されるすべての公的又は私的の年金その他の手当又は特典。

(1) 大日本政治会、大政翼賛会、大政翼賛政治会、それらの参加団体及び出先機関、又は後継若しくは類似団体並びにすべての日本の超国家主義的結社、暴力的結社及び愛国的秘密結社、これらの出先機関及び参加団体の会員であ

る者又は会社。

(8) 本州、北海道、九州、四国及び日本に残されるすべての小諸島を除き、一八九四年以後いづれかの時期に日本の支配下にあつた地域にあるいづれかの本国外にある日本人。

(9) 第7節の規定により拘禁されるべき者及び表にのせるか又は他の方法によつて軍政府が明示する他のすべての者。

(10) 日本のすべての外国為替（公有及び私有）及び日本の内外にあるあらゆる種類の対外資産。

(11) 法律に従うと法律の形式に従うと称する手続によるとその他の方法によるとを問わず、強迫による譲渡、没収、剝奪又は略奪の不法行為の対象となつた財産。

(12) 所有者のいかに問わず、重要な文化的又は物質的価値を有する美術品。

貴官は、押収又は封鎖されたいずれの資産も、貴官に与えられることのある許可又は他の訓令によつて許される通りに処理されることを確実にするような措置を執る。特に上記(1)によつて封鎖される財産の場合には、貴官は、このような財産を監視の下に置きながら、この指令に従つて貴官又は認可を得た者によるその使用を許すような許可制度を採用することに着手する。上記(1)によつて封鎖される財産の場合には、貴官は、この指令の目的に従い、且つ軍国主義的その他の好ましくない勢力の隠蔽を防止するのに適当な保障の下において迅速な返還のための措置を執る。

貴官は、貴官が上記(1)に述べられているすべての資産の完全な披露を得るのに必要と考えるような報告を日本政府に要求する。

46 貴官は、日本の内外にある、すべての日本の外国為替（公有及び私有）及びすべての種類の対外資産を探し出し、貴官によつて貴官の管理下に設けられる特別の機関の所有又は管理に帰せしめる。

47 輸出入から生ずるものを含むすべての外国為替取引は、日本が潜在的戦争能力を發展させるのを防止し、且つこの指令に述べられている他の目的を達成する目的をもつて管理される。これらの目的を遂行するために、貴官は、

(i) 規則又は許可によつて認められるものを除き金、銀、白金、外国為替のすべての売買及びあらゆる種類の外国為替取引を禁止する。

(ii) 輸出代金であるいかなる外国為替も、この指令の目的達成に直接必要な輸入の支払にあつては、又合同参謀本部を通ずる本国政府の特別の承認なくしては外国為替資産を他のいかなる用途に当てることを認めない。

(iii) 次のものを含むすべての外国為替取引に關し有効な管理を実施する。

- (1) 日本国内の者と日本国外の者との間の財産に關する取引。
  - (2) 日本国内の者が日本国外の者に対し有する負債、又は将来支払うべき負債に關連する取引。
  - (3) いかなる外国為替資産又は他の形式の財産の日本国への輸入又は日本からの輸出に關連する取引。
- (c) 貴官は、日本のすべての在外及び対外資産に關し本国政府に完全な報告を提出する。

48 いかなる外国の者、機関又は政府による日本又は日本人に対するいかなるクレジットの供与も、貴官の勧告に基き合同参謀本部を通じて本国政府により認可されない限り許されない。

49 貴官が日本銀行若しくはいかなる他の銀行にも又はいかなる公的若しくは私的機関にもクレジットを供与することは予期されていない。貴官の見解において、このような行動が不可欠となる場合には、貴官は、貴官の適当と考ふる緊急行動を執ることができるが、そのような場合には、貴官はその事実を合同参謀本部を通じて本国政府に報告する。

50 貴官は、貴官の軍事占領の財政的運営を示すのに必要であるような經理と記録を行い、合同参謀本部に対しその要求することのある情報を提供する。このうちには、貴官の軍隊による通貨の使用、政府勅定によるすべての決済、占領費及び貴官の軍隊の参加を伴う作戦又は活動から生ずる他の経費に關する情報を含む。

所有権の証憑を移管したる後直ちに、以上持株会社に於て占むる一切の地位より辭職し、且つ直ちに解散さるべき持株会社の管理又は政策に關し、直接たると間接たるとを問わずいかなる影響をも及ぼすことなかるべし

D、三井、安田、住友、岩崎一族の一切の成員は金融的、商業的、非商業的又は工業的企業に占むる一切の地位より直ちに辭職し、且つ解体さるべき企業の管理又は政策に直接たると間接たるとを問わず影響を及ぼすことなかるべし

二、日本政府は持株会社整理委員会を設置す。その機能は左記に掲ぐるものを含む。

- A、持株会社より移管されたる全財産の清算を可及的に推進すること
- B、移管財産と引換に持株会社に対し受領書を発行すること、同受領書は譲渡、移転、見返担保に供するを得ず
- C、移管財産の最終的処分に至る迄の間、それに附随する投票権を行使すること、但しその範囲は会計及び報告の適当なる手段を保證し、及び管理、法人業務の変更、その他連合軍最高司令官の特に希望するが如き変更の達成に限ること
- D、移管財産の最終的清算として持株会社に日本政府公債を交付し、前記受領書を回収すること

公債は、交付月日より十年以上の満期とし且つ譲渡を認めず、相統以外の移転を認めず。但し、委員会の決定による場合のみ見返担保に供することを得、かかる例外は税、相続税の支払及びこの種の目的に限定さるべし、持株会社整理委員会は、適当と認める際は持株会社の小株主に対し受領書中の相應権利の回収として譲渡可能の公債を交付しうる権限を付与さるべし、回収に際し交付さるる公債の額面は、持株会社よりの移管財産の清算による純売上金を超過することを得ず

- E、小株主の利益を保護すること
- F、受入資金の処理、税金その他負債の支払等の如く持株会社の一般事務過程中に惹起する事務上の問題の処理

む。

編注 本指令は、アメリカの國務省、陸軍省及び海軍省によつて用意され、一九四五年一月一日、國務・陸軍・海軍三省調整委員会の決定(SWN CC五二/七)を経て、一月三日、統合参謀本部からJCS一三八〇/一五文書(原題は「日本本土における占領後軍政府に対する基本的指令」として「マッカーサー」に送付された。(Foreign Relations of the United States, 1945, Vol. VI, p. 815.)

出所 外務省特別資料部掲書「一一一六六」ページ。

(15) 持株会社の解体に關する日本政府の司令部宛書  
(一九四五年一月四日)

一九四五年一月四日

賞書宛先 連合軍最高司令官総司令部

経 由 終戦連絡中央事務局(東京)

件 名 持株会社の解体に關する件

三井本社、安田保善社、住友本社、株式会社三菱本社以下持株会社と稱すは、連合軍最高司令官の希望に應じ自發的解体の意向を以て大蔵大臣と会談を重ねてきた。

以上の商社及び自發的解体を申出する同性格の他商社の解体を統轄すべく次の如き計画を提案し承認を求む。

- 一、A、持株会社は、その所有する一切の証券及びあらゆる商社、法人、その他企業に対し有する一切の所有権、管理、利権の証憑を持株会社整理委員会に移管すべし
- B、持株会社は、その証券を所有し、所有権又は管理の証憑を保有する一切の金融的、工業的、商業的、非商業的企業に対し、直接たると間接たるとを問わず指令権又は管理権の行使を停止すべし
- C、持株会社の取締役及び監査役は、本賞書第一項に記述せる如き証券及び

三、持株会社整理委員会に移管されたる証券若しくはその他の財産の売却に際しては、これ等会社の雇員に購入優先権を付与さるべく且つ株式の場合一人が買得る株式は、所有権の民主化を最大限に保護するため制限さるべし。

四、持株会社整理委員会による移管財産の売却に際し、持株会社及び三井、安田、住友、岩崎一族はこれ等財産を購入手得ず、又これ等財産に關する名義、所有権若しくは利権を獲得することを得ず。

五、持株会社整理委員会の諸帳簿、諸記録、諸勘定及び会合は、如何なる時に於ても連合軍最高司令官に対し公開さるべく且つ同委員会の一切の行為は、最高司令官の承認又は検閲を受くべし。

六、持株会社整理委員会の委員たるべく推薦を受けたるものは、その任命に先立ち最高司令官の承認を要すべく且つ如何なる時に於ても最高司令官は、その欲する被推薦者を同委員会の委員に任命することを得。

七、証券及びその他所有権、管理の証憑を持株会社整理委員会に移管さるるや直ちに持株会社解体に對する手続を開始すること。

八、持株会社の解体は、持株会社整理委員会の監督下におかるべく、且つ持株会社がその債権者に支払うべき充分なる資産を保有しない場合同委員会は、最高司令官の同意を得て自己の所有する持株会社の資産を以て負債を支払う権限を有する。

九、持株会社整理委員会は、連合軍最高司令官の許可を得て本賞書第二項若しくはその他の項に述べられたる公債の同社株主に対し、その利益額に應ずる額を直接交付発行することを得べし。但し、持株会社解体が同公債の発行又は配布以前に達成されたる場合に限り前記案は、連合軍最高司令官の承認と共に即時効力を発するものとす。

日本帝国政府

大蔵大臣 子爵 波沢 敬三

編注 訳文は当初の大蔵省訳(大蔵省資料乙五一—一三〇三所収)に若干の改訂(持株会社清算委員会→持株会社整理委員会、表示物→証憑など)を加

えたもの。なお文書の形式は司令部に提出された英文のコピー(大蔵省

資料Z五二六一二七一(所収)より補正した。General Headquarters  
Suprem Commander for the Allied Powers は連合軍最高司令官総司令部とした。以下同じ。

出所 持株会社整理委員会『日本財閥とその解体』I、一六三―一六四ページ。

(16) 持株会社解体に関する司令部覚書

(一九四五年一月六日SCAPIN二四四)

連合軍最高司令官総司令部

AG〇〇四(四五、一一、六)ESS/ADM

一九四五年一月六日

覚書宛先 日本帝国政府

經由 終戦連絡中央事務局(東京)

件名 持株会社の解体に関する件

一、三井本社、安田保善社、住友本社及び株式会社三菱本社の解体計画案を受領せることを通告する。

二、茲に提案の計画は全般的に是認せられたるを以て、日本帝国政府は、即時これが実施に進むべし。持株会社整理委員会に移管せられたる財産の処分は、連合軍最高司令官の事前承認なくしては一切為すべからず、日本政府は、持株会社整理委員会の設立に関する法制を最高司令官に提出しその承認を受くべし。提案を随時推敲又は修正し且つその実施を監督及び検閲する行動の完全なる自由が連合軍最高司令官に留保せられあることを明確に理解せらるるを要す。

三、日本帝国政府は、即時適切有効なる必要措置を取り三井本社、安田保善社、住友本社及び株式会社三菱本社並びに三井、岩崎、安田及び住友一家の家族若しくは一切の彼等の代行者による一切の動産若しくは不動産(右には証券並びにその他の所有権、負債又は支配権の証拠物件を含む)の売却、贈与、譲受又は移転を禁止すべし。

四、日本帝国政府は、本覚書受領後十五日以内に左の各項を表示する報告書を送

合軍最高司令官に手交すべし。

① 昭和二十年十一月一日現在に於ける三井、岩崎、安田及び住友一家の家族が権利、権限又は利害関係を有せる一切の動産、不動産、証券及びその他の所有権、負債及び支配権の証拠物件

② 昭和二十年一月一日以降、三井、岩崎、安田及び住友一家の一切の家族により為されたる動産又は不動産(右には彼等の所有する証券その他所有権、負債及び支配権の証拠物件を含む)の一切の取引

五、日本に於ける私的の工業、商業、金融及び農業の合同を解体し、且つ好ましからざる連鎖的経営陣並びに法人相互間証券所有を除去することは、連合軍最高司令官の意図なり、その目的とする所左の如し。

① 所得並びに生産及び商業の手段の所有権の一層広汎なる分配を許すこと

② 日本国内に於ける平和的民主主義的勢力の伸長に資する如き経済的方途及び制度の発達を促進すること

本覚書第一項に言及せる日本帝国政府の提案は、以上の目的に対する単なる予備手段と認めらるべし。

六、よつて日本帝国政府は、左の諸計画を速かに提出し連合軍最高司令官の承認を受くべし。

① 本覚書第一項に受領確認をせる通報に言及せる以外の工業、商業、金融及び農業の結合の解体計画

② 私的独占を創設し助成し、又はその強化に資すべき一切の立法的又は行政的法令の撤廃計画

③ 私的独占及び商業の制限、好ましからざる連鎖的経営陣、好ましからざる法人相互間の証券所有を除去並びに防止し、商業、工業及び農業よりの銀行の分離を確保し民主主義的基礎に立ち、工業、商業、金融及び農業に於ける競争の平等なる機会を商社及び個人に供与する如き法律の制定計画

七、日本帝国政府は、日本人が私的国際カルテル又はその他の制限的私的国際協定若しくは取極に参加することを終止並びに禁止する為、即時有効なる必要手段を講ずべし。

八、本覚書受領の上はその旨を通告すべし。

最高司令官に代り

高級副官補、陸軍大佐 H、W、アーレン

編注 文書の形式は、英文コピーによって補正した。訳文は、覚書接受当初の

大蔵省訳(大蔵省資料Z五〇八一―一二)とは異なっている。

出所 持株会社整理委員会前掲書、一六四―一六五ページ。

(17) 農地改革に関する司令部覚書

(一九四五年二月九日SCAPIN四一一)

連合軍最高司令官総司令部

AG六〇二・六(四五、一一、九)CIE

一九四五年二月九日

覚書宛先 日本帝国政府

經由 終戦連絡中央事務局(東京)

件名 農地改革

一、民主化促進上経済的障害を排除し、人權の尊重を全からしめ且教世紀に亘る封建的圧制の下日本農民を奴隷化して来た経済的桎梏を打破するため日本帝国政府はその耕作農民に対しその労働の成果を享受させる為現状より以上の均等の機会を保証すべきことを指令せらる

二、本指令の目的は全人口の過半が耕作に従事している国土の農業構造を永きに亘つて病的ならしめて来た諸多の根源を芟除するに在る、その病根の主なるものを掲げれば次の如し

A、極端なる零細農形態 日本のお過半数の農家が一・五エーカー以下の土地を耕作している

B、極めて不利なる小作条件下における小作農の夥多 日本農民の四分ノ三以上が小作乃至自作小作であり収穫の半分乃至それ以上の小作料を支払っている

合軍最高司令官に手交すべし。

① 昭和二十年十一月一日現在に於ける三井、岩崎、安田及び住友一家の家族が権利、権限又は利害関係を有せる一切の動産、不動産、証券及びその他の所有権、負債及び支配権の証拠物件

② 昭和二十年一月一日以降、三井、岩崎、安田及び住友一家の一切の家族により為されたる動産又は不動産(右には彼等の所有する証券その他所有権、負債及び支配権の証拠物件を含む)の一切の取引

五、日本に於ける私的の工業、商業、金融及び農業の合同を解体し、且つ好ましからざる連鎖的経営陣並びに法人相互間証券所有を除去することは、連合軍最高司令官の意図なり、その目的とする所左の如し。

① 所得並びに生産及び商業の手段の所有権の一層広汎なる分配を許すこと

② 日本国内に於ける平和的民主主義的勢力の伸長に資する如き経済的方途及び制度の発達を促進すること

本覚書第一項に言及せる日本帝国政府の提案は、以上の目的に対する単なる予備手段と認めらるべし。

六、よつて日本帝国政府は、左の諸計画を速かに提出し連合軍最高司令官の承認を受くべし。

① 本覚書第一項に受領確認をせる通報に言及せる以外の工業、商業、金融及び農業の結合の解体計画

② 私的独占を創設し助成し、又はその強化に資すべき一切の立法的又は行政的法令の撤廃計画

③ 私的独占及び商業の制限、好ましからざる連鎖的経営陣、好ましからざる法人相互間の証券所有を除去並びに防止し、商業、工業及び農業よりの銀行の分離を確保し民主主義的基礎に立ち、工業、商業、金融及び農業に於ける競争の平等なる機会を商社及び個人に供与する如き法律の制定計画

七、日本帝国政府は、日本人が私的国際カルテル又はその他の制限的私的国際協定若しくは取極に参加することを終止並びに禁止する為、即時有効なる必要手段を講ずべし。

C、極めて高率の農村金利の下における農村負担の重圧 全農村在住世帯の半数足らずが僅かにその農業収入を維持し得ているに過ぎない程度に農村負債は農村深く食い入っている

D、商工業に対比し格段に農業上に不利なる政府の財政政策 農業金融の金利及び農業に対する直接税は商工業におけるそれよりも遥かに重圧的である

E、農民の利害を無視せる農民乃至農村団体に対する政府の権力的統制 農民の利害と懸け離れたる統制団体により一方的に割当てられたる供出割当は往々にして農民を飯米農乃至供出非協力利己的農家に追込んでいく

日本農民の解放はこの如き農村の基本的禍根が徹底的に芟除せらるるに至るに非ざれば進行を始めないであらう

三、よつて日本政府は一九四六年三月十五日までに次の諸計画を内容とする農地改革案を本司令部に提出すべし

A、不在地主より耕作者に対する土地所有権の移転

B、耕作せざる所有者より農地を適正価格を以て買取取る制度

C、小作者収入に相応せる年賦償還による小作人の農地買取制

D、小作人が自作農化したる場合再び小作人に転落せざるを保證するための制度

右保証策は左記事項に亘るべし

(1) 適正利率による農村長期及び短期信用の普及確保

(2) 加工業者及び配給業者の搾取に対する農民の保護手段

(3) 農産物価格の安定策

(4) 農民に対する技術上その他の啓発事項普及の計画

(5) 非農民的利害に支配せられずかつ日本農民の経済的文化的進歩を目的とせる農村協同運動の醸成並に奨励計画

E、なほ日本帝国政府は上記項目以外において農民の国民経済への寄与に相応したる農民の国民所得分け前の享受を保證するため必要と認められる計画を提出すべし

出所 農地改革記録委員会『農地改革願末概要』、一一一―一二一ページ。

(18) 極東委員会及び連合対日理事会付託条項 (抄録)  
(一九四五年二月二七日公表)

極東委員会及連合対日理事会付託条項

(一九四五年十二月二十七日モスコウ會議公表文抜萃)

甲 極東委員会

極東諮問委員会ニ代ルベキ極東委員会ノ設置ニ関シテハ中華民國ノ同意ヲ得テ意見ノ一致ニ到達セリ極東委員会ニ関スル付託条項ハ左ノ如シ

- 一 委員会ノ設置  
「ソヴィエト」社会主義共和国連邦、連合王国、合衆国、中華民國、「フランス」国、「オランダ」国、「カナダ」、「オーストラリア」、「ニュー、ジールランド」、「インド」及「フィリピン」ノ代表者ヨリ成ル極東委員会ハ茲ニ設置セラル
- 二 任 務  
甲 極東委員会ノ任務ハ左ノ如シ

- 一 日本国ガ降伏条項ニ基ク自国ノ義務ヲ完遂スルニ付準拠スベキ政策、原則及基準ヲ作成スルコト
- 二 連合国最高司令官ニ対シテ発セラレタル指令又ハ最高司令官ガ執リタル行動ニシテ委員会ノ権限内ニ在ル政策決定ニ関係アルモノヲ参加国ノ要請アリタルトキ検討スルコト
- 三 後ニ掲グル五ノニ規定セララル投票ノ手続ニ從ヒ到達セラレタル参加国政府間ノ合意ニ依リ委員会ノ任務ニ属セシメラルル他ノ事項ヲ審議スルコト
- 乙 委員会ハ軍事行動ノ遂行ニ関シ又ハ領土ノ調整ニ関シテハ勸告ヲ為スコトナカルベシ
- 丙 委員会ハ其ノ活動ニ関シテハ連合対日理事会ガ設置セラレタル事実ヨリ出発シ且合衆国政府ヨリ最高司令官ヘノ命令系統及最高司令官ノ占領軍隊ニ対スル指揮ヲ含ム日本国ニ於ケル現存ノ管理機構ヲ尊重スベシ

ヲ得右委員会ハ連合最高司令官トノ協議ノ為議長ヲ通シ実行可能ナル取極ヲ為スコトヲ得

二 委員会ノ各代表者ハ非軍人及軍人ノ双方ヲ含ム適當ナル随員ヲ同伴スルコトヲ得

三 委員会ハ其ノ事務局ヲ組織シ、適當ト思考セララル分科委員会ヲ設ケ且他ノ方法ニ依リ委員会ノ組織及手続ヲ完全ナラシムベシ

七 終 了

極東委員会ハ次ノ四国即チ合衆国、連合王国、「ソヴィエト」社会主義共和国連邦及中華民國ノ代表者ヲ含ム一切ノ代表者ノ少クトモ過半数ノ同意ニ依リ其ノ趣旨ノ決定ガ為サレタルトキ任務遂行ヲ終止スベシ自己ノ任務遂行ノ終了ニ先ダチ委員会ハ適當ニ移譲シ得ル任務ヲ参加国政府ガ加盟国タル中間的又ハ常設的安全保障機構ニ移譲スベシ

合衆国政府ガ四国ノ為ニ付託条項ヲ一ニ規定セラレタル他ノ政府ニ提示シ改訂セラレタル基礎ニ於テ委員会ニ参加スルコトヲ右他ノ政府ニ対シ要請スベキコト協定セラレタリ

乙 連合対日理事会

連合対日理事会ノ設置ニ関シ中華民國ノ同意ヲ得テ左ノ協定ニモ到達セリ  
一 降伏条項ノ実施即チ日本国占領及管理並ニ降伏条項ノ補足的指令ノ執行ニ関シ最高司令官ト協議シ及之ニ助言ヲ与フル為並ニ本協定ニ於テ許与セラレタル管理権ヲ行使スル為連合最高司令官(又ハ其ノ代理者)ヲ議長トシ東京ニ所在地ヲ有スル連合理事會ガ設置セララルベシ

- 二 連合理事會ノ委員ハ議長ニシテ且合衆国ノ委員タルベキ最高司令官(又ハ其ノ代理者)、一名ノ「ソヴィエト」社会主義共和国連邦委員、一名ノ中華民國委員並ニ連合王国、「オーストラリア」、「ニュー、ジールランド」及「インド」ヲ同時ニ代表スル一名ノ委員ヨリ成ルベシ
- 三 各委員ハ軍人及非軍人ノ顧問ヨリ成ル適當ナル随員ヲ有スル權利ヲ与ヘラルベシ
- 四 連合理事會ハ二週間毎ニ一回ヨリ少カラズ會合スベシ

三 合衆国政府ノ任務

- 一 合衆国政府ハ委員会ノ政策決定ニ從ヒ指令ヲ作成スベク且適當ナル合衆国政府機関ヲ通シ右指令ヲ最高司令官ニ傳達スベシ最高司令官ハ委員会ノ政策決定ヲ表明スル指令ヲ執行ノ任務ヲ課セラルベシ
- 二 委員会ガ二ノ甲ノ二ニ從ヒ検討セラレタル指令又ハ行動ノ変更セララルベキコトヲ決定スルトキハ委員会ノ右決定ハ政策決定ト看做サルベシ
- 三 合衆国政府ハ委員会ニ依リ既ニ作成セラレタル政策ニ依リ網羅セラレザリシ緊急事項發生スルトキハ常ニ委員会ガ行動ヲ執ルニ至ル迄ノ間最高司令官ニ対シ中間指令ヲ発スルコトヲ得但シ日本国ノ憲政機構若ハ管理制度ノ根本的変更ヲ規定シ又ハ全体トシテノ日本国政府ノ変更ヲ規定スル指令ハ極東委員会ニ於ケル協議及意見ノ一致ノ達成ノ後ニ於テノミ發セララルベシ
- 四 發セラレタル一切ノ指令ハ委員会ニ提出セララルベシ

四 他ノ協議方法

委員会ノ設置ハ参加国政府ガ極東問題ニ関シ他ノ協議方法ヲ使用スルコトヲ妨グルコトナカルベシ

五 構 成

- 一 極東委員会ハ本協定ノ当事国タル各一名ノ代表者ヨリ成ルベシ委員会ノ参加国數ハ参加国間ノ合意ニ依リ狀況ガ正当トスル限り極東ニ在リ又ハ極東ニ領土ヲ有スル他ノ連合国ノ代表者ヲ加フルコトニ依リ増加セララルコトヲ得委員会ハ委員会ニ付託セラレタル事項ニシテ委員会ノ参加国ニ非ザル連合国ニ特ニ関係アルモノニ関スル右連合国ノ代表者トノ必要ノ場合ニ於ケル充分且適當ナル協議ニ付規定ヲ設クベシ
- 二 委員会ハ全員一致ニ滿タザル投票ニ依リ行動ヲ執ルコトヲ得但シ右行動ハ次ノ四国即チ合衆国、連合王国、「ソヴィエト」社会主義共和国連邦及中華民國ノ代表者ヲ含ム一切ノ代表者ノ少クトモ過半数ノ同意ヲ得ベキモノトス

六 所在地及組織

- 一 極東委員会ハ其ノ本部ヲ「ワシントン」ニ置クベシ右委員会ハ望マント思考セバ其ノ場合ニ於テハ必要ニ応ジ東京ヲ含ム他ノ場所ニ於テ會合スルコト

五 最高司令官ハ降伏条項ノ執行即チ日本国ノ占領及管理並ニ降伏条項ノ補足的指令執行ノ為ノ一切ノ命令ヲ發スベシ一切ノ場合ニ於テ行動ハ日本国ニ於ケル唯一ノ連合国ノ為ノ執行権者タル最高司令官ノ下ニ且之ヲ通ジ遂行セララルベシ最高司令官ハ事態ノ緊急性ノ許ス限り重要事項ニ関スル命令ヲ發出ニ先チ理事會ト協議シ且之ニ通知スベシ右事項ニ関スル最高司令官ノ決定ハ支配的タルベシ

六 日本国ノ管理制度ノ变革、憲政機構ノ根本的变革及全体トシテノ日本国政府ノ変更ニ関スル問題ニ付テノ極東委員会ノ政策決定ノ執行ニ関シ理事會ノ一委員ガ最高司令官(又ハ其ノ代理者)ト意見一致セザルトキハ最高司令官ハ極東委員会ニ於テ意見一致ガ達成セララル迄右問題ニ関スル命令ヲ發出ヲ差控フベシ  
七 必要アル場合ニ於テハ最高司令官ハ連合理事會ノ他ノ連合国代表者トノ適當ナル予備的協議ノ後日本国政府ノ個々ノ大臣ノ變更ニ関シ又ハ個々ノ閣員ノ辭職ニ依リ生ジタル欠員ノ補充ニ関シ決定ヲ為スコトヲ得  
出所 外務省特別資料部前掲書、一七一―一七八ページ。

(19) 天皇人間宣言 (昭和二年一月一日付詔書)

詔 書

茲ニ新年ヲ迎フ。願ミレバ明治天皇明治ノ初國是トシテ五箇条ノ御誓文ヲ下シ給ヘリ。曰ク、

- 一、広ク會議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ
  - 一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フヘシ
  - 一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
  - 一、旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
  - 一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 御旨公明正大、又何ヲカ加ヘン。朕ハ茲ニ誓ヲ新ニシテ國運ヲ開カント欲ス。須ラク此ノ御趣旨ニ則リ、旧来ノ陋習ヲ去リ、民意ヲ暢達シ、官民學ゲテ平和主義

ニ徴シ、教養豊カニ文化ヲ築キ、以テ民生ノ向上ヲ図リ、新日本ヲ建設スベシ。大小都市ノ蒙リタル戦禍、罹災者ノ艱苦、産業ノ停頓、食糧ノ不足、失業者増加ノ趨勢等ハ真ニ心ヲ痛マシムルモノアリ。然リト雖モ、我國民ガ現在ノ試煉ニ直面シ、且徹頭徹尾文明ヲ平和ニ求ムルノ決意固ク、克ク其ノ結束ヲ全ウセバ、独リ我國ノミナラズ全人類ノ為ニ、輝カシキ前途ノ展開セラルルコトヲ疑ハズ。夫レ家ヲ愛スル心ト國ヲ愛スル心トハ我國ニ於テ特ニ熱烈ナルヲ見ル。今や實ニ此ノ心ヲ拡充シ、人類愛ノ完成ニ向ヒ、献身ノ努力ヲ効スベキノ秋ナリ。惟フニ長キニ亘レル戦争ノ敗北ニ終リタル結果、我國民ハ動モスレバ焦躁ニ流レ、失意ノ淵ニ沈淪セントスルノ傾キアリ。詭激ノ風漸ク長ジテ道義ノ念頗ル衰へ、為ニ思想混乱ノ兆アルハ洵ニ深憂ニ堪ヘズ。

然レドモ朕ハ爾等國民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジウシ休戚ヲ分タント欲ス。朕ト爾等國民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、單ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本國民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ。朕ノ政府ハ國民ノ試煉ト苦難トヲ緩和センガ為、アラユル施策ト經營トニ万全ノ方途ヲ講ズベシ。同時ニ朕ハ我國民ガ時艱ニ蹶起シ、当面ノ困苦克服ノ為ニ、又産業及文運振興ノ為ニ勇往センコトヲ希念ス。我國民ガ其ノ公民生活ニ於テ團結シ、相倚リ相扶ケ、寛容相許スノ氣風ヲ作興スルニ於テハ、能ク我至高ノ伝統ニ恥ヂザル真價ヲ發揮スルニ至ラン。斯ノ如キハ實ニ我國民ガ人類ノ福祉ト向上トノ為、絶大ナル貢獻ヲ為ス所以ナルヲ疑ハザルナリ。一年ノ計ハ年頭ニ在リ、朕ハ朕ノ信頼スル國民ガ朕ト其ノ心ヲ一ニシテ、自ラ奮ヒ自ラ勵マシ、以テ此ノ大業ヲ成就センコトヲ庶幾フ。

昭和二十一年一月一日  
内閣総理大臣 兼 男爵 幣原喜重郎  
第一復員大臣 第二復員大臣 岩田 宙造  
司法大臣 岩田 宙造

出所 『官報』昭和二十一年一月一日号外。

農林部	大臣	松村 謙三
文部省	大臣	前田 多門
外務省	大臣	吉田 茂
内務省	大臣	堀切善次郎
厚生省	大臣	松本 丞治
国務省	大臣	芦田 均
大藏省	大臣	次田大三郎
運輸省	大臣	田中 武雄
商工省	大臣	小笠原三九郎
国務省	大臣	小林 一三

(20) 経済危機緊急対策実施要綱(昭和二十一年一月二十六日閣議決定)

経済危機緊急対策実施要綱  
食糧並ニ金融緊急措置ヲ中心トスル今次一連ノ施策ハ之ヲ以テ当面ノ危機ヲ克服スルニ止マラズ國民ノ勤勞意欲ヲ振起セシメ生産流通ノ積極的振興ト國民生活ノ安定トヲ確保シ以テ新シキ日本國民經濟ノ発足点ヲシムルコトヲ目的トスルモノトス從ツテ之ガ実施ニ伴フ諸問題ニ對シテハ確固タル決意ノ下ニ所要ノ対策ヲ機動的ニ断行シ所期ノ効果ヲ收ムルニ遺憾ナカラシムルモノトス

- 一、就業対策及援護措置  
(一) 具体的就業計画ヲ確定シ直ニ必要ナル措置ヲ実施シ以テ國民ノ生活不安ヲ避クルト共ニ國民皆働体制ヘノ轉換ヲ図ルコト  
(二) 已ムラ得ザル生活困難者ニ對スル援護措置ヲ具体化スルコト  
(三) 以上ノ趣旨ヲ力強ク声明シ國民ニ徹底セシムルコト  
二、生産及出回対策

- (一) 既定ノ食糧対策ヲ可急の速ニ実施シ國民ニ對シテ政對ノ決意ヲ示スト共ニ食糧供給ノ見透ニ付或ル程度ノ安心感ヲ与フル如ク声明スルコト  
(二) 工鉱業生産再建ニ関スル具体的見透及計画(特ニ今後六ヶ月位ノ期間ニ付)ヲ速ニ決定実施ニ入ルモノトシ其ノ趣旨ヲ今次対策ノ一環トシテ公表シ以テ将来ニ對スル希望ト確信トヲ國民ニ与フルコト  
(三) 今次対策ノ一環トシテ食糧輸入取極ノ具体化近キコトヲ或ル程度表明シ得ルヤウ連合軍總司令部ニ懇請スルコト  
(四) 生鮮食糧品ノ生産及出回増進ニ関スル措置ヲ更ニ徹底スルコトトシ特ニ燃油ノ輸入増加ヲ今次対策ノ一環トシテ連合軍總司令部ニ懇請スルコト  
(五) 肥料、農機具、綿製品、家庭菜等ノ農家ニ對スル供給ヲ積極且確實ニ実行シ特ニ供出ヘノ見返ヲ重視スルコト  
(六) 石灰ノ配給ニ當リテハ当分ノ間最優先順位ヲ以テ之ヲ肥料生産ニ振向クルコト  
(七) 倉庫検査ヲ可急の速ニ実行シ食糧及燃油ノ外重要生必物資、農業用物資等ニ付テモ強制買上ヲ実行スルコト  
(八) 金融緊急措置発動時ノ応急対策トシテ生鮮食糧品、罐詰等ノ家庭配給ヲ実行スルコト  
(九) 米ノ供出代金ノ支払ハ新券ニ依ルコトトシ既供出分ニ付テモ同様ニ取扱フコト

(十) 正常ナル企業金融ニ付テハ金融緊急措置ノ運用上充分配慮スルト共ニ尚特段ノ措置ヲ考慮スルコトトシ以テ何等不安ナカラシムル旨ヲ声明徹底スルコト  
三、物価対策  
(一) 今次対策ノ目指ス價格貨金基準並ニ之ガ維持ノ為ノ價格統制方式ノ大綱ヲ同時ニ決定シ速ニ之ヲ実施ニ移スコト  
(二) 米価ノ引上ヲ物価対策ノ一環トシテ実施スル場合ニ於テハ既供出分ニ對シテモ之ヲ適用スル旨ヲ声明スルト共ニ糞ニ決定セル金納小作料ノ金額ハ之ヲ改訂スルコト

(三) 各省ノ所管ニ属スル貨金ノ改訂ニ付テハ予メ厚生省及大藏省ト緊密ナル連絡

- ヲ遂ゲ其ノ統一ヲ図ルコト  
四、金融対策  
(一) 今次対策ノ趣旨ヲ國民ニ遺憾ナク徹底セシムルト共ニ金融緊急措置ノ運用上ニ於テモ其ノ趣旨ヲ充分配慮スルコト  
(二) 封鎖期間ノ長短ニ付テハ經濟的社会的影響ヲ考慮ノ上当初ヨリ之ヲ確定公表スルコトトシ概ネ七、八月頃迄ヲ目途トスルコト  
(三) 新券トノ引換ノ時期ハ之ヲ可急の速ニ線上グルヤウ努力スルコト  
(四) 金融緊急措置ノ運用ニ當リテハ正常ナル生活資金、企業資金、選挙費用、療養、教育資金等ニ付不安ナカラシムルヤウ取扱ヒ尚引揚邦人及戦災者ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フコト  
(五) 旧券預入期限ハ僻地ニ付テハ適宜之ガ延長ヲ認ムルコト  
(六) 金融緊急措置ノ発動当初ニ於テ運轉資金払出ノ停止スルガ如キコトナキヤウ特ニ配慮スルコト

五、發表並ニ民間協力ノ確保  
(一) 今次対策ノ意義ニ顧ミ之ガ發表並ニ民間協力確保等ノ事項ニ付テハ内閣総理大臣陣頭ニ立チ関係大臣ノ談話其ノ他ノ方法ヲ並行且同時ニ行フコト  
(二) 政党、言論機関等ノ協力確保ニ関シテハ主トシテ内閣書記官長中心トナリ各省ト協力シテ特段ノ努力ヲ為スコト  
(付記)  
連合軍總司令部ヘノ説明ニ當リテハ本要綱ノ趣旨ニ依リ之ヲ為シ政府ノ真摯且真剣ナル決意ト理解ヲ得ルニ努ムルト共ニ能ク限リ今次対策ニ関シ同司令部ノ支持の態度ヲ期待シ得ルヤウ懇請スルコト  
出所 大藏省資料Z六二〇一三二。

(21) 指令第三号の修正に関する覚書

(昭和二十一年五月二十五日SCAPIN九八四)  
連合軍最高司令官總司令部

APO五〇〇

千九百四十六年五月二十五日

AGO九一・三(四六、五、二五)ESS/ST  
(SCAPIN九八四)

覚書宛先 日本帝国政府

經由 在東京終戦連絡中央事務局

件名 SCAPIN第四七号(指令第三号)の修正に関する件

最高司令官に代り

一 日本帝国政府は、千九百四十五年九月二十二日附指令第三号(SCAPIN

第四十七号)が次のとおり修正されることを、ここに通告される。

い 第八項イは削除され、次のものをもって代える。

「八 イ 日本帝国政府ハ専ラ臨床診断ニ従事スル医療実験所ヲ除ク一切ノ実験所、研究所並ニ同種ノ科学及技術機関ニ対シ左記情報ヲ含ム報告書ヲ終戦連絡中央事務局ヲ經由シ連合最高司令官ニ提出スルコトヲ要求スベシ

(1) 名称

(2) 位置

(3) 所有者

(4) 施設ノ説明

(5) 使用人数

(6) 千九百四十年一月一日以降千九百四十五年九月一日迄ニ研究セラレタル一切ノ企画及現ニ研究セラレ居ル一切ノ企画ニ関スル明細表」

ろ 第八項ハは削除され、次のものをもって代える。

「八 ハ 日本帝国政府ハ前記諸機関ニ対シ右諸機関ノ施設及所屬員ガ直前六箇月間ニ其ノ為ニ使用セラレタル諸企画及其ノ業績ヲ詳細ニ陳述セル報告書ヲ毎年一月一日及七月一日現在ヲ以テ終戦連絡中央事務局ヲ經由シ連合最高司令官ニ提出スル様指令スベシ日本帝国政府ハ又右諸機関ニ対シ右諸機関ガ次ノ六箇月間ニ其ノ為ニ作業スルコトヲ欲スル諸企画ノ目錄ヲ作製スル様要求スベシ右報告書ハ夫々二月一日及八月一日又ハ右期日以前ニ連合最高司令官ニ到達スベシ」

(23) 物資の国内消費制限方針についての極東委員会決定

(一九四七年三月一日四日発表)

生活用品の国内消費制限(二二・三・一四)

極東委員会は十四日、日本における繊維製品、金属製品、その他の物資の国内消費を、日本が侵略した諸国に対する供給を増加するため、嚴重制限する方針を決定したと発表した。この政策指令は二月二十七日起草され、すでにマツクアーサー元帥のもとに送付されている。内容つぎのとおり(AP)

一、世界的な物資不足の期間、日本はとくに繊維製品、金属製品、ゴム製品、陶器および電気器具などの国内消費は必要に応じ最小限に制限し、戦争中侵略した諸地域に供給しなければならない。

二、日本政府はこの指令に基づき、前記商品のほか石炭、紡績機械その他軽機械を含む輸出増大のための措置を講ずべきである。

一、マツクアーサー元帥から別の指令が出ない限り綿製品の消費量は一人当り年二ポンド半に制限される。ただし労働者には総量で最高五千万ポンドまでの増配が認められる。

一、右の方針に関する事項は、日本からの賠償撤去ないし将来における日本の経済水準に関する決定には少しも影響をおよぼさない。

一、この方針の実施期間は、極東委員会が延長しない限り、一九四七年十二月三十一日をもって終る。

出所 朝日新聞社『朝日経済年史』昭和二二年版、一九三ページ。

(24) 経済安定・統制強化に関するマツクアーサー元帥・吉田首相

往復書簡(一九四七年三月二日、三月二八日)

一九四七年三月二日

総理大臣閣下

昨年の今頃日本国民は重大なる食糧危機に遭遇したが右危機は全経済を瓦解せし

は 次の各項が追加される。

「八 ホ 其ノ活動ガ好戦的活動ノ分野ニ於ケル発達ニ向ケラルル場合ヲ除キ科学上及技術上ノ知識伸達ノ為ノ研究及教授ハ第八項イ又ハ第八項ハノ規定ニ從ヒタル機関ニ於テハ許可セラル」

「八 ハ 本項ニ含マルル指令履行ノ為連合最高司令官總司令部ノ關係部局ト日本帝国政府機関トノ間ノ直接連絡ヲ茲ニ認可ス」

最高司令官に代り

出所 外務省特別資料部前掲書、八八一九〇ページ。

高級副官、代将 B、M、フィッチ

(22) 日本国民の生活水準に関する極東委員会決定

(一九四七年一月二三日)

日本国民の生活水準に関する極東委員会政策決定(一九四七・一・二三)

一、極東委員会は、政策として、日本国民の平和的必要とは、大体において一九三〇年―一九三四年の間に日本において一般的であつた生活水準であると定義されるべきであると決定する。

二、一九三〇年―一九三四年の生活水準に関する資料は、この目的のため、一九五〇年における日本の平和的必要の推計作成のため使用されるべきである。右水準内における産業構造の質及び規模を推計するにあつては、技術的発達、国際收支及び雇用等の諸要因を考慮しなければならない。

三、前記政策を承認することは、いずれかの個々の産業の特定の水準を予め承認することを意味するものと解されてはならない。

編注 大蔵省大臣官房調査部訳。

出所 大蔵省大臣官房調査部『調査月報』第四〇巻特別第四号、昭和二六年三月、五八ページ。

め国民に蔽しき困苦を齎らした。此の非常時態に対し米国は相当量の食糧を輸送し、之により日本国民は広汎な飢餓より遁れ得た。本年度も亦国内産による供給を補い日本国民の必要最少限度の需要に応ずる為食糧の輸入が予定されている。併し乍ら本官としては貴下に対し之等食糧の輸入は最少限度の基準で計算されるものであり且国産食糧の最大限の利用と之等供給の公正な配給を前提とするものであることを御注意致さねばならぬ。食糧配給の継続遂行の為所定ルートによる食糧の蒐集を最大ならしむること並に余剰県より不足県への食糧移譲を適正に行うことは明かに日本政府の責任である。

此の際本官は一九四五年九月二二日日本帝国政府に発せられたる指令第三号につき貴下の注意を喚起致し度い。本指令により賃銀及価格を確固たる統制下に置き且供給不足せる必需品につき厳格なる割当配給計画を策定維持すると共に之等品目の適正配給を確保することは日本政府の責任と定められている。日本政府が日本国民に対するこの責任を果すべきことは至上命令である。連合国は日本に於て特定の生活水準を維持する又は維持したことにつき固より何等の責任もないし又日本が其自身の食糧供給の公正有効なる配給を確保し得ざりしが為生ずる不足を埋める為食糧を輸入する責任もない。

食糧問題は日本の平和的再建の基調ではあるが孤立せる現象には非ずして寧ろ原料及工業製品の増産、賃銀及価格の安定、最大量の輸出及健全なる財政等其の他の要素をも包含する経済安定の総合的問題の一部に過ぎない。尚又食糧の闇取引のあること及完全なる供出の出来ぬことは一般不適正配給の二つの現われに過ぎない。之等の問題は密接不可分の関係にあり他の問題と切離して一問題の解決のみ考え得ざる底のものである。必要なことは全経済戦線を通ずる総合処理である。従つて日本政府としては此の目的の為設置されたる経済安定本部に依つて現情勢の要求する総合的一連の経済金融統制を展開実施する為急速且強力なる措置を採ることが絶対必要である。本件経済目標は其規模に於て国家的であり、一部局の利害を超越し従つて超政党的たるべきものである。日本政府にして直ちに確固不動の措置を講ずるに非ずんば経済界のインフレーションは食糧其他必需品の付随的不適正配給と相俟つて益々悪化すべく、産業再建は更に遅延すべく、又日本国民



民が頼もしき前進を開始せる社会的政治的目標の達成は為に危殆に瀕するに至るであらう。

日本の社会的経済的福祉は其の人的並に天然資源を平和的生活に振向けんが為の日本自らの努力如何並に民主的且有効なる経済統制の権限ある行政運営如何に懸る所大である。

日本に対する援助は日本に於ける不適正配給並にインフレーションに対処し得るに充分な程大規模なるものと期待されてはならぬ。外部よりの援助は全く日本政府の責任たる国内資源の十分なる利用如何に懸つてゐる。

敬 具

東京、日本 総理大臣 吉田 茂殿

ダグラス・マッカーサー

一九四七年三月二八日

拝啓

三月二十二日付貴翰正に拝承した。

終戦後一年半余の間に於て政府は、日本経済再建の為に諸般の施策を実施し来つた。其の実績に鑑み、更に想を新にし確固たる決意の下に所要の対策を迅速適確に断行せんとするものである。即ち

(一)食糧供出に付ては、関係当局に於て勧奨を行うと共に強力を使用しつつあり、政府は一一〇%供出の確保に万全を尽すことは勿論、その配給統制の適確を期する。鉄道輸送力の増加は最近見るべきものあり、生産県から消費地への所定の搬出をこの上とも勵行する。

(二)昭和二十二年度に於ける石炭生産三千万屯を達成し、之を中心として産業経済をその基礎から建直す。特に物資需給全般の状況に鑑み、基礎物資の重点的割当と生活物資の公平なる配分の実施に万全を尽すと共に現に行いつつあるものにして、弊害あり又は不必要なるものは之を廃止又は修正せんとするものである。之については、今期議会に提案せる各種公団を中心として、物資配給の組織及方法を全面的に再整備する。

(三)適正なる賃銀水準の維持と併行して、物価の昂騰を抑止する様努力を継続する。

が、新奇な方策を案出することにあるよりは、むしろ、たとえ古い古るされた政策であつても、それを誠実果敢に実行面においてつらぬきとおす点にあることを、この際特に銘記するのである。

終戦以来すでに二年にちかひ、しかしわれわれは、敗戦の現実がもたらす諸々の辛苦から未だ解放される時期にいたつてはいないにも拘らず希望をもちうるの、国民挙げての努力を通じて、われわれが歩一歩民主的な独立国家への発展の途を前進していると確信するからである。いろいろな形で正常的な国際関係への復帰の時期は次第に近づいてはいるが、かかる目標に到達するための最低限度の条件は、われわれ自身が此の際先ず自力を以つて、経済安定のためにできるかぎりの施策を行なうことにある。

そのことは、具体的に云えば決してなまやさしいことではないだらう、長い眼でみて、われわれを救うものが、結局において、今日における耐乏と、協力とそして血と汗との労働のほかにないことを、十分に自覚しなければならぬ。しかし、分配の公正化と不当な利得者の排除に一段の努力を払い、まじめにはたらくものどうしが、今までよりはもつともつと直接につながり合う体制を生みだすことによつて、窮乏の生活もそれだけ堪えやすいものとする事ができよう。

右のような考えを基本的な態度として、政府は、当面の危機をのりきるために次の八大項目を重点とする総合対策を実行する。その各々についての更に具体的な展開は逐一公けにしてその都度国民諸君の協力を求めたい。

第一、国民生活、特に国民の勤労の基礎である食糧を確保することがすべての根本であるから、これ以上の遅配をくいじめ、横流れを絶滅するために、あらゆる努力をつくす。

- 一、主要食糧の供出制度を根本的に改め、民主的な組織を通じて、肥料その他の生産資材を作付面積、地力等に応じて先割当し、これに対応する生産計画量を概定し、これをもととして供出割当を行うようにする。
- 二、新麦、新馬鈴薯の政府買上価格を改訂物価水準に合せて改正し、又供出報償物価のリンク制の内容を改善する。
- 三、供出を完納した農民が縁故のある都会住民に公正な経路によつて一定数量

特に不正なる物資の流通、隠退蔵等に対しては警察及び検事局に於て極力これを取締り、闇取引の弾圧に付いては今後とも全力を傾注する。

(四)輸出産業に対する資金及び原材料、動力等の供給を円滑にし、最大限度の輸出を実現する。

(五)昭和二十二年予算編成方針たる健全財政主義を堅持するとともに、放漫なる資金の供給をいましめ、インフレーションを阻止する。貯蓄の増加については更に積極的な措置をとる。

(六)これ等の経済諸施策の均衡ある実施を確保するため、経済安定本部の組織陣容を強化し強力なる推進に当らしめる。

貴官におかれては御指摘ありたる日本政府の責任遂行の為政府が以上の諸施策の実行に努力致し居ることを諒とせられ今日迄与えられたる御支援御助言を今後共引続き与えらるる様御願ひする。

敬 具

吉田 茂

総司令部 連合国最高司令官 マッカーサー元帥殿

編注 書簡の形式は大蔵省資料Z七〇三―四四所収の英文コピーにより補正。  
出所 大蔵省資料Z五二六―一四―二。

(25) 緊急経済対策(昭和二十二年六月一日閣議決定)

緊急経済対策(経安本二二、六、一〇)

国家財政は赤字をつづけ、重要企業も赤字になやみ、国民の家計もまた赤字に苦しんでいるのがわが国経済の現状である。このような事態は決して永つづきしうるものではない。何故かといへば、それは一方においては、国の経済全体として再生産の規模を日一日と狭めてゆくことを意味し他方においては悪質なインフレーションの進行を終には避けられないものとするからである。

去る三月二十二日付のマッカーサー元帥の吉田前総理大臣宛の書簡は、このような経済の实情と、その打開の方途とを早くも明瞭に指摘しているのであつて、われわれ日本国民は、その先見の明に敬意を表するとともに、難局打開の重点

の主食を送ることができるような途をひらく。

四、主食の中心が当分米以外のものとなることは避け難いので、食生活の改善特に蛋白質資源の確保に重点をおき鮮魚介品の統制を確実に実行すると共に、加工水産物にもその適用範囲を拡大する。尚その他副食品、調味料の増配を併せ実行する。

五、消費都市の蔬菜類確保のために、特産地の復活を助長してこれを消費都市に計画的に連結させ、又都会地の家庭菜園による自給を一層徹底させる。

六、労務加配の運用は、勤労の实情にあうように合理化するがその基準量はいない。

七、全国にわたつて、正常な配給品によらない料理店、飲食店等の営業をやめさせる。

八、当面の食糧危機を救うるか否かは農民の自覚による供出如何にかかつてゐる。政府は、農民の一層の努力を期待するとともに、これを妨げるものに対しては、断乎たる態度を以てのぞむ。

九、水産の増加をはかるため、漁業の科学化、漁場の拡張、資材の重点的確保に努める。

十、以上の国内施策の完遂を前提として政府は食糧輸入の懇請に全力を傾注する。

第二、食糧の確保、物価の安定その他凡ての経済安定施策のかなめである物資の流通秩序を確立する。

一、基礎的な生産資材、重要生活物資、主要食糧等徹底的な統制を必要とする重要物資は公団方式によつて配給を確保する。

二、統制の必要が右に次ぐ物資については、現在の割当切符制を継続又は新に適用するものとし、割当物資の流れを最後までつかんでその経路と使用実績を明らかにするように切符制度の運用に改善を加える。

三、割当制度については、実績主義、能力主義を排し、能率と手持資材の活用とを主眼として企業の公正な競争を助長するように改める。

四、隠匿物資の摘発活用を強力に推進する。

- 五、取締の重点を経済行政の監査と大口の経済違反行為及び闇ブローカーの摘発に置く。
- 六、輸送統制を強化して、闇物資の移動を抑制する。
- 第三、これまでの経済の推移の結果、現行公定価格がまじめな産業企業の活動を著しく妨げている現状にあるので、この際賃金及物価を全面的に改訂してその維持安定を図る。
- 一、公定価格の全般に亘り、速かに且つ総合的にこれを改訂調整し、この新価格体系を堅持する。
- 二、価格の決定は原則として原価主義をとるが、利潤、原価償却等の原価要素の算定については、各産業の特性に応じて適当な調整を加える。
- 主要農産物の価格は、農業生産に関係ある鉱工業製品の価格との均衡を基礎としてこれを定める。
- 三、赤字補償、価格調整補給金は原則としてこれを廃止するが、経済の総合的観点から特に必要とされる場合にかぎりこれを認める。
- 四、価格改訂によつて生ずる差益はこれを国庫に徴収する。
- 五、価格公定の実益の乏しい雑品は、物価統制の対象から除き品目を整理する。
- 六、賃金と物価との関係については、公定価格による正規配給量の増加に重点を置き、これによつて実質賃金の充実、貨幣賃金の維持を図り、実質的にその安定を齎らすに努めることを主眼とし、形式的な賃金停止乃至は統制の措置は行わない。
- 七、貨幣賃金は、右の趣旨にもとづき、改訂さるべき公定価格と消費財の正規配給量とを、同時に考慮しながら定めるのを原則とする。
- 第四、通貨面よりするインフレーションの要因を除去するために財政金融の健全化を図る。
- 一、財政は、国民経済全般の円滑な運行及び再建に最も効果的ならしめることを主眼とし、健全財政主義を堅持する。
- 二、歳出の節約繰延を図るために実行予算を編成する。

- 能率賃金制の拡大、職場規律の確立等を図る。
- 二、輸出産業の振興等生産的な雇傭機会の造出及び拡大に画期的な努力を傾注すると共に、公共事業の実施によつて、できるだけ失業者の吸収に努める。
- 三、職業紹介機関の効率的な運営と職業輔導施設の拡充によつて、失業者特に引揚者の就職を促進する。
- 四、失業者の生活安定のため、失業手当乃至失業保険の制度を速かに設ける。
- 第七、食糧及び再建のため必要な基礎資材の輸入をまかない、ひいては東洋諸国の復興にできるだけの寄与を為すために国内消費の一次的圧縮を忍んでも、輸出の振興に力を注ぐ。
- 一、国内資源の著しく不足する現状に照し、加工貿易方式の拡充に努めるものとし、科学的な輸出計画を設定する。
- 二、輸出品、その原材料及び包装資材は、物資需給計画に特掲してその確保に努め、その内地消費への流出を防止する。
- 三、米国向輸出を増加するに努める外東亜諸地域との貿易の拡大を図る。
- 四、貿易の再開に備え、貿易関係者の創意に基く活発な活動を伸長させる如く経済制度の全般を通じ所要の改善を行う。
- 第八、以上の諸施策の実態を効果的ならしめるために、次の措置を併せ講ずる。
- 一、経済再建及び国民生活確保の基本となる産業について私企業がその本来の性質上過度の危険の危惧その他の理由により、所期の成果を挙げ得ない場合には、当該企業に対して所要の管理を実施する。
- 管理は、政府が企業経営に関して直接に責任がとれる体制をととのえるものとする。
- その実施に当つては、現在の勤労者の技能及び地位を尊重しその創意と経験を活用する。
- 二、勤労者で組織する生産組合の形態を制度化して、その助長に努めると共に、協同組合の組織を、真に中小企業の共同施設を中心とするものに改めらる。

出所 大蔵省資料Z六二〇一五〇。

- 三、已むを得ない歳出の増加は、極力現行税制の適切な運用によつて補填するが、事情によつては増税を考慮する。
- 四、徴税機関の拡充、税源捕捉方法の改善を行い、インフレ、闇利得者等に對する課税を強化する。
- 五、企業会計については、独立採算制の本旨を徹底する。
- 六、予算実行上の監査を励行する。
- 七、融資統制を継続強化し、赤字金融は厳にこれを抑制する。但し重要産業に必要な資金はこれを確保する。
- 八、通貨発行審議会の機能を活用し、国庫収支及び産業資金の適時調整を実施して、通貨発行量の限度の合理的規正に資する。
- 九、貯蓄増強運動を強力に継続展開する。

- 第五、経済回復の根本は生産増強と生産能力の向上である。政府は重点生産の継続と企業経営の健全化を中心としてその実現を図る。
- 一、石炭を中心とする基礎生産財の増産及び海陸輸送力の充実に對する重点集中を継続する。
- 二、経済復興會議との緊密な連絡の下に、積極的に合理的な産業別整備計画を確立実施し、生産能力の最大限の上昇を図る。
- 右と関連し、産業再建に明確な指針を与えるため、長期経済計画を策定する。
- 三、科学技術を結集し、その協力の下に、国内資源の徹底的開發活用を行う。
- 四、顕著な過剰労働を擁する企業については労働者の合理的な配置転換を促進する。
- 政府事業においても、率先して右の措置を講ずる。
- 第六、勤労者の自覚による労働能力の向上こそ生産増強の原動力であるから、政府は勤労者の生活と雇傭との確保に必要な手段を、乏しい国力をさいても実行する。
- 一、政府は労働用物資の確保や勤労者住宅の整備に努める。
- 経済復興會議を中心とする経営者、勤労者間の積極的な協働体制のもとに

(26) 民間貿易再開についての司令部発表及びマッカーサー元帥談話

(一九四七年六月一〇日)

〔総司令部特別発表〕マックアースー元帥は十日、対日国際民間商業関係再開許可の期日を八月十五日と発表した。公式声明には四百人の民間貿易代表に對し日本の主要商工業地域に分散して宿泊設備を設けるとの情報が含まれている。四百人全部が一地域に宿泊する施設はいかなる場合にも不可能である。占領軍当局に集つた情報によると、民間貿易業者入国の諸手続きにおいては日本製造業者との折衝を制限しないこと、商取引決り上の統制を少くすることおよび総司令部関係機関の参画を最小限にすることが強調されるはず。

この計画の細目は米政府の委員会と総司令部参謀部の會議の結果完成された。日本において利用出来る四百の宿泊施設の範囲内で極東委員会の対日貿易委員会が連合各国への割当を行うことになつてゐるが、割当基準は公表されていない。割当人数が公表されて後、各国はそれぞれ自国の手続きに従つて日本へ送る貿易代表を選定する。日本入国の最終的承認は総司令部が行う。日本国内での宿舎、輸送、通信施設は日本側が担当するが、貿易代表用の食糧は輸入で賄う。貿易代表は提供されたサービスに對し代価を支払わねばならない。休養と娯樂施設は出来るだけ供与する。銀行、国際通信、保険その他必要な商業的便宜は能う限り速かに実施する。以上の目的に必要な限度まで国際商社の即時入国を許可する。宿舎不足のためいまのところ当面の外国貿易業務と直接関係のない商社の無制限入国は許可し得ないが、総司令部は将来宿舎の提供が可能となり次第許可することを考へてゐる。

為替レートは最初は設定されないが、事態が許すようになれば速かに設定する。最初から任意の為替レートを設定することは實際的でなく、日本の国内価格には凹凸がはげしいので一部の取引には不向きであり、その結果全貿易量を制限すると考へられる。目的は出来る限り貿易量を最大限に拡大せしめるにあり、広

範囲の商品が輸出し得るようになるまで為替レートを設定しない方が実情に添うということに東京とワシントンで意見が一致した。

正式な価格は総司令部の商品専門家が世界市場を基準として決定するが、これは個々の貿易業者が日本の生産者と価格について話合ふことを妨げるものではない。価格はドル建とするが、販売は受取り得る通貨なればどれでも行える。価格決定もまた出来る限り早く日本側へ移す方針である。日本における原材料、とくに輸入原料はきわめて欠乏しているため、日本人は多数の物品について割当制の採用を余儀なくされている。しかし若干の世界的統制品目には国際統制機関が割当を行うこととなるが、価格決定の基本方式は極東委員会が規定する。日本の生産者は輸入原料のドルまたはポンドによる原価を知らないため、これらの通貨で値を建てることは出来ない。取引が何度も行われて円による生産費と受取り得る通貨による販売価格との間にはつきりした関係が打ち建てられた後には個別的取引について直接相場を決めることが可能となる。個々の買手は一般的には価格決定の方式に拘束されないが、普通の貿易上の原則に従って総司令部の価格決定機関と話合ふこととなっている。

予備商談が開始出来るよう見本交換を含む取引通信を許可する計画を進めている。通信手続きに関する完全な情報も貿易業者に提供される。現在日本に居住する連合国および中立国の貿易代表が、貿易再開と同時に日本に来る業者に比べて特別の利益を受けることのないよう、九月一日までは一切の商談を成立させない。

民間交渉で成立した取引は日本政府の許可と総司令部の確認を要する。取引は買手と貿易庁の交渉に厳格に限られ、総司令部は当事者とはならない。取引に關して現在日本に居住する連合国および中立国人に不当な利益を与えないために適当な保護措置をとる。一部の国は民間貿易の方法をとっていないので、今後政府対政府の取引を民間貿易と併存して行く。当分の間米商會社は米国における政府対政府貿易の総司令部販売代理機関を続けるが、いかなる形態においても民間貿易交渉に關与しない。

(以下省略——編者)

日本国が降伏条項に基くその義務の履行を完成することのできるために準備する政策、原則及び基準を定めるために、モスコウ外務大臣會議の決定に基いて、ワシントンにおいて極東委員会として会合したので、

右委員会を構成する諸国は、ポツダム宣言の意旨を遂行し、降伏文書を履行し並びに國際的安全及び安定を確立する目的をもつて、

右の安全及び安定は、第一には、日本国が過去数十年の侵略の遂行に用いた主な手段であつた軍事機構の完全な破壊にかかつており、第二には、日本国における軍国主義のいかなる復活をも不可能とするような政治的及び経済的条件の確立にかかつており、第三には、日本人をして自己の戦争意欲、自己の征服計画及び右計画の達成のために用いられた方法が自己を滅亡に瀕させたことを悟らしめることにかかつていることを意識したゆえに、

日本国が、軍国主義をその一切の面において放棄することを決意し、且つ、世界の他の部分と平和に生活することを希望するに至るまで、又民主主義の原則が日本国の政治的、経済的及び文化的の生活の一切の分野において確立されるに至るまでは、日本国は再び自己の運命を支配することを許されることはできないことを決議し、

よつて、

連合国に対する日本国の義務の履行を確実にすること、

全面的な武装解除、戦争能力を日本国から奪うことを目的とする経済的改革、軍国主義の勢力の除去、戦争犯罪人に対する嚴重な処罰を含み、且つ、嚴重な管理の期間を必要とする措置によつて日本国の物質的及び精神的非軍事化の任務を完了すること、並びに

日本国民が自己をして自己の妥当な個人的及び国家的必要をみたすことを得しめ、且つ一切の国との永久に平和な關係に自國をもたらすような経済的及び文化的の線に沿つて、各自の間及び他国との間における交際を民主的社会的の枠内において發展させることのできるような手段を自己の利益及び一般世界の利益のために見出すことについて日本国民を援助すること

に意見一致し、

〔マックアーサー元帥談話〕今回の措置は日本の経済封鎖を一部分解除するもので、健全な措置ではあるが部分的なものにすぎない。日本は国内原料がきわめて乏しく貿易によらなければ餓死するほかはない。今回の措置がとられても、なお将来通常の経路による貿易、すなわち民間貿易のルートが完全に回復するまでは、日本経済は引続き不安定な状態におかれるであろう。この措置は単に應急的なものにすぎないが、おそらくは平和条約締結の日までになし得る最善のものと思われる。また関係者のすべてにある程度の救済手段をもたらすものではあるが、完全な経済的解決にはほど遠い。完全な解決は平和条約によつてのみ達せられるものであり、その実現が早ければ早いほど、日本ばかりでなく、世界にとつても好ましいものである。

出所 朝日新聞社『朝日経済年史』昭和二二年版、一九六—九八ページ。

## (27) 降伏後の対日基本政策

(一九四七年七月一日極東委員会発表)

### 降伏後の対日基本政策

(一九四七年六月一九日極東委員会政策決定、同年七月二一日発表)

この文書は、降伏後の日本国に関する一般的政策の声明である。この文書は、日本国の占領に関する政策の決定を必要とする一切の問題を取り扱っているものではない。この文書に含まれていないか、又はこの文書で完全に覆いつくされていない問題は、別に取り扱われる。

### 前文

一九四五年九月二日に、日本国は連合国に対して無条件で降伏し、現在においては、連合国最高司令官ダグラス・マックアーサー元帥の指揮の下にある右連合国の軍隊の軍事占領下にあるので、

次の諸国、すなわち日本国に対する戦争に従事したオーストラリア、カナダ、中華民国、フランス国、インド、オランダ国、ニュージーランド、フィリピン国、ソヴェト社会主義共和国連邦、連合王国及びアメリカ合衆国の代表者が、

日本国の処理に關し、次の基本的目的及び政策を採択した。

### 第一部 究極の目的

1 日本国に対する降伏後の期間に関する政策が準備しなければならぬ日本国に關する究極の目的は、次のとおりである。

い 日本国が再び世界の平和及び安全に対する脅威とならないことを確実にすること。

ろ 自己の國際的責任を果し、他国の権利を尊重し、且つ、國際連合の目的を支持する民主的且つ平和的な政府をできるだけ早く樹立させること。日本国におけるこのような政府は、日本国民の自由に表明された意思に従つて樹立されなければならない。

2 これらの目的は、次の主要な手段によつて達成される。

い 日本国の主権は、本州、北海道、九州、四国の諸島及び今後決定されることのある周辺の諸小島に限定される。

ろ 日本国は、完全に武装解除され、且つ、非軍事化される。軍国主義者の権力及び軍国主義の勢力は、全面的に除去される。軍国主義及び侵略の精神を表明する一切の制度は、強力に抑圧される。

は 日本国民は、個人の自由に対する欲求並びに基本的人權特に信教、集会及び結社、言論及び出版の自由の尊重を發達させるよう奨励されるべきである。日本国民は、民主的且つ代議的の団体を組織するよう奨励されるべきである。

に 日本国は、自己の経済を支え、且つ、公正な現物賠償の取立を可能ならしめるような産業を維持することを許されるべきであるが、自己をして戦争のために再軍備することを得しめるような産業を維持することを許されるべきでない。この目的のために、原料の支配とは區別して、原料の入手を許されなければならない。世界貿易關係への将来における日本国の参加は、許される。

### 第二部 連合国の権限

#### 1 軍事占領

降伏条項を実施し、且つ、前記の究極の目的の達成を促進するため、日本国の

本土諸島の軍事占領がなされる。

右占領は、日本国に対する戦争に参加した諸国のための軍事行動の性格を有する。右諸国の軍隊が日本国占領に参加するという原則は、確認されている。占領軍は、合衆国の任命する最高司令官の指揮の下に置かれる。

2 日本国政府との関係

天皇及び日本国政府の権限は、最高司令官に從属するものであり、最高司令官は、降伏条項を実施し並びに日本国の占領及び管理の遂行のために確立された政策を実行するために必要な一切の権能を有する。

最高司令官は、天皇をも含む日本国政府の機構及び機関を通じて、その権限を行使する。但し、右は、ここに述べられている目的及び政策を満足に促進する範囲に限られる。最高司令官の判断と裁量とによつて、日本国政府は、国内行政事項において通常の統治の権限を行使することを許されることもできるし、又、最高司令官は、日本国政府の機関を用いず、執るべき措置をいかなる場合においても命ずることもできる。

連合国対日理事会における連合国代表者との適当な予備的協議の後、最高司令官は、必要な場合には、日本国政府の個々の大臣の罷免に関し、又は個々の閣員の辞任によつて生じた空席の補充に関して決定を下すことができる。統治機構の変更又は全体としての日本国政府の変更は、極東委員会の付託条項に規定されている原則に従つてなされる。

最高司令官は、天皇又は他のいかなる日本国の統治権力者をも支持することを約束してはいない。政策は、日本国における現存の政治形態を利用することによつて、それを支持することではない。降伏前における天皇制の形態を変更し、又政治形態の封建的且つ権威主義的性格を修正し又は除去し、且つ民主的日本国を確立する方向に向つてこれを変更することは、奨励されるべきである。

3 連合国の利益の保護

一切の連合国及びその国民の利益、資産及び権利を保護することは、最高司令官の任務である。右保護が占領の目的及び政策の遂行と抵触する場合には、関係国の政府は、外交手続によつて通知を受け、且つ、適当な調整の問題について意

見を徴されなければならない。

4 政策の周知

日本国に対する戦争に参加した国の国民、日本国民及び一般世界は、占領の目的及び政策並びにこれらのものの遂行の進捗について絶えず充分に知らされなければならない。

第三部 政治関係

1 武装解除及び非軍事化

武装解除及び非軍事化は、軍事占領の最初の任務であつて、迅速に、且つ断固として遂行されなければならない。日本国民を欺き、これをして誤つて世界の征服に従事するに至らしめた者及びこれを行うことに協力した者が果たした役割を日本国民に徹底的に知らせるために、あらゆる努力がなされなければならない。

日本国は、陸軍、海軍、空軍、秘密警察組織又は民間航空又は憲兵隊を保有してはならないが、適当な非軍事警察隊を保有することはできる。日本国の地上、空中及び海上の兵力は、武装解除され、且つ、解体されなければならない。日本帝国大本営、参謀本部(軍令部)及び一切の秘密警察組織は、解消されなければならない。陸海軍の資材、陸海軍の艦船、陸海軍の施設、並びに陸海軍及び非軍用の航空機は、いずれの場所にあるを問わず、日本国軍隊の各降伏地帯の適当な連合国指揮官に引き渡されなければならない。且つ、既に採択されたか又は採択されることのある連合国の決定に従つて処分されなければならない。これらの規定の完全な履行を確実にするため、財産目録が作成され、且つ、監査の権限が与えられなければならない。

日本帝国大本営及び参謀本部(軍令部)の高官、日本国政府の他の陸海軍の高官、超国家主義的及び軍国主義的団体の指導者並びに軍国主義及び侵略の他の重要な推進者は拘禁され、且つ、将来の処分のため留置される。軍国主義と好戦的国家主義の積極的推進者であつたことのある者は、公職からも、公的又は重要な私的責任を有する他のいかなる地位からも罷免され、且つ、排除される。超国家主義的又は軍国主義的社会的、政治的、職業的及び商業的団体及び機関は、解散され、且つ、禁止される。

いかなる反民主主義的及び軍国主義的活動の復活も、特に日本国の職業的旧陸海軍将校、憲兵並びに解消された軍国主義的、超国家主義的及び他の反民主主義的団体の旧会員によつて行われるものは、たとえ擬装された形態においても、阻止されなければならない。

軍国主義的、超国家主義的及び反民主主義的の理論及び実践は、準軍事訓練をも含んで教育制度から除去されなければならない。職業的旧陸海軍将校及び下士官並びに他の一切の軍国主義的、超国家主義的及び反民主主義的理論及び実践の推進者は、監督的及び教育的地位から排除されるべきである。

2 戦争犯罪人

連合国の捕虜又は他の国民を虐待した者を含む一切の犯罪人に対しては、嚴重な処罰が加えられなければならない。最高司令官又は連合国の適当な機関によつて戦争犯罪人として告発された者は、逮捕され、裁判され、且つ、有罪の判決があつた場合には処罰されなければならない。他の連合国によつてその国民に対する犯罪を理由として要求された者は、最高司令官が裁判のためか、証人としてか又は他の理由で要求することのない場合には、右他の連合国に引き渡され、且つ、拘禁されなければならない。

3 個人の自由及び民主主義的過程に対する欲求の奨励

一切の宗教の礼拝及び儀式の自由は、宣言され、且つ、将来に対して保障されるべきである。又、超国家主義的、軍国主義的及び反民主主義的な団体及び運動は、宗教という上衣のかけに隠れることを許されないということが日本人に対して明白にされなければならない。

日本国民は、民主主義国の歴史、制度、文化及び成果を熟知する機会を与えられ、且つ、熟知することを奨励されなければならない。

日本国民の間における民主主義的傾向の復活及び強化に対する障害は、除去されなければならない。

集会及び公開討論の権利を有する民主主義的政党と労働組合の結成とは、奨励されなければならない。但し、占領軍の安全の維持の必要に服さなければならない。

人種、国籍、信条又は政治的意見を理由として差別を設ける法律、命令及び規則は、廃止されなければならない。この文書に概示されている目的及び政策と矛盾する法律、命令及び規則は廃止されるか、停止されるか又は必要に応じて修正されなければならないし、又、これらのものの施行を特にその任務とする機関は、廃止されるか又は適当に改組されなければならない。政治的理由によつて日本国官憲によつて不当に監禁されている者は、釈放されなければならない。司法、法律及び警察制度は、この文書に掲げられている政策に適合するようできる限り速やかに改革されなければならないし、又、個人の自由及び人権を保護することは、一切の司法、法律及び警察官吏の任務でなければならない。

第四部 経済関係

1 経済上の非軍事化

日本国の軍事力の現存の経済的基礎は、破壊されなければならないし、且つ、再興を許されてはならない。

従つて、特に次の事項、すなわち、何らかの軍隊又は軍事的設備の装備、維持又は使用を目的とする一切の貨物の生産の即時停止及び将来における禁止、海軍艦船及び一切の種類の航空機を含む軍用器材の生産又は修繕のための施設に対する禁止の賦課、隠れた又は擬装した軍備の防止のための監察及び管理の制度の設定、戦争のために再軍備をする能力を日本国に与える諸産業又は生産部門の日本国からの除去並びに戦争遂行力の発展に直接寄与する専門的研究及び教育の禁止を含む計画が実施せられる。平和的目的のための研究は、許されるが、戦争の目的のためにはそれを使用することを防止するため、最高司令官によつて嚴重に監督されなければならない。日本国は、極東委員会によつて決定され、且つ、ポツダム宣言に反しない諸原則に従つて定められた経済水準及び生活基準を保持する諸産業を維持することに制限されなければならない。

この計画に従つて除去される日本国内の現存生産施設を賠償の目的のための外国への移転、屑鉄化及び他の用途への転換のうちのいずれかによつて究極的に処理することは、極東委員会によつて定められる原則に従つてか、又は極東委員会の付託条項に従つて、明細表に基づき決定される。右の決定あるまでの間は、外国

への移転に適當な、又は容易に非軍事的用途に轉換することのできるいかなる右施設も、緊急事態の場合を除いては、破壊されてはならない。

## 2 民主主義的勢力の促進

民主的な基礎において組織される産業及び農業における労働団体は、奨励されなければならない。民主的な基礎において組織される産業及び農業における他の諸団体もそれが日本国の民主化又は他の占領目的の促進に寄与する場合には、奨励されなければならない。

所得並びに生産及び貿易の手段の所有の広範且つ公正な分配を確実にする目的をもつて、政策が定められなければならない。

日本国における民主的勢力を強化し、且つ、経済活動が軍事的目的のために使用されることを防止するであろうと思われる種類の経済上の活動、組織及び指導に対しては、奨励を与えなければならない。

右目的のため、最高司令官の政策は、次のとおりでなければならない。

い 過去の関係又は他の理由のために、日本国の経済的努力を専ら平和的且つ民主的な目的に向つて指導するとは信じられない個人を、経済的分野における重要な地位に留めておくことを禁止すること。

ろ 産業及び金融の巨大な結合を解体して、管理及び所有権の基礎を拡張する組織によつてそれを漸進的に置き換えるための計画を要求すること。

## 3 平和的経済活動の再開

日本国の政策は、国民に経済上の大破滅をもたらし、国民をして経済的の困難と苦悩とに直面させた。日本国の苦境は、自己の行為の直接の結果であつて、連合国は、損害修復の負担を引き受けない。その損害は、日本国民が一切の軍事的目的を放棄し、勤勉且つ専心に平和的生活様式に向つて努力する場合においてのみ、修復されることが出来る。日本国民は、物質的再建に着手し、且つ、自己の経済上の活動及び制度の性格及び方向を根本的に改革することが必要である。ポツダム宣言に掲げられている保障に従つて、連合国は、右の事業を適當な期間内に完成することを妨げるような条件を課せようとする意思は有していない。

日本国は、飢餓、広範囲の疾病及び激烈な肉体的苦痛を起させないで行われる

一切の識別しうる財産の完全且つ速やかな返還が要求される。

## 5 財政、通貨及び金融に関する政策

日本国憲法は、国内の財政、通貨及び信用に関する政策の管理及び指導について引き続き責任を有するが、この責任は、最高司令官の承認及び審査並びに必要な場合には、右司令官の指示を受けなければならない。

## 6 国際的の貿易関係及び金融関係

世界の貿易への日本国の究極の参加は、許される。占領期間中、適當な管理の下に、且つ日本国に対する戦争に参加した国の国民の優先的な要求を留保し、日本国は、日本国が平和的用途に供するために必要とするところのある原料その他の貨物を外国から買入れることを許される。日本国は、又承認された輸入に対して支払をするため、適當な管理の下において、貨物を輸出することを許される。賠償勘定において又は返還として積み出されるよう指示されたもの以外の輸出は、見返りとして必要な輸入品を提供することに同意するか、又は輸入品の買入に使用することのできる外国為替で右輸出品に対し支払することに同意する仕向国に対してのみ、これを行うことができる。日本国の輸出品の売得金は、国民の最低生活水準を確保した後、占領に必要な非軍事的輸入であつて、降伏以来すでに行われていたものの費用に対し支払をするためにこれを使用することが出来る。

統制は、一切の貨物の輸入及び輸出並びに外国為替及び金融取引に対し維持されなければならない。極東委員会は、日本国からの輸出及び日本国への輸入を規律する政策及び原則を定めなければならない。極東委員会は、右管理の実施に當つて執らなければならない政策を定める。

## 7 日本国の在外資産

この文書中の賠償に関する条項及び賠償の問題に関して述べられたところは、在外資産問題に関する諸政府の見解を害するものではない。

## 8 日本国内における外国企業のための機会均等

いずれの連合国の商社も、すべて、日本国の海外貿易及び商業において均等の機会を有する。日本国内においては、連合国の一切の国民に対し均等の待遇が与

ることができると最高司令官が判断した程度まで占領軍の必要を満たすため貨物及びサービスを提供することを期待される。

日本国憲法は、最高司令官の承認を条件として、次の目的に資するための計画を維持し、発展させ且つ実施することを期待され、又必要な場合にはそうすることを指令される。

い 激烈な経済上の苦痛を防止すること。

ろ 入手しうる物資の正当且つ公平な分配を確実にすること。

は 賠償引渡のための要求を満たすこと。

に 供給しうる物資と連合国の国民及び従前日本国によつて占領されていた地域の人民に対する義務との双方に照らして、極東委員会によつて作られた原則に従つて妥当と認められる供給を、日本の住民の必要のために行うこと。

## 4 賠償及び返還

### 賠償

日本国の行つた侵略行為に対し、又、日本国の連合国に対し生ぜしめた損害の公平な賠償を目的として、又、戦争遂行のための日本国の再軍備に導くことのできる産業における日本国の潜在的戦争能力の破壊となるように、賠償は、現存の日本国の資本設備及び施設又は現存の若しくは将来生産されることのある日本国の貨物であつて、極東委員会の掲げた方針に基き又は右委員会の付託条項に従つてこの目的のために利用されるべきものの引渡によつて、日本国から取り立てられなければならない。右賠償は、日本国の非軍事化の計画の完遂を危うくせず、又占領費の支弁及び国民の最低生活水準の維持を妨げることのないような形態のものでなければならない。日本国からの賠償総額中における個々の国の配分は、日本国の侵略の準備及び遂行の結果として、各請求国の被つた物理的及び人的破壊及び損害の範囲を充分に考慮し、又、日本国の侵略に対する各国の抵抗の程度及び期間を含んで、日本国の敗北への各国の寄与をも充分に考慮して広い政治的基礎の上で決定されなければならない。

### 返還

奪い取られたか、強迫によつて引き渡されたか又は無価値の通貨で支払われた

えられなければならない。

## 9 皇室財産

皇室財産は、占領目的の遂行のために必要ないかなる措置からも免除されなければならない。

出所 外務省特別資料部前掲書、一八〇—二〇〇ページ。

## (28) 対日平和条約のための会議に関する米政府提案 (一九四七年七月一日)

占領地域担当の國務次官補 John H. Hilldring 及び極東局長 John Carter Vincent は七月一日英国、ソ連邦、中国、フィリピン、インド、オーストラリア、ニュージーランド、フランス、オランダ及びカナダの大使館代表と会合し、対日平和条約に関する会議についての提案をこれに示した。

諸代表は米政府が実行し得る限り早く対日平和条約を討議する会議を開催したいと希望する旨通知された。会議は極東委員会に参加する十一カ国の代表より構成されるが、会議は極東委員会の外のものとされる。かかる十一カ国会議を提唱するのは、それが日本に重要な関心を有する諸国全部を含むよう広い代表的な参加方式であるからである。日本と戦争状態にある他の諸国にも条約起草中にその見解を提出する機会を与え、草案が充分進んだ段階に達した後日本と交戦状態にある諸国全部の全体会議によつてこれを審議すべきである、というのが米政府の見解である。

会議招集期日としては暫定的に一九四七年八月一九日とすることが各大使館代表に提案された。関係国政府外相の諸任務に鑑み、米政府はこの会議を外相の水準とするのは実際的でないと考える。それ故会議は最初は代理及び専門家をもつて構成されることになると考えている。他の関係諸国の希望がある場合、米政府は喜んでこの会議を主催するであろう。

大使館代表は、米政府が対日平和条約に関する諸問題に対する他の関係諸国政府の見解を入手したいと望んでいる旨通知され、かつ、かれらがそれぞれの政

府と協議する機会をもつた後、さらに問題を討議しつと求められた。

編注 原文は *Department of State Bulletin*, Vol. XVII, No. 421 July 27, 1947. 所収。また *Foreign Relations of the United States*, 1947, Vol. VI, pp. 467-69. には、米政府の提案は七月一日で、七月一日に東京に電報で送付したとある。

出所 大蔵省大臣官房調査部『調査月報』第四〇巻特別第四号、昭和二十六年三月、二六ページ。

(29) 司令部の日本占領二力年の報告経済編中経済科学局の部要旨  
(一九四七年八月二六日発表)

総司令部は昭和二十二年八月二十六日占領二ヶ年報告の経済編を発表した。民間通信、民間財産管理、民間運輸、経済科学、物資調達、天然資源、賠償の七部局別に分れているが、うち経済科学の要旨はつぎのとおり。

(中略——編者)

経済科学

連合国の日本占領開始後の二ヶ年間、総司令部の経済部門での活動は古い帝国主義的、非民主主義的な経済生活の様式を除き、日本を民主主義に導き、国際社会での正当な地位に復帰させる新しい基盤をつくることに重点を向けられた。その目標はつぎの四つである。

- 一、再び日本に侵略戦争を起させないこと
- 二、日本の経済機構の改革と民主化
- 三、日本の経済を健全かつ自主的基礎の上に復興すること
- 四、日本人に平和的かつ豊かな国民となり得る権利を保障すること

総司令部は戦争準備に利用された日本の金融機構の破壊に乗出すとともに、日本が新に修正された背景のもとで早く復興出来るよう役立つ部分は維持強化する

統制団体を解散し、その発達を助成したすべての法規の廃止を指令された。建設的方面としては、経済安定本部の新設、戦時貿易機関である交易営団の解散と一元的外国貿易機関として貿易庁の設置、国際カルテルおよび日本商社による国際的な制限協定の締結を禁ずる法律の制定も指令された。

第二年の活動は持株会社整理委員会の監督と六十七社の持株会社の指定であった。整理委員会は財閥同族百五十六名を指定、さらに二十七家族について同族員を指定すべきかの調査に着手した。指定財閥家族員の財産は管理されている。第二年の終り近く、三井、三菱、住友、安田、富士の各持株会社が解体計画を提出した。一九四七年七月三日、日本で最大かつ最有力の貿易会社三井物産と三菱商事が持株会社整理委員会から即時解体を命ぜられた。

指定持株会社六十七社の株式は一億五千五十万株、額面価格六十三億円。整理委員会はさらにこの六十七社の所有証券五億円以上と子会社、関係会社四千八百社の株式の議決権を接収した。

独占禁止法は一九四七年三月三十一日成立、同法の目的達成のため同年七月十日公正取引委員会が任命された。

経済再建に欠くことの出来ぬ工業の復興に四十億円以上の支出が許可された。

価格統制と配給

降伏当時日本国内の食糧ストックはきわめて少く、戦時中の統制は崩壊、一九四六年春までに深刻な食糧不足が起ることは明かであった。一九四五年十月二合一勺(千四十二カロリー)の主食配給が復活され、同時に最初の食糧需要量の研究が始められた。

予想された食糧危機は一九四六年四月に始つた。五月、日本政府は総司令部の監督のもとに緊急食糧対策を実施、隠匿食糧を摘発して公定価格で正規の配給ルートに乗せ、さらに危機緩和のため夏中輸入食糧が放出されて、飢餓と不安が全国的に蔓延するのを防止した。

一九四六年八月、同年の春および初夏に立てられた計画にもとづいて経済安定本部と物価庁が日本政府内に設置されたが、両機関とも資金の欠乏と政府の支持の不十分に悩まされた。

計画をとつた。

通貨と銀行についての第一年の計画は引揚者の資金の統制、旧占領地域からの資産持出しの阻止、将来外国為替資産として価値のある可能性をもつ銀行勘定、金融証券その他の資産の封鎖、分離、信用割当制度の開始、通貨交換の許可などであつた。第二年も統制の多くは続けられたが、重点は再編成に向けられた。外国銀行に制限された範囲で活動を認め、一定の外国商社の営業を許す計画が進められた。復興金融庫が設立され、保険会社を含む会社と銀行の全面的な改組が進行している。第二年終りの数ヶ月間に大規模な外国貿易の再開に対する金融の面が特に重要性をもつようになつた。

一般財政では政府予算の管理、監督および承認の制度は第一年に確立され、皇室経費の管理、税制の監督も開始された。ふたつの緊急税法が制定され、財産税法は個人の財産の分散と政府資金の調達の二目的をもち、戦時補償特別税は戦時損害求償権の打切りを企図した。第二年には会社手続きの改正、新憲法による財政に対する国会の権限の強化、国有財産処分手続きの新設、予算納税制を含む租税体系の改正などが行われた。

機構の整備でもつとも重要な点は解体で、第一年に主として占領地域の経済侵略の先駆となるかまたは国内での統制強化に利用された金融、拓殖ないし戦時開発会社四十六が閉鎖された。これら四十六機関の国内資産の帳簿価格は合計千七百六十億円に上る。第二年ではさらに百十三の戦時機関が閉鎖された。このうちには国内統制団体とときに閉鎖された機関の子会社または関係会社が含まれ、累計百五十九の閉鎖機関の資産は二十九億円と推定される。

反トラスト・カルテル

最初にとられた措置は持株会社整理委員会の設立の指導であつた。この委員会は主要持株会社の解体と、個人がこれらの持株会社に対して持つ支配権の分散を行う権限をもつものである。

第一年に四十一の持株会社とその直接子会社二百が制限会社に指定され、通常業務以外のいかなる行為も総司令部の事前許可なく行うことを禁止された。この間さらに二千以上の統制会社、団体、組合が調査され、その結果日本政府は全

第二年も食糧不足は続き、いくつかの緊急対策を必要とした。やみ市場を取締り、分配が不均衡になる危険を少くするため配給量を二合五勺(千二百四十カロリー)に引上げられた。食糧配給機構の改善とやみ抑圧の各種の措置が指令された。

一九四七年二月、総司令部は日本政府を通じて米の供出促進に強力な措置をとつた。供出は最初の割当の一〇四%に達したが、改訂目標の一〇%には不足した。冬と春に二十六万七千トンの輸入食糧が放出され同量の米が食糧不足の夏期に備えて凍結された。現在放出されているのがこの米である。現在の供給量は日本人の必要をみたすには足りないが、不足分は平均され、一九四七年の収穫のあるまで一ヶ月最大限五日の配給不足に止まるであろう。一人当り実際配給量は一九四六年には月六升三合、四七年は六升二合五勺であるが、数百万人の引揚者があり、配給総量は一年前より増加している。

一九四七年六月、新内閣は食糧増産、公定価格による配給、重要不足物資の配給統制などの計画と新物価政策を含む八項目におよぶ経済緊急対策を発表した。七月政府は新物価安定計画を発表、物価水準を一九三四—三六年の最高六十五倍と決定した。新しく引上げられた賃金が基本的な必需品の購入に完全に役立つためには新物価計画が完全に効果を發揮しなければならぬ。

一九四七年六月隣組は廃止され、新しい民主的食糧配給方法が確立された。やみ取締りのため料理、飲食店は七月五日向う六ヶ月間閉鎖された。新リンク制により、生産者は生産物を正規の配給団体を通じて売ると、農機具、肥料、魚網、衣料品を公定価格で買えるようになった。

七月、政府は物価安定計画を堅持し、不足必要物資の公平な配給とやみ市依存の低減により生計費を実質的に引下げするため、総合的配給、やみ取締り計画を発表した。これによつてやみ物資の根をつき、必要物資の輸送を統制して、物資を公定価格で正規のルートに乗せると同時に諸手続きを改善し、配給の能率を上げることが目的としている。

外国貿易

占領軍の外国貿易対策にはふたつの基本的な目的がある。ひとつは日本に均衡

のとれた貿易態勢をつくること、二は日本経済を一九三〇—三四年平均の水準に引上げるまで貿易額を増加することである。日本は食糧と主要原料の輸入を必要とし、商品またはサービスと引換えにこれらの必要物資を輸入出来る地位にまで達しなければならぬ。

貿易への総司令部の最初の措置は交易団の活動の制限であつた。ついで當團は廃止され、日本政府は新に外国貿易取扱機關の設置を指令された。この新機關すなわち貿易庁は、一九四五年十一月日本の生産者への支払いのため円建の回転基金を設定した。総司令部は日本を援助するため日本商品の売上金でアメリカ商品の代価を払う外国貿易勘定を設けた。こうして両国は正式な為替レートの決定がなくとも若干の貿易を再開出来ることとなつた。日本は主として生糸をアメリカに輸出し、食糧を受取つた。一九四六年一月までに同年の總括的輸出入計画が作成、ワシントンで承認され、同年三月米商會社がアメリカでの総司令部の商行を代理機関となつた。同年の輸入は三億五千万ドル、輸出は七千二百万ドルである。

一九四七年は、現在までの実績では輸入は前年の大体同額とみられるが、輸出は三倍以上になると期待される。しかし輸出入とも総量はまだ不充分で、ことに輸入計画の遅延は注意を要する。輸出入の単なる均衡は、たとえそれが実現されても量の不足は補えない。

日本の約一億三千七百万ドルの所有金銀を外国為替入手の基礎として使用する八月十三日の決定は、日本の貿易に大きな刺激を与えた。この基金は最終的には五億ドル以上に達する可能性のある供給に対し、信用の基礎として用いられるであらう。

民間貿易業者が八月十五日入国すると、さらに新しい刺激が加えられるものと期待される。

工業

一九四五年九月一日には日本の工業はほとんど停止していた。総司令部の第一の仕事は、日本工業の潜在的戦争能力を取除き、予定された一定の限度まで日本の工業の回復を援けることであつた。一九四五年十一月の調査にしたがつて、将

炭不足は生産を阻むであらう。綿紡績業者は一九四六年六月にアメリカから第一回の原綿が到着して以来、着々と戦災機械と格納機械の修理を行い、一九四六年六月一日現在稼働可能錠数二百五十万錠、うち稼働中のものは四分の一にすぎなかつたが、一年後には稼働可能二百七十万錠、うち二百二十万が稼働している。原綿入手可能量の如何によつて極東委員会は日本に四百万錠の復興を許すかも知れない。戦前の日本の最高能力は稼働可能一千二百五十万錠、うち八百万錠が稼働していた。一九四六年六月以来生産された綿製品の八〇％は輸出用に振向け、その結果米商會社金融会社への負債を支払うに十分な量となつた。一方石灰、食糧生産および加工、運輸、通信の各重点産業に配給用として十分な綿製品が生産されたが、一般配給は非常に少かつた。

一九四六年の生糸の月産目標は一万俵と決定され、その後もこの水準を保つてゐる。重要輸出産業として織物工業に相当量の絹を振當てる計画が立てられ、この分野と上絹製品の分野は、民間貿易業者の日本到着とともにさらに開拓されると思われる。人絹工業は遅々としてではあるが、着実な進展を見せている。しかし現在でも人絹は稼働能力の五〇％、スフは一五％しか動かさず、年生産数量は戦前の最高生産量の五％にしかすぎない。人絹工業はとくに少い国産石灰、パルプ、苛性ソーダに全面的に頼らねばならない。これらの原料の輸入、生産と割当増加に努力は払われているのであるが。

戦後の紡毛、梳毛工業の生産は不規則的で、軍用原毛ストックを食延ばして採業を維持して来たが、それもなくなろうとしている。オーストラリアから第一回

生産比較(単位 生糸は俵、他は千ポンド)

	一九四六年一月	戦後の最高生産額	戦前の平均月産額
綿糸	一八八五	一九四七年四月	二五、三三三
人絹糸	一〇九	六月	一、三三九
毛糸	一、二二三	一九四六年三月	一三、〇〇〇
生糸	二、七五七	一九四七年三月	一〇八、三三三
		一九四五年	九〇、〇〇〇

来日本の工業水準となるべき最初の生産目標が立てられた。後に極東委員会は一九三〇年—三四年の生産水準を日本工業の最高生産限度として設定した。この期間には大体二ヶ年の日本の不況時代が含まれている。

初期的な諸改革の後、総司令部は日本政府に対し、公共機関および経済再建促進を目的とした公共的の資材割当取扱い制度をもつて、統制会社と統制組合に代らせるよう指令した。現在総司令部は自給力の増大のため食糧加工工業の技術的改善に力を入れ、また造船業もトロール船と各種漁船の建造に主力を注いでいる。日本の生産水準は現在極東委員会が設けた三分の一で、一九四三年の日本の戦時最高生産のわずか一五—二〇％にすぎない。

占領以来総司令部は石灰の増産と効率的配給に主として努力した。日本経済の最少限度の維持に必要な年間出炭量は三千六百万トンであるが、占領第二年終期の出炭量は年二千六百万トンである。労働力、ことに熟練労働者の不足、設備の荒廃、資金難、住宅不足などが生産最低目標に達するのを阻んでいる。肥料の生産は二ヶ年間に四〇〇％の増産を示している。

一九四六年八月総司令部は賠償物件として撤去すべき九部門の工場を選んだ。この選定は将来の日本経済の制限された水準以上の余剰工業能力を減少させることが目的で、極東委員会が指定した水準以上に日本が保有するすべての工作機械、軸受、苛性ソーダ、造船施設、硫酸、ソーダ灰、塩素、兵器各工場および火力発電所は賠償用に指定された。

繊維工業

資材、原綿、羊毛などの不足と必要な石灰の入手難で、再建上複雑な問題が起つているが、最近八ヶ月間主要繊維製品の生産は漸次進み各部門の戦後の水準は戦前に比べ四分の一から十分の一となつた。主要部門の生産は占領当初にくらべ五倍から十五倍の増加をみせている。

各生産部門のほとんどは、一九四四年第四半期の緊急操業当時より燃料貯蔵量が相当下回つていて、その日その日の石灰配給に頼つている。つぎの六ヶ月から一年間の生産も、日本でとれる石灰の量に依存する。たとえ総司令部が日本の繊維工業の現有生産能力をフルに動かす原綿、羊毛の輸入計画を遂行しても、石

出荷が一九四七年六月日本に着いたが、七千四百八十一俵では三十万俵の操業能力と国内、海外市場の潜在消費能力からみてとるに足りない。

労働

占領第一年の主な目標は

- 一、自由で民主主義的な労働運動を進展できる情勢をつくる
- 二、団体協約による健全な労資関係の促進
- 三、民主主義的労働法の制定
- 四、労働力の効率的利用

であつた。占領第一年にはこのうちひとつが実現された。

第一の目的は、自由な自主的組織による労働組合の発展を阻む圧制的な法規の撤廃、警察の労働行政からの分離と戦時労働団体の解散で達せられた。一九四五年十二月の労働組合法は労働者の基本的権利のわくを設け、四十八の労働委員会の設立を規定した。一九四六年八月までに三百万の労働者が組合に加入した。総司令部の指令により、人種、国籍、社会上の地位などの差別は禁止された。最後に非常に複雑な日本の賃金体系の合理化に最初の措置がとられた。

失業問題解決のため公共事業計画が立てられ、繊維工業、鋳業への労働力供給のため特別の募集計画が実施された。公共職業安定所への改組と親方制度の撤廃への最初の措置がとられた。

第二年も、労働組合数は倍加し、労働組合連合体と経営者団体が劇然と形成され、組合は内部の民主化に一層注意を払うようになった。労働争議の数は増加したが、直接交渉または労働委員会の努力で大部分は解決した。ただし二月一日のゼネストは総司令部の干渉で回避された。

日本政府の労働行政機関は強化され、近く労働省も生れる。占領第二年末には先進民主主義国家に匹敵するような現代的労働立法樹立のための基本的体制が完成され、労働関係調整法(一九四六年九月)労働基準法(一九四七年四月)船員法(同)職業安定法(一九四七年八月)が制定された。

特別募集計画により炭鉱労働者の総数は二十三万二千から四十一万、繊維労働者は十七万三千から二十八万三千に増加、公共事業は本年中に百三十万の失業者

を吸収する計画である。なお片山内閣は失業保険を経済緊急対策に入れている。

(後略——編者)

出所 朝日新聞社『朝日経済年史』昭和二年版、一八三—一八六ページ。

(30) 司令部の日本占領二カ年の報告政治編中民政局の部等要旨  
(一九四七年九月二日発表)

総司令部はさきに「日本占領二ケ年」の「総論」「社会編」および「経済編」を発表したが二日さらに全文四十八ページから成る「政治編」を発表した。政治編は三部から成りその内容はつぎのとおり。

▽民政局の部 追放、昭和二十二年選挙、国会、政党、中央政府、地方政治、裁判所および法制、付録(一) 日本新憲法の要点、付録(二) 追放 ▽国際検察局の部 ▽法務局の部

占領二ケ年政治編のうち民政局の部の要旨次の通り

〈民政局の部①〉総司令部民政局は日本に平和的な民主政体を樹立する政策について最高司令官に意見を具申する目的をもって昭和二十年十月二日設置された。民政局の分担は

一、政府と軍事、直属政府機関、国民および経済界との関係(金融上の諸法規、補助金制度その他の工業統制操作手段にたいする政府の関係を含む)について助言すること

二、全統治機構の非軍事化、政治の地方分権、封建的全体主義的慣行の排除、占領目的に反する政府と財界との悪因縁の除去を實行すること

これまで日本の統治機構、政治経済構造を根本的に改組するため画期的な改革が断行された。総司令部の監督下に実施された主な改革は次のように要約される。

(一) 天皇から国民への主権の委譲、基本的人權の保証、(二) 民主的な新憲法の立案、(三) 国会の地位を國權の最高位に高めたこと、(四) 政治の地方分権と地方の民主化、(五) 家族制度の改正と男女同權の確立、(六) 超國

十三万二千八百六十三名の官吏が選ばれた。一國の国民がかかる短期間に選挙という平和的方法によって選び得るすべての官吏を選ぶ機会を得たことは史上まれに見るところである。

▽選挙の進歩 昭和二十二年の選挙における日本の投票率七〇%という数字はアメリカの一般選挙に当てはめた場合、約八五%の投票率ということになる。

▽政党 日本の政治は各人の個性、交錯する潮流、妥協と柔軟性が交錯した迷路であるが、その一般的な方向は明らかで、民主主義および西歐的な議會政治の方向に向って進んでいる。選挙によってはっきりしたことは選挙人が政党の政綱によって候補者を選ばず、個人的に立派な人間と考える候補者を選挙するという方法をとったことと、反動たると革命的たるとを問わず、極端な論者が拒否されたことであった。

▽四月選挙の結果 社会党は第一党、自由党、民主党、国民協同党、諸派、無所属、日本農民党、共産党の順となり、社会、民主、国協の三党連立内閣が樹立された。社会党は純然たる社会主義政党である。民主党は自ら流線型の近代政党と称しているが、党员中には多くの保守的な人物がいる。国民協同党は大体において農民の集団でその主義において社会党とは違いますが、實際政治上では社会党と協力する建前をとっている。

▽参議院 あらたに構成された参議院には緑風会という特殊な政治団体があるが、同会の構成員は前貴族院議員の他雑多なものを含んでいる。参議院における政党の色分けが嚴格に行われるなら片山連立内閣が参議院全議席二百五十中わずか八十九の与党議席しか持たず、これに対し反対党は百十六名を獲得し得るようにもみられる。

〈法務局の部〉

一、戦犯調査 二十年十一月一日以降二十二年七月一日までに総計二千六百六十五件を調査、うち千二十件が完了した。

二、戦犯容疑者の逮捕 二十二年七月十五日現在で法務局は日本人容疑者二千二百十四名の逮捕を指令した。うち約千五百二十九名は巣鴨に拘留された。また同日現在三百九十三名が逮捕されていないがこれは日本本土以外にいるか、また

家主義と侵略的政策の中心となった指導者の重要公職からの追放、(七) 百三十を超える超国家主義団体の解散、(八) 国家神道の除去、(九) 学制の改革、(十) 農地改革と封建的小作制度の撤廃、(十一) 財閥の解体と自由企業制度の導入、(十二) 労働組合組織の自由と搾取制度の撤廃

民主的な新憲法の採択と公布は占領期間を通じてもっとも重要な成果であった。これは人間解放の闘争史上における歴史的な記念碑であり、極東ばかりでなく全世界の人々を導くかがやける星である。これによって日本は過去と絶縁し他に先んじて正義と寛容に対する信頼を表明した。この憲法が最高司令官の指令を全然受けることなく、国民と政府に広く受け入れられたことは将来日本が国際社会の一員として復帰する上に重大な意義をもった事実である。

〈民政局の部②〉

▽追放 公職追放は昭和二十年十月にまず教育と警察分野で開始された。追放の基礎は昭和二十一年一月四日日本政府にたいする指令で、この指令後最初の一ケ年に千六十七名が追放された。昭和二十二年一月四日この追放指令の範囲拡大がさらに日本政府から発令され、同年七月十五日までに千六百八十一名が追放され、またはじめの追放指令によって職業軍人、憲兵、諜報部員など十八万三千名が追放された。総司令部は審査を受けた総数のうち主要なもの一万六千四十七件を検討して四十七件を却下した。

▽最初の追放指令の影響 最初の指令の影響は直接かつ深刻なもので、幣原内閣は三閣僚以下多数の辞任者を出し、衆議院立候補者三千三百八十四名のうち二百五十二名が追放された。

▽追放の拡大 第一段階の完了をまわって総司令部はさらに追放を地方、政府、経済界、言論界に拡大するよう日本政府に指示した。昭和二十二年四月選挙までに五十万件的審査が必要となり、当選者が中央資格審査委員会で再検討され衆参両議院議員十五名が追放された。ついで経済界、言論界の追放が行われたが、一方異議申立のための訴願委員会は昭和二十二年二月に設置された。

▽昭和二十二年の選挙 新憲法実施を前にして四月中四つ(場所によっては五つ)の選挙が相ついで行われ、中央地方を通じた立法、行政両部門を通じて二

は死亡したものと思われる。

三、起訴 法務局検察課は日本人戦犯B、C級を扱っている。二十二年七月一日現在で裁判開始後十八ヶ月になるが、検察課は戦犯者二百七十四名をふくむ百四十六件の裁判を援助した。内訳次のとおり

無罪九、死刑二五、終身刑二一

〈国際検察局の部〉

二十年十二月八日国際検察局が総司令部の一局として設立された。二十一年四月二十九日二十八名の戦争責任者にたいする起訴状が極東国際軍事法廷に提出され法廷は五月三日開廷し、二十二年一月二十四日には一切の資料提出が完了した。この間検察団側が出廷させた証人は百四名、提出書類二千二百八十二通に上った。弁護団側の書証提出は昭和二十二年二月二十四日開始された。

〈民政局の部③〉

▽労働省 日本の政府機構で特筆すべきことは労働省の設置であった。占領初期において労働陣営の人達が圧政的な制限から解放された。かつていかなる政府も労働者の利益を代表するに足る政府機関を設置しなかった。

▽内務省 日本の降伏と相次ぐ総司令部の指令により内務省の主たる機能は停止された。日本政府はそこで内務省の改組計画を提出、ついで政府は廃止法案を起草して議院に提出し、長い間日本国民を圧迫していた機関は、消え失せることとなった。戦争を準備した戦時中日本を困難に陥れた軍国主義者の最も有力な同盟者はこの内務省であった。

▽地方政府 市町村制改正案は政府の民主化というよりはむしろ古い封建的要素が強くなるに過ぎない地方のために大きな進歩を示した。占領の二年においては地方関係の四つの法令を改正し、二十二年四月十六日法律第六十七号として地方自治法が公布され内務省の支配力は消滅した。他の重要な変化は隣組制度の廃止である。

地方政府課が目下重点を注いでいるのは①都道府県内に都道府県庁とは独立した機関をこれ以上設置することを防止すること、②中央各省と地方庁との関係で後者は中央各省の仕事の邪魔をしないで地方機関が中央各省の仕事を行なうことができる



か、中央各省がその代表を地方におくべきか、中央政府の監督下に地方庁がその仕事をするかという問題であり、これは財政、商工業、教育、労働などあらゆる問題にわたって中央、地方の法的、職能的関係におよぶものである。

▽裁判所および法律 総司令部当局の指令の下に日本政府は市民の自由に対する法的制限を廃止し、占領軍の民主的政策に合致しない多くの法令を撤廃した。二十一年十一月二十六日第九十一特別議会は憲法の条項を補足するため

一、内閣法、二、参議院法、三、皇室法、四、皇室経済法

の四つの重要な法律を採択した。

▽司法行政及基本法の制定 新憲法上の新規定は付属法令を必要とするので日本は現在法律体系の大改革の最中である。改革の第一歩は司法行政の組織に関連するもので第九十二回議会で裁判所法及び検察庁法が成立した。

①裁判所法 〓これは司法機関を行政部門特に司法省から独立すること、またそれに関連して司法行政を一任された最高裁判所の権威と権力を強化することを目的とするものである。

②検察庁法 〓これは旧裁判所構成法の検察官に関する諸規定をまとめて法律化したものである。新憲法の下に裁判所と行政機関の分離の為に別個の法律が必要となった。過去において司法省の監督下で判事と検事が密接な関係を持つことは司法官の独立に悪影響を与えた。新憲法はその施行の日から新憲法の問題に反する法律が一切無効となる旨規定している。日本政府が立法が拙速主義となる危険を考えて前議案に一連の臨時法案を提出、新しい民法及び訴訟手続法が通過した。

出所 『朝日新聞』昭和二年九月四日、五日、六日。

(31) 占領政策転換、日本経済自立化についてのロイヤル陸軍長官演説(一九四八年一月六日)

私自身を含む多くの米国民にとって、最も驚くべき経過であり、かつわれわれのドイツ及び日本に対する勝利の最も失望的な面の一つは、占領問題についてわ

事機構並びに恐ろしい秘密及び恐怖団体は廃止された。日本の征服及び侵略政策の形成者は政治及び経済上の要職から追放された。

軍需産業は撤去及び賠償のために指定された。これには兵器廠、民間軍需工場、航空機工場、軍事的研究所、合成ゴム及び石油工場、造船施設、並びにある種の化学、工作機械、精密軸承、火力発電、及び非鉄その他の金属工場が含まれる。他の諸国に対しこれら工場をもつて賠償支払に充てることが公約された。

財産所有及び経済力の集中化を解消せしめる措置を含むその他の措置がこれに続いて行われた。戦争終結時——また戦前長期に亘つて——土地所有権は人口の比較的小部分の手中にあつた。この制度は旧世紀の封建制度に類するもので、日本においては「大地主」が戦争を奨励するためにその勢力を用いた。

実業界においては財閥が、持株会社及び独占を通じて完全にかつ仮借なく日本経済を支配した。十二の家族が国の商工業及び金融の七五%以上を支配していた。

これら及びその他の独占が日本政府に対して有した勢力はほとんど無限であつて、かれらは軍閥と不可分に結合していた。この結合した集団が多年にわたり——特に真珠湾の一年半前には——日本を戦争と破滅に向つて駆立てた。

この両種類の集中を打破する措置がとられた。連合軍最高司令官の発した指令に基づき、日本国会は一九四六年秋土地改革法を制定し、それに基づいて、五五〇万の日本農家は地方土地委員会を通じて適当な価格をもつて現在の所有者から土地を取得し、何年かの期間にわたつてその代金を支払えばよいことになった。この計画は一九四八年末までに完了するであろう。正にアメリカにおけると同様に小地主こそは象徴的にも事実的にも民主主義の実態なのであるから、われわれはやがて日本の民主主義の力が同様な土壌に根を張るものと期待する。

財閥に対する措置は強力に進行し、その支配は今や事実上廃止された。四、〇〇〇の子会社及び関係事業を有する六七の持株会社は解散を指定された。二つの最大の持株会社——三菱及び三井——は閉鎖された。他の大会社もほとんど全部解散された。

日本政府は国際カルテルを禁止する法律を作成するよう指令された。厳格なト

れわれに負わされて来た責任と費用であつた。当初この負担の程度を認識し得たものはほとんどなかった。今日ではわが国のあらゆる市民がわが占領政策が「いかなるものか」また「いかなる理由によるか」を疑問とするのはもつともな次第である。

この機会に私は特に日本について述べたい。降伏直後わが政策の目的は、第一に「日本が再び世界の平和と安全に対する脅威とならないように保証する」ことであり、第二に「国際的責任を遂行し、他国の権利を尊重し、連合国の目的を支持する民主的かつ平和な政府を可及的に速かに確立する」ことであつた。

この根底となる考えは、日本の侵略の防止、すなわち武装解除による直接の防止と、再び侵略戦争の精神を發展せしめないような種類の政府の創設による間接の防止とであつた。日本の真の幸福、または国家としての強さは断然二次的な考慮であつた。すなわち日本からわれわれ自身を護ることの次であり、戦勝連合国に与えた損害に対する賠償支払から見ても二次的な問題であつた。

この態度は最初の指令の重点によつて明らかに示されている。その一部分には「日本はその経済を支持し、賠償の取立を許すが、再武装するを得しめないような産業を維持することを許される(奨励されるのではなく、許されるのである)ものとする。原料の支配とは区別した意味において、それへの接近が許されるものとする。終局的には世界貿易への日本の参加が許されるものとする」。

一九四五年には占領の主目的が、われわれを悪意をもつて攻撃し、われわれの軍隊及び民間人に対して残虐行為を犯した敵から保護するにあつたことは、明かに了解できる——そしてそれはわが国民の当時の感情及び意見と合致するものであつた。

その後新しい情勢が、世界の政治及び経済に、国防問題に、また人道上の考慮に生じた。わが今後の道を決定するに際しては今やこれらの変化を充分考慮に入れないならばならないが、これらの成行きは多く最初の方針が定めた後に生じたものであることを記憶すべきである。

これらの最初の政策は迅速に遂行された。戦闘終止後数カ月内に一切の日本の戦術的部隊は解消され、一切の戦争手段は破壊または隔離された。日本の最高軍

ラスト禁止及び集中排除立法が作成され、一部分通過した。持株会社整理委員会が設立され、全計画の監理を行つている。

これらの諸措置がとられている間に新しい情勢が生じ、従来の要因はその意義を変えつつあつた。日本は未だかつてその食糧の全部を供給し得たことはなく、また多くのその他の生活必需品も十分に生産することはできなかった。七、八〇〇万人の日本人がカリフォルニア州より小さい地域に住み、その地域のうち耕作し得るものは一六%に過ぎないのである。

人口はなお非常な速度で増大しつつあり、一九五一年には八、五〇〇万人に達する見込である。現在のアジアの混乱状態をもつては、たとえ通貨及び日本の輸出事情が食糧買付を可能にしても——事実はそうではないが——日本に輸入すべき食糧を入手する余地は事実上ないであろう。

しかも食糧及びその他の必需品なくしては、日本は広範囲の飢餓と疾病に当面し、不安と無秩序と絶望に動揺するであろう。素朴な人道上の原則を別にして、このような条件の下においては、われわれは平和な日本政府という最初の目的を達成することができない。また日本が内外から全体主義的な煽動者に動かされることを見るのほかにない。援助がなければこの国は非民主主義的な侵略思想の餌食となるであろう。

この事態に対処するため米国は、日本に食糧及びその他の必需品を供給した。この援助はこの国に建設の基礎となるものを与え、日本は民主主義を以て全体主義及び神道に代え、教育統制に換えるに学問の自由をもつてし、人民の平和愛好の政府のための土台を築くことが可能になつた。

日本における以上及びその他の成果についてはマッカーサー元帥及びその幕僚の功によるところ多しとしなければならぬ。この重要な任務のために、日本人をしてその敗北を完全に悟らせると同時に、自由にして安定せる政府を確立するのにかれの全幅の協力を得ることのできた卓越せる指導者をもつたことは、実に米国の幸運であつた。

しかし占領の政策的責任を共にする陸軍省及び国務省は、両者共に、今後政治的安定が続き、自由な政府が成功するためには、健全な自立経済がなければなら

ないことを認識しており、占領の統率者たるマッカーサー元帥はこれらの政策を具体化し得るものと期待してよい。

われわれはまた、米国が永久に年々数億ドルを占領地救済資金に注入し続け得るものではなく、またこのような寄与は被占領国が自己の生産と輸出をもつて自己の必需品代金を支払い得るに至ったとき、はじめて悲惨な事故を生ずることなくこれを打ち切り得るものであることを認識している。

これらの事情の結果として多くの分野において日本の経済情勢を改善する努力が行われた。このような経済的な考え方が強まるに伴い、広範囲の非軍事化という最初の考えと自立的国家の建設という新しい目的との間に摩擦の分野が生ずることは避けられなかった。

農業の場合にはたまたま二つの目的は事実上平行している。封建的土地保有の打倒は戦争を起す勢力を終息させた。同時に土地が広く分配されるに伴い多数の地主に意欲を生ぜしめ、それによつて全体の生産を増大させる傾きがある。

しかし製造業においては事情が異なる。合成ゴム、造船、化学または非鉄金属工場の破壊は確かに日本の潜在競争力を破壊するが、このような破壊はまた潜在平和力にも不利に影響することがある。

財閥の解消はそれ自体としては別に重大な経済問題を生じないかもしれないが、ある段階においては極端な産業集中排除は、競争力をさらに弱めはするが同時に日本産業の製造能力を害し、従つて日本の自立し得る時期をおくらせるかもしれない。

これがわれわれのデレンマである。日本は純粋な農業国として生存できないと同様に商人や工匠や小職人の国として自立できないことは明らかである。少くともある程度の大量工業生産がない限り、日本には経済的赤字が続くものと予想できらる。

非軍事化と経済的復興との今一つの摩擦点は人事の場合に現われる。日本の戦争機構——軍事上及び産業上の——を建設し運営するに当つて最も積極的であった人々はしばしばこの国の最も有能にして最も成功した実業指導者であり、これらの助力は多くの場合において日本の経済復興に寄与するであろう。

日本の経済復興を妨げること最も少くして撤去し得る特定工場を選択している。この委員会の報告及び勧告は今月中に陸軍省に到着する筈である。

私は非軍事化や賠償や集中排除や人物の追放の問題が日本の復興に最も直接の障碍になつているという印象を残そうとするものではない。

主な困難は戦争が日本にもたらした破壊と、日本降伏以来極東に存在した混乱状態から生じている。

日本建築の脆弱な性質と稠密な人口集中地とはこれらの島をわが焼夷弾その他に対する極めて傷きやすい標的たらしめた。広島及び長崎に対する原子爆弾の効果果を別としても、多くの日本の都市は大部分破壊された。比率からいえば、大東京——一九四〇年約七百万の人口を有した——は全世界のいかなる敵国都市にもまさるひどい損害を受けた。

日本は前から食糧のみならずその商工業に必要な原料もアジアの諸国に仰いでおり、中国及びその他隣邦との一般通商に依存することが多かつた。戦争及びその余波によつてこれらの輸出入先が大部分存在しなくなつていく。

これら及びその他の困難に対処するため——そして復興を促進することによつて日本が米国の財政的負担となることを止める時期を速めるため——多くの積極的手段が従来も現在も講ぜられている。時間が許せば財政、金融及び外国貿易を含む多方面のわれわれの活動を詳細に述べたいところである。

われわれの努力の成果は若干現われている。全体の日本工業生産は一九四六年一月における一九三〇—三四年水準の一八%から一九四七年八月には四〇%に増大した。石炭——産業復興の基本的必需品たる——の場合は、現在の生産は一九三〇—三四年水準の八六%である。肥料は占領中に四倍増となつた。東京及びその附近の戦災家屋の四分の一は補充された。六〇万エーカーの土地が耕地として開墾され、一九五〇年までにはさらに一〇〇万エーカー増加する筈である。

このような日本の全情況において、われわれが一つの政府全体——しかも戦敗によつて崩壊したもの——を監督しているのだということを忘れてはならない。われわれは、安定し成功的な政府の持つ多数の正常な政策問題及び運営問題を持つて持つ上に、また現在の日本に特有な異常で困難な条件から生れた問題を持

われわれは今やかれらをどうすべきであろうか。われわれは日本の戦争組織をそのままにして置く訳にもいかず、またその思想が第二次世界大戦の発生を助けた指導者に権力をもたせて置く訳にもいかない。一方日本の産業上の能力者を無力化しておく訳にもいかない。

またわれわれは戦争について無罪であるとか、平時的に改心しているとかいふ個々の日本人の異議を無条件に信ずる訳にもいかない。ドイツ降伏後聞かない頃ドイツである上院議員が私に「どこを訊ねて見ても、ドイツには一人のナチも見つからなかつた」と言つたが、恐らくこれに「また日本には一人の軍閥も見つからない」と付け加えてもよさそうである。

これらの事柄はすべて程度の問題であり、その決定は判断の問題である。決定やその結果に責任のないものなら、カクテル・パーティーや安楽椅子や演壇からでも、こうした決定をするのは困難ではない。自分が犯す誤りとともに生き、それに悩まなければならぬときには、幾分話が異つて来る。

国務省と陸軍省は適当な点で線を引こうと努めている。そうするにあたりかれらは占領初期以来起つた政治、軍事及び経済上の諸事情の変化を充分考慮しようとしており、また考慮するであろう。

われわれは集中排除が日本の産業の能率を過度に阻害する点に至らぬ前に止めなければならぬことを認識している。以前の諸計画は再検討中である。——たとえば数月前極東委員会に提出され、FEC-二三〇として広く喧伝された文書に記された計画の細部の如き、それである。

われわれはわが大目的のために計画を修正するのを嫌うものではない。最近日本国会に提出された過度経済力集中排除のための手続を定める法案は、その最終的制定を見る前に変更された。日本の経済的必要を重視する見地から変更されたのである。

工場撤去及び賠償の場合——武装解除問題のほかに——にはわれわれは他の諸国とのある協定によつて束縛されており、これは相手国によつて破られるか、同意によつて変更されるかしない限り遂行されなければならない。しかし昨年夏以来太平洋地域には有能な産業技術者団があり、われわれの義務に背くことなく、

つていのである。

わが国とは非常に相異があるから、日本人に米民主主義をそのまま複製することを求めることはできない。従つてわれわれの問題にはなんら適確な前例のないことがよくあり、各省はわれわれの祖先がわが政府の草創期にしたようにして、試行錯誤によつてできるだけの成果をあげなければならないのである。

引くべき線はもちろん必ずしも常に引きやすくはなく、すべて重大な決定の場合そうであるように、独断に過ぎてはならない。誠実で事情に通じた人々の間にも意見の相異はあり得るし、またありがちである。私もわれわれのすることが一切完全であるなどと幻想を抱いてはいない。

しかし私は諸君に、われわれの決定は現実主義を以て、かつ日本をして再び他国に対し理由なき侵略的な残酷な戦争を行わせないようにするため出来るだけのことをする固い決意を以てなされるであろう、ということを保証できる。われわれは、自立すると同時に、今後極東に生ずべき他の全体主義的戦争の脅威に対する制止役として役立つほど充分に強かつ充分に安定した自立的民主政治を日本に建設するという、同様に確固たる目的を固守するものである。

編注 本文は、K. C. Royall アメリカ陸軍長官がサンフランシスコのウェルズ・クラブで行なつた演説である。原文は『Documents concerning the Allied Occupation and Control Japan, Vol. II, pp. 4-10, compiled by the Division of Special Records, Foreign Office, Japan, 1949. 所収。』

出所 大蔵省大臣官房調査部『調査月報』第四〇巻特別第四号、昭和二六年三月、三〇—三三ページ。

(32) わが国経済の戦争被害  
(昭和二三年二月一日経済安定本部発表)

〈前略——編者〉

先づ最初に被害総額を示すと、今次戦争による我国の国富被害は終戦時現在価

表 1

Table with 6 columns: 区分, 官有(千円), 公有(千円), 私所有(千円), 合計(千円), 総額に対する割合(%). Rows include 総生産物, 河川, 船舶, 建設, 燃料, 生産財, 消費財, 雑貨, etc.

- (注) (1) 工場, 倉庫, 交通及通信建築物
(2) 消費財以外の生産品, 仕掛品, 資材, 原料
(3) 交通関係機器, 水道設備用機器, 精米機及鉱山機器
(4) 生産財に含まれない建築物
(5) 農薬用倉庫, 専売局, 印刷局及商店内の所蔵財貨
(6) 医療機器, 図書, 国定史蹟及其他

格で総額四百九十六億七千三百六十一万一千円であつて、そのうち私有が四百二十六億一千七百四十四万四千円と総額の八割六分弱を占め、これに次で公有四十八億一千八百五十一万四千円(二割弱)、公有二十二億四千四百三十七万三千元(五分弱)の順となつて居るが、いづれも私有にくらべれば極めて低額であつてこれを合せてもその僅か六分の一にすぎない。項目別では、建築物の罹災に伴う一般家屋の家具家財の他工場等にあつた生産品、資材等の被害が甚大であつた為に所蔵財貨の被害額が最高で官公私合せて百七十四億四千四百四十六万円で総額の三割五分強を占めて居る。建築物の被害額は百七十一億二千六百二十四万七千円で所蔵財貨の被害額には等しく全体の三割五分弱に當つて居る。この他多額のものとしては船舶(一割三分)、工業用機械器具(九分)、雑(三分)などが挙げられるが、その他の項目はいづれも十億円未満で総額の二分にも達していない。この国富被害の総額及其内訳を一括して示せば次表(表1——編者)の通りである。

又これを生産財、消費財に分類してみると左の如く両者はほぼ同額を示している。以上を示した国富被害額は終戦時現在価格であるのでこれを最近の価格に換算してみると、昭和二十二年十二月現在価格(日銀調東京卸売物価総平均指数により終戦時を二〇〇とし昭和二十二年十二月現在二、七八五で換算)で一兆三千八百三十四億一千六十六万六千円となる。しかもこのうちには多額に上る間接の戦争被害その他有形無形の被害が含まれて居らず又間接の被害も含まれていないのであるから現在の実際の価格によれば我が国の今次戦争による直接間接の国富被害額はおよそ数兆円に達するものと思われる。この戦争被害額の老なることを知る尺度としては大正十二年の関東大震災による被害額及昭和五年及十年の国富があるが、先づ前者と比較すれば、大震災による被害額は五十五億六千万円(物価指数により終戦時価格に換算すれば約百二十億円)であるから戦争被害額はほぼその四倍に當ることを知る。後者の国富との比較についてはこれを項目別に左に表示してみよう(表2——編者)。なお本表においては国富を次の二種類に分類して比較した。

表 2

Table with 6 columns: 区分, 国富被害額(千円), 昭和10年度国富(千円), 同左終戦時現在換算額(千円), 昭和5年度国富(千円), 同左終戦時現在換算額(千円). Rows include 総資産, 生産財, 消費財, 雑貨, etc.

- (備考) 1. 昭和10年度の土地の金額は昭和5年度のそれより減じているがこれは評価が異なるためである。
2. 価格の換算は日銀調東京卸売物価総平均指数(昭和5年を100として終戦時298, 昭和10年を100として終戦時291)による。国富についてこの指数を適用することは必ずしも妥当とは言えないが他に適当な方法がないのでこれによつた。

1 資産的国富
戦争被害を受け且つ平和経済維持に必要な物的国富すなわち建築物、道路、港湾河川、橋梁、工業用機械器具、鉄道及軌道、諸車、船舶、電気瓦斯供給設備、電信電話及放送設備、水道設備、所蔵財貨等が含まれる。
2 その他国富
資源的国富(土地、鉱山、林野樹木、家畜家畜、軍事的国富(艦艇、兵器、軍用航空機)及び対外債権債務差引額が含まれる。
すなわちこの表によれば我が国富被害額は昭和五年度の国富総額の一割五分同じく昭和十年の一割四分弱に當つて居り、又このうち資産的国富のみについて見ればそれは昭和五年度の三割一分昭和十年の二割六分に當つて居る。尚表中船舶は昭和十年の金額より被害額の方が高額を示している。これは同年以後の船舶保有量が激増し、その被害が甚大であつたことを意味するものであるが他の財貨についても昭和十年以降終戦時迄の資産額の変動が当然あつたものと考えられる。従つて上記の比率をもつてそのまま直ちに被害率と見做すことはあたらない。この被害率については、今かりに昭和十年以降の終戦時迄の資産的国富の増加額を四割と推定すれば戦災直前の我が国の資産的国富は約二千六百億円であり前記の資産的国富被害額はその二割に相当する。
次に国富被害総額を終戦時の人口及び面積で割つてみると人口一人当たり六百九十円(昭和二十二年十二月現在価格で一万九千二百七十七円)、面積一平方軒当り十二万九千九百円(昭和二十二年十二月現在価格で三百六十一万八千円)となる。参考として昭和十年の国富総額の単位当りの金額を示せば終戦時現在価格に換算して人口一人当たりでは五千二百九十九円面積一平方軒当りでは九十四万五千円となつて居る。
以上戦争による国富の直接被害について述べたが、この他に疎開にもとづく家屋の取こわし、軍需転換のための平和産業設備の解体、戦時中の設備の修理と維持の繰延べにもとづく国内資本の喰潰し等間接的な戦争被害があり、これを直接国富被害額とはほ等しいと推定すれば総被害額は終戦時現在価格で約一千億円となり前記の資産的国富のおよそ四割に達する。

これ以外に国内資産の喪失として賠償による設備の撤去があるが中間賠償計画にもとづく指定工場が全部撤去されるものとすればその資産は前記総被害額の一割前後と推定される。更に尚このほかに日本が戦前に所有していた在外資産の喪失がある。その総額は未詳であるが、かりにこれを国内資産の喪失額にほぼ等しいと推定すれば戦前の我国内外における総資産の半ば程度が今次戦争によつて失われたこととなる。

最後に前期の被害額を年々の国民所得に対比してみよう。内閣統計局の調査によれば昭和十年の我国国民所得総額は百四十五億三千万円でありそのうちの十五％の二十二億円が資本形成に向けられた。今前記一千億円の被害を昭和十年の価格に換算すれば約三百四十億円となるから昭和十年の資本形成の状態においても戦争による喪失資産の回復には十五年を要する計算になる。しかしながら昭和十二年の国民所得は昭和十年価格で九十億と推定され資本形成に向けられる比率は昭和十年当時よりも低い。従つて現在のような経済状態が継続すれば戦争被害の回復には尙相当の長年月が必要とされるわけである。

(後略——編者)

編注 本文で省略した後半に掲載されている各財貨の被害についての計数は、『昭和財政史——終戦から講和まで——』第一九巻、「統計」に収録。

出所 経済安定本部「我国経済の戦争被害」昭和二三年。

(33) アメリカの対日政策に関するケナン国務省企画政策部長の報告  
(一九四八年三月二五日 PPS 二八)

ケナン国務省企画政策部長の報告

〔ワシントン〕一九四八年三月二五日

極 秘

PPS 二八

アメリカの対日政策に関する勧告

I 講和条約

下に行なうことが好ましい。しかし、その時点までにソ連の態度が真に改善され、かつ日本の国内安定について十分に信頼が置けるならば、完全な非軍事化を目指すべきであり、これをソ連も参画する最も明示的かつ具体的な国際条約で保障すべきである。

3 沖繩

アメリカ政府は現時点において、沖繩の諸施設を恒久的に保持することにつき意思決定すべきであり、それ故、同地の基地を拡充すべきである。同島の恒久的な戦略的支配に対する国際的な支持の獲得の問題につき国務省において早急に研究すべきである。

4 海軍

海軍は講和条約までの間日本における現在の諸施設を保持すべきである。海軍は横須賀基地について現在享受する便益を、講和後に代償を支払ってもできる限り多く保持できるように拡充することにつき政策を立案すべきである。他方、海軍は、アメリカが沖繩を恒久的に支配し続けるとの想定のもとに、沖繩の海軍前進基地としての可能性の最大限の追及を続けるべきである。

5 日本の警察

日本の警察はアメリカの専門家の監督のもとに、FBIの路線に沿って、現有勢力の再強化と装備改善、強力で効果的な沿岸警備隊の創設、及び中央機構の整備により強化されるべきである。SANACCに対し、SCAPがこの勧告を実施するための詳細な命令を起草するよう命令すべきである。

III 管理制度

1 SCAP

政府は——現時点においては——管理制度のいかなる大幅な変更についても提起しまたは同意すべきではない。それ故、SCAPは公式には現有の全権利と全権限とを保持せしめられるべきである。しかしながら、SCAPの機能範囲を漸次縮小して、その任務を主として日本政府の諸活動の概括的監察及び大きな政策問題についての日本政府とのハイレベルでの接触に限るべきである。

2 FEC

1 時機及び手続

政府は現時点において講和条約を急ぐべきではない。政府は、他の連合国諸国間で、三分の二(多数決)制手続もしくはFECの投票手続のいずれかについて合意をみた場合には、いかなるときにも、その手続のもとに交渉を進行させられるよう、準備して待機すべきである。この間、日本人に将来の対日管理廃止への準備をさせることに注意を集中すべきである。

2 条約の性格

最終的交渉の結果、できる限り簡潔で、普遍的で、非懲罰的な条約を結ぶことを目的とすべきである。この目的のため、それまでの期間中に、直接の働きかけにより、懸案のままとなれば講和条約に盛り込まれると予想される事案をできる限り解決しておくべきである。講和条約で処理される問題の件数をできる限り減らすことを目的とすべきである。このことはとりわけ財産権、財産回復等の事案について妥当する。次期に向けての政策は、とくにこのことを念頭に置いて立案すべきである。

II 安全保障

1 講和前のわが作戦軍の配置

次期において日本における作戦軍は保持すべきである。しかしながら、その数、その日本経済に課す費用、その存在が日本人に与える心理的影響を最小ならしめるよう努めるべきである。軍の配置、補給、雇用はこのことを念頭に置いて決定すべきである。

2 講和後の措置

講和条約の発効に至るまで日本におけるアメリカ作戦軍は保持すべきである。講和後の日本の軍事的安全保障の措置についてのアメリカの最終的な立場は、講和交渉に当面するまでは決定されるべきではない。「その時点の」国際情勢及び日本の国内安定達成度にかんがみて決定すべきである。その時点でソ連が大きく弱体化し、かつ穏健化していないとき、もしくは日本の社会がまだ政治的な意味で非常な脆弱性を有するとみなされるときは、講和条約を延期し、または日本の限定的再軍備化を強く主張すべきであり、この再軍備はアメリカの指導と監督の

政府は現時点においてはFECの廃止についていかなる動きもとるべきでない。しかしながら、FECが降伏条件の執行に関わりのない新たな政策を検討するのには消極的ならしめるように行動し始めるべきである。降伏条件の執行に関わりのない事案に関しては、政府は極東軍司令官の身分としての司令官に対して単独指令を發出すべきである。それは中間指令と呼ばれるべきではない。しかしながら、降伏条件の執行に関わりのある事案については、FECにおいて速やかな行動を起こし得ないときにはいつでも、中間指令の發出を躊躇してはならない。

3 対日理事会

対日理事会は存続し、その機能は不変のままとすべきである。

IV 占領政策

1 日本政府との関係

SCAPに対し、次期においてはSCAPの諸部局が日本政府の業務に介入し、または直接に参与することのないよう、また日本政府の諸機関、職員の通常の職務である機能を執行することのないよう、特に注意を払うように指示を与えるべきである。SCAPの機能は可能な限り早期に、一般的監察機能に縮小すべきである。すなわち、SCAPは通例、日本政府とはハイレベルのみ大きな政策事案についてのみ関係すべきである。このことはとりわけ経済科学局の諸活動に妥当する。

2 改革プログラム

SCAPは、日本人の着手する改革政策について、占領の総合的な目的に沿うものと判断するならそれを妨害すべきではないが、SCAPが日本政府に新たな改革立法を強要しないことを公けに確定すべきである。日本政府によってすでに実施され、または準備過程にある改革政策に関しては、SCAPが当該の改革に関しての日本政府への圧力を緩和し着実かつ慎重ならしめ、日本当局にその実行の過程を自らの方法で進めさせることを公けに確定すべきである。

3 公職追放

SCAPに対し、公職追放を以下の方針で漸次緩和することを許可するよう指示すべきである。すなわち、(1)比較的に責任の軽い地位に在職していたが追放さ

れた者のカテゴリーについては、政府、企業、公共機関の職に対しての適格を回復すべきである。(2)公的生活から追放された者のうちのある者は、在職していた地位の基準によってではなく、個人の行動を基準として再審査できるようにすべきである。(3)年齢の最低限を定め、それ以下については公職適格審査を要求すべきでない。

#### 4 占領費

日本政府の負担となる占領費を思い切って減額するための方策を講ずべきである。減額を他の手段で実現できないときには、占領費の大部分、とくに個人むけサービスに属する部分をドル支払により償還すべく措置し、これを日本の輸入金融に活用すべきである。

#### 5 経済復興

経済復興を、次期におけるアメリカの対日政策の主要目的となすべきである。経済復興は、アメリカの長期的援助計画を、物資、資金の双方または一方の援助によって、それを数年にわたって次第に減少させつつ行なうこと、アメリカ政府の全関係省庁が協力に、かつ協調して日本の対外貿易復活に対する現存する障害を除去し、日本の輸出の回復と発展とが推進されるべきである。後段の実行に関する詳細な勧告は、ドレーパー次官のワントン帰任後陸軍省と國務省が共同して案出すべきである。必要な場合には、その勧告の実行に関して政府の全省庁の協同が得られるようホワイトハウスの権限を発動すべきである。

#### 6 賠償

以下のことを宣言すべきである。わが政府は日本からの現行の三〇%撤去計画を超える賠償品目の撤去を認める用意はないということ。この計画による撤去は、日本経済の復興を物資の面で害うものであってはならないこと。撤去は一九四九年七月一日までに完了すべきこと。この撤去計画で指定されなかった設備を賠償リストに留めてはならないこと。アメリカは将来の講和条約による日本からの賠償取立てについて、それがいかなるものでも、賠償支払が極東地域の全体としての経済発展のために現実的、効果的かつ有利であって、連合国諸国のどの一国にとっても直接間接の負担とならないような形態でない限り、反対であること。

日米間の学者、教師、講師、科学者、技術者の交流を強くおし進めるべきである。FECにおいてその決定を急ぐべきであるが、そこで早急に実施に移せないときは、SCAPに対し、かかる交流についての協定締結を認める中間指令を発出すべきである。

#### e 教育予算

日本は教育の目的のための国家予算の比率を高く配当することを許可されるべきである。

#### 9 戦犯裁判

A級戦犯容疑者の裁判の結了時期を早めるべきである。すべてのB級及びC級容疑者について、起訴の意図のない件については釈放するという観点からの振分け審査をなすべきである。起訴すべき者は速やかに法廷に送るべきである。

#### V 國務省からの代表

國務省は東京に大使の資格をもつ常駐の政治的代表を派遣すべきである。これは現実的に可能で望ましいとなれば直ちに行なうべきである。同職の任務は、司令官に政治事項についての助言を行なうこと、國務長官に対して日本関係事項の報告を行なうことである。政治的代表は國務省との間に独自に交信をもつものとする。少なくとも当面彼は、日本政府と公式には交渉しないが、日本政府官憲との非公式の接触は制限されるべきではない。SCAP外交局は存続させるべきだが、その機能をSCAPの外交儀礼及び渉外連絡担当部局となすべきである。現在外交局が行なっている國務省のすべての通常機能は、在日領事施設の監督機能とともに、政治的代表のもとに置くべきである。

編注 付録は省略。財政史室訳。

出所 *Foreign Relations of the United States, 1948, Vol. VI, pp. 691-96.*

#### (34) 経済安定十原則

(一九四八年七月一日司令部経済科学局非公式メモ)

連合軍最高司令官総司令部経済科学局

と。従って、SCAPに対し、三〇%撤去計画に従って撤去施設の最終決定を行ない、賠償指定以外の設備をリストから除去するよう命令すべきである。ただし、かくしてリストから除去された主要軍事施設は、日本の非軍事化の目的に合致するよう処理すべく注意することが要求される。

#### 7 財産問題

SCAPに対し、連合国構成国及び同国人の財産の回復及び最終処分をベースを早め、一九四九年七月一日までに実質的に完了せしめるよう命令すべきである。財産問題が講和交渉を束縛せぬように、講和条約に先立ってこれを解決しておくのがアメリカの政策の目的である。他方、FEC諸国の賠償請求に対し、これと最終的に相殺するという観点から、日本の在外資産の正確なリストを得るための努力を継続すべきである。

#### 8 情報及び教育

##### a 検閲

文書の日本輸入許可に際しての検閲による制限と遅延は改められるべきである。日本におけるすべての印刷物の事前検閲は停止すべきである。しかしながら、このことはSCAPが広く事後検閲による監察を行なうこと、及び郵便物を諜報のために点検することを妨げない。

##### b アメリカの図書雑誌の翻訳及び普及

統合参謀本部議長は、極東軍司令官の機能としてのSCAPに対し、アメリカで著作権を取得した文学作品の日本における公式の翻訳と刊行を許可するよう命令すべきである。一九五〇年度ガリオア予算で日本向けに輸送する新聞用紙を準備すべきである。

##### c ラジオ放送

サイパンの中継局から直ちに日本向けの中波及び長波の定時放送を放送すべきである。その番組は、アメリカの考え方に対する理解と評価を深めさせ、同時に日本の聴取者ができる限り広範囲に維持するという観点から、入念に編成すべきである。

##### d 人的交流

経済安定方策の諸基本的要素

一九四八年七月一日

米國からの援助の継続的実施を確保し、日本経済の自立の実現を促進するに必要な諸要請を充足する為に日本に於ける効果的な経済安定方策の諸基本的要素にして直に之を取り上げ完全に実施しなければならぬものを指摘すれば左の通りである。

- 一 凡ての重要国内産原料及び生産品の生産を増強すること。
- 二 現在の割当及び配給制度の厳格なる計画と実施とにより益々その効果を高めること。闇市場を絶滅すること。
- 三 食糧供出制度の効果的運用に更に一段と改善を加え、その為供出割当の決定を一層現実的に行うこと。
- 四 公定価格制を厳格に励行し、違反者は凡て直に処罰すること。
- 五 確実にして而かも弾力性ある資金安定方策を早急実施すること。
- 六 徴税実績を相当程度引上げる計画を益々促進強化すると共に、脱税者には刑法上の訴追を以て厳に臨むこと。
- 七 歳入を増徴すると共に税負担が現在以上に衡平に分配されるようにその再分配を行う為、新なる租税措置を実施すること。
- 八 特別会計の赤字を組織的に減少すること。
- 九 外国貿易の統制及び管理の運用に改善を加え、日本政府内の適当なる機関の下に新に外国為替管理を行わしむること。
- 十 現在の融資統制方策を強化し、効果的に強行すること。

経済科学局長

陸軍少将 W. F. マーカット

編注 本文書は、七月一日、栗栖経済安定本部長官とマーカット経済科学局長の定例会見の際提示された『渡辺武日記』昭和二年七月一六日。

本文の形式は、大蔵省資料Z五一—三〇所収の英文により補正した。

出所 大蔵省資料Z五〇八一—一六。

(35) 公務員制度改革等に関する芦田首相宛マッカーサー元帥書簡  
(一九四八年七月二二日)

東京、日本

一九四八年七月二二日

総理大臣閣下

余は、且下日本の公務員制度に関して起つて諸問題の解決策としての国家公務員法の適否に付いて、日本政府並に本司令部の代表者間に行われた合同討議から得られた結論の検討を了した。余は、是正せらるべき現存の欠点に関する右結論には全般的に賛成である。

国家公務員法の狙いは、日本の政府に民主的且能率的な公務員制度の樹立を規定するに在つた。本計画は近代的な人事制度を定めて、公務員を全民衆の中から、競争試験に依て、取入れることにし、又職階、報酬、訓練、考査、健康、安全、厚生、休養並に退職に関する科学的管理の下に、実力に基づいて陞進せしめることを定めた。本制度は被備者の為に不服を申立てる手続を定め、且つ行政機構に於ける彼等の正当にして公平な待遇を保障している。司法的行政機関に依て実行され、且つ緊急事態の必要に応じて直ちに改革出来得る様な緊急条項を付加された本制度は、日本に於ける民主主義の成功を阻んだ旧官僚制度の種々の宿弊を是正するに足る建設的計画を定めている。

今次創設された人事行政の基調は全国民が国会を通じて政府の使用人に対して主権と監督権を行使し、其の国会が人事委員会を通じて科学的人事行政の原理を適用し、且つ公務員制度、公務員の充足、報酬、官紀、年金及雇傭に伴う其の他の条件を標準化すると云う考え方に立つていのである。民主主義の考え方に基く斯る制度は、法律の忠実な実施と政府の仕事の能率的運営とを最高の職責として、政治や特権の圧迫に屈しない意図の下に作られたものである。

本問題に関係のある色々な法規の研究は今や完了したのであるが、情勢に対処する為にはこのままでは不十分であることが明かとなつた。これ等の法規は少数

この觀念の重大さは、西洋の民主主義国家と同様に日本に於てもよく理解されているところである。日本憲法自体も「国民統合」と「主権の存する日本国民の総意」を認めている。憲法自体が「この憲法が国民に保障する自由及び権利は国民の不断の努力によつてこれを保持」する原則を確認している。

又国民はこの憲法を「濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」ものである。

更に憲法自体は国会を国家権力の「最高機関」たることを示し、この国会は「全国民を代表する」ものである事を明示している。

若しこの国民の団結と公共利益の優越とを宣言している憲法の根本理念が踏みにじられずに保全せらるべきであるならば、政府の権能の如何なる一部分も私的の団体若しくは一部の階級にこれをわかち授け若しくは奪われることは出来ない。若しこの逆が真であるならば「ポツダム」宣言によつて企図せられ憲法によつて作られた日本の「責任ある政府」は存続することが出来ない。自らの主権を他に譲り渡す如き政府は最早責任ある政府ではないと云うのが基本原理であるからである。

本来私的の団体たる性質の労働組合は政府の特質をそなえているものではない。組合が発展した如何なる国に於ても自由な労働組合の力は、常に政府から離れて独立のものであること並にその合法且つ正常な目的を追及するに当り、政府の支配から離れて自由であることから生れてきている。

全体主義的日本の特質であつた圧迫の経験を経てきた日本の労働者も、占領以來大体に於てこの原則を理解し、自由なる労働組合の道を選び、一般公共の利益を擁護せんが為に起る急激な抑制的手段を必然的に挑発する無分別な方針を回避してきた。彼等は、自由な私的事業に属する自由な労働者は、自由な選挙に於て自由人としての権能を有する以外には国の主権を自ら行うことは出来ないことを承認してきた。組合主義はそれが個人自身とそして勤労の権威を高揚するものであるが故にこそ、労働者の正当なる目的を追及しつつ、民主主義の最も強固な支軸の一つとなるのである。

然しその勤労を公務に捧げるものと私的企業に従うものとの間には顕著な区別

者が団結して政府の権限と權威に加える圧力に対し積極的な保護を与えるものではなく、又公務員制度の恩恵と保護を受け又制限に服する義務を有する政府職員の種類階級に対して法規の適用が明かになつていない。全体にわたつて政府に於ける職員関係と、私企業に於ける労働者関係の区別が著しく明確を欠いている。

占領下日本に於て労働者が、急速に且つ前例のない地歩を獲得した事實は、現代生活に於て労働組合主義が極めて重要なものであることと現代の産業経済に伴う多くの弊害を是正するに当り労働組合運動の有する歴史的意義に対する余の見解を正常とするものである。然しながら、政府関係に於ては労働運動は極めて制限された範囲に於て適用せらるべきであり、正常に設定せられて主権を行使する行政、司法、立法の各機関の代用となり或はこれ等に挑戦することはゆるされない。

産業時代の初期に於ては、支払代価に対する交渉も雇傭条件の取極もなく、労働を一商品として取扱う傾向があつた。然し、大量生産の機械技術が発達するにつれ、労働者は相互の利益の為に組織するよりよき機会が与えられ、そして、長期にして且つ困難な闘争によつて、生活水準、労働条件の改善並にある程度の社会保障を獲得する為に、彼等自身の選んだ代表を通じて団体交渉の経済力を確保した。固有の強制力を伴う団結権は、産業経済に対し極めて重大な影響を及ぼした経済力を労働組合運動の中に益々伸張せしむるに至つた。民主主義社会に於ては、かかる影響力が労働組合の政党に対する支持を通じて順次政治力として考えられるに至つたが、然し、組合の判断を立法並に行政面に進出せしめ、労働組合が国民全般の正しく選ばれた代表者の機能を侵害することは、民主主義理念に違反するものである。

全ての産業化された国々に於ては、労働者の利益を代表するものに限らず、実業者、金融家、農民並に専門業務者の利益を夫々代表する特定の強制力を発動する階級のあることは事実である。民主主義社会に於ては、斯る強制力発動階級が権力と勢力を獲得せんとして争うが、それは国家統一の根本觀念を逸脱すべきではない。「一般民衆」は斯る特定の階級に属しない残りの階級ではなくして、国民全般から成るものであり「一般民衆の利益」は一般の福祉と同じ意味である。

が存在する。前者は国民の主権に基礎をもつ政府によつて使用される手段そのものであつて、その雇傭せられる事実によつて与えられた公共の信託に対し無条件の忠誠の務を負う。労働者の権利の唱導者として第一人者であつたかつての米國大統領故「フランクリン、ローズベルト」の言葉によれば「国民はその利益と福祉の為に政府活動のうちに秩序と脈絡とが維持せられることを要求する、公務員の上にはこの国民全体に奉仕する義務が負わされている。これは最高の義務である。彼等自身の職務が政府の機能に關係するものである以上、公務員の争議行為は、彼等自身に於て、要求が満足せらるるまでは政府の運営を妨害する意図のあることを明示するものにほかならない。自ら支持を誓つた政府を麻痺せしめんと企図するような行為は想像し得ないものであると同時に許し得ないものである。」

余はこの見解に全般的に賛成である。雇傭若しくは任命により日本の政府機関若しくはその従属団体に地位を有するものは、何人といえども争議行為若しくは政府運営の能率を阻害する遅延戦術その他の紛争戦術に訴えてはならない。何人といえどもかかる地位を有しながら日本の公衆に対しかかる行動に訴えて、公共の信託を裏切るものは、雇傭せられているが為に有するすべての権利と特権を放棄するものである。「ローズベルト」大統領は、更に言つている、「すべての政府職員は普通に知られている所謂団体交渉の手段は公務員の場合には採用出来ないものであることを理解せねばならぬ。団体交渉は国家公務員制度に適用せられないに當つては明確なそして変更し得ない制限を受ける。政府の性質並に目的それ自体がその行政運営に當る官吏をして政府職員との間の協議若しくは交渉に於て使用主を代表し又は之を拘束することを不可能ならしめている。使用主は全国民である。国民は国会に於けるその代表者により制定せられる法律によりその意志を表明する。従つて行政運営の任に當る官吏も雇傭せられて居るものも、均しく人事に関して方針、手続並に規則を定める法律によつて支配せられ、指導せられ又少なからざる場合に於て制約を受けている。」と。

然しながらこの理念は公務員たるものが、自ら若しくは選ばれた代表を通じて、雇傭条件の改善を求めんが為に自由にその意見見解若しくは不満を表明する個人

的若しくは団体的の妨げらるることなき権利を有しない意味ではないことを明確に了解せられなければならない。この権利は民主主義社会に固有のものであり奪うべからざるものである。而して余はこの権利は現に提案せられている国家公務員法の修正案の中に十分に規定せられていてと信ずる。更に国家の公益を擁護する為に政府職員に課せられた特別の制限があると云う事實は、政府に対し常に政府職員の福祉並に利益の為に十分な保護の手段を講じなければならぬ義務を負わしめている。この理念は民主主義社会に於ては完全に理解せられ実現せられているのであつてそれ故にこそ公職が威厳と權威と永続性とをそなえて居り、公職に就き得る機会が広く一般から好ましい特権として認められ且つ求められているのである。

鉄道並に塩、樟腦、煙草の専売などの政府事業に関する限り、これらの職員は普通公職からは除外せられて良いと信ずる。然しながらこれ等の事業を管理し運営する為に適当な方法により公共企業が組織せらるべきである。而して雇傭の標準方針並に手続を適正に定め且つ普通公職の場合に与えられている保護に代えるに調停仲裁の制度が設けられねばならぬが、同時に、職員に於て、その雇傭せられている責任を忠実に遂行することを怠り、為に、業務運営に支障を起すことなきや公共の利益を擁護する方法が定められなければならない。更に又、能率増進の為に、通信省の完全な再編成が実施されることが望ましいと信ずる、その為には政府の郵便事業を他の業務から切りはなし、通信省に代つて内閣の内部に二つの機関を設置することが考えられる。

国家公務員法は、本来、日本に於ける民主的諸制度を成功させるには、日本の官僚制度の根本的改革が不可欠であるとの事實の認識の下に考えられたものである。何故ならば斯る民主的諸制度の強弱は、その政治的、経済的、社会的の何れなるを問わず、必然的に直接公務員制度の能率如何にかかると共に、公共の利益擁護と一般の福祉増進の為に組織された政府が其の権力の源泉たる主権者たる国民に対して行使し得る強力な指導力如何にも同様必然的に直接関連するからである。従つて本改革の成功が占領政策の第一義的目標の一つたるのみならず、それは、日本国民の将来の福祉の為に前提要件の一つである。

昭和二十三年七月二十二日付内閣総理大臣宛連合最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、ここに昭和二十三年七月二十二日付内閣総理大臣宛連合最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令を制定する。

第一条 任命によると雇傭によるとを問わず、国又は地方公共団体の職員の地位にある者（以下公務員といひ、これに該当するか否かの疑義については、臨時人事委員会が決定する。）は、国又は地方公共団体に対しては、同盟罷業、怠業的行為等の脅威を裏付けとする拘束的性質を帯びた、いわゆる団体交渉権を有しない。但し、公務員又はその団体は、この政令の制限内において、個別的に又は団体的にその代表を通じて、苦情、意見、希望又は不満を表明し、且つ、これについて十分な話をなし、証拠を提出することができるという意味において、国又は地方公共団体の当局と交渉する自由を否認されるものではない。

2 給与、服務等公務員の身分に関する事項に関して、従前国又は地方公共団体によつてとられたすべての措置については、この政令で定められた制限の趣旨に矛盾し、又は違反しない限り、引きつづき効力を有するものとする。

3 現に繫属中の国又は地方公共団体を関係当事者とするすべての斡旋、調停又は仲裁に関する手続は、中止される。爾后臨時人事委員会は、公務員の利益を保護する責任を有する機関となる。

第二条 公務員は、何人といえども、同盟罷業又は怠業的行為をなし、その他国又は地方公共団体の業務の運営能率を阻害する争議手段をとつてはならない。

2 公務員でありながら前項の規定に違反する行為をした者は、国又は地方公共団体に対し、その保有する任命又は雇傭上の権利をもつて対抗することができない。

第三条 第二条第一項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

付則

1 この政令は、公布の日から、これを施行する。

仍て本問題の解決に當つては公共の利益優先と云う点に最大の考慮が払われるべきであり、次に必要なことは、公法の中に明示された通りに、国民の意思を実施する政治手段としての政府の適法な權威は、充分民主化された方法の下に行われる選挙に依つてのみ覆し得ると云うことを保障する道が講せられるべきであると云うことである。これなくしては、政府を少数者の特権優先に従属せしめることに依て公共の利益を滅却することとなり、其の結果は無政府状態、暴動、破壊を招来することとなる。

これが民主社会が先ず存在し得る為の基本的原則であるが、西洋の主要民主国家に於ては、その原則実行の為に極く最近に至つては、軍隊並に文官警察の両者を用いた国家警察力の全面的行使を余儀なくされるに至つた。憲法の定める所に従つて軍隊の保持を放棄した日本に於ては、警察力の斯る行使には文官警察を期待し得るのみである。従つて日本に於ては他の何れの国に於けるよりもなお一層法律が政府の権力並にその安全と權威の確保の為に規定を綿密に定めて誤解なき様に明確を期する必要がある。

余が国家公務員法を全面的に改正して茲に論議された考え方の体制に適合せしめることが時を移さず着手する可きであると考へるのは以上の目的達成の爲である。

本件に関し貴下を援助する可く本司令部は従前通り助言と相談に応ずるのである。

敬具  
ダグラス・マッカーサー

内閣総理大臣殿  
編注 書簡の形式は英文（大蔵省資料Z五二六一一七一）により補正。  
出所 大蔵省資料Z五二六一一七一。

(36) 政令第二〇一号（昭和二十三年七月三十一日公布）  
政令第二百一号（昭和二十三年七月三十一日公布）

2 この政令は、昭和二十三年七月二十二日付内閣総理大臣宛連合最高司令官書簡に依り国家公務員法の改正等国会による立法が成立実施されるまで、その効力を有する。  
出所 『法令全書』昭和二十三年。

(37) 新立法による金融制度の全面的改正  
（一九四八年八月一七日司令部経済科学局非公式メモ）

連合軍最高司令官総司令部経済科学局  
APO五〇〇  
一九四八年八月一七日

件名 新立法による金融制度の全面的改正  
一、適正な全面的な新金融立法を速かに準備すべく然るべき措置を取ることとは非常に望ましいことである。それは現行の多数の金融関係法令中に見られる諸戦時規定及びその他の種々の欠点を除去し、政府の有効な規制と監督の下に健全な通貨為替制度及び独立にして自由競争の基礎に立つ民間銀行その他の金融機関の制度の確立、運営について規定すべきである。なお、これ等の制度は日本全体の預金、信用その他金融上の要請にでき得る限り役立ち又平和時の民主的経済下における自由企業の発達に最大限に寄与するに充分強力にして弾力性あるものでなければならぬ。此の立法は以下の全面的計画を内容とした充分に包括的且つ詳細な規定、定義、限界、制限を含まなければならない。

a 強力にしてよくバランスがとれたノンポリテイカルな大蔵省から独立した委員会をつくること。その委員長は閣僚級であり、委員の任期は充分に長期且つ確定的のものとし、委員会の持続性が失われぬように順次一人づつ更迭するように各委員の任期が一定期間おいて満了するものとする。本委員会は大蔵省所管の下にある政府の財政政策及びその運営とよく協調してネインソング・マネタリー・アンド・クレディット・ポリシーの策定と実施を担当する政府機関であること。本委員会は新たに立法せらるべき金融業法を

実施すること。それは法律により定められた、充分に包括的ではあるがはっきりした限界のある権限の範囲内で日本銀行を含むすべての銀行その他の金融機関を規制及び監督し、更に進んではすべてのこれらの金融機関が健全な状態にあり、又法律の規定又は目的及び健全にして公正な慣行に従い運営されることを保証すること。

b 日本銀行を改組すること、即ちすべての銀行の保有すべき支払準備金の預り機関となること。銀行、政府その他の適格性ある借入者に対する与信のリサポアとなること。資金の取立、交換及び移転の適正な機構を維持すること。銀行及び政府に対するバンカーとしていろいろの法律的資格において奉仕すること。引き続き発券銀行並びに適当な保管及び国庫代理店としての資格を保有すること。株式は民間金融機関が所有すること。一般方針及び運営は、日本の各地域の、金融界その他各界における、経験と良識とをもち、株主たる銀行及び政府によって民主的に選任された取締役会の指導と監督の下に実施されること。

c 十分健全な資本と資産とを有し、出来るだけ實際的に日本経済に寄与することを目的とする民間銀行その他の金融機関の制度を確立すること。而してこれ等の金融機関は法律の規定を遵守し、委員会の十分な規制及び監督の下におかれ、この場合すべての銀行その他の金融機関は何等の不当な恩恵や差別待遇を受けずして衡平に且つ正当に取り扱われること。

d 困窮している商工業者であつて現在の経済状態が改善されるまでは日本経済の支持に不可欠と認められるものに対し暫定的に資金を供給する政府金融機関、及び必要な住宅建設並びに土地開発計画に対する資金供給につき普通銀行を補足するため必要な、恒久的特殊金融機関を設けること。

e 株式所有による支配、役員及び主要職員の相互交換その他あらゆる方法による従属関係を明確に禁止することにより、金融機関を他の金融機関、商工業その他の企業から確然と分離すること。

f 金融機関は株式社債の発行、引受又は取扱を営業としないこと。

g 金融機関の貸付及び投資については一定の限界と制限を設けること。具体

的には、金融機関の預金又は資本、売上金の使用、担保の適格性とに関連しての個人、会社又は関係会社のグループに対する資金融通金額の制限に関すること。

h 預金者は適切な株主の資本金及びより広く、民主的な運営責任及びその実行によつて十分に保護されること。

i 金融機関及びその支店の設置、運営又は閉鎖、合同又は吸収合併、信託権能又はその他の主要な変更を行う場合の条件及び制限の基準を法律によつて定めること。「グループ」又は「チェイン」金融制度によつて、支店設置の制限をくぐることを防止すべき規定を設けること。

j 委員会による監督を効果的ならしめるために充分な報告を徴し及び検査を行うこと。

k 法令の規定違反及び不健全な金融業務の運営に対する適当な罰則を設けること。これには、然るべき注意又は警告及び聴問の機会を与えた後、金融機関を閉鎖し、違反者を免職し、又は金融機関を罰する権限を委員会に許すことを含む。

二、第一項に述べた立法は関係金融機関の将来に於ける運営が準拠する諸法律の規定を織り込むように、又それらと相容れない現行諸法律の規定を廃止乃至修正するような方法で準備作成されなければならない。

三、上述の金融立法の準備と同時に、従来より日本にて運営され来つた各種特殊信用機関及び其の他の金融機関の設置の基礎となつて居る法律はすべて慎重に検討されねばならず、必要と認められ且つ健全なる基礎の上に再編成され得るが如き特殊銀行乃至信用機関に関してのみ、その存続につき考慮が払われるべきである。健全にして信頼しうる信用組織と預金を保険する最も実際のなよい方法を含む預金者の最大限の保護とをできるだけ速かに実施するためあらゆる可能な手段をとらなければならない。

四、本覚書の定めるところを達成するため、連合軍総司令部経済科学局は、日本政府関係当局との間に、できるだけ早く要請した計画を達成するために必要な、直接交渉を行うつもりである。

編注 本文の仮訳は、覚書発出当初の大蔵部内の仮訳（大蔵省資料Z五二六一六―四所収）に補正を加えて、英文とともに印刷に付したものである。ただし、英文にある第四項の訳出を省略しているので、財政史室で訳文を付加し、文書の形式を英文により補正した。

出所 大蔵省資料Z五二六一六―五。

(38) アメリカの対日政策に関する国家安全保障会議の勧告

(一九四八年一月七日NSC三三/二)

〔ワシントン〕一九四八年一月七日

極 秘

NSC三三/二

アメリカの対日政策に関する勧告についての国家安全保障会議の報告

講和条約

1 時機と手続

対日講和条約の手順と内容に関しての關係諸国間の意見の相違の拡大にかんがみ、またソ連の侵略的な共産主義拡大政策によつて生じた容易ならぬ国際情勢にかんがみて、政府は現時点において講和条約を急ぐべきではない。政府は、連合国間で何らかの一般の受容性をもつ投票手続について合意をみた場合には、その手続のもとに交渉を進行させられるよう、準備して待機すべきである。講和会議を実際に開催するに先立って、条約に盛り込むべき内容の要点について、外交ルートで参加国の多数の同意を得ておくようにすべきである。この間、日本人に將來の対日管理廃止への準備をさせることに注意を集中すべきである。

2 条約の性格

最終的交渉の結果、できる限り簡潔で、普遍的で、非懲罰的な条約を結ぶことを目的とすべきである。この目的のため、解決しておかないと講和条約に盛り込まれると予想される事案を、それまでの期間中にできる限り解決しておくべきである。講和条約で処理される問題の件数をできる限り減らすことを目的とすべき

である。このことはとりわけ財産権、財産回復等の事案について妥当する。次期に向けての政策は、とくにこのことを念頭に置いて立案すべきである。

安全保障

3 講和以前の措置

本文書において定める占領任務の適正な遂行及び軍の安全と士気を保障できる限りにおいて、占領軍の存在が日本大衆に与える心理的圧迫を最小ならしめるようあらゆる努力を払うべきである。作戦軍、とりわけ非作戦軍の数は最小とすべきである。講和前における占領軍の配置、その雇用、日本経済からの補給については、上述のことに十分配慮すべきである。

4 講和後の措置

講和条約の発効に至るまで日本におけるアメリカ作戦軍は保持すべきである。講和後の日本の軍事的安全保障の措置についてのアメリカの最終的な立場は、講和交渉に当面するまでは決定されるべきではない。国際情勢及び日本の国内安定達成度にかんがみて決定すべきである。

5 琉球諸島

(本件の勧告は別途行なう)

6 海軍基地

アメリカ海軍は横須賀基地を、現在享受する便益を講和後は代償を支払ってもできる限り多く保持できるよう拡充することにつき政策を立案すべきである。他方、海軍は、アメリカが沖繩を長期的に支配し続けるとの想定のもとに、沖繩の海軍基地としての可能性の追及を続けるべきである。

この政策は、講和前のアメリカの日本の安全保障政策最終決定の段階で、国際情勢にかんがみて、横須賀等を海軍基地として保持することが望ましく、かつアメリカの政治目的に一致するならば、これを妨げるものではない。

7 日本の警察

日本の警察は、沿岸警備隊を含め、現在勢力の再強化と装備改善、及び現行の中央統制警察組織の拡大によって強化すべきである。

管理制度



## 8 連合国最高司令官

政府は現時点においては、管理制度のいかなる大幅な改変についても提起しまたは同意すべきではない。それ故、SCAPは公式には現有の全権利と全権限とを保持せしめられるべきである。しかしながら、着実により多くの行政責任を日本政府に移行すべきである。この目的のため、以下のアメリカ政府の見解をSCAPに伝達すべきである。すなわち、SCAPの機能範囲を、できる限り早期に縮小し、それに対応する人員をも減少し、その任務は主として日本政府の諸活動の概括的監察及び大きな政策問題についての日本政府とのハイレベルでの接触に限るべきである。

## 9 極東委員会

(本件の勧告は別途行なう)

## 10 対日理事会

対日理事会は存続し、その機能は不変のままとすべきである。

## 占領政策

## 11 日本政府との関係

(前掲第8項を参照)

## 12 国内政治・経済改革

以後、改革計画の日本人への同化に力点を置くべきである。この目的のため、SCAPは日本人の着手する改革政策について、占領の総合的な目的に沿うものと判断するなら、それを妨害すべきではなく、SCAPが日本政府に新たな改革立法を強要しないよう指導すべきである。日本政府によってすでに実施され、または準備過程にある改革政策に関しては、SCAPが当該の改革に関しての日本政府への統制を緩和して着実かつ慎重ならしめるよう指導すべきであり、SCAPは日本当局が改革を自ら履行し調整する過程でその原則に背馳しまたはこれを損うときに限り介入すべきである。日本がかかる重大な行動をとった場合、事態が急迫していても余裕のあるときは、SCAPは介入する前にアメリカ政府に協議すべきである。特定の諸改革については、上述の原則を具体化し、許容すべき調整の性格と範囲についてのアメリカ政府の見解を示す確固たる基本的指導方針

っている。

## 16 財産問題

SCAPに対し、連合国構成国及び同国人の財産の回復及び最終処分を迅速に行ない、一九四九年七月一日までに実質的に完了せしめるよう指導すべきである。財産問題が講和交渉を束縛せぬように、講和条約に先立ち、これをできる限りかつ満足に解決しておくのがアメリカの政策の目的である。

## 17 情報及び教育

## a 検閲

日本に輸入される文書の検閲は、それによる遅延を最小とするように行なうべきであり、また日本の新聞の事前検閲は停止すべきである。しかしながら、このことはSCAPが広く事後検閲による監察を行なうこと、及び郵便物を諜報のために点検することを妨げない。

## b ラジオ放送

合衆国政府は、沖繩となる可能性が大きい、適当な中継局から、日本向けの中波及び長波の定時放送を放送すべきである。その番組は、アメリカの考え方に對する理解と評価を深めさせ、同時に日本の聴取者のできる限り広範に維持するという観点から入念に編成すべきである。

## c 人的交流

日米間の学者、教師、講師、科学者、技術者の交流を強くおし進めるべきである。SCAPは許可された日本人の文化的目的及び経済的目的での出国許可の政策を続けるべきである。

## 18 戦犯裁判

A級戦犯裁判は終了し、判決待機中である。すべてのB級及びC級容疑者について、起訴の意図のない件については釈放するという観点からの振分け審査を継続し、早急に結論を出すべきである。起訴すべき者の裁判はできる限り早期に開始し、終了すべきである。

## 19 日本の経済的競争能力の抑制

真に平和目的のための物資及びサービスの日本における生産、日本への輸入、

をSCAPに授与すべきである。

## 13 公職追放

公職追放の目的は大部分達成されたので、アメリカ政府はSCAPに対し、日本政府に以下のことを非公式に通知するよう指導すべきである。公職追放をさらに拡大する企画はなく、追放を以下の方向に修正すべきこと。すなわち、(1)比較的责任の軽い地位に在職していたが追放され、または追放されるべき者のカテゴリーについては、政府、企業、公共機関の職に對しての適格を回復すべきである、(2)公的生活から追放され、または追放されるべき者のうちのある者は、在職していた地位の基準によってではなく、個人の行動を基準としてのみ再審査できるようにすべきである、(3)年齢の最低限を定め、それ以下については公職適格審査を要求すべきでない。

## 14 占領費

日本政府の負担となる占領費は、本文書で検討する講和前の政策目的に一致する限りで、最大限の減額を続けるべきである。

## 15 経済復興

アメリカの安全保障の利益に次いで、経済復興を、次期におけるアメリカの対日政策の主要目的となすべきである。経済復興は、アメリカの長期的援助計画を、物資・資金の双方または一方の援助によって、それを数年にわたって次第に減少させつつ行なうことと、日本への商船供与を含む日本の対外貿易復活に對する現存の障害の除去と日本の輸出の回復と促進のために、アメリカ政府の全関係省庁が強力に、かつ協調して尽力することとの結合により、推進されるべきである。日本の国内的及び対外的交易・産業の発展のためには民間企業を育成すべきである。上掲の諸点の実行に關する勧告は、日本経済の極東諸国との関係を考慮しつつ、政府の關係省庁との協議のうち國務省と陸軍省が共同して案出すべきである。次のことを日本政府に對して明示すべきである。復興計画の成功は主として、はげしい勤勞によって生産を向上させ、高い輸出水準を維持し、争議による作業停止を最小にし、インフレーションの傾向に對して国内的なきびしい手段をとって激しい戦いをいどみ、かつできる限り速かに均衡予算を達成することにかか

日本での使用を無制限に許すべきである。但し以下の限定条件をつける。

a 日本の経済的競争能力は指定の重要原料の貯蔵許容量の制限により抑制すべきである。

b 日本工業の非軍事化は、兵器と民用航空機製造の禁止及びアメリカの工業的競争能力減産の実績にかんがみて適当と思われる工業生産について最小で一時的な制限に限定すべきである。

## 20 対日賠償

(本件の勧告は別途行なう)

編注 本勧告は一〇月九日に、トルーマン大統領によって承認された。財政史室訳。

出所 *Foreign Relations of the United States, 1948, Vol. VI, pp. 858-62.*

## (39) 貨金三原則——罷業状況に関するハプラー声明

(一九四八年二月一日司令部渉外局発表)

極東軍總司令部渉外局

## 新聞発表

一一〇〇〇

一九四八年二月一日

## 罷業状況に関するハプラー声明

戦争で資源を浪費した国が再建回復し得る途は容易ではない。再建回復の過程は刻苦精勵賢明な企画及び国民各自の多大なる犠牲とを要請する。日本の経済問題はあらゆる種類の物資が豊富に利用し得るようになって始めて解決されるであろう。日本の現在の困難を克服する恒久的方策は、国内消費に加えて、国内で生産し得ぬ原料及び製品を他国と交換するに必要な物資を労資協力して絶えず増産することにある。

基礎産業において現在行われている争議を労資双方で解決なし得ずにいることは、それが日本経済の安定に焦眉の急である見地からみて遺憾である。これら争議はすべて一つの型をもっている。即ち、どの場合も、組合は物価が昂騰しその

結果生活水準が低下して来たことを根拠として賃金引上を要求し、一方雇傭者側は現在の公定価格制度の下では引上を容れる余地がないと主張する。過去においては労資双方共、補助金、赤字融資又は製品販売価格の引上の形で日本政府の救済に依頼して来たのである。

政府は最近かかる手段の継続に反対する強硬態度を採りその見解を三原則に具現した。これらの原則は財政均衡維持方針に関連するものである。第一に、賃金引上のための産業補助の緊急基金は新しい歳入源が見出された場合にのみ支出し得る。第二に、賃金引上により生ずる赤字補填のために産業に融資してはならない。第三に、一般物価水準の引上を必要とするような賃金引上は許されない。

日本国民の現在の租税負担は著しく重くこの上の加重は到底不可能である。実際問題として、若し現在の賃金要求が政府補助金又は価格引上により容れられれば、恐らくその殆どすべての負担は労働者の肩にかかりその経済状態は直ちに現存より悪化するであろう。

政府の取る立場は経済復興にとり健全であり且つ必須のものである。他の途をとるならば、財政の均衡は失われ国内には無価値の通貨が充満し遂には経済的混乱に達することは避け難い。

かかる明白なる事実にも拘らず、日本では労資代表者のある者や政府官吏の一部さえも声明されたかかる政策に反対し全力を尽してこれを破壊せんとしている。雇傭者側が補助金や価格引上を強要せんがためにその真の経理状態を匿している証拠があり、又労組幹部及び経営者が政府に反対して三原則の放棄を強行せんと共謀しつつあるとの確信をもち得る証拠がある。

労資双方が国家の経済的救済の為に、協同者として会議の席に連なり共同の責任を受諾する場合のみ、現在の争議は終結し国家は回復への途を辿る事になるであろう。この共同の責任を果す為には、労働者はより多くの物資を生産すべく一層良心的に働く事に同意せねばならぬであろう。又経営者の側ではその操業を一層能率的ならしめ、労働者に対してはその労働の報酬をより高き生活水準及び改善された労働条件に刈りとりしむる機会を与えるに必要な措置をとらねばならぬであろう。

大限に發揮出来るための、最も緊急な要請は、経済の安定である。日本の工業生産は、一九四八年中に顕著な一般的回復状態を示し、(十一月の生産量は一九三〇—三四年平均の六二%に達し、一年前に比べて四七%の増加である)。また、本年の輸出額は二億六千万弗、即ち前年に比し四八%上回る見込であるが、マツカーサー元帥並びにワシントンの関係当局者はかかる実績を力強く思っている。しかし乍ら、一般的な価格及び通貨のインフレーションは継続して居り、昨年十一月から本年十一月までの一ヶ年間に消費者価格水準及び、紙幣発行高は六〇%の増加を見ている。この全般的かつ継続的なインフレーションは、経済復興を遅らしめると同時に従来達成された成果をも脅かす危険がある。これによつて、日本政府が従来以上に断乎たる集約的な政策をとる必要があることは明白である。日本人全体の生活水準の改善は、日本人自身が、経済の安定と復興との達成に對し、どの程度に心からの支援を与えるかによつて左右されるのである。将来対日援助資金を要請する場合に於ても、日本人自身が経済安定計画の実施に當り、どれだけの実績を挙げたかということが考慮されるであろう。

一九四八年の経済協力法によつて米国の援助を受けている諸国も、亦今回の計画中の幾つかの措置に類似する措置の實行を公約している。それは通貨を安定し、単一の為替レートを設定若しくは維持し、出来得る限り、予算の均衡を図り、また一般的に通貨制度に対して信頼感を持たしめるために必要とされる財政金融的措置を含むものである。今回の対日指令は、米國が、世界全般の経済復興に寄与するために、日本以外の世界各所でも行つていよう努力の一環をなすものである。

マツカーサー元帥は、本年七月に既にかかる計画の必要性を認め、日本政府に勧告したが、それは本質において今回実施を指令する計画と同じものであった。今次計画の主要目的は次のとおりである。

- 支出を嚴重に引締め、かつ必要適切と認められる新財源を含めて最大限の収入を確保することによつて一日もはやく総合予算の其の均衡をはかること、
- 収税計画を促進強化し、脱税者にたいしては迅速かつ広範囲にわたつて徹底的刑事訴追措置をとること、

日本において不断の強要と引延し戦術が政府をその現在の立場から後退せしむべく威嚇なし得ると信ずるものあれば、その迷いは直ちに覚まされねばならぬ。日本政府は後退する余地をもち得ぬし、又後退せしめんと更に努力する事は復興を遅延せしめて日本国民を害する結果となるのみである。

原注 賃金三原則は一月六日石炭賃金問題に関する会議の席上、日本側閣僚官に通達されたものであるが、後に二月一日に到つて上の如き形式で総司令部経済科学局C・W・ヘプラー労働課長から発表された。編注 本資料の形式は、大蔵省資料Z五一一三〇所収の英文により補正した。General Headquarters Far East Command Public Information Office は極東軍総司令部渉外局とした。以下同じ。

出所 有沢広巳、稲葉秀三『資料戦後二十年史』2「経済」、六七—六八ページ。

(40) 日本に對し指令される経済安定計画(経済安定九原則指令)  
(一九四八年二月一八日極東軍総司令部渉外局発表)

極東軍総司令部渉外局  
發表予定文 (Future Release——編者)

これは、一九四八年二月一八日東京時間午前七時に新聞發表予定のものである。ワシントン・D・Cにおいても同時に發表される。

日本に對し指令せられる経済安定計画

米國國務、陸軍兩省は本日、日本占領連合軍總司令官が、日本政府に對し、出來得る限り速かに、日本に於ける財政、通貨、物価、及び賃金の安定を達成し、同時に輸出品生産を最大に引上げることを目途とする、効果的な経済安定計画を実施するよう指令することになつたと發表した。最高司令官は、米政府が極東委員會の規定に基いて發する中間指令に従つて、右の措置をとるものである。日本經濟の復興を引続き確実ならしめ、かつまた、米國の援助資金の効果を最大

金融機関からの融資 (credit extension——編者) は日本の經濟回復に貢獻する諸事業にだけ与えるよう嚴重に限定すること、  
賃金安定を實現するための効果的計画を作成すること、  
現行の價格統制計画を強化し、必要があればその範圍を擴張すること、  
外國貿易管理の操作を改善し、かつ現行外國為替管理を強化すること、これらの措置を適切に日本側機関に移譲することが出来る程度にまで行うこと、  
現行の割当並びに配給制度を、特に輸出貿易を最大限に振興することを目標として改善すること、  
すべての重要國産原料並びに工業製品の生産を増大すること、  
食糧供出計画の能率を向上すること、

以上の計画は速かに單一為替交換比率を決定出来る諸条件を確保することを目標として推進されるものである。

編注 本文は、東京で一八日、ワシントン時間で一七日發表され、一九日の朝刊に要旨が掲載された。本資料は大蔵省資料Z五二六—五二八所収の英文で体裁と前文を補完し、本文は同資料所収の訳文(大蔵省官房渉外課の翻訳と思われる——渉外課とタイプがあり、鉛筆で二二—一八の書きこみがある)によつたが、九原則の部分は、その翻訳を補正したとみられる大蔵省資料Z五一一三〇所収の訳文を使用した。なお、九原則の原文は英文資料編参照。  
出所 大蔵省資料Z五二六—五二八、同Z五一一三〇。

(41) 経済安定九原則についての吉田首相宛マツカーサー書簡  
(一九四八年二月一九日極東軍総司令部渉外局発表)

極東軍総司令部渉外局

一九四八年二月一九日

即時發表 (Immediate Release——編者)  
經濟安定に関する總理大臣宛連合軍最高司令官書簡

ダグラス・マッカーサー元帥は、本日次の書簡を吉田首相宛に送付した。

私は極東委員会の承認のもとに米政府から送付された中間指令を受領した。本指令は日本の輸出生産を最大限に増強すると共に会計、財政、物価、資金安定を出来るだけ早く達成することを目的とした一連の諸措置を確立したものである。本書面に同封の別紙中に列挙されているかかる諸措置は明確にして米国務、陸軍両省の公表で指摘されている通りその全容は終局の安定策としてすでに従来日本政府に伝達されているところのものと同一である。

本指令は日本の速かな経済安定が連合国及び日本人民に共通した第一義的目的であること。即ち米国民が日本国民を養うため米国資源の現在の不足状態にたえることを要求されている限り、日本国民の最大限の勤勉と利用可能な物資の配給の拙悪さに基く損失ならびに国内産物の生産不振を食い止め行政および産業運営上のむだを抑制するよう要求する権利を持つこと、及び積極的な連合国の干渉により不用意な政争、目的をわきまぬ労働紛争、及び破壊的な思想上の圧迫の結果による復興の妨害が最もよく回避出来るようとの前提から出発したものである。

この措置の基本的目的を判り易くいえばそれは政治的自由を正当化しかつ保障する程度の日本の経済的自給体制をすみやかに確立することである。なぜなら一国民の生計が他国の慈悲にたよつていては限り政治的自由はあり得ないからである。また、もし自国の欠乏を自ら統御することからのみ生ずる確固たる威厳に欠けるところがあれば国民は集団の意思を動員して邪悪かつ破壊的な思想の圧迫に対する強固な防壁とすることも出来ず、またその意思をして国民の生計を次第に改善して行くための強い力とすることも出来ないだろう。

この米政府の措置は必然的に救済および復興援助費の問題と関連するもので将来援助費は上述の目的達成に向う日本人の結束した努力がつくる進歩に比例してのみ期待できることになる。

これは将来日本人の思想と行動が全国民に共通な第一目的に従うようその再調整を求めものである。これはまた日本人の生活にあらゆる面において、より以上の耐乏を求め自由な社会に与えられている特権と自由の一部の一時的な放棄を

求めるものである。

今後経営者や労働者が生産の促進に干渉することは絶対に許されぬだろう。この干渉から生ずる負担は日本社会の各層にのしかゝつて来るからである。また今回の措置が目指している目的について政治的紛争が起ることも絶対に許されぬであろう。これらの目的は一点の疑問の余地もないほど明確にのべられているからである。さらにその目的が日本人全体に共通のものである以上これに対して思想的立場から反対を唱えることも許されずその達成を遅らせたりくじいたりしようとする企圖は公共の福祉をおびやかすものとして抑圧されなければならない。私はこれまでの政策に従つてこの安定計画を日本政府と国民が積極的に誠実に実行することを出来るだけ見まもり期待しよう。

私はこの要求がいかに苛酷なものであり、これにともなう個人的犠牲がいかに大きいものであらうとも日本政府と国民がこの価値ある国家的目標を達成する能力があることを信じている。

前途は確かに困難であらう。しかしその負担が全国民に平等に課せられるならば個人生活に対する衝撃は最少限度に止めることができよう。

私は日本のすべての男子と婦人がこの目的のちよう戦に應じて勇氣と決意をもつて団結することを心から希望するものであり確信をもつてこれを期待するものである。これが実現された場合日本はいま紛争の真つただ中に投げ込まれている全アジアがもつて模範とするに足るような進歩的安定の型をつくり上げることが出来るのである。しからざれば日本は破滅するであらう。

敬 具

ダグラス・マッカーサー

アメリカ政府からの中間指令全項目は次の通りである。

- 一、支出を嚴重に引締め、かつ必要適切と認められる新財源を含めて最大限の収入を確保することによつて一日もはやく総合予算の真の均衡をはかること、
- 二、収税計画を促進強化し、脱税者にたいしては迅速かつ広範囲にわたつて徹底的刑事訴追措置をとること、

三、金融機関からの融資は日本の経済回復に貢献する諸事業にだけ与えるよう厳重に限定すること、

四、資金安定を実現するための効果的計画を作成すること、

五、現行の価格統制計画を強化し、必要があればその範囲を拡張すること、

六、外国貿易管理の操作を改善し、かつ現行外国為替管理を強化すること、これらの措置を適切に日本側機関に移譲することが出来る程度にまで行うこと、

七、現行の割当並びに配給制度を、特に輸出貿易を最大限に振興することを目標として改善すること、

八、すべての重要国産原料並びに工業製品の生産を増大すること、

九、食糧供出計画の能率を向上すること、

十、以上の計画は速かに単一為替交換比率を決定出来る諸条件を確保することを目標として推進されるものである。

編注 本文は大蔵省資料Z五一一三〇所収の英文により、文書の形式を補正した。  
出所 大蔵省資料Z五一一三〇。

### (42) マッカーサー元帥の昭和二十四年年頭の辞

(昭和二十四年一月一日)

日本国民諸君へ——マ元帥年頭の辞

総司令部特別発表

マックアサー元帥は、一九四九年年頭にあたり日本国民あてつぎのメッセージを發した。

今ここに終りを告げた期間は日本ばかりでなく、世界の他の国々にとつても重大な歴史的意義をもつた期間であった。その間人類は歴史はじまってこのかた人類を苦しめてきた幾多の害悪の解決策を探し求めてきた。戦争の終つた今日なおたがいに対立するイデオロギーの衝突によつてひきおこされた混乱と、平和を求

める全世界の意思を利用せんとする利己的な人間の野望とのために人類の歩みはある時はたどどしく、ある時は心許なかった。ただその間心強いものが看取されたのは、世界の各国民、各民族の心ある人々のなかにこれまでの長い経験を通じて戦争は決して人類の悪をいやす万能薬ではなく、また将来もこのようなことはあり得ないという歴史的現実にはっきり目覚めてきたものがますます多くなつてきた事実、またこれらの人間が戦争の放棄と国家間、人間間の諸問題の平和的解決によつてのみ達成される人類の進歩のため戦争にかわる他の手段をまじめに探求している事実である。こうして結局のところ、人類の全般的福祉を希う世界の世論を最高度に動員するうえでは、明確な進歩の跡が現実を示されているといえる。

アジア大陸ではいま自由が大きな動搖に見舞われているにもかかわらず、日本では諸君がその政治機構の中に自由と、尊厳と、平和の不滅の礎石を打ちたてた結果、国内情勢はよく平穏と秩序を保ってきた。諸君は国民の大多数の意思に従い、これに應じて日本に真の代議政治を樹立した。世界中のいかなる国といえども日本ほど人間が自由と安全と安定を享受しているところはない。また日本国民は多くの近隣諸國よりもはるかに大きな平和と平穏の中に生活している。実に日本の諸島は落着いた静穏の中に包まれているが、このような平和な空気にたいしては善良な市民の一人一人がその喜びをともにする資格をもっている。われわれがこれから入ろうとする時期は、諸君が新しい政治的基盤の上に経済安定の強固な体制を築きあげる不屈の意思と、えい知と、能力を試験することになる。この体制は多年にわたる豊かな経験のなから作り上げられるもので、またこの経験によつて十分に裏付けられ、維持されるであらう。これは政治的自由と経済的自立とが不可分かつ相互依存の関係にあるからであり、たがいに他の精神的な力の支援なくしては存続できないからである。

諸君がこれまで強固で、永続性のある政治的基盤を作り上げるために成し遂げた多くの業績にたいして、他の諸国民はいずれも賞賛をおくっている。しかしいまや日本復興計画の重点が政治から経済に移行した結果、世界はいま諸君がこの新しい問題をいかに解決するかを友好的ではあるが、きびしい批判の目をもって

注視しているのである。なぜならば、日本国民が経済的自立を達成するための先決条件として必要な中間的諸目標を提示した私の十二月十九日付吉田首相あての書簡でも指摘したように、諸君の日常生活の維持がいくらかでも他国の好意的援助に依存しているかぎり、政治的自由の達成は不可能だからである。

さらにまた私は過去において幾度となく米國政府にたいし日本国民は外国貿易に従事する適当な機会さえ与えられるならば、他國から輸入する物資と同量以上の物資を輸出用に製造し、完全な自立経済を確立できる意思と勤勉にめぐまれており、また日本国民が熱望しているのは、この機会を与えられることだけであることを報告したが、諸君はいまやその機会を与えられたのだ。諸君は国内の総力をあげて生産をたかめ、私が諸君に寄せた信頼が正しかったことを証明しなければならぬ。あらたに提起されたこれらの目標にたいして国民が直ちに示した反応はきわめて頼もしいものであった。

個々の労働者の肩にはどうしても重い負担が避けられないが、その労働戦線にも一つの高いステーツマンシップが生れ、労働者の全精力をあますところなく國家目的の擁護に傾倒するため労働者のもっている正当な武器のあるものを一時サヤにおさめる必要をさとりこれを全面的に受入れるにいたった。経営者の陣営においてもまたその反撃は力強いものがあつた。みずから日本の土地を耕している人々は、その熟練と勤勉とによってすでに私の心からなる賞賛を勝ち得ているがかれらもまた国内の食糧資源を最大限に確保するためその力を新たにし、より一そうの努力をもって仕事に立向っている。さらにまた日本の世論も健全で愛國的な言論機関の指導のもとに迅速かつ決定的にこの目的のために動員されつつあり、以上の経済上の諸目標が着々と達成されることはいまや疑問の余地がない。

このことは政治的関心から経済的関心に重点が移行するにつれて、今後の諸困難が軽減されることを意味するものではなく、各人の負うべき負担の量が、自己の全責任を果すために結集される国民の数によって決ることを意味する。断固たる決意をもってその責任を果しえないものは、わき上る国民の非難の重圧を身に感じなければならぬ。なぜならば何人といえども自分の権利として全国民の負うべき負担を公平に分担することを避けることはできないからである。近く行わ

APO五〇〇

AG、一二三・七(四九、四、二三)ESS/EX

SCAPIN一九九七

一九四九年四月二三日

覚書宛先 日本政府

件名 日本円に対する公式為替レートの樹立

一、日本政府は一九四九年四月二十五日午前零時より一米非に対し日本円三六〇円の公式外国為替レートを実施するに必要な措置をとるよう茲に指令する。米國以外の國の通貨に対するレートは本レートを基準として國際通貨基金に登録されてある當該國通貨の対米非比率を以て換算して之を定めるものとする。本レートは許可されて居る外國貿易及為替取引の一切の基準となるものとし、現在軍用レート適用になつて居る取引も之に依るものとし、又日本安定の爲の米國援助見返り資金に対する預入れに際しても亦本レートを適用するものとする。

二、一九四九年四月二十五日、午前零時より外國貿易及為替取引は当分の間は依然貿易庁を通じ上記のレートを以て且つ現在通りの承認された手続に依つて行われるものとする。日本政府は本為替レートに基づき外國為替管理委員会を通じて取引を行えるような案を作成し可及的速に連合軍最高司令部に提出しその承認を受けることを望むものである。

三、昭和二十四年四月二十五日以前に日本政府の認可があつた輸出契約については、本指令に於て別段の定めがある場合のほか、日本政府と日本商品の輸出業者との間に於て、契約の當時に於ける輸出手続に基いて協定された円価格を以て、支払いを行うものとする。右の契約で、輸入原材料の使用を必要とするものについては、その価格は

(イ) 日本政府より購入された輸入原材料の代金が、契約の認可のあつた當時

に於ける円価格を以てその支払が完了している場合においては、契約の當時における輸出手続に基き定められた円価格。

(ロ) 契約の下に輸出さるべき物資の生産のために、現実に使用された輸入原材料が、日本政府より購入され、その代金が、契約の認可の當時にお

れる総選挙は、諸君がこの重大時期に主権を委託すべき指導者の選択にあつて諸君のえい知をためすものとなる。時代の要求するものは、賢明なステーツマンシップにたいする大きな威厳と能力であり、これこそ諸君の立法府を、日本の最善の伝統によって打ち立てられた水準にまで高めることのできる人物を選ばなければならない。諸君の選択の尺度たるべきものである。そのあとは、問題はすべてわれらがこの國を導いていく指導の型のかんにかかつており、また市民の一人一人が日本の存続を確保するという大きな仕事の中で、それぞれ自分の責任を果す確固たる意思にかかつている。私はこれを主として諸君自身の遂行にまかせ、これに伴う責任を立派にはたす諸君の能力についてはいささかの懸念も抱いていない。諸君の一般的福祉のためいま要求されているこれらの目標を遂行するにあつて必要な精神力を高揚するため、かつまた諸君が自由な政治的運命を切り開くための健全な基礎をつくるにあつて、今日までなしてきてきた幾多の進歩をみとめる意味で、私はここに諸君にたいし諸君の國旗をふたたび国内において無期限に使用し、掲揚することを許可する。私が今回この挙に出た理由は一にこの國旗が人類のひとしく探し求めてきた正義と、自由の不易の觀念に立脚した平和の象徴として、とこしえに世界の前にひるがえらんことを願うからである。またこの國旗が、國家主義なるものは成文律たると不文律たるとを問わず、各国民相互の義務と責任を確立する普遍的な國際法にたいしては高い義務感をもつべきであるという考え方をよく鼓吹すべきことを念ずるからである。さらにまた、この國旗が日本の政治的自由を確保し、保全するに足る日本經濟建設の義務に向つて、日本国民の一人一人をふるい立たせる輝く導きの光りとしてひるがえらんことを心から念願するからにはかならない。

出所 『朝日新聞』昭和二十四年一月一日。

(43) 日本円に対する公式為替レート樹立に関する司令部覚書

(一九四九年四月二三日SCAPIN一九九七)

連合軍最高司令官総司令部

る価格をこえる円価格を以て支払われる場合においては、調整されたる円価格。

によるものとする。なお(ロ)にいう調整の申請は物価庁の審査並びに認可を受け

四、日本政府に対し日本の物資の輸出者が一九四九年四月二十五日以前に認可されたあらゆる契約を本覚書の各条項に従つて忠実に履行することを保障するため必要な措置をとるよう茲に指令する。

五、総司令部関係各局と日本政府該当官庁との間の直接交渉は、本指令の実施を容易ならしめるため認可するものとする。

最高司令官に代り

副官、陸軍大佐 R、M、レヴィ

編注 本文は、外務省特別資料課『日本占領及び管理重要文書集』第三卷、

「經濟篇I」六一―六二ページ所収の英文により形式を修正した。訳文は大蔵省部内の仮訳。

出所 大蔵省資料Z五二六一三〇一。

(44) アメリカの対日政策に関する国家安全保障會議の勧告

(一九四九年五月六日NSC一三/三)

アメリカの対日政策に関する国家安全保障會議の報告

(ワシントン)一九四九年五月六日

極秘

NSC一三/三

講和条約

1 時機と手続

対日講和条約の手順と内容に關しての關係諸國間の意見の相違の拡大にかんがみ、またソ連の侵略的な共産主義拡大政策によって生じた容易ならぬ國際情勢にかんがみて、政府は現時点において講和条約を急ぐべきではない。政府は、連合

国間で何らかの一般的受容性をもつ投票手続について合意をみた場合には、その手続のもとに交渉を進行させられるよう、準備して待機すべきである。講和会議を実際に開催するに先立って、条約に盛り込むべき内容の要点について、外交ルートで参加国の多数の同意を得ておくようにすべきである。この間、日本人に将来の対日管理廃止への準備をさせることに注意を集中すべきである。

## 2 条約の性格

最終的交渉の結果、できる限り簡潔で、普遍的で、非懲罰的な条約を結ぶことを目的とすべきである。この目的のため、懸案のままとしておく講和条約に盛り込まれると予想される事案を、それまでの期間中にできる限り解決しておくべきである。講和条約で処理される問題の件数をできる限り減らすことを目的とすべきである。このことはとりわけ財産権、財産回復等の事案について妥当する。次期に向けての政策は、とくにこのことを念頭に置いて立案すべきである。

## 安全保障

### 3 講和以前の措置

本文書において定める占領任務の適正な遂行及び軍の安全と士気を保障できる限りにおいて、占領軍の存在が日本人衆に与える心理的圧迫を最小とするようあらゆる努力を払うべきである。作戦軍、とりわけ非作戦軍の数は最小とすべきである。講和前における占領軍の配置、その雇用、日本経済からの補給については、上述のことに十分配慮すべきである。

### 4 講和後の措置

講和条約の発行に至るまで日本におけるアメリカの作戦軍は保持すべきである。講和後の日本の軍事的安全保障の措置についてのアメリカの最終的な立場は、講和交渉に当面するまでは決定されるべきではない。国際情勢及び日本の国内安定達成度にかんがみて決定すべきである。

### 5 琉球諸島、南方諸島〔小笠原〕、マーカス島〔南鳥島〕

アメリカは沖繩の諸施設及び北緯二九度以南の琉球諸島、マーカス島、孀婦岩以南の南方諸島で統合参謀本部が必要とみなす諸施設を長期的に保持する意図をもつ。それ故、沖繩及び沖繩近傍の軍事基地を拡充すべきである。上述の諸島に

行政責任をもつアメリカの機関は、当該諸島の経済的社会的な福祉及び現地住民の経済に生ずる欠損を、将来、できる限り最小とするための計画を早急に策定し、実施すべきである。適当な時機に、アメリカの北緯二九度以南の琉球諸島、マーカス島及び孀婦岩以南の南方諸島の長期的な戦略的支配についての国際的承認を、その時点で最も有利な方法で獲得すべきである。

アメリカは、北緯二九度以南の琉球諸島が占領費の分担に伴って負う負担を、政治的経済的安定の確保に必要な限りで軽減することが、いまやアメリカの国家的利益であると判断した。このことを公的に宣言することはアメリカの利益とはならないし、現時点でこの意図につき国際的承認を得ることを適当とは考えないが、アメリカの北緯二九度以南の琉球諸島に対する国家的政策に関して次のことが要求される。すなわち、同地に駐留するアメリカ軍及び政府機関は、上述の経済的社会的福祉計画を実現し、将来に向けて現地経済に生ずる欠損を最小とするために、必要で現実的な限りで、本日から六〇日後に費用の即時払いを開始し、当該諸島がもはや他占領地域に対して財政的に従属し、または債務を負うことのないようにすることである。

### 6 海軍基地

アメリカ海軍は横須賀基地を、現在享受する便益を講和後の商業ベースの上においても最大限に保持できるよう拡充することにつき政策を立案すべきである。他方、海軍は、アメリカが沖繩を長期的に支配し続けるとの想定のもとに、沖繩の海軍基地としての可能性の追及を続けるべきである。

この政策は、講和前のアメリカの日本の安全保障政策最終決定の段階で、国際情勢にかんがみて、横須賀等を海軍基地として保持することが望ましく、かつアメリカの政治目的に一致するならば、これを妨げるものではない。

### 7 日本の警察

日本の警察は、海上保安隊を含め、現在勢力の再強化と装備改善、及び現行の中央統制警察組織の拡大によって強化すべきである。

## 管理制度

### 8 連合国最高司令官

## 12 国内政治・経済改革

以後、改革計画の日本人への同化に重点を置くべきである。この目的のため、SCAPは日本人の着手する改革政策について、占領の総合的な目的に沿うものと判断するなら、それを妨害すべきではないが、SCAPが日本政府に新たな改革立法を強要しないよう指導すべきである。日本政府によってすでに実施され、または準備過程にある改革政策に関しては、SCAPが当該の改革に関しての日本政府への統制を緩和して着実かつ慎重ならしめるよう指導すべきであり、SCAPは日本当局が改革を自ら履行し調整する過程でその原則に背馳しまたはこれを損うときに限り介入すべきである。日本がかかる重大な行動をとった場合、事態が急迫しているも余裕のあるときは、SCAPは介入する前にアメリカ政府に協議すべきである。特定の諸改革については上述の原則を具体化し、許容すべき調整の性格と範囲についてのアメリカ政府の見解を示す確固たる基本的指導方針をSCAPに授与すべきである。

### 13 公職追放

公職追放の目的は大部分達成されたので、アメリカ政府はSCAPに対し、日本政府に以下のことを非公式に通知するよう指導すべきである。公職追放をさらに拡大する企画はなく、追放を以下の方向に修正すべきこと。すなわち、(1)比較的责任のない地位に在職していたが追放され、または追放されるべき者のカテゴリーについては、政府、企業、公共機関の職に対しての適格を回復すべきである、(2)公的生活から追放され、または追放されるべき者のうちのある者は、在職していた地位の基準によってではなく、個人の行動を基準としてのみ再審査できるようすべきである、(3)年齢の最低限を定め、それ以下については公職適格審査を要求すべきでない。

### 14 占領費

日本政府の負担となる占領費は、本文書で検討する講和前の政策目的に一致する限りで、最大限の減額を続けるべきである。

### 15 経済復興

アメリカの安全保障の利益について、経済復興を、次期におけるアメリカの対

政府は現時点においては、管理制度のいかなる大幅な改変についても提起しまたは同意すべきではない。それ故、SCAPは現有の全権利と全権限において公式に保持されるべきである。しかしながら、行政責任を急速に日本政府に移行すべきである。この目的のため、以下のアメリカ政府の見解をSCAPに伝達すべきである。すなわち、SCAPの機能範囲を、その人員とともに、できる限り早期に縮小して、その任務は主として日本政府の諸活動の概括的監察及び大きな政策問題についての日本政府とのハイレベルでの接触に限るべきである。

## 9 極東委員会

アメリカ政府は、FECの検討する案件を日本が降伏条件に基く義務を遂行することに直接関係する政策事項にのみ厳密に限定し、かつ履行、執行はSCAPにまかせて大きな問題を処理すべきことについて、アメリカの立場を明確にし、他のFEC構成国政府にこのことを認めさせるべきである。アメリカの立場は、ポツダム宣言に定められた降伏条件は実質的に履行されたという事実を根拠を置くべきである。日本の民間航空政策等、またFECの処理範囲にある事案について、アメリカ政府は、できる限り速かに確固たる立場を確立し、攻勢的かつ積極的な態度をもってFEC構成国政府と直接交渉し、かつFEC内でアメリカの望む政策を強く擁護すべきである。緊急の事案において、尽力ののちにも多数の国際的支持や合意が早急には得られないことが明らかとなったときには、中間指令の発出を躊躇してはならない。またSCAPに対し、連合国の唯一の執行機関としての権限を、必要に応じアメリカ政府の見解を徴しつつ、十分に活用すること奨励すべきである。他方、アメリカ政府は、既出指令や、とくに「降伏後の対日基本政策」に示される一般政策の解釈を与えることにより、SCAPを援助するのを躊躇してはならない。

## 10 対日理事会

対日理事会は存続し、その機能は不変のままとすべきである。

## 占領政策

## 11 日本政府との関係

(前掲第8項を参照)

日政策の主要目的となすべきである。経済復興は、アメリカの長期的援助計画を、物資・資金の双方または一方の援助によって、それを数年にわたって次第に減少させつつ行なうことと、日本への商船供与を含む日本の対外貿易復活に対する現存の障害の除去と日本の輸出の回復と促進のために、アメリカ政府の全関係省庁が強力に、かつ協調して尽力することとの結合により、推進されるべきである。日本の国内的及び対外的交易、産業の発展のためには民間企業を育成すべきである。上掲の諸点の実行に関する勧告は、日本経済の極東諸国との関係を考慮しつつ、政府の関係省庁との協議ののち國務省と陸軍省が共同して案出すべきである。次のことを日本政府に対して明示すべきである。復興計画の成功は主として、はげしい勤労によって生産を向上させ、高い輸出水準を維持し、争議による作業停止を最小にし、インフレーションの傾向に対して国内的なきびしい手段をとって激しい戦をいどみ、かつできる限り速かに均衡予算を達成することにかかっている。

16 財産問題

SCAPに対し、連合国構成国及び同国人の財産の回復及び最終処分を迅速に行ない、一九四九年七月一日までに実質的に完了せしめるよう指導すべきである。財産問題が講和交渉を束縛せぬように、講和条約に先立ち、これができる限りかつ満足に解決しておくのがアメリカの政策の目的である。

17 情報及び教育

a 検閲

日本に輸入される文書の検閲は、それによる遅延を最小として行なうべきであり、また日本の新聞の事前検閲は停止すべきである。しかしながら、このことはSCAPが広く事後検閲による監察を行なうこと、及び郵便物を諜報のために点検することを妨げない。

b ラジオ放送

合衆国政府は、沖繩となる可能性が大きいが、適当な中継局から、日本向けの中波及び長波の定時放送を放送すべきである。その番組は、アメリカの考え方に對する理解と評価を深めさせ、同時に日本の聴取者をできる限り広範に維持する

- c アメリカ単独の力による工業賠償撤去の追加実施の意図のないことをFEC及び一般に宣言すること。
- d FEC及び一般に以下の見解を宣言すること。
  - (1) 現在賠償に供するものとして指定されている、いわゆる「主要軍需施設」を含むすべての工業施設で日本の復興に寄与し得るものは、スクラップするものを除き、日本の平和経済復興の目的に活用すべきである。
  - (2) 「主要軍需施設」については、そのすべてが数年前に特殊目的の設備を剝奪され、従って「軍需施設」としての性格を奪われているが、SCAPは、日本の工業的競争能力の減殺に関するFEC決定の第一〇項により与えられた権限に従って、できる限り早期に設備の撤去、分散、その他の措置を求め、これを日本の平和経済のために活用すべきである。これは経済復興をとくに必要とする占領政策に合致する。同第一〇項に従い、SCAPは対日理事会への通告と説明を行なって、かかる設備を個別的に、もしくは集合的に活用するための適当な制度を制定する。施設の「凍結」を求めると上掲FEC決定に従って、残存「主要軍需施設」は、個々の品目の喪失もしくはスクラップ化の防止の理由から、保護管理を継続すべきである。しかしながら、凍結は施設を現在地に保つことや日本もしくは占領当局がその価値維持や稼働状態維持のための方策をとることを要求するものではない。

- (3) 日本の平和目的の生産または平和目的に向けられる工業生産能力の水準にいかなる制限も課すべきではない。
- e FECに対し、既決または懸案の賠償政策及び「工業水準」政策の廃止または修正を提案すること。賛成を得られないかも知れないが介意しない。この目的は、FECの政策をアメリカの政策にできる限り近似させることにより、日本からの工業賠償の新たな撤去や日本の平和的生産能力水準への制限をなくすことである。すなわち、FECのアメリカの政策に反する行動を防止することである。

原注 一九四八年一月七日付NSC一三〇/二の改訂版として、五月六日NSC第二三次会議で採択された。これは「同会議の提言を大統領が承認したも

という観点から入念に編成すべきである。

c 人的交流

日米間の学者、教師、講師、科学者、技術者の交流を強くおし進めるべきである。SCAPは許可された日本人の文化的目的及び経済的目的での出国許可の政策を続けるべきである。

18 戦犯裁判

A級戦犯裁判は終了し、判決待機中である。すべてのB級及びC級容疑者について、起訴の意図のない件については釈放するという観点からの振分け審査を継続し、早急に結論を出すべきである。起訴すべき者の裁判はできる限り早期に開始し、結了すべきである。

19 日本の経済的競争能力の抑制

真に平和目的のための物資及びサービスの日本における生産、日本への輸入、日本での使用を無制限に許すべきである。ただし以下の限定条件をつける。

- a 日本の経済的競争能力は指定の重要原料の貯蔵許容量の制限により抑制すべきである。
- b 日本工業の非軍事化は、兵器と民用航空機製造の禁止及びアメリカの工業的競争能力減産の実績にかんがみて適当と思われる工業生産について、最小で一時的な制限に限定すべきである。

20 対日賠償

現在のアメリカの単独指令による賠償物移転を停止し、他の賠償請求国に對し、賠償問題を全体として空文化するという原則についての承認を得るためあらゆる努力を払うべきである。FECの友好諸国にアメリカの企図する方向とアメリカの立場を基礎づける考え方を通告したのち、アメリカは以下の諸行動をとるべきである。

- a 一九四七年四月四日付先行的移転指令(JCS指令第七五号)を廃止すること。ただし同指令による既移転分の配分を除く。
- b 賠償物割当てについてのアメリカの一九四七年一月六日提案を撤回すること。

のとして、アメリカの当面の対日政策を示すものである。」

編注 財政史室訳。

出所 *Foreign Relations of the United States, 1949, Vol. VII, pp. 730-36.*

(45) マッカーサー元帥の昭和二十五年年頭の辞

(昭和二十五年一月一日)

マ元帥年頭の辞

日本国民諸君

終戦後五度目の新年を迎えた今日、まぎれもなく一つの際立った事実が認められる。日本は技術的には今なお戦状態にあるとはいえず今日日本よりも平和な国はこの地球上に全く数えるほどしかないという事実である。

日本の統治権については、私はすでに、諸君の選んだ代表者たちが与えられた責任をどこまでも果してゆく意思と能力を示すかぎり、できるだけ速かにこれを諸君の代表者たちの手に移す意図を明らかにしてきたが、この一年間はまさにこうした意図にそって占領軍の管理がつきつきと大幅に緩和された年であった。今からふりかえてみるとここまで来る道は実にながかったが国内的にはすでに事実上の講和を達成したといつてよい。諸君の新しい指導力は責任の自覚によって一段と強化され、今や急速に、かつて日本民族を破滅の一步手前まで追いこんだものもろの制度の再現を防ぐとともに更にこれに劣らぬ大きな災害をもたらす外来思想が、これにとって代るのを防ぐ安全の盾となりつつある。人間自由の理想はすでに日本人の心のなかに深く根をおろし、抑圧的な力が頭をもたげてこの自由を脅やかそうとするときは、必ずこの自由の理想が国民の世論をとおして力強く表明されるようになった。

東洋と西洋の間には橋渡しをすることのできぬ大きな溝があるという神話は、これまでの経験によってあとかたもなく打ちくだかれ、今日ではもはやこうした考えに支配されるものはなくなった。なぜなら人類はその国籍や人種、文化的环境のいかんを問わず、ひとしくより高い個人の尊厳、より広い個人の自由、

よりよい生活にたいするやむにやまれぬ欲求をもつという点で根本的には全く変りのないことを人々は知るようになったからである。このようにしていかなる国民もただ機会さえ与えられるならば、東洋と西洋の粹をとり入れ、経験によって裏付けられたもろもろの観念のなからもつとも自国の福祉増進に適した生活様式をつくりだそうとするようになるものである。したがってまた、戦争につづく破壊と混乱と絶望のなから新しい日本の倫理的基礎が生れ、これまで西欧の生活水準を実際に高めるとともに、西欧思想の道義的な基礎となってきたいろいろの健全な観念を自分の身につけたとしても、それは進歩した知識を人間社会の決定の指針とするという昔からの長い戦いにおいて常識がここでもまた一つの勝利を収めたことにほかならない。過去一年間、日本はほとんどあらゆる部門においてめざましい成果をおさめた。一年前わたしが諸君にあてた声明のなかで示した確信は、その後の事態によって完全に裏書きされた。今日多くの土地では動乱のため人間自由の観念が抑えられ、ふみにじられているにひきかえ、日本の自由な諸制度は一步一步その力を強めてきた。国民の一人一人が主権にともなう政治的責任を自覚し、ますますその理解と確信を深めている。世論はみずから進んで統治の責任をとろうとしていることをよく示しており、公務員はまた公けの問題処理にたいする責任の自覚を深めている。日本の警察もその組織と訓練において急速な進歩を遂げ今や市民の主人でなくそのコウボクとして法の実施と公けの秩序維持の諸問題をりっぱに処理していることを立証した。

敗戦日本が窮乏のどん底にあったとき米国民が日本にさしのべた気高い援助の継続によって日本国民のすべてが目標とする自立経済の達成に向ってさらに大幅な前進がみられた。現会計年度の真に均衡のとれた総合予算の採用と、明会計年度の同様な均衡予算の編成とは終戦直後の数年間にわたるインフレ財政を大幅に改め政府の財政的立場を強化するとともに、国民の負担能力を基礎とした健全な財政制度の土台をつくりあげた。通貨の流通高はすでに安定し、今年もまた昨年引続いて国債の償還が決められている。納税の成績が非常にあがったことは公けの機関の運営を賄う責任について、国民一人一人の自覚が高まってきたことを示している。今後さらにもう公平な租税機構をつくり、公正でいっそう能

あるが、これこそ生活水準を次第に引上げていく唯一の希望である。外国貿易の間では戦後輸出の再開によってあがりはじめた収益が引き続き増大している。工業生産が高まり、新しく海外への販路が開かれた結果、過去一年間の輸出はほとんど前年の倍額に達した。また貿易額の増大とならんで、輸出入の均衡をはかるうえにも大きな成果が収められている。こうしたことはいずれも新日本の建設が疑いもなく健全な歩みを続けていることを物語るものであり、やがて日本が政治的に一人前となり社会正義と経済自立を達成して、自由な国際社会のりっぱな一員として深い尊敬をうける日が遠くないことを告げている。

こうした日本の現状はそのまま将来の日本の在方を暗示している。この現状はまた不名誉な過去に背を向け行手に高い目標を掲げてそれに到達する決意を固めた国民がわき目もふらず進んでいく姿をうつつしている。さらにそれはつぎのような人々の声にたいしても明白な回答を与えている。

かれらのなかには何も知らないか、または誤った知識しかもたないものもあれば、正しい知識をもちながら病的にひねくれた皮肉屋もあり、また日本の不名誉な旧秩序を盲目的に信奉するあまり、ことさらに現実から眼を閉じようとするものや、国民の信念を覆えそうとする破壊の分子などいろいろあるが、いずれも過去四ヶ年余の占領期間を通じて、いたずらにひとりよがり博識振りをふりまわして、あくことのないしつこさで経済的破局が差迫っていること、反動政治が復活すること、偽善的な共産主義思想がいずれ広く受け入れられること、あるいはまた東洋文化に西欧的な理想を結びつけようとするれば、社会的な混乱が避けられないことなどを繰返し予言して来たのである。

こうした暗い予言者たちに勝手なことを言わせながら、なおかつ日本の堅実な前進の足取りがこれによっていささかも妨げられることがなかったのは、全く米日両国民の誇りとするに足りる。

新しい年を迎えるにあたって、現在あらゆる日本人がひとしく不安にかられている二つの極めて重要な未解決の問題がある。その一つは中国が共産主義の支配下にはいったため世界的なイデオロギーの闘争が日本に身近なものとなったことであり、もう一つは対日講和会議の開催が手続にかんする各国の意見の対立

率的な税務行政の制度を確立しようとする政府の計画が実行されるならば、国民の負担が均等になるばかりでなく、これは私の希望であるが将来広範圏にわたってかなりの減税を行うこともできるようになる。生産の面では、一九四六年にはじまった生産の上昇傾向が続けられた。石炭、公共事業、その他産業活動を支える基礎的な部門はいずれも次第に戦前の水準に近づきつつあり、これによって全般の産業復興に筋金を入れていく。消費財もますます手に入るようになり、豊作に恵まれた食糧の生産と集荷は、水産物の豊漁とともに、戦後の最高記録に達した。農民と漁民はこのようなにして国民の生活の糧を確保する責任を十分に果しているばかりでなく、同時にまた自由企業のみざましい成果を如実に示している。

労働の面では、労働者もまたその努力と愛国心によって日本の復興にりっぱな寄与をしている。現在かれらは過去の無責任な指導から離れて、正しい方向にかじを向け、客観的で健全な将来を目指して進んでいる。また労働者たちが一般に穏健な中道を求めていることはとりもなおさず、真に自由な社会では個人の生活水準はかれが生活のために払う建設的な努力と、直接の関係をたねばならぬこと、また社会の各構成員はそれぞれ自分の力で生きてゆくべきで、一部のものが他をぎせいにして自分だけの利得をはかることは必ず政治的経済的自由を弱める結果となることを労働者自身が理解するようになってきた証左である。

財政の不手際が改められて多額の赤字が解消した結果、物価体系の安定が人為的な操作によらずに、正常な経済力の均衡の中から生れてくる状態に近づくことができるようになった。このようにして、日本が極度の物資欠乏と、インフレの圧迫のもとにあったとき割当制や最高価格制、補助金制度などのかたちで実施されてきた経済統制は、それぞれの部門の条件が整うにつれてつぎつぎと撤廃されていった。さきごろ統制緩和の措置によって輸出貿易は十二月一日から民間業者の手にもどり、輸入貿易もまた今日から同様に民間の手に移った。政府に残されたのはただ日本の外国為替と通貨の安定を維持し、いままお供給の不足している重要物資の公平な配給を保障するために必要な統制だけとなった。これによって日本は今や急速に民間企業による自由競争体制という経済的な理想に近づきつつ

から遅れていることである。こうした不安はまことに無理もないことであるが、これらの問題の解決は現在の日本の力ではとうてい手のとどかぬところであり、したがってまたこれを直接日本の内政上の争いにもちこむようなことがあってはならない。これらの問題が解決されるまでの日本の進むべき道はすでにはっきり定まっている。日本はただ憲法に明示された途を迷わず、揺がず、ひたすら前進すればよい。そうすることはただに日本自身の自由な諸制度を固めるばかりでなく、さらに日本を一つの手本として他国の自由な諸制度を強化することにもなる。

現在一部の皮肉屋たちは日本が憲法によって戦争と武力による安全保障の考え方を放棄したことを単なる夢想にすぎないとあざけっているが、諸君はこうした連中の言葉をあまり気にかけてはいけぬ。この憲法の規定は日本人がみずから考え出したものであり、もっとも高い道義的理想にもとづいているばかりでなく、これほど根本的に健全で実行可能な憲法の規定はいまだかつてどの国にもなかったのである。この憲法の規定はたとえどのような理屈をならべようとも、相手側から仕掛けてきた攻撃にたいする自己防衛の冒しがたい権利を全然否定したものと絶対的に解釈できない。それはまさに、銃剣のために身をほろぼした国民が、銃剣によらぬ国際道義と国際正義の終局の勝利を固く信じていることを力強く示したものにほかならない。しかしながら略奪をこととする国際的な盗賊団が今日のように強欲と暴力で、人間の自由を破壊しようとする地上をはいかしているかぎり、諸君のかかざるこの高い理想も全世界から受け入れられるまでにはかたりの時間がかかるものと考えなければならぬ。しかしすべてのごとにははじめがなければならぬのは自明の理であり、この歴史的決定においては諸君こそその栄光をになうものである。したがってまたこの理念の健全さを実証し、あらゆる力と手段とをあげて平和的進歩にささげることによって、測りしれぬ利益がもたらされることを、人類の前に実証する機会をまったく諸君のものである。そのうちには他の諸君も諸君と力をあわせてこの理想の実現に努めるようになるだろう。

それまでは諸君はどんなことがあっても途中でたじろぐようなことがあってはならない。諸君とこの高い理想をともにする米国民やその他の人々を信頼せよ。

とりわけ諸君みずから深く信頼せよ。  
出所 『朝日新聞』昭和二十五年一月一日。

(46) 警察予備隊創設に関する吉田首相宛マッカーサー元帥書簡  
(一九五〇年七月八日)

東京、日本

一九五〇年七月八日

総理大臣閣下

事情の許すかぎり日本政府に自治権を与えようという既定方針に従い、私は日本国内の安全と秩序を維持し、かつ、不法入国と密輸入から日本の沿岸を防備するのに十分な取締機関の拡張を徐々に具体化してきた。

私は一九四七年九月十六日付書簡で日本の警察を一二万五〇〇〇名に増加し、この中で新たに国家地方警察三万名を配備するという日本政府の提案を承認した。この時の日本政府の見解は次のようであり、私もこれに完全に同意した。報告され承認された警察力は、将来の警察の必要量を恣意的に定めたものではなく、地方自治という憲法の原則に一致した警察責任の効果的分散をめざした、近代的かつ民主的な警察制度を確立するための必要を充たす警察力を備えることを企図したものであった。この時の許可に基き警察力の徴募、装備、訓練などその後の措置はきわめて能率的に進められた。自治的責任の精神は忠実に守られ、必要な連絡調整も注意深く進められ、また警察と市民の関係もきわめて良好に進展した。その結果、今日日本国民はこの取締機関を十分誇りとしてよからう。

日本の警察力は他の民主国家に比し、対人口比が低く、また戦後の全体的貧困と逆境が法を無視する原因となつていけるにもかかわらず、日本がその近隣諸国にある暴力、混乱、無秩序とは全くかけ離れて極めて平穩であることは、組織された警察の能力と法を守る日本人の国民性に負うものである。

日本のみならずいたる所において、法の正当な手続きを覆えし平和と公共の福祉への攻撃の機会を狙う不法な少数者に、介入の余地を与えることなしにかかる

好ましい状態を保全せねばならないが、今や警察は、その組織及び訓練の能力において、民主主義社会の公共の福祉を守るに経験的に必要な範囲において、これを増強し得る段階に達したと私は信ずる。

日本の港湾および沿岸水域の安全に関する限り、海上保安庁は現在まで極めて満足すべき成果をあげてきたが、その後の事態により、日本の長い沿岸水域すべてにわたつて不法入国および密貿易を防止するには、海上保安庁の人員を現行法によるもの以上に必要とすることが明らかになった。

従つて私は貴政府に対し、人員七万五〇〇〇名からなる国家警察予備隊を設立し、かつ海上保安庁の現有人員をさらに八〇〇〇名増加するために必要な措置を講ずることを許可する。

これら現存機関の拡充のための今年度分の経費は、さきに一般会計予算で債務償還にわり当てられた資金からの使用を認めよう。これらの措置に関する技術的な面では、今後総司令部の関係部局が報告ならびに援助を行なうつもりである。

敬 具

ダグラス・マックアーサー

内閣総理大臣 吉田 茂殿

編注 財政史室訳。

出所 大蔵省資料Z七〇三―四四。

(47) 預金部の資金運用部への改組に関する池田大蔵大臣宛

ドッジ公使書簡(一九五〇年一月二一日)

一九五〇年一月二一日

宛先 池田大蔵大臣

件名 預金部資金の使用

預金部の資金源は日本国民大衆の貯蓄、保険および厚生のための蓄積から、就中郵便貯金、簡易生命保険、厚生および失業支払金から構成されている。

これらの資金は比較的小額の預金ないし支払金で構成されるのであるから、数多くの預金者および保険加入者に安全を保証し、その保護をはかるものである。

これらの資金の運用について、これを規制するなんらかの原則があるとするならば、それは個々の資金の所有者の絶対的安全をはかるということである。

預金部に集められた日本国民の貯蓄は、その投資を国および地方政府の借入金、公債に限定することによって保護されてきた。このことは賞讃されこそすれ、決して非難されるべきものではない。注目すべきことは、この政策に対する不満が、預金者からではなく、資金需要者の側から起こっていることである。

長期投資の需要者は、これら資金を産業に対する直接貸付に運用し、事業の拡張ならびに改善その他これに準ずる目的のためにあてなければならぬと主張している。

もしかかる貸付が預金部資金からなされたとすると、復興復旧のために苦闘し、かつ、とくに極東において明瞭な非常に混乱した世界情勢のすべての不安定要素の影響を受ける経済の中では、私企業投資に伴うあらゆる危険に個々の預金者を曝すことになるだろう。

このように個人の貯金からなる貯蓄資金が多額に存在しているのに、通常長期証券への投資にはその一部が使われているのが現状であるが、このことが理屈に合わない需要や期待をよび起こしている。たしかに企業は現在の債務負担を借り換えるため、あるいは事業計画をさらに推し進めるのに必要な金融的手段を獲得するため、直接この多額の金にありつきたいと願っている。しかしこの種の貸付あるいは証券は、いかに注意深く選択をしても、資金の性質にふさわしくない過度の投資危険を負担することになる。

この資金の所有者すなわち預金者、保険加入者等が安全をはかるという意図をもって、貯蓄の場所として預金部を選んだということは、意味のあることである。彼らは商工業の証券あるいは社債等に直接自分で投資することもできたわけである。自由意思で安全性を選んだという事実が、その資金の安全を期する必要性を強調するものである。

他方この資金は、国民の貯蓄集積としてはもつとも大きなものである。それ故

にこの資金は、健全な長期証券の資金源としては、とくに適したものと通常考えられている。

資金が預金者等によって安全であるべきであるという性質と、その資金の可能な用途との間のこうした矛盾が、一つの投資問題をひきおこしている。

これら預金部資金の限られた一部を、国債または地方債以外の健全な目的のために利用することが望ましいと認めたらうで、この目的を達するため、一つの案が司令部によって検討され、了承された。法律改正に必要な細目は、今後なお詰められねばならないが、この改組案の大綱は次のとおりである。

法律の改正を行なつて、預金部は大蔵省資金運用部に改められる。

資金運用部はその受け入れる金額に対して、一定の利率を付した資金運用部証券を発行する。この資金運用部証券は、資金運用部に集中される諸原資の唯一の投資先である。

資金運用部は受け入れたすべての資金の管理者であり、また投資者でもあつて、現在ならびに将来のすべての投資を掌握する。

資金運用部は、諸原資の側からの常時あるいは不時の、いかなる現金払要求にも応じることができる現金準備ならびに短期投資を保有する。なお、これらの諸原資は、資金運用部証券を資金運用部に提出することにより、現金を取得することができぬ。

資金運用部は諸原資を保有し、経理し、投資する政府機関として、新しく設ける法律の規定に基づいて、損失はすべて政府によって補填される。こうすることによって、資金運用部が発行し、諸原資が保有する資金運用部証券が保護される。

こうして、資金運用部は今まで預金部に蓄積された資金の受託者となる。政府保証によって裏付けられることにより、受託された諸資金の損失は防止される。こうした保証がなされたうえで、資金運用部はその一部資金を、日本経済の発展に役立つ安全かつ建設的な用途に使用することを許される。

これは、金融債のある限度で取得するという方法により行なわれる。資金運用部の吸収する金融債は、その総額においても限定されるが、また、発行銀行ごと



にも限度が設けられる。かつ、金融債のために運用し得る資金は、資金運用部の蓄積資金の範囲内で、現金準備、短期投資および国債・地方債投資に必要な金額を超える部分に限られる。金融債の吸収は、資金の用途および範囲を広く分散するのみならず、通常の金融リスクを銀行が中間において負担することで資金を保護し、かつ諸資金が民間金融機関という通常のルートを通じて活用されるという利点を有する。

最大限の安全性を確保するためには、資金運用部の投資は、法律により慎重に選定、限定することが必要である。諸資金の投資はその源泉のいかんによって左右されてはならない。必要にして建設的であり安全な目的ではなくて、政治的な用途に資金を運用することは認められない。

資金運用部の本務は、少額預金者を保護し、彼らに安全と保証を与えることにあるのであって、これらの資金の一部を自己の営業の目的あるいは利益のために使用する機会を虎視たんたと狙っている者に信用を供与してはならない。

資金運用部の損失に対する政府保証と、その諸原資に対して資金運用部が発行する新形式の資金運用部証券との組合せによって、従来預金部に蓄積された資金を、金融債を通じ十分な安全性をもって広範囲にわたり運用することが可能となる。

網注 財政史室訳。 ジョセフ・M・ドッジ  
出所 「ドッジ・ペーパー」(13) (大蔵省資料Z七一—一三)。

(48) 我が国産業の合理化方策について

(昭和二十六年二月二三日産業合理化審議会答申)

我が国産業の合理化方策について

産業合理化審議会綜合部会(昭二六、二、二二)

本産業合理化審議会綜合部会は、発足以来一年余に亘つて、各部会との密接な協力の下に我が国産業合理化の基本方策につき慎重検討を重ねてきたが、未だ

化、産業の合理化に対する本質的寄与は期待できない。又今日ではもはや大部分の産業が、増産に伴う操業度の上昇だけでは殆ど片づけ難い段階に来ている。従つて日本経済の合理化、自立化の為には、産業資本の蓄積、投入に基く設備の増設、更新による思い切つた近代化に最重点を指向しなければならない。

二、産業補助施設の整備をはかること。

わが国産業の合理化が、通信施設、輸送施設等の不十分その他環境の不完全のために少からず阻害されている現状に鑑み、至急これが整備をはかる必要がある。就中、主要製品の生産費中に少からぬ部分を占める輸送費を軽減する為、鉄道、道路、港湾等の産業補助施設を早急に拡充強化することが肝要である。

これがためには公共事業費等の増加とその適切な使用とについて再検討すべきである。

三、原燃料、動力等の価格引下げ乃至品質向上を促進すること。

製品の生産費及び品質は、原材料、動力、燃料等の価格乃至品質に影響されるところが極めて大であるから、これらの価格引下げ及び品質向上を強力に促進する必要がある。

これがため、

- (一) 一般的に原材料の規格化、標準化をはかり、
- (二) 特に電力については積極的な電源開発による供給力の増大と併行して電気産業の合理化と電力料金の調整をはかることが必要である。

四、生産技術水準の向上を助成すること。

わが国産業の生産技術水準は、欧米諸国のそれに比して一般に著しく立遅れている。これを急速に向上せしめることが合理化にとつて何より重要であるが、外国技術の導入等生産技術の急速な向上を企業の力のみで達成することが困難な現状に鑑み、早急に左のような措置をとる必要がある。

- (一) 民間試験研究機関の助成及び国営試験研究機関の拡充強化並びにこれら機関との連携の促進。
- (二) 工業化試験研究費の調達斡旋乃至それに対する国庫補助の増額。
- (三) 工業標準化及び商品単純化の普及。

一部の部門については検討中であつて、完全な結論はこれを得るに至っていない。しかし朝鮮事変以後世界情勢の変転及びそれに基つて国内経済事情の変動に紛らわされて、合理化の必要性自体が緩和されたかの如き風潮も察知されるので、その誤りを正し、合理化の緊要性は事変の影響によつて毫も減少せしめられることなく、且つ今日は企業内部の蓄積も漸次増加しつつあり、朝鮮事変以前には到底不可能であつたような合理化方策も努力さえすれば達成可能となりつつある段階であることを国民全般に広く認識せしむる要のあることが痛感されるので、今まで一応結論の出たものについてこれを要約して答申する。

以下の答申内容は、我が国官民の誠意と総力を結集してこれに当るならば、現下の異常な政治的経済的緊迫状況下にもかかわらず、必ず、実現することができ、且つそれによつて我が国産業の合理化を大幅に実現せしめ我が国経済の自立を達し得るものと信ずる。

なお、答申内容に関する詳細については資料(省略——編者)を参照せられたい。

答 申

わが国の産業は、合理化施策推進に適當な今日の客観情勢を利用して、再び平常時又は不況時が訪れてくる前に徹底的に合理化しておくことが必要である。今日を唯漫然と無為に過すならば将来に百年の悔を残すことになると思われるので、左の諸施策の即時強力な実施が強く要請されるのである。

一、産業機械設備の合理化及び近代化を促進すること。

わが国の産業機械設備は、戦時以来十年余に亘る空白時代に災され、欧米諸国の水準に比し著しく立遅れている上に、一般に甚しく磨損し、或は老朽化している。又各設備の能力がアンバランスな状態になつていて、為折角の設備で十分な能力を発揮できないものも少なくない。

従つてこれら隘路の打開と近代化は合理化の根本であり、又その効果も各種の合理化施策中最大である。特に近代化は日本経済の将来を左右する最も緊急の要請であつて、これら旧式、非効率な機械設備による原価高の生産が続けられる限り、假令、他の面においてあらゆる努力がなされたとしても、日本経済の自立

(四) 品質管理、計測管理、熱管理等の普及徹底。

(五) 欧米生産技術の摂取。

企業は欧米技術者の招へい、欧米先進国への技術者の派遣等を通じて高度の技術を積極的に摂取するよう努めると共に政府はこれが経費の調達斡旋を優先的に考慮すること。

(六) コンサルティングエンジニアの養成及びこの制度の普及。

五、労働力を合理的に活用する体制を整えること。

わが国唯一の資源ともいうべき豊富な労働力を最高度に活用するため労務管理組織の改善、職場教育乃至職場訓練の徹底、労働環境の整備、能率的賃銀制度の採用、分業と協業との効果的結合方法等について一般的標準乃至指針を確立する外、労働基準法の適用についても法の精神に反せざる限り可及的労働時間等について合理的にこれが運用に弾力性をもたせることとし、要すれば同法の一部をわが国産業の実体に即するよう改正すべきである。

六、適時適量の資金を確保すること。

前述せる産業機械設備の合理化、近代化、原燃料、動力等の価格引下げ乃至品質向上、生産技術水準の向上等を遂行するためには、適時適量の設備資金、運転資金の確保が不可欠である。これがためには左の諸点について緊急に対策を講ずることが必要である。

(一) 設備資金の確保。

第一項において述べた機械設備の合理化、近代化に要する資金は、別表I(省略——編者)の様に昭和二十六年度に於て電力部門を除いて約一、四三〇億円に上り、その調達に如何に直ちに合理化の効果に大きな影響を及ぼすものであるから、企業の内部蓄積の増加に資し且つ自己調達の不足分を充足するため次の如き措置について最大の努力を払うこと。

1、税法の改正

優秀な機械設備を優遇することによつて積極的に近代化を促進し、且つ企業の社内留保による再投資力の培養に資するため左の要旨に従い所要の税法改正を行う。

- (1) 特に近代化に資する機械設備について輸入税、固定資産税等を減免する。
- (2) 法人税については
  - (イ) 速やかに耐用年数表を現状に即したものに改善すると共に、陳腐化資産の特別償却を認める。同時に優秀機械設備についても短期の特別償却制度を採用して近代化を促進する。
  - (ロ) 景気変動の影響を受けること大なる産業その他危険率の多い産業の主要機械設備については特別短期償却制度を認める。
  - (ハ) 積立金課税制度を廃止する。
  - (ニ) 近代的機械設備を取得した場合に、設備代金の一定割合を損金に算入するか、これが不可能の場合には、機械設備近代化引当、試験研究費引当その他特定の合理化目的のために留保される積立金については法人税を減免する。
  - (三) 資産の再々評価を認める。
  - (四) 資産再評価乃至再評価の差額に対する六%の課税を軽減する。
- 2、証券市場の育成
  - (1) 株式担保金融、レギュラーウエイに対する金融等証券金融の円滑化により株式市場の活発化をはかる。
  - (2) 事業債の発行について所謂一般担保制度を導入し、発行手続きを改善簡易化すると共に経費の節減をはかる。
  - (3) 預金部資金の金融債引受け限度に弾力性を持たせ金融債の発行を容易ならしめると同時に、金融債と事業債との競合を調整する。
- 3、国家資金の活用
 

民間資本蓄積の不足を補うため、左の如く国家資金の活用をはかること。

  - (1) 見返資金は、現在のように短期証券の運用に相当部分を割いたり、膨大な留保部分を残したりすることなく、重点的に産業資金にふり向ける。これがため私企業投資枠の増大をはかる。

業者団体の適切な改正を行うべきである。

#### 九、中小企業対策の改善、推進

以上に挙げたものの外、特に中小企業については、それが包蔵する問題の重要性と困難性に鑑み、次のような中小企業の改善、促進を行う必要がある。

- (一) 中小企業等協同組合の設立を促進すること。
- (二) 中小企業等協同組合の運営につき適切な指導方針を確立すること。
- (三) 中小企業診断制度を改善普及すること。
- (四) 中小企業経理制度の改善につき適当な指導を行うこと。
- (五) 中小企業に対する税制並びにその運用の適正化をはかること。
- (六) 中小企業の金融問題解決につき、適切な具体的措置を講ずること。
- (七) 事業者団体の適用を除外される中小企業等協同組合の範囲を拡大するよう中小企業等協同組合法を改正すること。

#### 一〇、重点的施策

電源開発及び新造船の拡充強化並びに造船工業、石炭礦業及び鉄鋼業の合理化が凡ゆる産業合理化の基礎となる実情に鑑み、これらについて所要資金の確保等に関し、特に一定期間重点的施策を実施すべきである。

編注 答中には資料が添付されており、資料は総論及び各論の二部から構成されているが省略した。

出所 通商産業省企業局「我が国産業の合理化について」昭和二六年二月。

#### (49) 講和使節団ダレス大使来日声明(一九五一年四月一七日)

##### ダレス大使声明

われわれの講和使節団は日本国民がマックアーサー元帥の帰国によって悲しみにとざされている日に再び日本を訪れた。マックアーサー元帥の高貴なかつ精神的な性格は同元帥の周囲の者に対して常に感銘を与え、また連合国最高司令官としてのマックアーサー元帥は日本国民に対して忘れることのできない印象を与えた。連合国の占領下におかれた過去五年間に日本における人間の自由は婦人参政

- (2) 預金部資金は、現在のように多くの余裕金を残すことなく、前記の如くこれによる金融債の引受限度を引上げる外、その引受総額の増大をはかる。

(3) 預金部資金による金融債(商工中金債及び農林中金債を除く)の引受に当つては、産業の合理化にふり向け得るよう用途の限定等特別の措置を考慮する。

(4) 目下設立を考慮されている開発銀行については、市中金融に乗り得ない設備資金を供給する長期金融の機関として及び国家資金の敏速適切な投資ルートとしてその速やかな発足ををはかる。なお、これが運営は見返資金、預金部資金等の運営と密接な関連を保ちつつ総合的計画的に行う。

#### (二) 運転資金の確保

前記設備資金の確保に関する諸措置が実施されれば、設備資金が運転資金に喰込むことは防止できるが、更に運転資金自体についても、輸入金融(特に引取資金について)の円滑化をはかると共に、特に増加運転資金の確保を図ること。

#### (三) 公共事業費の増大

産業補助施設の整備に要する資金は、別表Ⅱ(省略——編者)のように昭和二六年度において約六〇億円に上る。現在これに予定されている資金量は僅に数億円程度といわれるが、産業補助施設の整備が産業合理化の上に果す役割の大なるに鑑み、国及び地方団体の公共事業費を思い切つて増大することが肝要である。

#### 七、企業の内部統制

産業合理化の中核をなす企業合理化は、企業経営担当者が設備、資材、原料、労働力、資金等を適切に結合運営し、経営能率を最高度に發揮することによつて始めて達成せられる。これがためには、予算を中軸として企業活動を計画化することによつて所謂企業の内部統制を行うことが肝要である。

#### 八、企業間の組織乃至結合の改善

企業と企業との組織乃至結合を巧みに運営するときは、企業の多角的経営、工場の専門化等を可能ならしめ、産業の合理化を飛躍的に実現せしめることができる。これを経済の民主化に反しない範囲内で行うために、私的独占禁止法及び事

権、農地改革、労働組合、軍国主義ならびに警察テロリズムの解消、言論の自由および広く国民に自主権を与えることなどによつて拡張された。人間の身体と心と精神とを破壊して侵略的、軍国主義的独裁主義に奉仕させ、かくして日本が新しく獲得した自由をうちこわし、個性を墮落させようとする共産帝国主義に対しては決然たる反撃が加えられて来た。今や日本人が降伏条件を忠実に守ったことが認められ、日本を平等な自由国家群の一員として迎えようとする早期かつ公正な対日講和条約締結のための手段が進められている。

マックアーサー元帥のこれらの仕事の一つ一つに対する偉大な功績に対し米、日両国民が共にマ元帥に敬意を表することは当然である。元帥と一体をなすこれらの政策は今後も米国の政策となることに変わりはないであろう。このことは諸合つてよい。諸君はまたマックアーサー元帥の後任として選ばれた人の人物に対しても安心してよい。リッジウェイ中將は米国の優れた指導者の一人であり、中將は種々の徳性と、直感力と自由に対する深い愛情をもっている。このような中將の人物は連合国最高司令官の偉大な伝統を引きづくにまことにふさわしいものである。

トルーマン大統領は対日講和条約を速やかに締結しようと専心努力する米国の決意を再び確認したが諸君はこれを信じて可なりである。これは私がワシントンを出発する際の大統領が贈った別れの言葉であった。それはまた同様に、政党の如何を問わず、米国の指導者すべての決意でもある。われわれ一行が東京に帰ってきたことはこのような目的が一致していることを示す何よりの証拠である。諸君の採用した偉大な改革は、これを米国人の眼から見れば、これこそ太平洋戦争にその生命を失ったものすべてに対する尊い、そして永久に残る記念碑なのである。諸君は平時にあつては米国人が最後まで、つまりこの自由の記念碑が崩れるどころか、さらにサンとして光り輝くに至るまで、その友好的協力の手をさしのべる用意のあることを信じてよいのだ。

日本国民諸君は米国民が自由は決して地上から死滅させてはならない、平和と正義は集団の力でこれを防衛しなければならぬと常に決意していることを信じてよい。私は前回、東京を訪れた際、米政府の名において次のように述べ

た。「われわれは国連憲章に基く国家相互の義務を果すため米国の防衛力を他の諸国の防衛力と結合する用意があり、かくすればわれわれを防衛する力は他国をも防衛することになる」と。このような米国の提案はわれわれのゆるぎない決意と、われわれが発揮しつつある巨大な力によって支持され、いまなお生きていく。

われわれ使節団が二カ月前日本を去ったとき、われわれは「われわれは平和への使命をさらに進展させるため希望に満ちて前進を続けるであろう」と言明した。われわれは力と決意をもって前進を続けた。さて今回われわれはリッジウェイ最高司令官および日本側首脳部とすでになされたよき進歩と、われわれとわれわれの共に求める平和と正義の大目的との間に横たわる前途の日程について検討するであろう。

出所 『朝日新聞』昭和二十六年四月一八日。

(50) 占領管理緩和に関するリッジウェイ最高司令官声明

(一九五一年五月一日司令部発表)

司令部一日特別発表

日本憲法四周年記念日を迎えるに当りリッジウェイ連合最高司令官は一日、つぎのような声明を発表した。

五月三日は日本政府の定める憲法記念日である。四年前のこの日、国民の代表者たちが国会に参集して厳肅な式典を挙げ、日本の国の最高の法律として日本憲法が施行された。人類の数世紀にわたる自由獲得の闘いを通じて発達した政治思想から靈感を得て、この憲法は自由愛好国民が至るところで永年にわたって育んできた人間関係の考えをその内容としている。その前文は自由の祝福とあらゆる国民との平和的協力の果実とを、自分たち自身と子孫のために確保しようとする日本国民の決意を宣明している。その基本的諸条項は日本国民が自分たち自身の選んだ人々により、自分たち自身がつくった制度の下で統治される政治制度を規定している。基本的人権を保障することによって、それは日本国民に職業選択

の自由と個人の尊厳と法律の平等とを与えている。そのためにそれはまた自治社会における市民としての責任をも日本国民に課している。憲法のこれらの原則が四年間に実際に適用された結果は今日の日本国内の希望に満ちた平和な復興状態に反映している。それはすでに十分なものとなっているところも多いが、さらに前途に大きな希望をもつものである。選挙の投票率の高さ、新聞やラジオによる公共の問題のまじめな討論、国民の力を平和の仕事のために注いでいること、国民の秩序と安定が一般に守られていることなど、これらの事実が明かなように公共の問題について一般の関心が広まり、責任感が高まったことは、日本の民主的な伝統を守り育て上げてゆく政治的成熟の成長を物語るものである。

このような状態からして日本は正式講和条約を結ぶ準備ができていると一般に認められるようになり、米政府が目下他の関係各国政府と打合せて、この目的のために積極的の話を進めているから、その結果は確約されている。その時に備えるため、つまり日本が国内問題処理の全権を回復する日に備えるため、現在の占領政策すなわち日本政府の責任遂行能力に比例しつつ占領軍当局の管理を緩和してゆくという現在の政策は今後ますます推し進められるであろう。完全な自治への移行はこうして円滑に進められて行くであろう。

この政策により、また、これに関係ある連合軍の指令が今まで通り守られると見て、日本政府は過去の経験と現在の状態とが必要とし、好ましいとするような修正を、現行手続によって行うために、司令部指令の実施に当って公布した現行法令を再審査する権限を与えられた。講和条約が締結され日本が再び他国と対等の地位を取得したあかつきは、日本は日本の対外問題を自ら処理するという新しい責任を負うことになる。

しかし緊張した現在の世界情勢のもとにあつてはこの責任を遂行するためには日本は戦後の復興途上でなめた困難や障害よりも一層大きな困難や障害に出合ふであろう。しかし今日の日本を築き上げた、その同じ勇氣と決意と信念とをもつてこの困難と障害に当れば、これらのものは克服されるであろう。自由で健康で民主的な日本は、世界の他の平和愛好国と一致協力するならば、世界の安全と平

和の回復に大きく寄与することとなり、こうして日本憲法にうたわれた諸国民との協和という願望を実現させる上に力となるであろう。

出所 『朝日新聞』昭和二十六年五月二日。

(51) 日米経済協力に関するマーカット司令部経済科学局長声明

(一九五一年五月一六日司令部発表)

連合軍最高司令官総司令部渉外局

一九五一年五月一六日

即時発表

以下は、最近アメリカから帰任した日米経済協力に関する司令部使節団の司令部側主席、経済科学局長ウィリアム・F・マーカット少将による新聞発表の詳細である。

マッシュュー・B・リッジウェイ大將は、本日、最近米國から帰還した日米経済協力に関する司令部使節団の事業報告の発表を認可した。占領軍司令部側の団員は、経済科学局長W・F・マーカット少將指導の下に、ワシントンで米國政府高官と三週間を過した。その高官の中には、國務、国防及び財務の各省、国防動員局、国防生産局、軍需審議會、臨時調達局、輸出入銀行、経済協力局、連邦準備理事会、需品及び要品委員会その他の幹部を含んでいた。将来の日米経済関係については、大統領特別補佐官W・アペリル・ハリマン、対日講和に関する大統領特別使節ジョン・フォスター・ダレス大使、日本の財政経済問題に対する顧問兼助言者ジョセフ・M・ドッジ公使その他の高官とも討議が交された。

連合軍最高司令官は、マーカット少將の報告を受け、これを吉田茂首相に送付の上、発表すべきことを命じた。その主たる内容は次の通りである。連合軍占領下における日本の恢復は、米國の官民各界において尊敬かつ称讃されている。日本が、世界市場と原料の供給源とを、差別待遇のない方式でかつ日本がその

ような待遇を正当とするような状態を維持し得る範囲内において、与えられることについては、米國は深い関心を持っている。

日本をヨーロッパ及び米國以外の西半球諸國と共に、製品の品質及び競争的な価格政策によって競うという条件の下に、米國の緊急調達計画の一部とすることが如何に有益であるかということを、米國は十分に認めている。米國の産業は、これまで犠牲を払って来たし又その生産能力拡張のための資金調達も行っている。米國の産業が米國の緊急調達計画について優先的地位を要求するのは当然である。しかし、米國の需要は当面においても巨額であつて、将来それは急速に増大するであろうから、日本もまたその現在有する過剰産業能力と有利な地理的位置とによって、これに應ずることが可能である。米國の緊急調達計画は、資金が入手せられ買付が一注文毎に行われるにつれ、漸進的に増大する。従つて、発注が長期的に一括行われるような包括的な計画は考えられていない。國際的な産業の發展には必ず予測し難い関連現象が多数生ずるのであるから、発注は競争入札の方式によって逐次行つて行くことが大切である。

基礎的及び戦略的な原料物資の世界的不足と外貨の所持高が、決定的な鍵である。原料事情は現在益々緊迫を告げており、厳格な割当手続が新設中である。これらの不足物資の新しい供給源の開発に対しては、必要物資の割当と所要資金の調達において優先的考慮を払ふ必要がある。日本がこのような物資の新しい供給源を見つけ出し、これを開発する機会を利用推進するならば、甚だ有益である。

米國における生産及び貯蔵は、現在利用しうる能力はフルに利用されているけれども、大体において計画立案の段階にある。割当統制その他の妥当な方法によって国民の努力を必要なる部面に向けるため、各種の官庁が新設されている。世界の他の國が各自の製品の国内価格を國際水準に鞏固させるための措置を採っているならば、日本もまた同様の措置を考えなければならず、さもなければ日本はその競争力を失ふことは明白である。もし何らかの理由によって日本が國際的な計画に貢献することが出来ないならば、日本が適当な国内消費水準を維持するため必要とする原料及び食糧を要求する権利は、それによって害される。日本は、現在の諸官庁を通じ、その全力を用いて十分な監視を行わなければならない。日

本に対する国際機関、米政府及び民間の各投資は、その投資の危険の程度によって与えられるであろう。国際金融機構に加入するには、日本は申請の前に要件を具備しなければならない。リッジウェイ大將はすでに日本国民に対し、この点について占領当局が十分助力を与えることを確言している。国際金融機構への加入の前提要件の中には次のようなものがある。

- 一、将来の国際決済の方針の決定と声明。この問題についてはすでに目下検討が進められている。
  - 二、国内インフレーションに対する恒久的な統御措置の声明。国際金融機構の基本目的は、各国通貨の安定に対する助力にあるので、統御されないインフレーションのために国内通貨が価値下落を起すのを防ぐ計画のできていない国が、加入を許されることは、極めて見込に乏しい。特需による生産はその性質上インフレ的であって、世界中の各国は今日すべて、国内市場で消費することのできない品物の生産によって個人の購買力が増大するのを相殺できるような措置の採用の必要を認めている。それと同時に、国内の生活水準ができるだけ改善されることが肝要である。
  - 三、加入の見返りとなる寄託物件に関する問題も重要である。加入に必要な基礎的寄託物件の財源は、確定しておかなければ、加入は問題となりえない。
  - 四、国内の財政政策も重要である。国内の安定が維持できない限り、統御されないインフレーションの危険があり、その結果通貨価値の下落とそれに伴う無秩序な物価騰貴が起る。その国の物価自体が世界市場価格から遊離している場合に、国際信用が与えられることは考えられない。
- 米国の政府金融機関は各自の現在の方針の許す範囲内で対日借款を審議する考えを持っている。これらの機関の資本金は米国の財政資金でまかなわれているので、その行いする金融の型を限定する法律のある場合が多い。通常この種の金融は、その取引によって米政府にも相互的な利益が与えられる場合に限り、考慮されることになっている。
- 米国の民間投資機関は、一貸付毎に、対日借款を考慮するという方式を採る。

ったような不当な戦前の外国航路政策の再現に対するものである。この部分においても、もし日本が確定的な海運政策を示すならば、極めて有用であろう。

米政府の「モス・ボール」船舶から貸貨又は備船を行うことについては、現在、これらの船舶を外国に供与することについて嚴重な法律上の制限があるのであって、この政策は特に日本だけを不利に差別待遇するものではないのである。米政府当局は日本に対して有利な特別考慮を払うことに大いに積極的に努力しているけれども、法律の改正が行われるかどうかは極めて疑問であり、又たとえそれが行われても刻下の問題を解決するよう早急に行われるとは一寸考えられない。日本としては、これよりも実際の解決方法は、このような「棚ボタ」式なことを望まないで、別の方法を求めるにあらむと思われ。

日本の将来の産業の進歩については、米国の民間商社は、商業的なベイスで新技術を教えることに対し力強い支持をすでに表明している。恒久的な一般方針を声明し投資を保護することによって十分な刺激を与えさえすれば、相当巨額の出資が行われるであろう。

日本は適当な保護を与えて特許権を直接買入れることによって、広汎な技術的進歩を行うことができる。特殊工作機械に対する米国の需要は極度に大きい。日本も、対米経済協力事業に充つべき生産能力拡充のためには、かかる工作機械の購入を認められることができる。

日米経済協力に基づく現実の調達は、現在の軍官買付機関によって行われる。これらの機関はそれぞれ別個の予算上及び会計上の責任を持っているから、一括して調達することは不可能である。日本における一切の米政府の調達を総合的に調整する機関が今考えられているが、これは主として、米側の需要を整理すること、産業の動員計画問題について日本政府と交渉することを、任務とするものである。

東南アジアにおける原料生産と産業力を増大するために日本の産業力を最大限度有益に利用することができる。米政府は信じる。日本にとっては、東南アジアその他の地域に対し、現在軍需生産に従事している諸国においては普通の方法では供給できないような資本財及び消費財を供給するという、魅力のある機会が

この種の金融が第一の関心事とすることは、日本が、この際に当って日本に行われた投資には、平和条約締結後も没収しないという確認と相当の保護を与えるにある。外国投資の促進には、占領の終わった後にも続くような外国投資政策の声明が極めて肝要である。米国内部に産業の発展が行われており、企業家に対して特別の償却その他の特典及び刺戟が与えられている時期には、国内に十分な投資のはけ口があり、従って、危険が不当に大きい外国に投資することについては、資本はそれ程の関心を示さない。

日本の将来の通商政策は、米国の官民各界が大きな関心をよせているところである。米国の対日貿易に対する態度はその占領政策にすでに現われているところである。それを一言にして言えば、日本の対米貿易に対しては、不公正なやり方に対しては米国の権益を守るという米政府の責任は十分これを留意するが、その範囲内では、他の外国に較べて差別待遇をしないというにある。どこの国でも、外部からの競争には反対する特別の利害関係が必ずあるものである。それにも拘らずこれらの国やこれらの国にある商社は、日本と売買することを望むであろうし、日本の内外におけるその国の国内産業の保護は、政府と政府との間の互恵的協定によって決せられるであろう。

われら司令部使節団は、米政府の発注機関ではないが、米国内で交わされた討議の結果、日米両国間に直ちに取引関係を結び得べき部分が幾つかあることが明らかとなった。これを具体的に言えば、適当な品質と価格を具えた消費財の売上を増加する機会はあるであろうが、しかし、これはこれらの品物が米国内部で再び生産されるまでの間の臨時的なものに過ぎないと考えなければならぬ。

又日本の産業は特別の需要物資についても、ある程度国際市場のあることを予想することができる。これによって米国の産業は軍需品の生産と併行して自ら民需品を生産することが幾らかでも可能となる。

日本の現在の海運事情の深刻なことについては米国内で広く認められている。対米関係において又国際海運業務において、日本を差別待遇しようという考えは少しもない。反対は、日本の海運それ自体に対するものでなく、かつて日本が行

存在している。

この目的のため、東南アジアに駐在する米国の各種の経済援助及び技術援助使節が、総合的な日米協力計画に結びついた計画を展開するよう助力してくれるように努力をしなければならない。

これを要するに、速かに講和を締結して、日本に対して拡張する活気ある経済を齎らす完全な自治権を与えるようにすることについて、米国は確乎たる希望を有する。日本を自由諸国民の一員としてすでに資格あるものと認め、日本が健全な国内発展と自由世界の安全及び進展への寄与に利用する限り、日本に対し市場と供給源を与えようという、真摯な希望がある。又講和条約後も、日本の福祉とその進歩の継続に対しては引続き関心が払われるであろうということは、すべての事実が物語っている。占領下における日本の復興に対する歴史上稀な恩恵を与えた米国は、日本がすでに達成された見事な経済進歩を停退せしめたとしても、平和条約後においては日本を「保釈」する責任があるとは考えていない。日本の生産物は、無秩序なインフレーションによる価格騰貴によって世界市場から閉め出され、必要な原料輸入を行うことができなくなるであろう。

司令部使節団の調査の結果、日本がその経済的進歩を極めて十分な歩調で続けて行くための機会は、真に大きなものであることが明白である。しかし乍ら、今や日本の長期経済政策を直ちに作成しこれを世界に表明する必要が明らかに存する——それは、健全な原則に基づく限り、必ずしも米政府が採用している政策や占領当局が主張した政策に限る必要はない。これはかねてからの司令部の態度であり、日本の将来は、日本自身が健全な経済政策を実施し自由世界に対して産業上の協力を与えることについて適当な措置を採ることによって確立せられる。しかもその成功の可能性たるや、極めて大きいと思われるのである。

リッジウェイ大將は、占領の残存期間中は、司令部の各経済部局は、日米相互に有利な長期的関係としての日米経済協力関係の進展のため、最大の努力を払うことを表明している。

われら司令部使節団の団員は、マークカット少將の外、左の通りのものであった。テランス・O・ケネディ氏、シャードウッド・M・ファイン博士、ケネス・D

・モロー氏、アーバン・ニプロ准将、メイロン・スコット大佐、カルビン・M・ブライアン大佐、ウィリアム・P・フェッツァー海軍大尉、レイモンド・O・ブリュチナッキー海軍大尉、マークス・B・グリッフィン中佐、ロバート・N・ボンド中佐及びレスリー・L・モッツ中佐。

編注 本文は昭和二六年六月六日付の大蔵省大臣官房調査部訳。文書の形式は、大蔵省資料Z五〇六一二八所収の英文によって補正した。  
出所 大蔵省資料Z五〇六一二八。

(52) 吉田内閣新経済政策(昭和二六年六月二三日政府発表)

講和条約も間近になった今日、われわれ国民は、わが国経済の著しい復興とそのためわれわれが払った努力の跡を顧みて、強い喜びと自信とを感じざるを得ない。この復興は、総司令部を始め、米国の他の諸国によって与えられた援助と好意とに負うところもまた大であって、われわれは衷心より感謝の意を表する次第である。

先般公表せられた総司令部マーカット経済科学局長の報告によっても明かな通り、将来わが国が、引続き国内経済の安定に努めるとともに、国際経済関係において公正と信義の原則を重んずる限り、わが国は、米国の緊急調達計画への参加や東南アジアとの貿易及びその資源の開発への協力を通じて、今後民主自由国家へ貢献しつつ、我が国経済の正常な発展を期し、本格的に国際経済に参加し得る十分な機会が与えられているのである。

政府は、わが国が将来とも健全な経済を維持し、国際信義を重んじ、積極的に国際的な経済協力関係に参加する堅い決意のもとに、今後のわが国経済を次の基本政策によって運営するものであることを、ここに内外に声明する次第である。

一、経済運営の基本方針

経済の安定を維持し、インフレーションを抑制し、現行為替レートを堅持しつつ、米国をはじめ民主自由国家に対する経済協力を推進し、貿易及び生産等の経済規模の拡大を図り、わが国経済の健全な発展と国民生活水準の維持向上を期す

するとともに、国際経済関係における公正と信義の原則を遵守し、国際通貨基金及び関税通商一般協定への参加を要請する。また、海運政策の基調を外国海運との公正な競争に置くとともに国際労働機構により要請されている労働慣習の基本的水準を遵守する。民主自由国家との通商を緊密化し、特に東南アジア地域等の開発に協力し、これらの地域との貿易関係の緊密化に努める。

いままでもなく、健全な経済を維持しつつ経済の発展を期することは、決して安易なことではない。殊に、近く真の意味での独り立ちの経済を営むこととなるのであるから、今後ますます輸出を増進しなければならぬ。これがためには、最近の実情にかんがみ、国際価格との関連においては、国内価格を安定せしめることが必要であり、当面財政金融の運営については、特に意を用いる必要がある。徒らに安易を求めて、インフレの抑制を怠れば、国際的にも立遅れ、またその信用を失うおそれがある。今後、国際経済に復帰して、真に民主自由国家の一員として、名譽ある地位を占めるためには、やはり着実に経済の再建を築き上げて行くことが必要であり、政府はこの際国民とともに、この点に関する認識と決意を新にしたいと考える。

出所 大蔵省資料Z五二〇一一二。

(53) 講和を迎える日本経済の運営方針に関する最高司令官財政顧問 ドッジの声明(一九五一年一月二十九日司令部発表)

極東軍総司令部渉外局

一一〇〇

一九五一年一月二十九日

即時発表

連合軍最高司令官財政顧問ジョセフ・M・ドッジの声明

連合軍最高司令官財政顧問ジョセフ・M・ドッジ氏は、本日、日本訪問を終えるにあたって、以下の声明を発表した。

日本が過去一カ年間に成し遂げた物質的進歩のあとには歴然たるものがあるが、

る。

二、財政政策

財政収支の均衡を保持し、財政規模を国民経済全体の規模に適合せしめる従来の財政の基本方針は、今後もこれを堅持する。

三、金融政策

健全財政政策に対応して、インフレーションを回避し、重要産業等必要な部面に対し必要量の資金の供給を確保するとともに、不要不急方面への融資を抑制し、資金運用の効率化を図る。なお、貯蓄の増加その他資本の蓄積を一層促進する。

四、価格政策

物価の安定を確保し、特に国際価格との関連において割高と考えられる物資の価格につきその合理的な引下げを図る。

個別的価格統制措置は、国民の生活水準の現状及び経済安定維持の見地から必要な最少限度において行う。

五、国際収支及び貿易政策

民主自由国家との経済協力を緊密化して、輸出の増進と輸入の確保により、貿易規模の拡大を図り、国際収支の均衡の達成を期する。

六、産業及び輸送政策

動力源及び地下資源を開発し、産業の合理化及び近代化を促進し鉱工業生産の増強を図り、併せて輸送力を強化する。また、国土の保全に留意して農林水産資源の培養を図り、食糧自給度の向上に努める。

七、物資需給政策

主要生産資材及び生活必需物資については、生産及び輸入の増強等により物資需給の適合を図る。

国際割当物資等で特に需給の逼迫しているものについては、これらの物資の確保を期するため必要已むを得ない場合には、不要不急用途への使用制限等個別的統制措置を実施する。

八、国際経済政策

外資導入を促進するため、対日投資の安全性を保障する従来の基本政策を維持

その背景を検討してみればこのような物質的進歩の基盤が果して確固たるものかどうか不安の念を抱かざるを得ない。この背景となる事情とは、講和条約の(各国による)批准および日本国民の将来にたいする真剣な関心とであって、私がこの声明を出すのもこれらの事情を考慮した結果である。

日本の当面する基本的問題はつぎのようにだれにでも理解できる簡単明白なもので、過大の人口、過大の出生率、土地の狭小および天然資源の不足という一般的表现で尽される。このような基本的難問が重なっているため、日本にとっては食糧ならびに生産原料の海外における供給源を拡大することがいよいよ重大となってくる。このような要求と並行し支払手段の増大も必要となってくる。日本の存続のカギとなるものは日本の生産能力ではなく、生活ならびに経済の将来の発展に欠くことのできない製品、生産物を生み出すための原料の供給であり、またこれらが加工され世界市場に受け入れられる輸出生産物に変えられる場合の能率も含まれるのである。

今までと同様こんごも輸入の支払いに必要な外貨は主として日本の製品および生産物の輸出から生まねばならない。基礎的資源が著しく欠乏している国にとつては、輸出の必要はとくに重要である。原料の輸入は単に輸出生産品の生産に必要なばかりでなく、国内消費者によって使用される製品および生産物の生産にも必要である。したがって日本では輸出は格段の重要性を帯びたものでなければならぬ。

米国が日本に供与した経済援助はドル貨で計算されたものだが、実際には食糧物資および原料のかたちで引渡された。これらの援助物資の輸入は本来ならば日本が自ら取得した外貨を使って自力で買付けねばならない物資であったわけだ。資金や物資、借款の対日供与あるいはその他外貨の異例ないしは変態的な取得手段がなくなつたあとで、日本の生産状態、生活水準の現状維持あるいはそれをさらに引上げることができるかどうかは、輸入物資およびその他希少原料の使用を厳重に統制して必要な方面に振向け、さらに輸出増加に努力を傾注するかどうかにより決まるであろう。国内消費の生産によっては、着々増加している食糧および基礎原料の輸入にたいし支払いをするのに必要な外貨をかせぐことはできな

い。不急品または大部分が輸出生産よりも国内消費に振向けられるような不均衡な輸入の増大は問題を解決せず、かえって問題を一そう表面化するであろう。

同じ原則は必要な外貨を生み出すことのできる原料、生産品の国内使用の統制にもあてはまる。以上の理由によって現在の生活水準と生産活動を維持し改善することができるとは主としてつぎの三点にかかっている。

一、輸入に必要な食糧と原料品の海外から確保できる程度。  
二、輸出市場での競争能力、これは価格と品質の問題で単に生産を増加する能力ではない。  
三、輸入支払いに必要な外貨を入手するため商品輸出を大幅かつ積極的に増加すること。

以上の基本的諸問題が現在以上に明確に認識されないかぎり、またこれに即応する強力かつ有効な措置がとられなければ日本の長期的にみた状態は著しく困難となることは明らかである。

過去六年間日本は占領という庇護の下にあった。この間に日本は自らの輸出によって支払うことなしに数十億ドルに上る物資、原料を無料で受取ってきた。しかも米政府は他の地域が危機的な欠乏状態にあった時ですら、日本が輸入する大部分の物資、原料の購入機関として奉仕してきた。また日本は国内の進歩改善に無制限の技術的援助を受けてきた。これがために当然の負債の一部の返済を延期することができた。さらに日本はきわめて有利な諸条件を含む条約(講和)を与えられた。これらの利点が不利な点と比べてどうかは時がたつにつれて明らかになってくることであろう。ここで解答さるべき問題は日本が政治的独立を獲得しても経済的には他に頼りつつけるか。または自立自足の経済を確立するために必要なことをやってみようか。または自立自足の経済を確立するに必要のない「特殊の国」であると考えていること。

一、輸入に依存する国は世界の経済の動きからまっさきにしかも最も大きい影響を与えられるものであるにもかかわらず、日本はそのような経済の動きに影響されない「特殊の国」であると考えていること。

二、現在のような金詰りとそれに伴う困難を生ずることなしに、正常な手段によ

る資本蓄積の代りに商業銀行が資本投資の目的のために漸増的に多額の貸付けを行うことができると考えていること。

三、生産増加がそれと並行する輸出増加を伴わないでも健全な進歩であると考えていること。

四、政治的および財政的安定のない状態の下でも日本は巨額の外資を導入することができると考えること。

五、外貨をどのように使っても自動的にそれだけの収入が入ってくると考えること。

六、日本の将来を保護し保証するのにもっとも必要な計画であるべき輸入削減、輸出増進策を最初ではなく最後にやることできると考えていること。

七、将来中共と貿易を行えば必ず戦前と同様の利点があるだろうと考えること。

八、朝鮮戦乱による不時の収益に続いてさらに同じようなあるいはよりよい収益があるかもしれないと考えていること。

九、日本の進歩とその進歩を可能ならしめた外的情勢からみて、これまでと同様将来も容易に巨額の外国援助が得られると考えていること。

十、インフレは原料品の国内供給に乏しい経済にたいする永続的圧迫ではなく一時的な現象であり、これらの情勢の下ではインフレは生産増加によって容易に相殺できると考えていること。

十一、最近の国内物価の過度な高騰は、輸入価格の高騰のみによって引き起されたものであると考えていること。

十二、生存するためには輸出を行わねばならない国家は、国内のインフレによって輸出市場から締め出されるほど物価を引上げてよいと考えていること。

十三、国内物価の急速かつ度はずれの値上りは、世界の他の国ではインフレだが日本ではそうでないと考えていること。

十四、インフレ的な物価騰貴を追いかけるため、インフレをかえって激化するような一時的措置をとったとしても前途にやっかいな問題が全然起らないと考えること。

十五、巨額の負債、投機的買付けおよびこの種の劣悪な経営によりかもし出される

ところが今から一年前に世界情勢は突如急変し、日本も直接にかつ大きくその影響を被るに至った。日本はこのさい緊急を要する経済面にたいして全般的制限を加えるための一さいの必要措置を講じ、数年前まで余儀なく実施されていたような好ましからぬ統制体制にもどる必要の発生しないよう努力することを目標とすべきである。日本が以上のような手段や措置を完全に実施するならば、他国に依存する必要はなくなるはずである。なんらなさずにおれば、外部からの経済援助を期待できる理由はほとんどない。

編注 本文は、当時の大蔵省部内の訳、原文(「ドッジ・ペーパー」)大蔵省資料Z七一―一六所収)により発表文の形式を補正した。

出所 大蔵省資料Z五〇六一―三。

(54) 日本国との平和条約及び関係文書

(昭和二十七年四月二八日公布、条約第五号)

条約第五号(昭和二十七年四月二八日公布)

日本国との平和条約

連合国及び日本国は両者の関係が、今後、共通の福祉を増進し且つ国際の平和及び安全を維持するために主権を有する対等のものとして友好的な連携の下に協力する国家の間の関係でなければならないことを決意し、よって、両者の間の戦争状態の存在の結果として今なお未決である問題を解決する平和条約を締結することを希望するので、

日本国としては、国際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力し、国際連合憲章第五十五条及び第五十六条に定められ且つ既に降伏後の日本国の法制によつて作られたはじめた安定及び福祉の条件を日本国内に創造するために努力し、並びに公私の貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行に従う意思を宣言するので、

連合国は、前項に掲げた日本国の意思を歓迎するので、

た諸困難は他人の失敗であり、関係者の誤りによる必然の結果ではなくて政府または消費者が負うべきものであると考えること。

日本の進歩と現在の恵まれた地位は日本にとって非常に有利な一連の外的環境の結果としてもたらされたものだが、このような環境がいつまでも続くことを期待できるものでない。しかも日本はこのような異常に恵まれた環境にあったにもかかわらず最近ようやく対外貿易勘定を大体均衡させることができるようになったにすぎない。かかる事実を認識し、これと対決することなしに日本の基本的問題を解決することは全く不可能であることは明らかであり、現在日本にはびこっている軽薄な楽観的精神が引続き存在するならばこれらの問題の解決を望み得ないことは一そう確実である。

日本が何ものかに迷わされ、その国民に健全かつ安定した将来を保障できる措置をとらなかつたり、またインフレ礼賛者たちの甘言に踊らされるようなことがあつたら大変である。これらインフレ主義者たちは過去においてやってきたように将来も引続き労働者の賃金、国民の所得および貯金から利益をしぼり取ろうとしている投機師、買いだめ業者や、資格もなく長期融資の恩恵を享受している徒輩を保護しようと企てているのである。

正しい努力と指導を得れば、日本は自立経済に必要な諸条件を確立することができると思える。このような目的は生産を合理化し、能率を増進し、原価を引下げるための永続性のある積極的措置を講ずることによつて大いに推進することができるはずである。

これとともに一方では不急不要品の輸入を最小限に減らし、輸入原料が輸出産業に振向けられるよう統制を実施し、緊急原料ならびに輸向商品品の国内消費を制限し、高価な輸出入に依存しなくてもすむようになることを目標とした国内、海外の新企業の発展を促進し、輸出産業の生産を促進するとともに、融資を制限してこれらの目的に振向けることが必要である。

一九四九年(昭和二十四年)に確立された経済安定計画によつて、戦時中および終戦直後に必要であつた複雑なクーパーン式経済統制様式の全面的廃止が可能となつた。クーパーン制度の廃止は評判もよく、また有意義な措置であつた。

一九四九年(昭和二十四年)に確立された経済安定計画によつて、戦時中および終戦直後に必要であつた複雑なクーパーン式経済統制様式の全面的廃止が可能となつた。クーパーン制度の廃止は評判もよく、また有意義な措置であつた。

一九四九年(昭和二十四年)に確立された経済安定計画によつて、戦時中および終戦直後に必要であつた複雑なクーパーン式経済統制様式の全面的廃止が可能となつた。クーパーン制度の廃止は評判もよく、また有意義な措置であつた。

一九四九年(昭和二十四年)に確立された経済安定計画によつて、戦時中および終戦直後に必要であつた複雑なクーパーン式経済統制様式の全面的廃止が可能となつた。クーパーン制度の廃止は評判もよく、また有意義な措置であつた。

一九四九年(昭和二十四年)に確立された経済安定計画によつて、戦時中および終戦直後に必要であつた複雑なクーパーン式経済統制様式の全面的廃止が可能となつた。クーパーン制度の廃止は評判もよく、また有意義な措置であつた。

一九四九年(昭和二十四年)に確立された経済安定計画によつて、戦時中および終戦直後に必要であつた複雑なクーパーン式経済統制様式の全面的廃止が可能となつた。クーパーン制度の廃止は評判もよく、また有意義な措置であつた。

一九四九年(昭和二十四年)に確立された経済安定計画によつて、戦時中および終戦直後に必要であつた複雑なクーパーン式経済統制様式の全面的廃止が可能となつた。クーパーン制度の廃止は評判もよく、また有意義な措置であつた。

一九四九年(昭和二十四年)に確立された経済安定計画によつて、戦時中および終戦直後に必要であつた複雑なクーパーン式経済統制様式の全面的廃止が可能となつた。クーパーン制度の廃止は評判もよく、また有意義な措置であつた。

よつて、連合国及び日本国は、この平和条約を締結することに決定し、これに  
 応じて下名の全権委員を任命した。これらの全権委員は、その全権委任状を示  
 し、それが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

第一章 平和

第一条

(a) 日本国と各連合国との間の戦争状態は、第二十三条の定めるところによりこ  
 の条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。

(b) 連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。

第二章 領域

第二条

(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に  
 対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄  
 する。

(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の  
 結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべて  
 の権利、権原及び請求権を放棄する。

(d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求  
 権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあつた太平洋の諸島に信託  
 統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理事会の行動を  
 受諾する。

(e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極  
 地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益  
 についても、すべての請求権を放棄する。

(f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を  
 放棄する。

第三条

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）、孺

- (ii) その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の  
 領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しな  
 い他のいかなる方法によるものも慎むこと。
- (iii) 国際連合が憲章に従つてとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる  
 援助を与え、且つ、国際連合が防止行動又は強制行動をとるいかなる国に対  
 しても援助の供与を慎むこと。
- (b) 連合国は、日本国との関係において国際連合憲章第二条の原則を指針とすべ  
 きことを確認する。
- (c) 連合国としては、日本国が主権国として国際連合憲章第五十一条に掲げる個  
 別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取  
 極を自発的に締結することができることを承認する。

第六条

(a) 連合国のすべての占領軍は、この条約の効力発生の後なるべくすみやかに、  
 且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本国から撤退しなければなら  
 ない。但し、この規定は、一又は二以上の連合国を一方とし、日本国を他方と  
 して双方の間に締結された若しくは締結される二国間若しくは多数国間の協定  
 に基く、又はその結果としての外国軍隊の日本国の領域における駐屯又は駐  
 留を妨げるものではない。

(b) 日本国軍隊の各自の家庭への復帰に関する千九百四十五年七月二十六日のポ  
 ツダム宣言の第九項の規定は、まだその実施が完了されていない限り、実行さ  
 れるものとする。

(c) まだ代価が支払われていないすべての日本財産で、占領軍の使用に供され、  
 且つ、この条約の効力発生の時に占領軍が占有しているものは、相互の合意に  
 よつて別段の取極が行われない限り、前記の九十日以内に日本国政府に返還し  
 なければならぬ。

第四章 政治及び経済条項

第七条

(a) 各連合国は、自国と日本国との間にこの条約が効力を生じた後一年以内に、

婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥  
 島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととす  
 る国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行わ  
 れ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対  
 して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するもの  
 とする。

第四条

(a) この条の(b)の規定を留保して、日本国及びその国民の財産で第二条に掲げる  
 地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権（債権を含む。）で現にこ  
 れらの地域の施政を行つている当局及びその住民（法人を含む。）に対する  
 ものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及  
 びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権（債権を含む。）の処理は、  
 日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする。第二条に掲げる地域に  
 ある連合国又はその国民の財産は、まだ返還されていない限り、施政を行つて  
 いる当局が現状で返還しなければならない。（国民という語は、この条約で用  
 いるときはいつでも、法人を含む。）

(b) 日本国は、第二条及び第三条に掲げる地域のいずれかにある合衆国軍政府に  
 より、又はその指令に従つて行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力  
 を承認する。

(c) 日本国とこの条約に従つて日本国の支配から除かれる領域とを結ぶ日本所有  
 の海底電線は、二等分され、日本国は、日本の終点施設及びこれに連なる電線  
 の半分を保有し、分離される領域は、残りの電線及びその終点施設を保有す  
 る。

第三章 安全

第五条

(a) 日本国は、国際連合憲章第二条に掲げる義務、特に次の義務を受諾する。

(i) その国際紛争を、平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危  
 うくしないように解決すること。

日本国との戦前のいずれの二国間の条約又は協約を引き続いて有効とし又は復  
 活させることを希望するかを日本国に通告するものとする。こうして通告され  
 た条約又は協約は、この条約に適合することを確保するための必要な修正を受  
 けるだけで、引き続き有効とされ、又は復活される。こうして通告された条  
 約及び協約は、通告の日の後三箇月で、引き続き有効なものとみなされ、又  
 は復活され、且つ、国際連合事務局に登録されなければならない。日本国にこ  
 うして通告されないすべての条約及び協約は、廃棄されたものとみなす。

(b) この条の(a)に基いて行う通告においては、条約又は協約の実施又は復活に関  
 し、国際関係について通告国が責任をもつ地域を除外することができる。この  
 除外は、除外の適用を終止することが日本国に通告される日の三箇月後まで行  
 われるものとする。

第八条

(a) 日本国は、連合国が千九百三十九年九月一日に開始された戦争状態を終了す  
 るために現に締結し又は今後締結するすべての条約及び連合国が平和の回復の  
 ため又はこれに関連して行う他の取極の完全な効力を承認する。日本国は、ま  
 た、従前の国際連盟及び常設国際司法裁判所を終止するために行われた取極を  
 受諾する。

(b) 日本国は、千九百十九年九月十日のサン・ジェルマン・アン・レーイの諸条約  
 及び千九百三十六年七月二十日のモントルーの海峡条約の署名国であることに  
 由来し、並びに千九百二十三年七月二十四日にローザンヌで署名されたトルコ  
 との平和条約の第十六条に由来するすべての権利及び利益を放棄する。

(c) 日本国は、千九百三十年一月二十日のドイツと債権国との間の協定及び千九  
 百三十年五月十七日の信託協定を含むその附属書並びに千九百三十年一月二十  
 日の国際決済銀行に関する条約及び国際決済銀行の定款に基いて得たすべての  
 権利、権原及び利益を放棄し、且つ、それらから生ずるすべての義務を免かれ  
 る。日本国は、この条約の最初の効力発生の後六箇月以内に、この項に掲げる  
 権利、権原及び利益の放棄をバリの外務省に通告するものとする。

第九条

日本国は、公海における漁業の規制又は制限並びに漁業の保存及び発展を規定する二国間及び多数国間の協定を締結するために、希望する連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。

#### 第十条

日本国は、千九百一十一年九月七日に北京で署名された最終議定書並びにこれを補足するすべての附属書、書簡及び文書の規定から生ずるすべての利得及び特権を含む中国におけるすべての特殊の権利及び利益を放棄し、且つ、前記の議定書、附属書、書簡及び文書を日本国に関して廃棄することに同意する。

#### 第十一条

日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基づく場合の外、行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基づく場合の外、行使することができない。

#### 第十二条

(a) 日本国は、各連合国と、貿易、海運その他の通商の関係を安定した且つ友好的な基礎の上におくために、条約又は協定を締結するための交渉をすみやかに開始する用意があることを宣言する。

(b) 該当する条約又は協定が締結されるまで、日本国は、この条約の最初の効力発生の後四年間、

(1) 各連合国並びにその国民、产品及び船舶に次の待遇を与える。

(i) 貨物の輸出入に対する、又はこれに関連する関税、課金、制限その他の規制に関する最恵国待遇

(ii) 海運、航海及び輸入貨物に関する内国民待遇並びに自然人、法人及びその利益に関する内国民待遇。この待遇は、税金の賦課及び徴収、裁判を受けること、契約の締結及び履行、財産権（有体財産及び無体財産に関する

に与え、且つ、航空業務の運営及び発達に関する完全な機会均等を与えるものとする。

(c) 日本国は、国際民間航空条約第九十三条に従つて同条約の当事国となるまで、航空機の国際航空に適用すべきこの条約の規定を実施し、且つ、同条約の条項に従つて同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続を実施するものとする。

#### 第五章 請求権及び財産

#### 第十四条

(a) 日本国は、戦争中に生じた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべきことが承認される。しかし、また、存立可能な経済を維持すべきものとするれば、日本国の資源は、日本国がすべての前記の損害及び苦痛に対して完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないことが承認される。

よつて、

1 日本国は、現在の領域が日本国軍隊によつて占領され、且つ、日本国によつて損害を与えられた連合国が希望するときは、生産、沈船引揚げその他の作業における日本人の役務を当該連合国の利用に供することによつて、与えた損害を修復する費用をこれらの国に補償することに資するために、当該連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。その取極は、他の連合国に追加負担を課することを避けなければならない。また、原材料からの製造が必要とされる場合には、外国為替上の負担を日本国に課さないために、原材料は、当該連合国が供給しなければならない。

2 (I) 次の(II)の規定を留保して、各連合国は、次に掲げるものすべての財産、権利及び利益でこの条約の最初の効力発生の時にその管轄の下にあるものを差し押え、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利を有する。

- (a) 日本国及び日本国民  
(b) 日本国又は日本国民の代理人又は代行者 並びに

もの、) 日本国の法律に基いて組織された法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項を含むものとする。

(2) 日本国の国営商企業の国外における売買が商業的考慮にのみ基づくことを確保する。

(c) もつとも、いずれの事項に関しても、日本国は、連合国が当該事項についてそれぞれ内国民待遇又は最恵国待遇を日本国に与える限度においてのみ、当該連合国内内国民待遇又は最恵国待遇を与える義務を負うものとする。前段に定める相互主義は、連合国の非本土地域の産品、船舶、法人及びそこに住所を有する人の場合並びに連邦政府をもつ連合国の邦又は州の法人及びそこに住所を有する人の場合には、その地域、邦又は州において日本国に与えられる待遇に照らして決定される。

(d) この条の適用上、差別的措置であつて、それを適用する当事国の通商条約に通常規定されている例外に基づくもの、その当事国の対外的財政状態若しくは国際収支を保護する必要性に基づくもの（海運及び航海に関するものを除く。）又は重大な安全上の利益を維持する必要性に基づくものは、事態に相応しており、且つ、ほしいままな又は不合理な方法で適用されない限り、それぞれ内国民待遇又は最恵国待遇の許与を害するものと認めてはならない。

(e) この条に基づく日本国の義務は、この条約の第十四条に基づく連合国の権利の行使によつて影響されるものではない。また、この条の規定は、この条約の第十五条によつて日本国が引き受ける約束を制限するものと了解してはならない。

#### 第十三条

(a) 日本国は、国際民間航空運送に関する二国間又は多数国間の協定を締結するため、一又は二以上の連合国の要請があつたときはすみやかに、当該連合国と交渉を開始するものとする。

(b) 一又は二以上の前記の協定が締結されるまで、日本国は、この条約の最初の効力発生の時から四年間、この効力発生の日にいずれかの連合国が行使しているところよりも不利でない航空交通の権利及び特権に関する待遇を当該連合国

(c) 日本国又は日本国民が所有し、又は支配した団体

この(I)に明記する財産、権利及び利益は、現に、封鎖され、若しくは所属を変じており、又は連合国の敵産管理当局の占有若しくは管理に係るもので、これらの資産が当該当局の管理の下におかれた時に前記の(a)、(b)又は(c)に掲げるいずれかの個人又は団体へ属し、又はこれらのために保有され、若しくは管理されていたものを含む。

(II) 次のものは、前記の(I)に明記する権利から除く。

(i) 日本国が占領した領域以外の連合国の一国の領域に当該政府の許可を得て戦争中に居住した日本の自然人の財産。但し、戦争中に制限を課され、且つ、この条約の最初の効力発生の日にこの制限を解除されない財産を除く。

(ii) 日本国政府が所有し、且つ、外交目的又は領事目的に使用されたすべての不動産、家具及び備品並びに日本国の外交職員又は領事職員が所有したすべての個人の家具及び用具類その他の投資的性質をもたない私有財産で外交機能又は領事機能の遂行に通常必要であつたもの

(iii) 宗教団体又は私的慈善団体に属し、且つ、もつぱら宗教又は慈善的目的に使用した財産

(iv) 関係国と日本国との間における千九百四十五年九月二日後の貿易及び金融の関係の再開の結果として日本国の管轄内にはいつた財産、権利及び利益。但し、当該連合国の法律に反する取引から生じたものを除く。

(v) 日本国若しくは日本国民の債務、日本国に所在する有体財産に関する権利、権原若しくは利益、日本国の法律に基いて組織された企業に関する利益又はこれらについての証書。但し、この例外は、日本国の通貨で表示された日本国及びその国民の債務のみ適用する。

(III) 前記の例外(i)から(v)までに掲げる財産は、その保存及び管理のために要した合理的な費用が支払われることを条件として、返還しなければならぬ。これらの財産が清算されているときは、代りに売得金を返還しなければならない。



- (V) 前記の(1)に規定する日本財産を差し押え、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利は、当該連合国の法律に従つて行使され、所有者は、これらの法律によつて与えられる権利のみを有する。
- (V) 連合国は、日本の商標並びに文学的及び美術的著作権を各国の一般的事務が許す限り日本国に有利に取り扱うことに同意する。
- (b) この条約に別段の定がある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとつた行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する。

## 第十五条

- (a) この条約が日本国と当該連合国との間に効力を生じた後九箇月以内に申請があつたときは、日本国は、申請の日から六箇月以内に、日本国にある各連合国及びその国民の有体財産及び無体財産並びに種類のいかんを問わずすべての権利又は利益で、千九百四十一年十二月七日から千九百四十五年九月二日までの間のいずれかの時に日本国内にあつたものを返還する。但し、所有者が強迫又は詐欺によることなく自由にこれらを処分した場合は、この限りでない。この財産は、戦争があつたために課せられたすべての負担及び課金を免除して、その返還のための課金を課さずに返還しなければならない。所有者により若しくは所有者のために又は所有者の政府により所定の期間内に返還が申請されない財産は、日本国政府がその定めるところに従つて処分することができる。この財産が千九百四十一年十二月七日に日本国に所在し、且つ、返還することができず、又は戦争の結果として損傷若しくは損害を受けている場合には、日本国内閣が千九百五十一年七月十三日に決定した連合国財産補償法案の定める条件よりも不利でない条件で補償される。
- (b) 戦争中に侵害された工業所有権については、日本国は、千九百四十九年九月一日施行の政令第三百九号、千九百五十年一月二十八日施行の政令第十二号及び千九百五十年二月一日施行の政令第九号（いずれも改正された現行のものとする。）によりこれまで与えられたところよりも不利でない利益を引き続いて

連合国及びその国民に与えるものとする。但し、前記の国民がこれらの政令に定められた期限までにこの利益の許与を申請した場合に限る。

- (c) (i) 日本国は、公にされ及び公にされなかつた連合国及びその国民の著作物に關して千九百四十一年十二月六日に日本国に存在した文学的及び美術的著作権がその日以後引き続き効力を有することを認め、且つ、その日に日本国が当事国であつた条約又は協定が戦争の発生の時又はその時以後日本国又は当該連合国の国内法によつて廃棄され又は停止されたかどうかを問わず、これらの条約及び協定の実施によりその日以後日本国において生じ、又は戦争がなかつたならば生ずるはずであつた権利を承認する。

(ii) 権利者による申請を必要とすることなく、且つ、いかなる手数料の支払又は他のいかなる手続もすることなく、千九百四十一年十二月七日から日本国と当該連合国との間にこの条約が効力を生ずるまでの期間は、これらの権利の通常期間から除算し、また、日本国において翻訳権を取得するために文学的著作物が日本語に翻訳されるべき期間からは、六箇月の期間を追加して除算しなければならない。

## 第十六条

日本国の捕虜であつた間に不当な苦難を被つた連合国軍隊の構成員に償いをする願望の表現として、日本国は、戦争中中立であつた国にある又は連合国のいづれかと戦争していた国にある日本国及びその国民の資産又は、日本国が選択するときは、これらの資産と等価のものを赤十字国際委員会に引き渡すものとし、同委員会は、これらの資産を清算し、且つ、その結果生ずる資金を、同委員会が衡平であると決定する基礎において、捕虜であつた者及びその家族のために、適当な国内機関に対して分配しなければならない。この条約の第十四条(a)2(II)から(v)までに掲げる種類の資産は、条約の最初の効力発生の時に日本国に居住しない日本の自然人の資産とともに、引渡しから除外する。またこの条の引渡規定は、日本国の金融機関が現に所有する一万九千七百七十株の国際決済銀行の株式には適用がないものと了解する。

## 第十七条

の債務の支払再開に關して債権者とすみやかに交渉を開始し、他の戦前の請求権及び債務に關する交渉を促進し、且つ、これに應じて金額の支払を容易にする意図を表明する。

## 第十九条

- (a) 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力発生の前に日本国領域におけるいづれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。
- (b) 前記の放棄には、千九百三十九年九月一日からこの条約の効力発生までの間に日本国の船舶に關していづれかの連合国がとつた行動から生じた請求権並びに連合国の手中にある日本人捕虜及び被抑留者に關して生じた請求権及び債権が含まれる。但し、千九百四十五年九月二日以後いづれかの連合国が制定した法律で特に認められた日本人の請求権を含まない。

- (c) 相互放棄を条件として、日本国政府は、また、政府間の請求権及び戦争中に受けた滅失又は損害に關する請求権を含むドイツ及びドイツ国民に対するすべての請求権（債権を含む。）を日本国政府及び日本国民のために放棄する。但し、(a)千九百三十九年九月一日前に締結された契約及び取得された権利に關する請求権並びに(b)千九百四十五年九月二日後に日本国とドイツとの間の貿易及び金融の關係から生じた請求権を除く。この放棄は、この条約の第十六条及び第二十条に従つてとられる行動を害するものではない。

- (d) 日本国は、占領期間中に占領当局の指令に基いて若しくはその結果として行われ、又は当時の日本国の法律によつて許可されたすべての作為又は不作為の効力を承認し、連合国民をこの作為又は不作為から生ずる民事又は刑事の責任に問ういかなる行動もとらないものとする。

## 第二十条

日本国は、千九百四十五年のベルリン會議の議事の議定書に基いてドイツ財産を処分する権利を有する諸国が決定した又は決定する日本国にあるドイツ財産の

- (a) いずれかの連合国の要請があつたときは、日本国政府は、当該連合国の国民の所有権に關係のある事件に關する日本国の捕獲審検所の決定又は命令を国際法に従い再審査して修正し、且つ、行われた決定及び発せられた命令を含めて、これらの事件の記録を構成するすべての文書の写を提供しなければならない。この再審査又は修正の結果、返還すべきことが明らかになつた場合には、第十五条の規定を当該財産に適用する。

- (b) 日本国政府は、いづれかの連合国の国民が原告又は被告として事件について充分な陳述ができなかつた訴訟手続において、千九百四十一年十二月七日から日本国と当該連合国との間にこの条約が効力を生ずるまでの期間に日本国の裁判所が行つた裁判を、当該国民が前記の効力発生の後一年以内にいつでも適当な日本国の機関に再審査のため提出することができるようになるために、必要な措置をとらなければならない。日本国政府は、当該国民が前記の裁判の結果損害を受けた場合には、その者をその裁判が行われる前の地位に回復するようにし、又はその者にそれぞれの事情の下において公正且つ衡平な救済を与えられるようにしなければならない。

## 第十八条

- (a) 戦争状態の存在は、戦争状態の存在前に存在した債務及び契約（債券に關するものを含む。）並びに戦争状態の存在前に取得された権利から生ずる金銭債務で、日本国の政府若しくは国民が連合国の一国の政府若しくは国民に対して、又は連合国の一国の政府若しくは国民が日本国の政府若しくは国民に対して負つているものを支払う義務に影響を及ぼさなかつたものと認める。戦争状態の存在は、また、戦争状態の存在前に財産の滅失若しくは損害又は身体傷害若しくは死亡に關して生じた請求権で、連合国の一国の政府が日本国政府に対して、又は日本国政府が連合国政府のいづれかに対して提起し又は再提起するものの当否を審議する義務に影響を及ぼすものとみなしてはならない。この項の規定は、第十四条によつて与えられる権利を害するものではない。

- (b) 日本国は、日本国の戦前の対外債務に關する責任と日本国が責任を負うと後に宣言された団体の債務に關する責任とを確認する。また、日本国は、これら

処分を確実にするために、すべての必要な措置をとり、これらの財産の最終的処分が行われるまで、その保存及び管理について責任を負うものとする。

## 第二十一条

この条約の第二十五条の規定にかかわらず、中国は、第十条及び第十四条(a)2の利益を受ける権利を有し、朝鮮は、この条約の第二条、第四条、第九条及び第十二条の利益を受ける権利を有する。

## 第六章 紛争の解決

## 第二十二條

この条約のいずれかの当事国が特別請求権裁判所への付託又は他の合意された方法で解決されない条約の解釈又は実施に関する紛争が生じたとき、紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、国際司法裁判所に決定のため付託しなければならない。日本国及びまだ国際司法裁判所規定の当事国でない連合国は、それぞれがこの条約を批准する時に、且つ、千九百四十六年十月十五日の国際連合安全保障理事会の決議に従つて、この条に掲げた性質をもつすべての紛争に関して一般的に同裁判所の管轄権を特別の合意なしに受諾する一般的宣言書を同裁判所書記に寄託するものとする。

## 第七章 最終条項

## 第二十三條

(a) この条約は、日本国を含めて、これに署名する国によつて批准されなければならない。この条約は、批准書が日本国により、且つ、主たる占領国としてのアメリカ合衆国を含めて、次の諸国、すなわちオーストラリア、カナダ、セイロン、フランス、インドネシア、オランダ、ニュー・ジブラント、パキスタン、フィリピン、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の過半数により寄託された時に、その時に批准しているすべての国に関して効力を生ずる。この条約は、その後これを批准する各国に関しては、その批准書の寄託の日に効力を生ずる。

(b) この条約が日本国の批准書の寄託の日の後九箇月以内に効力を生じなかつたときは、これを批准した国は、日本国の批准書の寄託の日の後三年以内に日本

国政府及びアメリカ合衆国政府にその旨を通告して、自国と日本国との間にこの条約の効力を生じさせることができる。

## 第二十四條

すべての批准書は、アメリカ合衆国政府に寄託しなければならない。同政府は、この寄託、第二十三条(a)に基づくこの条約の効力発生の日及びこの条約の第二十三条(b)に基いて行われる通告をすべての署名国に通告する。

## 第二十五條

この条約の適用上、連合国とは、日本国と戦争していた国又は以前に第二十三条に列記する国の領域の一部をなしていたものをいう。但し、各場合に当該国がこの条約に署名し且つこれを批准したことを条件とする。第二十一条の規定を留保して、この条約は、ここに定義された連合国の一国でないいづれの国に対しても、いかなる権利、権原又は利益も与えるものではない。また、日本国のいかなる権利、権原又は利益も、この条約のいかなる規定によつても前記のとおり定義された連合国の一国でない国のために減損され、又は害されるものとみなしてはならない。

## 第二十六條

日本国は、千九百四十二年一月一日の連合国宣言に署名し若しくは加入しており且つ日本国に対して戦争状態にある国又は以前に第二十三条に列記する国の領域の一部をなしていた国で、この条約の署名国でないものと、この条約に定めるところと同一の又は実質的に同一の条件で二国間の平和条約を締結する用意を有すべきものとする。但し、この日本国の義務は、この条約の最初の効力発生の後三年で満了する。日本国が、いずれかの国との間で、この条約で定めるところよりも大きな利益をその国に与える平和処理又は戦争請求権処理を行つたときは、これと同一の利益は、この条約の当事国にも及ぼされなければならない。

## 第二十七條

この条約は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託する。同政府は、その認証謄本を各署名国に交付する。以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により、並びに日本語により作成した。

アルゼンティンのために

イポリト・J・パス

オーストラリアのために

パーシー・C・スペンダー

ベルギー王国のために

ポール・ヴァン・ゼラン

シルヴェルクリュイ

ポリアリアのために

ルイス・ガチャリヤ

ブラジルのために

カルロス・マルティンス

A・デ・メルロフランコ

カンボディアのために

フレン

カナダのために

レスター・B・ピアソン

R・W・メイヒュー

セイロンのために

J・R・ジャイエワルデネ

G・C・S・コレア

R・G・セナナヤケ

チリのために

F・ニエト・デル・リオ

コロンビアのために

シブリアノ・レストレポハラミリョ

セバステイアン・オスピナ

コスタ・リカのために

J・ラファエル・オレアムノ

V・バルガス

ルイス・ドブレス・サンチェス

キューバのために

O・ガンス

L・マチャド

ホアキン・メイエル

ドミニカ共和国のために

V・オールドネス

ルイス・F・トメン

エクアドルのために

A・ケベド

R・G・バレンスエラ

エジプトのために

カミル・A・ラヒム

サルヴァドルのために

エクトル・ダビド・カストロ

ルイス・リバス・パラシオス

エチオピアのために

メン・ヤイエヒラド

フランスのために

シューマン

H・ボネ

ギリシャのために

ポール・エミール・ナギアール

A・G・ポリティス

グアテマラのために

- E・カステイリヨ・A
- A・M・オレリヤナ
- J・メンドサ
- ハイテイのために
- ジャック・N・レジェ
- G・ララク
- ホンデュラスのために
- J・E・バレンスエラ
- ロベルト・ガルベス・B
- ラウル・アルバラド・T
- インドネシアのために
- アーマッド・スバルヂョ
- イランのために
- A・G・アルダラン
- イラクのために
- A・I・バクル
- ラオスのために
- サヴァン
- レバノンのために
- シャルル・マリク
- リベリアのために
- ガブリエル・L・デニス
- ジェームズ・アンダーソン
- レーモンド・ホラス
- J・ルドルフ・グライムズ
- ルクセンブルグ大公国のために
- ユージル・ガレ
- メキシコのために

- ラファエル・デ・ラ・コリナ
- グスタボ・ディアス・オルダス
- A・P・ガスガ
- オランダ王国のために
- D・U・ステイッケル
- J・H・ヴァン・ロイエン
- ニュー・ジールランドのために
- C・ベレンドセン
- ニカラグアのために
- G・セビリヤ・サカサ
- グスタボ・マンサナレス
- ノールウェー王国のために
- ヴィルヘルム・ムンテ・モルゲンスタイルネ
- パキスタンのために
- ザフルラ・カーン
- パナマのために
- イグナシオ・モリノ
- ホセ・A・レモン
- アルフレド・アレマン
- J・コルドベス
- パラグアイのために
- ルイス・オスカル・ベットネル
- ペルーのために
- F・ベルクマイエル
- フィリピン共和国のために
- カルロス・P・ロムロ
- J・M・エリサルデ
- ビセンテ・フランシスコ

- ディオスタド・マカバガル
- エミリアノ・T・ティロナ
- V・G・シンコ
- サウディ・アラビアのために
- アサッド・アルハフアキー
- シリアのために
- F・エルハクーリ
- トルコ共和国のために
- フェリドゥン・C・エルキン
- 南アフリカ連邦のために
- G・P・ジュースト
- グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
- ハーバート・モリソン
- ケネス・ヤンガー
- オリヴァー・フランクス
- アメリカ合衆国のために
- デイン・アチソン
- ジョン・フォスター・ダレス
- アレキサンダー・ワイリー
- ジョン・J・スパークマン
- ウルグアイのために
- ホセ・A・モラ
- ヴェネズエラのために
- アントニオ・M・アラウホ
- R・ガリエゴス・M
- ヴィエトナムのために
- T・V・フウ
- T・ヴィン

- D・タン
- ブウ・キン
- 日本国のために
- 吉田 茂
- 池田 勇人
- 苦米地義三
- 星島 二郎
- 徳川 宗敬
- 一万田尚登

議定書

下名は、このために正当に権限を与えられて、日本国との平和が回復した時に契約、時効期間及び流通証券の問題並びに保険契約の問題を律するために、次の規定を協定した。

契約、時効及び流通証券

A 契約

1 Fに定める敵人となつたいずれかの当事者の間でその履行のため交渉を必要とした契約は、いずれかの契約当事者が敵人となつた時に解除されたものとみなす。但し、次の第二項及び第三項に掲げる例外については、この限りでない。もつとも、この解除は、本日署名された平和条約の第十五条及び第十八条の規定を害するものではなく、また、契約の当事者に対しては、前渡金又は内金として受領され、且つ、その当事者が反対給付を行わなかつた金額を払いもどす義務を免除するものではない。

2 分割することができ、且つ、Fに定める敵人となつたいずれかの当事者の間で履行のため交渉を必要としなかつた契約の一部は、前項の規定にかかわらず、解除されないものとし、且つ、本日署名された平和条約の第十四条に含まれる権利を害することなく、引き続いて有効とする。契約の規定がこのように分割することができない場合には、その契約は、全体として解除されたものと

みならず。前記は、この議定書の署名国で、平和条約にいう連合国であり且つ当該契約又はいずれかの契約当事者に対し管轄権を有するものによつて制定された国内の法律、命令又は規則の適用を受け、且つ、当該契約の条項に従うものとする。

3 Aの規定は、敵人間の契約に従つて適法に行われた取引がこの議定書の署名国で平和条約にいう連合国であるものの政府たる関係政府の許可を得て行われたいときは、当該取引を無効にするものとみなしてはならない。

4 前記の規定にかかわらず、保険契約及び再保険契約は、この議定書のD及びEの規定に従つて取り扱う。

B 時効期間

1 人又は財産に影響する関係で、戦争状態のために自己の権利を保全するのに必要な訴訟行為又は必要な手続をすることができなかったこの議定書の署名国の国民に係るものについて訴の提起又は保存措置をする権利に関するすべての時効期間又は制限期間は、この期間が戦争の発生の前に進行し始めたか又は後に進行し始めたかを問わず、一方日本国の領域において、他方この項の規定の利益を相互主義によつて日本国に与える署名国の領域において、戦争の継続中その進行を停止されたものとみなす。これらの期間は、本日署名された平和条約の効力発生の日から再び進行し始める。この項の規定は、利札若しくは配当金受領証の呈示について、又は償還のための抽せんに当せんした有価証券若しくは他の何らかの理由で償還される有価証券の支払を受けるための呈示について定められた期間に適用する。但し、これらの利札又は有価証券に関しては、期間は、利札又は有価証券の保有者に対して金額を支払うことができるようになった日から再び進行し始めるものとする。

2 戦争中に何らかの行為をせず、又は何らかの手続をしなかつたために処分が日本国の領域において行われた場合において、この議定書の署名国で平和条約にいう連合国であるものの一国の国民に損害を与えるに至つたときは、日本政府は、損害を生じた権利を回復しなければならぬ。この回復が不可能又は不衡平である場合には、日本政府は、関係署名国の国民にそれぞれの事情の

下において公正且つ衡平な救済が与えられるようにしなければならない。

C 流通証券

1 敵人間においては、戦前に作成された流通証券は、戦争中に、引受若しくは支払のための証券の呈示、振出人若しくは裏書人への引受拒絶若しくは支払拒絶の通知又は拒絶証券の作成を所要の期間内にしなかつたことだけを理由として、あるいは戦争中に何らかの手続を完了しなかつたことを理由として無効となつたものとみなしてはならない。

2 流通証券が引受若しくは支払のために呈示され、引受拒絶若しくは支払拒絶の通知が振出人若しくは裏書人に与えられ、又は拒絶証券が作成されなければならない期間が戦争中に経過し、且つ、証券を呈示し、拒絶証券を作成し、又は引受拒絶若しくは支払拒絶の通知を与えなければならない当事者が戦争中にそれを行わなかつた場合には、呈示し、引受拒絶若しくは支払拒絶の通知を与え、又は拒絶証券を作成することができるように、本日署名された平和条約の効力発生の日から三箇月以上の期間が与えられなければならない。

3 何人かが、戦争前又は戦争中に、後に敵人となつた者から与えられた約束の結果として、流通証券に基づく債務を負つたときは、後者は、戦争の発生にかかわらず、この債務に関して前者に補償する責任を引き続いて負わなければならない。

D 当事者が敵人となつた日の前に終了していなかつた保険契約及び再保険契約(生命保険を除く。)

1 保険契約は、当事者が敵人となつたという事実によつては解除されなかつたものとみなす。但し、当事者が敵人となつた日の前に保険責任が開始しており、且つ、保険契約者がその日の前に契約に従つて保険を成立させ又はその効力を維持するための保険料として支払うべきすべての金額を支払つたことを条件とする。

2 前項に基いて引き続き効力を有しているもの以外の保険契約は、存在しなかつたものとみなし、これに基いて支払われた金額は、返済しなければならぬ。

3 以下に明文の規定がある場合を除き、特約再保険その他の再保険契約は、当事者が敵人となつた日に終了したものとみなし、且つ、これに基くすべての出再保険契約は、その日に取り消されたものとする。但し、特約海上再保険に基いて開始された航海保険に関する出再保険契約は、再保険された条件に従つて自然に終了するまで引き続き完全に効力を有したものとみなす。

4 任意再保険契約は、保険責任が開始しており、且つ、再保険を成立させ又はその効力を維持するための保険料として支払うべきすべての金額が通例の方法で支払われ、又は相殺された場合には、再保険契約に別段の定めがない限り、当事者が敵人となつた日まで引き続き完全に効力を有し、且つ、その日に終了したものとみなす。

もつとも、航海保険については、この任意再保険は、再保険された条件に従つて自然に終了するまで引き続き完全に効力を有したものとみなす。更に、前記の1に基いて引き続き効力を有している保険契約に関する任意再保険は、元受保険の期間満了まで引き続き完全に効力を有したものとみなす。

5 前項で取り扱つたもの以外の任意再保険契約並びに「超過損害率」に基く超過損害再保険及び電害再保険(任意契約であるかどうかを問わない。)のすべての契約は、存在しなかつたものとみなし、これらに基いて支払われた金額は、返済しなければならない。

6 特約再保険その他の再保険契約に別段の定めがない場合には、保険料は、経過期間に比例して清算しなければならない。

7 保険契約又は再保険契約(特約再保険に基く出再保険契約を含む。)は、いずれかの当事者が国民であつたいずれかの国又はその国の連合国若しくは同盟国による交戦行為に基く損害又は請求権を担保しないものとみなす。

8 保険が戦争中に原保険者から他の保険者に移転された場合又は全額再保険された場合には、その移転又は再保険は、自発的に行われたか又は行政若しくは立法の措置によつて行われたかを問わず、有効と認め、原保険者の責任は、移転又は再保険の日に消滅したものとみなす。

9 同一の両当事者間に二以上の特約再保険その他の再保険契約があつた場合に

は、両当事者間の勘定を清算するものとし、その結果生ずる残高を確定するために、その勘定には、すべての残高(未払の損害に対する合意した準備金を含む。)及びこのようなすべての契約に基いて一当事者から他の当事者に支払うべきすべての金額又は前記の諸規定のいずれかによつて返済されるべきすべての金額を算入しなければならない。

10 当事者が敵人となつたために保険料、請求権又は勘定残高の決済に當つて生じた又は生ずる延滞については、いずれの当事者も、利息の支払を要しないものとする。

11 この議定書のDの規定は、本日署名された平和条約の第十四条によつて与えられる権利を害し又はこれに影響を及ぼすものではない。

E 生命保険契約

保険が戦争中に原保険者から他の保険者に移転された場合又は全額再保険された場合には、その移転又は再保険は、日本国の行政機関又は立法機関の要求によつて行われたものであるときは、有効と認め、原保険者の責任は、移転又は再保険の日に消滅したものとみなす。

F 特別規定

この議定書の適用上、自然人又は法人は、これらの者の間で取引をすることがこれらの者又は当該契約が従つていた法律、命令又は規則に基いて違法となつた日から敵人とみなす。

最終条項

この議定書は、日本国及び本日署名された日本国との平和条約の署名国による署名のために開放され、且つ、この議定書が取り扱う事項について、日本国とこの議定書の署名国である他の各国との間の関係を、日本国及び当該署名国の双方が平和条約によつて拘束される日から律するものとする。

この議定書は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託する。同政府は、その認証原本を各署名国に交付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この議定書に署名した。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、ひとしく正文である英

語、フランス語及びスペイン語により、並びに日本語により作成した。

オーストラリアのために  
 パーシー・C・スペンダー  
 ベルギー王国のために  
 ポール・ヴァン・ゼラン  
 シルヴェルクリュイ  
 カンボディアのために  
 フレン  
 カナダのために  
 レスター・B・ピアソン  
 R・W・メイヒュー  
 セイロンのために  
 J・R・ジャイエワルデネ  
 G・C・S・コレア  
 R・G・セナヤケ  
 ドミニカ共和国のために  
 V・オールドネス  
 ルイス・F・トメン  
 エジプトのために  
 カミル・A・ラヒム  
 エティオピアのために  
 メン・ヤイエヒラド  
 フランスのために  
 シューマン  
 H・ボネ  
 ポール・H・エミール・ナギアール  
 ギリシャのために

A・G・ポリティス  
 ハイティのために  
 ジャック・N・レジェ  
 G・ララク  
 インドネシアのために  
 アーマッド・スバルヂョ  
 イランのために  
 A・G・アルダラン  
 イラークのために  
 A・I・バクル  
 ラオスのために  
 サヴァン  
 レバノンのために  
 シャルル・マリク  
 リベリアのために  
 ガブリエル・L・デニス  
 ジェームズ・アンダーソン  
 レーモンド・ホラス  
 J・ルドルフ・グライムズ  
 ルクセンブルグ大公国のために  
 ユーグ・ル・ガレ  
 オランダ王国のために  
 D・U・スティッケル  
 J・H・ヴァン・ロイエン  
 パキスタンのために  
 ザフルラ・カーン  
 サウディ・アラビアのために  
 アサッド・アル・H・ファキー

シリアのために

F・エル・クーリ  
 トルコ共和国のために  
 フェリドゥン・C・エルキン  
 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために  
 ハーバート・モリソン

ケネス・ヤンガー  
 オリヴァー・フランクス  
 ウルグアイのために  
 ホセ・A・モラ  
 ヴイエトナムのために  
 T・V・フウ  
 T・ヴィン  
 D・タン  
 ブウ・キン

日本国のために  
 吉田 茂  
 池田 勇人  
 苫米地義三  
 星島 二郎  
 徳川 宗敬  
 一万田尚登

#### 宣言

本日署名された平和条約に関して、日本国政府は、次の宣言を行う。

1 この平和条約に別段の定がある場合を除き、日本国は、現に有効なすべての多数国間の国際文書で千九百三十九年九月一日に日本国が当事国であつたものが完全に効力を有することを承認し、且つ、平和条約の最初の効力発生の時に

これらの文書に基くすべての権利及び義務を回復することを宣言する。但し、いづれかの文書の当事国であるために日本国が千九百三十九年九月一日以後加盟国でなくなつた国際機関の加盟国であることを必要とする場合には、この項の規定は、日本国の当該機関への再加盟をまつて効力を生ずるものとする。

2 日本国政府は、実行可能な最短期間内に、且つ、平和条約の最初の効力発生の後一年以内に、次の国際文書に正式に加入する意思を有する。

(1) 千九百二十二年一月二十三日、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日、千九百三十一年七月十三日、千九百三十一年十一月二十七日及び千九百三十六年六月二十六日の麻薬に関する協定、条約及び議定書を改正する千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署名のために開放された議定書

(2) 千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の条約の範囲外の薬品を国際統制の下におく千九百四十八年十一月十九日にパリで署名のために開放された議定書

(3) 千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国の仲裁判決の執行に関する国際条約

(4) 千九百二十八年十二月十四日にジュネーヴで署名された経済統計に関する国際条約及び議定書並びに千九百二十八年の経済統計に関する国際条約を改正する千九百四十八年十二月九日にパリで署名された議定書

(5) 千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際条約及び署名議定書

(6) 千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定

(7) 千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約及び追加議定書

(8) 千九百四十八年六月十日にロンドンで署名のために開放された海上におけ

る人命の安全に関する条約

- (9) 千九百四十九年八月十二日の戦争犠牲者の保護に関するジュネーヴ諸条約
- 3 日本国政府は、また、平和条約の最初の効力発生の後六箇月以内に、
  - (a) 千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約への参加の承認を申請し、且つ、日本国がその条約の当事国となつた後なるべくすみやかに、同じく千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際航空業務通過協定を受諾し、及び(b) 千九百四十七年十月十一日にワシントンで署名のために開放された世界気象機関条約への参加の承認を申請する意思を有する。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で作成した。

吉田 茂  
池田 勇人  
若米地義三  
星島 二郎  
徳川 宗敬  
一万田尚登

を開始すべきことを信ずる。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で作成した。

吉田 茂  
池田 勇人  
若米地義三  
星島 二郎  
徳川 宗敬  
一万田尚登

編注 昭二六・九・八 サン・フランシスコ市で署名。  
昭二六・一一・一八 国会承認、批准の閣議決定。  
昭二六・一一・一九 批准書認証。  
昭二六・一一・二八 批准書寄託。  
昭二七・四・二八 公布及び告示、効力発生。  
出所 『法令全書』昭和二十七年。

(55) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約  
(昭和二十七年四月二十八日公布、条約第六号)

条約第六号(昭和二十七年四月二十八日公布)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約

日本国は、本日連合国との平和条約に署名した。日本国は、武装を解除されているので、平和条約の効力発生の際において固有の自衛権を行使する有効な手段をもたない。

無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていないので、前記の状態にある日本国には危険がある。よつて、日本国は、平和条約が日本国とアメリカ合衆国の間に効力を生ずると同時に効力を生ずべきアメリカ合衆国との安全保障条約を希望する。

宣言

本日署名された平和条約に関して、日本国政府は、次の宣言を行う。

日本国は、いずれかの連合国によつて日本国の領域にある当該国の戦死者の墓、墓地及び記念碑を識別し、一覧表にし、維持し、又は整理する権限を与えられた委員会、代表団その他の機関を承認し、このような機関の事業を容易にし、且つ、前記の戦死者の墓、墓地及び記念碑に関して、当該連合国又は当該連合国によつて権限を与えられた委員会、代表団その他の機関と、必要とされる協定を締結するために交渉を開始する。

日本国は、連合国が、連合国の領域にあり且つ保存を希望される日本人の戦死者の墓又は墓地を維持するために取極をする目的をもつて、日本国政府との協議

平和条約は、日本国が主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認している。

これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその付近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望する。

アメリカ合衆国は、平和と安全のために、現在、若干の自国軍隊を日本国内及びその付近に維持する意思がある。但し、アメリカ合衆国は、日本国が、攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従つて平和と安全を増進すること以外に用いられうべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する。

よつて、両国は、次のとおり協定した。

第一条

平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその付近に配備する権利を、日本国は、許し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における国際的平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒ぎ、よう、を鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。

第二条

第一条に掲げる権利が行使される間は、日本国は、アメリカ合衆国の事前の同意なくして、基地、基地における若しくは基地に関する権利、権力若しくは権能、駐兵若しくは演習の権利又は陸軍、空軍若しくは海軍の通過の権利を第三国に許さない。

第三条

アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその付近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。

第四条

この条約は、国際連合又はその他による日本区域における国際的平和と安全の維持のため充分な定をする国際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集団的安全保障措置が効力を生じたとき日本国及びアメリカ合衆国の政府が認めた時はいつでも効力を失うものとする。

第五条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国によつて批准されなければならない。この条約は、批准書が両国によつてワシントンで交換された時に効力を生ずる。以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、日本語及び英語により、本書二通を作成した。

日本国のために

吉田 茂

アメリカ合衆国のために

デイン・アチソン

ジョン・フォスター・ダレス

アレキサンダー・ワイリー

スタイルス・ブリッジス

出所 『法令全書』昭和二十七年。

(56) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に  
基く行政協定(昭和二十七年四月二十八日公布)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定  
前文

日本国及びアメリカ合衆国は、千九百五十一年九月八日に、日本国内及びその付近における合衆国の陸軍、空軍及び海軍の配備に関する規定を有する安全保障

条約に署名したので、

また、同条約第三条は、合衆国の軍隊の日本国内及びその付近における配備を規律する条件は両政府間の行政協定で決定すると述べているので、

また、日本国及びアメリカ合衆国は、安全保障条約に基く各自の義務を具体化し、且つ、両国民間の相互の利益及び敬意の緊密なきずなを強化する実行的な行政取極を締結することを希望するので、

よつて、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

#### 第一条

この協定において、

(a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。

(b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に在留する者及び第十四条1に掲げる者を除く。）をいう。この協定のみの適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国民とみなす。

(c) 「家族」とは、次のものをいう。

- (1) 配偶者及び二十一歳未満の子
- (2) 父母及び二十一歳以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

#### 第二条

1 日本国は、合衆国に対し、安全保障条約第一条に掲げる目的の遂行に必要な施設及び区域の使用を許すことに同意する。個々の施設及び区域に関する協定は、この協定の効力発生の日までになお両政府が合意に達していないときは、この協定の第二十六条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならぬ。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

2 日本国及び合衆国は、いずれか一方の当事者の要請があるときは、前記の取

極を再検討しなければならず、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。

3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくかつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。

4 (a) 合衆国軍隊が射撃場及び演習場のような施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国の当局及び国民は、それを臨時に使用することができない。但し、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとつて有害でないことが合意された場合に限る。

(b) 合衆国軍隊が一定の期間を限つて使用すべき射撃場及び演習場のような施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

#### 第三条

1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、使用、運営、防衛又は管理のため必要な又は適当な権利、権力及び権能を有する。合衆国は、また、前記の施設及び区域に隣接する土地、領水及び空間又は前記の施設及び区域の近傍において、それらの支持、防衛及び管理のため前記の施設及び区域への出入の便を図るのに必要な権利、権力及び権能を有する。本条で許される権利、権力及び権能を施設及び区域外で行使するに当つては、必要に応じ、合同委員会を通じて両政府間で協議しなければならない。

2 合衆国は、前記の権利、権力及び権能を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によつては行使しないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、相互の取極により解決しなければならない。一時的の措置として、合衆国軍隊は、この協定が効力を生ずる時に留保している電力、設計、放射の型式及び周波数の電子装置を日本側からの放射による妨害を受けないで使用する権利を有する。

3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考

慮を払つて行わなければならない。

#### 第四条

1 合衆国は、この協定の期間満了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当つて、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。

2 日本国は、この協定の期間満了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。

3 前記の規定は、合衆国が日本国との特別取極に基いて行つた建設には適用しない。

#### 第五条

1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公的目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課せられないで日本国の港又は飛行場に入出入する権利を与えられる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機に積載されているときは、日本国の当局に通告を与えなければならない。これらの貨物又は旅客は、日本国の法令に従つて入国させなければならない。

2 1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用する施設及び区域に出入し、それらの間を移動し、並びにそれらの施設及び区域と日本国の港との間を移動する権利を与えられる。

3 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。前記の船舶は、強制水先を免除される。但し、水先人を使用したときは、相当な料率で水先料を支払わなければならない。

#### 第六条

1 すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、且つ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に

整合するものとする。この協調及び整合を図るため必要な手続及びそれに対するその後の変更は、相互の取極によつて定める。

2 合衆国軍隊が使用する施設及び区域並びにそれらに隣接する領水又はそれらの近傍に置かれ、又は設置される燈火その他の航行補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国の当局は、その位置及び特徴を相互に通告しなければならない。且つ、それらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

#### 第七条

合衆国軍隊は、日本国政府の各省各庁に当時適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府に属し、又は日本国政府によつて管理され、若しくは規制されるすべての公益事業及び公共の役務を利用する権利並びにその利用における優先権を享有する権利を有する。

#### 第八条

日本国政府は、現行の手続で、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。但し、その手続は、随時に両政府間で合意されるべき変更又は日本国が国際民間航空機関若しくは世界気象機関の加盟国となつた結果として生ずべき変更を受けるものとする。

- (a) 地上及び海上からの気象観測（「X」及び「T」という位置にある気象観測船からの観測を含む。）
- (b) 気象資料（中央気象台の定期的概報及び過去の資料を含む。）
- (c) 航空機の安全且つ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務
- (d) 地震観測の資料（地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む。）

#### 第九条

1 合衆国は、この協定の目的のため合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れる権利を有する。

2 合衆国軍隊の構成員は、日本国の旅券及び査証に関する法令の適用から除外

- される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。但し、日本国の領域に永久的な居所又は住所を有する権利を取得するものとみなしてはならない。
- 3 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当つては、次の文書を携行しなければならない。
- (a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書
- (b) 合衆国軍隊の構成員としての個人の身分又は集団の地位及び命令された旅行を証明する個別的又は集団的旅行の命令書
- 合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携行しなければならない。
- 4 軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携行し、日本国への入国若しくは日本国からの出国に当つて又は日本国にある間その身分を日本国の当局が確認することができるようにしなければならない。
- 5 本条1に基いて日本国に入国した者の身分に変更があつてその者が前記の入国の権利を有しなくなつた場合には、合衆国の当局は、日本国の当局に通告するものとし、また、その者が日本国から退去することを日本国の当局によつて要求されたときは、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならない。

第十条

- 1 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認するものとする。
- 2 合衆国軍隊及び軍属の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

の際税関当局が徴収する関税及び内国消費税が既に徴収された物品を購入する場合にその関税及び内国消費税を払いもどすものと解してはならない。

- 5 税関検査は、次の場合には行わないものとする。
- (a) 命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊又は合衆国軍隊の構成員
- (b) 公用の封印がある公文書
- (c) 合衆国軍事郵便線路上にある郵便物及び合衆国政府の船荷証券により船積される軍事貨物
- 6 日本国及び合衆国の当局が相互に合意する条件に従つて処分を認める場合を除く外、関税の免除を受けて日本国に輸入された物品は、関税の免除を受けて当該物品を輸入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。
- 7 2及び3に基いて関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物品は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができる。
- 8 合衆国軍隊は、日本国の当局と協力して、本条に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に与えられる特権の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならない。
- 9 (a) 日本国政府の税関当局により執行される法令に対する違反行為を防止するため、日本国の当局及び合衆国軍隊は、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。
- (b) 合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局によつて行われ、又は税関当局に代つて行われる差押を受けるべき物件が税関当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
- (c) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
- (d) 日本国政府の関税又は財政に関する法令に対する違反行為に関連して日本国政府の税関当局が差し押えた合衆国軍隊に属する車両及び物件は、関係部

第十一条

- 1 この協定中に規定がある場合を除く外、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国の税関当局によつて執行される法令に服するものとする。
- 2 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第十五条に定める諸機関が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての資材、需品及び備品並びに合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品は、日本国に入れることを許される。この輸入には、関税その他の課徴金を課さない。前記の資材、需品及び備品は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第十五条に定める諸機関が輸入するものである旨の適当な証明書（合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は前記の軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品にあつては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適当な証明書）を必要とする。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に仕向けられ、且つ、これらの者の私用に供せられる財産には、関税その他の課徴金を課する。但し、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。
- (a) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到着した時に輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらの者が入国の際携行する私用のための携帯品
- (b) 合衆国軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部品
- (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入されるような種類の相当量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの
- 4 2及び3で与える免除は、物品の輸入の場合のみに適用するものとし、輸入

隊の当局に引き渡さなければならない。

第十二条

- 1 合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき需品又は行われるべき工事のため、供給者又は工事を行う者の選択に関して制限を受けないで契約する権利を有する。
- 2 現地で供給される合衆国軍隊の維持のため必要な資材、需品、備品及び役務でその調達に日本国の経済に不利な影響を及ぼす虞があるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは、日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て調達しなければならない。
- 3 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書によつて日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本国の次の租税を免除される。
- (a) 物品税
- (b) 通行税
- (c) 揮発油税
- (d) 電気ガス税
- 最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書によつて、物品税及び揮発油税を免除される。本条に特に掲げない日本国の現行の又は将来の租税で、合衆国軍隊によつて調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務の購入価格の相当な且つ容易に判別することができる部分をなすと認められるものに関しては、両政府は、本条の目的に合致する免除又は救済を与えるための手続について合意するものとする。
- 4 合衆国軍隊又は軍属の現地の労務に対する需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。
- 5 所得税及び社会保障のための納付金の源泉徴収及び納付の義務並びに、別に相互に合意される場合を除く外、賃金及び諸手当に関する条件のような雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権



- 利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。
- 6 軍属は、雇用の条件に関して日本国の法令に服さない。
  - 7 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入に関して日本国の法令に基いて課せられる租税その他類似の公課の免除を本条により享有することはない。
  - 8 日本国及び合衆国の当局が相互に合意する条件に従つて処分を認める場合を除く外、3に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物品は、当該租税の免除を受けて当該物品を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

第十三条

- 1 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において所有し、使用し、又は移転する財産について租税その他類似の公課を課せられない。
- 2 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者の合衆国軍隊における勤務又は合衆国軍隊若しくは第十五条に定める諸機関による雇用の結果として受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の徴税機関に対して日本国の租税を納付する義務を負わない。本条の規定は、前記の個人に対し、日本国の源泉から発生する所得についての日本国の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税に關し日本国に居所を有することを援用する合衆国市民に対し、所得についての日本国の租税の納付を免除するものではない。前記の者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによつて日本国にある期間は、日本国の税法の適用上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあるという理由のみによつて日本国に所在する有体又は無体の動産の所有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転について、日本国における課税を免除される。但し、この免除は、投資のため若しくは事業を行うため日本国において所有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。本条の規定は、私有車両による道路の使用に関して納付すべき

は、これらの者が一時的に日本国にあるという理由のみによつて日本国に所在する有体又は無体の動産の所有、使用、死亡による移転又はこの協定に基いて租税を受ける権利を有する人若しくは機関への移転について、日本国における課税を免除される。但し、この免除は、投資のため若しくは他の事業を行うため日本国において所有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。本条の規定は、私有車両による道路の使用に関して納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

- 6 1に掲げる人及びその被用者は、この協定に定めるいずれかの施設又は区域の建設、維持又は運営に関して合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基いて発生する所得については、日本国政府又は日本国にあるその他の徴税機関に対して所得税又は法人税を納付する義務を負わない。6の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から発生する所得についての所得税又は法人税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税に關し日本国に居所を有することを援用する前記の人及びその被用者に対し、所得についての日本国の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国政府との契約の履行に關しのみ日本国にある期間は、前記の課税上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

- 7 日本国の当局は、本条1に掲げる人及びその被用者に対し、日本国において犯す罪で日本国の法律によつて罰すべきものに関して裁判権を行使する第一次の権利を有する。日本国の当局が前記の裁判権を行使しないことに決定した場合には、日本国の当局は、合衆国の軍当局にできるだけすみやかに通告しなければならぬ。この通告があつたときは、合衆国の軍当局は、前記の者に対し、合衆国の法律によつて与えられた裁判権を行使する権利を有する。

第十五条

- 1(a) 合衆国の軍当局が公認し、且つ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の用に供するため、合衆国軍隊が使用する施設及び区域内に設置することができる。この協定中に特別の規定

き租税の免除を与える義務を定めるものではない。

第十四条

- 1 通常合衆国に居住する人（合衆国の法律に基いて組織された法人を含む。）及びその被用者で合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にあるものは、本条に規定がある場合を除く外、日本国の法令に服さなければならない。
- 2 前記の人及びその被用者は、その身分に關する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を与えられるものとする。
  - (a) 第五条2に定める出入及び移動の権利
  - (b) 第九条の規定による日本国への入国
  - (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第十一条3に定める関税その他の課徴金の免除
  - (d) 合衆国政府により認められたときは、第十五条に定める諸機関の役務を利用する権利
  - (e) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第十九条2に定めるもの
  - (f) 合衆国政府により認められたときは、第二十条に定めるところにより軍票を使用する権利
  - (g) 第二十一条に定める郵便施設の利用
  - (h) 雇用の条件に關する日本国の法令の適用からの除外
- 3 前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていなければならない。その到着、出発及び日本国にある間の居所は、合衆国軍隊が日本国の当局に随時に通知しなければならない。
- 4 前記の人及びその被用者が1に掲げる契約の履行のためにのみ所有し、使用し、又は移転する減価償却資産（家屋を除く。）については、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、日本国の租税その他類似の公課を課せられない。
- 5 前記の人及びその被用者は、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるとき

がある場合を除く外、前記の諸機関は、日本国の規制、免許、手数料、租税その他類似の管理に服さないものとする。

- (b) 合衆国の軍当局が公認し、且つ、規制する新聞が一般の公衆に販売されるときは、当該新聞は、その頒布に關する限り、日本国の規制、免許、手数料、租税その他類似の管理に服するものとする。
- 2 前記の諸機関による商品及び役務の販売には、1(b)に定める場合を除く外、日本国の租税を課さない。但し、これらの諸機関による商品及び需品の日本国内における購入には、日本国の租税を課する。
- 3 日本国及び合衆国の当局が相互に合意する条件に従つて処分を認める場合を除く外、前記の諸機関が販売する物品は、これらの諸機関から購入することを認められない者に対して日本国内で処分してはならない。
- 4 所得税及び社会保障のための納付金の源泉徴収及び納付に關する義務並びに、別に相互に合意される場合を除く外、賃金及び諸手当に關する条件のような雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に關する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。
- 5 本条に掲げる諸機関は、日本国の当局に対し、日本国の税法が要求するところにより資料を提供するものとする。

第十六条

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に、政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

第十七条

- 1 千九百五十一年六月十九日にロンドンで署名された「軍隊の地位に關する北大西洋条約当事国間の協定」が合衆国について効力を生じたときは、合衆国は、直ちに、日本国の選択により、日本国との間に前記の協定の相当規定と同様の刑事裁判権に關する協定を締結するものとする。
- 2 1に掲げる北大西洋条約協定が合衆国について効力を生ずるまでの間、合衆国の軍事裁判所及び当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族

(日本の国籍のみを有するそれらの家族を除く。)が日本国内で犯すすべての罪について、専属的裁判権を日本国内で行使する権利を有する。この裁判権は、いつでも合衆国が放棄することができる。

3 2に定める裁判権が行われる間は、次の規定を適用する。

(a) 日本国の当局は、合衆国軍隊が使用する施設及び区域外において、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族を犯罪の既遂又は未遂について逮捕することができる。しかし、逮捕した場合には、逮捕された一又は二以上の個人を直ちに合衆国軍隊に引き渡さなければならない。合衆国軍隊の裁判権からのがれ、且つ、施設及び区域外の場所で発見された者は、要請に基づいて、日本国の当局が逮捕し、且つ、合衆国の当局に引き渡すことができる。

(b) 合衆国の当局は、合衆国軍隊が使用する施設又は区域内において、専属的逮捕権を有する。日本国の裁判権に服する者で前記の施設又は区域内で発見されたものは、要請に基づいて、日本国の当局に引き渡すものとする。

(c) 合衆国の当局は、前記の施設又は区域の近傍で、当該施設又は区域の安全に対する犯罪の既遂又は未遂の現行犯に係る者を法の正当な手続に従って逮捕することができる。前記の者で合衆国軍隊の裁判権に服さないものは、直ちに日本国の当局に引き渡さなければならない。

(d) 3(c)の規定に従うことを条件として、施設及び区域外における合衆国軍隊の軍事警察の活動は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の秩序及び規律の維持並びにそれらの者の逮捕のため必要な範囲内に限定される。

(e) 日本国及び合衆国の当局は、それぞれの裁判所における刑事上の捜査その他の手続のため証人及び証拠を提供することについて協力し、且つ、捜査を行うことについて相互に援助しなければならない。何人も自己に対する刑事裁判権を有しない裁判所に対する裁判所侮辱、偽証又は審判妨害を行ったときは、これを犯した者に対する裁判権を有する裁判所は、その者が当該裁判所に対してこれらの罪を犯したものとみなしてその者を裁判するものとする。

政府がそれに対する合衆国の裁判権の放棄を特に重要と認めるものについて、日本国の当局がその放棄を要請するときは、この要請に好意的考慮を与えなければならない。この放棄があつたときは、日本国は、その裁判権を行使することができる。

5 日本国が1に掲げる選択をしなかつた場合には、2以下に定める裁判権は、引き続き行われるものとする。前記の北大西洋条約協定がこの協定の効力発生の日から一年以内に効力を生じなかつた場合において、日本政府の要請があつたときは、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が日本国で犯した罪に対する裁判権の問題を再考慮するものとする。

第十八条

1 各当事者は、その軍隊の構成員又はその文民たる政府職員が公務の執行に従事している間に日本国において被つた負傷又は死亡については、その負傷又は死亡が公務執行中の他方の当事者の軍隊の構成員又は文民たる職員によるものであるときは、他方の当事者に対するすべての請求権を放棄する。

2 各当事者は、日本国において所有する財産に対する損害については、その損害が公務執行中の他方の当事者の軍隊の構成員又は文民たる政府職員によるものであるときは、他方の当事者に対するすべての請求権を放棄する。

3 契約による請求を除く外、公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、非戦闘行為に伴つて生じ、且つ、日本国において第三者に負傷、死亡又は財産上の損害を与えたものから生ずる請求は、日本国が次の規定に従つて処理するものとする。

(a) 請求は、請求が生じた日から一年以内に提起するものとし、日本国の被用者の行動から生ずる請求に関する日本国の法令に従つて審査し、且つ、解決し、又は裁判する。

(b) 日本国は、前記のいかなる請求も解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払は、日本国が円である。

(c) 前記の支払(解決によつてされたものであると日本国の管轄裁判所による

る。

(f) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を日本国から退去させる専属的権利を有する。合衆国は、日本政府が正当な事由により前記のいずれかの者の退去を要請するときは、この要請に好意的考慮を与えるものとする。

(g) 日本国の当局は、合衆国軍隊が使用する施設及び区域内にある者若しくは財産について、又は所在地のいかんを問わず合衆国軍隊の財産について捜索又は差押を行う権利を有しない。合衆国の当局は、日本国の当局の要請があつたときは、その権限の範囲内で前記の捜索及び差押を行い、且つ、その結果について日本国の当局に通知することを約束する。前記の財産(合衆国政府が所有し、又は使用する財産を除く。)に関する判決があつた場合には、合衆国は、日本国の当局にこれを判決に従つて処分するため引き渡すものとする。日本国の当局は、合衆国軍隊が使用する施設及び区域外で、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の身体又は財産について捜索又は差押を行う権利を有しない。但し、本条3(e)に従つて逮捕することができる者に関する場合及び前記の捜索が日本国の裁判権の下にある犯人の逮捕のため必要とされる場合は、この限りでない。

(h) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑の刑を規定していない場合には、合衆国軍隊が日本国内で執行してはならない。

4 合衆国は、合衆国の軍事裁判所及び当局が、日本国の法令に違反するすべての罪で合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が日本国内で犯したと認められることについて十分な証拠があるものを裁判し、且つ、有罪の判決をしたときは、処罰する意思及び能力を有すること並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が犯したと認められる罪で、日本国の当局が通告するもの又は合衆国の軍事裁判所及び当局が発見するものを捜査し、且つ、正当に処理する意思及び能力を有することを約束する。合衆国政府は、更に、4に基いて生ずるすべての事件について合衆国の軍事裁判所が行つた処分を日本国の当局に通告することを約束する。合衆国は、4に基いて生ずる事件で日本国

事件の裁判によつてされたものであるとを問わない。又は支払を認めない日本国の管轄裁判所による最終の裁判は、拘束力を有する最終的のものとする。

(d) 前諸号に従い請求を満足させるために要した費用は、両国政府が合意する条件で分担する。

(e) 日本国が3に従つて承認した又は承認しなかつたすべての請求の明細及び各事件についての認定並びに日本国が支払つた額の明細は、定められるべき手続に従つて、合衆国が支払うべき分担額に対する弁償の要請とともに、合衆国に定期的に送付する。この弁償は、できるだけすみやかに円で行わなければならない。

4 各当事者は、前諸項の実施に当り、その人員が公務の執行に従事していたかどうかを決定する第一次の権利を有する。この決定は、当該請求が提起された後できるだけすみやかに行わなければならない。他方の当事者がこの決定に同意しなかつたときは、その当事者は、この協定の第二十六条の規定に基づいて協議のためにその問題を合同委員会に付託することができる。

5 日本国内における不法の作為又は不作為が公務執行中に行われたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する請求は、次の方法で処理するものとする。

(a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情(損害を受けた者の行動を含む。)を考慮して、公平且つ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、且つ、その事件に関する報告書を作成する。

(b) 報告書は、合衆国の当局に交付されるものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰しや料の支払を申し出るかどうかを決定し、且つ、申し出る場合には、その額を決定する。

(c) 慰しや料の支払の申出があつた場合において、請求人がその請求の完全な弁済としてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、自ら支払をし、且つ、その決定及び支払つた額を日本国の当局に通知する。

(d) 5のいかなる規定も、請求の完全な弁済として支払が行われたのではない

限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴を受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。

- 6 (a) 合衆国軍隊の構成員及び文民たる被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、3に掲げる請求に関しては、日本国において訴を提起されることがないが、その他のすべての種類の事件については、日本国の裁判所の民事裁判権に服する。

- (b) 合衆国軍隊が使用する施設及び区域内に日本国の法律に基き強制執行を行うべき私有の動産（合衆国軍隊が使用する動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基き、それらの財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。

- (c) 合衆国の当局は、日本国の裁判所における民事訴訟のため証人及び証拠を提供することについて、日本国の当局と協力しなければならない。

- 7 合衆国軍隊による又はそのための物資、需品、備品、役務及び労務の調達に關する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によつて解決されないものは、合同委員会に調停のために付託することができる。但し、7の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴を提起する権利を害するものではない。

第十九条

- 1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国政府の外国為替管理に服する。

- 2 1の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、この協定に關連する勤務若しくは雇用の結果として合衆国軍隊の構成員及び軍属が取得したもの又は前記の者及びそれらの家族が日本国外の源泉から取得したものの日本国内又は日本国外への移転を妨げるものと解してはならない。
- 3 合衆国の当局は、2に定める特権の濫用又は日本国の外国為替管理の回避を防止するため適当な措置を執らなければならない。

第二十条

- 1 (a) ドルをもつて表示される合衆国軍票は、合衆国によつて認められた者が、合衆国軍隊の使用する施設及び区域内における内部の取引のため使用するこ

第二十三条

日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため随時に必要となるべき措置を執ることに協力をするとする。日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基いて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。

第二十四条

日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府は、日本区域の防衛のため必要な共同措置を執り、且つ、安全保障条約第一条の目的を遂行するため、直ちに協議しなければならない。

第二十五条

- 1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除く外、この協定の存続期間中日本国に負担をかけることが合意される。
- 2 日本国は、次のことを行うことが合意される。

- (a) 第二条及び第三条に定めるすべての施設、区域及び路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけるので提供し、且つ、相当の場合には、施設、区域及び路線権の所有者及び提供者に補償を行うこと。

- (b) 定期的再検討の結果締結される新たな取極の効力発生の日までの間、合衆国が輸送その他の必要な役務及び需品を日本国で調達するのに充てるため、年額一億五千五百万ドルに相当する額の日本国通貨を合衆国に負担をかけるのでその使用に供すること。円の支払が貸記される際の為替相場は、公定の平価又は次の相場、すなわち、日本国政府が認める相場又は日本国政府、その機関若しくは外国為替取引を行うことを認可された日本国の銀行が何人かのいずれかの取引において用いる相場で支払の日何人が利用すること

とができる。合衆国政府は、認められた者が、合衆国の規則により認められる場合を除く外軍票を用いる取引に従事することを禁止されることを確保するため適当な措置を執るものとする。日本国政府は、認められない者に対し軍票を使用する取引に従事することを禁止するため必要な措置を執るものとし、また、合衆国の当局の援助を得て、偽造軍票の製造又は行使に關与する者で日本国の裁判権の下にあるものを逮捕し、及び処罰するものとする。

- (b) 合衆国の当局が、認められない者に対し軍票を行使する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を逮捕し、及び処罰すること並びに、日本国における軍票の認められない者又は日本国政府若しくはその機関に対していかなる義務も負うことはないことが合意される。

- 2 軍票の管理を行うため、合衆国は、その監督の下に、合衆国が軍票の使用を認めた者の用に供する施設を維持し、及び運営する一定のアメリカの金融機関を指定する権利を有する。軍用銀行施設を維持することを認められた金融機関は、その施設を当該機関の日本国における商業金融業務から場所的に分離して設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し且つ運営すること唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆国通貨による銀行勘定を維持し、且つ、この勘定に關するすべての金融取引（この協定の第十九条2に定める範囲内における資金の受領及び送付を含む。）を行うことを許される。

第二十一条

合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用する施設及び区域内に設置し、及び運営する権利を有する。

第二十二条

合衆国は、日本国に在留するすべての適格の合衆国市民を合衆国軍隊の予備役団体に編入し、及び訓練する権利を有する。但し、日本国政府が雇用している者の場合には、日本国政府の事前の同意を得なければならない。

とができるもののうち、合衆国が最も有利と認めるもので、両国が国際通貨基金と平価について合意しているときは、国際通貨基金協定で禁止されていないものとする。

- 3 この協定に基いて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行うことが合意される。

第二十六条

- 1 この協定の実施に關して相互の協議を必要とするすべての事項に關する日本国と合衆国との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が安全保障条約第一条に掲げる目的の遂行に當つて使用するため必要とされる日本国内の施設又は区域を決定する協議機関として、任務を行う。

- 2 合同委員会は、日本国の代表者一人及び合衆国の代表者一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国又は合衆国のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるように組織する。

- 3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府に更に考慮されるように移すものとする。

第二十七条

- 1 この協定は、日本国と合衆国との間の安全保障条約が効力を生ずる日に効力を生ずる。
- 2 この協定の各当事者は、この協定の規定中その実施のため予算上及び立法上の措置を必要とするものについて、必要なその措置を立法機関に求めることを約束する。

第二十八条

いずれの当事者も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉するものとする。

(別表1) ガリオア物資見返資金積立以前明細表(昭和20年度～)

Table with 8 columns: Item, Unit, Quantity, Amount for 20th, 21st, and 22nd years.

(別表2) ガリオア物資見返資金積立以後明細表(昭和24年度～)

Table with 8 columns: Item, Unit, Quantity, Amount for 24th, 25th, and 26th years.

昭和23年度 (単位 ドル)

Table with 4 columns: Quantity, Amount for 23rd year, and Quantity, Amount for Total.

昭和26年度 (単位 ドル)

Table with 4 columns: Amount for 26th year, Quantity, Amount for Total, and Amount for Total.

第二十九条 この協定及びその合意された改正は、安全保障条約が有効である間、有効とする。...

以上の証拠として、両政府の代表者は、このために正当な委任を受け、この協定に署名した。...

アメリカ合衆国政府のために デイヴィン・ラスク アール・ジョンソン 出所『法令全書』昭和二十七年。

(57) 米国の対日援助物資総額及び支払額等について(昭和三十七年一月二十九日第四〇国会衆議院予算委員会提出資料) 戦後対日援助処理問題に関する援助物資総額及び支払額についての説明...

ガリオア  
 余剰報奨物資 一、八四〇、三八三、三三一・〇〇  
 米軍私下物資 四〇、五九二、〇二七・〇九

合計 一、九五四、〇八一、七一八・〇九

(2) これに対し通産省が保有する貿易庁、あるいは総司令部の資料に基づき各受領一件毎に関連資料を検討した結果、援助物資と考えられるものを集計した数字は次のとおりである。(ガリオア明細は別表1・2参照—編者)

ガリオア 一、七二六、九二五、四〇二・〇〇<sup>ドル</sup>

内訳

見返資金設置以前 八四七、二七六、五五七・〇〇

見返資金設置以後 八六九、六四八、八四五・〇〇

余剰報奨物資 三四、三四五、九四四・〇〇

米軍私下物資 四三、八二三、九二二・〇〇

合計 一、七九五、〇九五、二六八・〇〇

二、支払額(四億九千万ドル)

支払額については、交渉の結果、四億九千万ドルに妥結したものである。わが国としてこの金額でおれあったのは、前記日米双方の援助物資総額、各種の控除項目、西独の場合の前例等を総合勘案した結果である。

わが方が交渉に当たってとった考え方を示せば次表のとおりである。

日本側数字による援助物資総額 一、七九五、〇九五、二六八・〇〇<sup>ドル</sup>(A)

(A)から控除する項目

贈与分 一六、三三九、九三〇・〇〇

返還分 一七、〇一〇、三五七・〇〇

内訳

ガリオア物資 六六九、〇一九・〇〇

余剰報奨物資 一五、六五七、七六九・〇〇

米軍私下物資 六八三、五六九・〇〇

スクラップ分 八、〇六〇、四二二・〇〇

琉球転送分 八八七、一〇二・〇〇

石油運賃減額分 六、四二一、四八三・〇〇

英連邦軍物資対米引渡分 二〇九、四七八・〇〇

合計 四八、九二八、七六二・〇〇(B)

援助物資純受領額(A-B) 一、七四六、一六六、五〇六・〇〇(C)

(C)から控除する項目

米側諸計画への見返資金支出分 二七、五九二、一六二・五八

内訳

連合軍人住宅建設費 二〇、五八〇、六三三・〇〇

特定教育計画費 二、〇八三、三三三・〇〇

学童給食費 四、九二八、一九六・五八

韓国、琉球向建設資材費 五五、七八九、五四三・〇一

船舶運営会人員物資輸送費 二五、五六九、六六一・四〇

合計 一〇八、九五二、三六六・九九(D)

差引残額(C-D) 一、六三七、二一五、一三九・〇〇(E)

(E)に西独の返済率適用

(三三・一七八%)

(F)から控除する項目

日韓清算勘定残高 四七、一二五、二七八・〇三

日本、琉球清算勘定残高 一、六二九、三三八・二六

合計 四八、七五四、六一六・二九(G)

差引残額(F-G) 四九四、四四〇、六二二・五三

支払額(債務確定額) 四九〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

出所 大蔵省所蔵国会提出関係資料